

4.
PKO
法による支援

ルワンダ難民に対する国際平和協力法による支援

平成6年7月27日

国際平和協力本部事務局

1. ルワンダ難民の現状

別添参照

2. 各国、各国際機関の支援状況

別添参照

3. 国際平和協力法上想定し得る支援の態様

(1) 国連ルワンダ支援団 (UNAMIR) に対する人的・物的支援

UNAMIRへの我が国要員の参加, UNAMIRに対する物資協力

(2) 周辺国, 特にザイールにおけるルワンダ難民に対する人的・物的支援

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 等の行う人道的な国際救援活動への我が国要員の参加, 同活動に対する物資協力

4. 国際平和協力法との関係

(1) UNAMIRに対する支援

UNAMIRが活動しているルワンダにおいては, 紛争当事者である新政権を樹立したRPF (ルワンダ愛国戦線) と暫定政府との間で「停戦の合意」が存在しておらず, 国際平和協力法上, UNAMIRに対して人的・物的支援を行うことは困難である。

(2) 周辺国, 特にザイールにおける難民に対する支援

国際平和協力法上, いわゆる五原則のうち, 「受入国の人道的な国際救援活動への同意」 (我が国要員が当該活動に参加する場合にはそれについても同意を要する) があれば, 受入国である周辺国におけるUNHCR等に対して我が国が人的・物的支援を行うことができるものと考えられる。

FAX 送信状

平成 6 年 8 月 8 日

宛:

外務省 国際平和協力室
松本様

発: 総理府国際平和協力本部事務局

尾崎 光井

TEL : 03-3581-2361

()

(直通) : 03-3581-

FAX : 03-3580-1108

件 名

ワタダ 難民への人的支援について、調査団が帰国する前に
人的貢献を行うことと前段に、準備に 法判局第一部に説明
にいくこととしたいと思っております。

法判局説明ページ (4枚つづり) と参考資料(1枚) を
送ります。

法判局説明ページについては、明日 8/9 (火) 正午までに
ご意見をいただきたいと思います。

明日 8/9 (火) 午後には法判局に行きたいと思っております。
どうぞよろしくおねがいします。

送信枚数 (本紙を含む) : 枚

(法判局説明ペーパー)

ルワンダ難民に対する人的支援と国際平和協力法について

平成 6 年 8 月 日
国際平和協力本部事務局

○ ルワンダ難民に対する人的支援といわゆる 5 原則との関係

1. 国際平和協力法第 3 条第 2 号について (停戦の合意、UNHCR の行う人道的な国際救援活動への受入国の同意)

国際平和協力法第 3 条第 2 号	今回のルワンダ難民に対する支援との関係
(人道的な国際救援活動の定義) - 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表に掲げる国際機関が行う要請に基づき、 - 国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争 (以下単に「紛争」という。) によって	ルワンダ難民への支援に関する国連安全保障理事会の諸決議 (別添 1、一例) 及び国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の要請 (別添 2) が存在。
	① ルワンダ紛争は国内のツチ・フツ両部族の対立を原因とするが、この対立は、長い歴史的経緯を有し、また、国境を越えて隣国ブルンジにもまたがったものである。紛争の態様も主として武力による対立である。さらに、最近の大量虐殺は、ルワンダの国内問題を越えた国際的な問題として考えられている。 ② ルワンダ紛争については、安保理がこれを国際の平和と安全に対する脅威と考え、種々の決議を採択してきた。 ③ 安保理は、93 年 10 月に国連 PKO である国連ルワンダ支援団 (UNAMIR) の設立決議を採択 (設立決議別添)、UNAMIR は同年末以来ルワンダにおいて展開、活動を行っているなどを勘案すれば、「国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争」であると判断される。

被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）の	ザイール等周辺国（ザイール、ウガンダ及びタンザニア）におけるルワンダ難民が対象。
救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいた活動であって、	ザイール等周辺国におけるルワンダ難民を支援するために医療・衛生業務等の人道的な国際救援活動を行っているUNHCRの活動が存在。
当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、	UNHCRがザイール等周辺諸国内において人道的国際救援活動を行うことについて、ザイール等救援活動が行われる周辺諸国政府の同意が存在している。（追って、念のため、UNHCRからの我が国に対する協力要請書簡の中で確認しておくこととする。）
かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、	（当該活動が行われるザイール等周辺諸国は、紛争当事国ではないため、この部分は該当せず。）
国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（第四号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。	UNHCRによって実施されている活動であり、米・英等の加盟国が協力している。

2. 同法第6条第1項について（我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意）

国際平和協力法第6条第1項	今回のルワンダ難民に対する支援との関係
内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であって、	ルワンダにおいては、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（内戦）により、これまで例を見ない程の大量の難民が周辺国に流入し、危機的な状況になっている。 このような状況において、UNHCRを始めとする国際機関等の実施する人道的な国際救援活動が拡大しており、これに対し、我が国としてもできる限りの支援、協力を行うことが求められている。 このため、我が国としても、資金的、物的だけでなく、なし得る最大限の人的な貢献を行うことが必要があることから、今回、ルワンダ難民が大量に流入している周辺国に我が国の要員を派遣し、国際平和協力業務を実施することが適当である。
次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議決定を求めなければならない。	（国際平和協力業務を実施すること及び実施計画については、追って、閣議決定を行う。）
一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事国及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意	（今回は、国際連合平和維持活動のために国際平和協力業務を実施するものではないため、この部分は該当しない。）
二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意	我が国が国際平和協力業務を実施することについての受入国の同意は、追って、UNHCRからの我が国に対する協力要請書簡の中で確認する。 なお、我が国がどの国で国際平和協力業務を実施するかについては、現在派遣中の我が国調査団の調査報告を待って決定することとなる。

3. 派遣の中断・派遣の終了について

- ・ UNHCRの行っている人道的な国際救援活動及びUNHCRの右活動に対する協力として実施される我が国の国際平和協力業務に対する受入国の同意が満たされない状況が生じた場合には、我が国の要員・部隊は実施要領に従って業務を中断し、そのような状況が続き、短期間に回復しない場合には、実施計画の変更を閣議決定して、派遣を終了することとなる。このような業務の中断・派遣の終了に関する我が国の方針については、予めUNHCR及び受入国に説明し、了解を得る必要がある。

4. 武器の使用

- ・ 国際平和協力法第24条に基づき、我が国から派遣された要員による武器の使用については、要員の生命等の防衛のために必要な最小限のものに限られることとなる。我が国の行う国際平和協力業務は、UNHCRの活動に対する協力として実施されるものであるが、UNHCRの指図の下に行うものではないことから、このような武器の使用に関する我が国の方針については、UNHCRの了解を得る必要はない。

(参考) ← 丸判局には送らず!!

国際平和協力法に基づくルワンダ難民に対する人的支援
(派遣枠組み(案))

6年8月8日

前提: 対ルワンダ難民人的支援に係る我が国の国際平和協力業務は、UNHCR の要請に基づき、右が実施している人道的な国際救援活動に対する協力として行われる。

1. 日本政府-UNHCR

(1) UNHCR側要請口上書 (括弧内は当方として期待する要請内容)

- ①協力要請分野: (衛生・医療)
- ②規模: (自己完結的能力を有する規模)
- ③期間: (日本政府として派遣可能な期間)
- ④経費負担: (日本政府負担)
- ⑤UNHCR が実施している人道的な国際救援活動及び我が国の業務実施に対する受入国の同意が得られていること

(2) 日本側回答口上書

- ①日本政府は、要請を受け、要員を派遣すること
- ②UNHCR の行っている人道的な国際救援活動に対する日本の協力は、日本の関係法令、特に、右活動に対する日本の協力を規律する基本的な原則を規定する国際平和協力法に従って行われること (注)
- ③経費負担: 日本政府負担

2. 日本政府-派遣先国政府

口上書交換の形が望ましいが、事態の緊急性に鑑み、先方の回答は公電報告でも可。

(1) 日本側口上書

- ①日本の派遣要員の地位については、UNHCR に協力して救援活動を実施している各国軍隊の要員と同等の特権・免除が付与されることを要請
- ②UNHCR の行っている人道的な国際救援活動に対する日本の協力は、日本の関係法令、特に、右活動に対する日本の協力を規律する基本的な原則を規定する国際平和協力法に従って行われること (注)

(2) 派遣先国政府回答口上書

- ①上記日本側口上書の①に対する派遣先国の同意

(注) ○上記1. (2) ②の点 (同2. (1) ②も同じ)、特に、中断・撤収の方針については、別途UNHCR 高官及び派遣先国政府高官に対し説明し、先方が了解した旨の公電を受領することが必要。

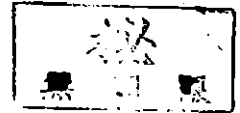
○他方、護身用に武器を携行する場合においては、武器の使用に関する原則が問題となる。人道的な国際救援活動に対する協力として実施される国際平和協力業務の場合においては、国連平和維持活動に対する協力として実施される国際平和協力業務の場合とは異なり、協力相手との間に「指図」の関係には立たないことから、UNHCR の了解は必要ではない。

各国の支援状況

平成6年8月1日現在

区 分	資 金	物 資 ・ 役 務
米	総額 25,020万ドル (物資協力・その他を含む)	・物資協力 食料品、毛布、医薬品 (67.5万ドル) ・空輸活動への協力(8機を提供) ・軍人4000人増強予定
仏	総額 2,900万ドル (物資協力等別)	・部隊派遣 ・物資協力 浄水機、料理用器材、毛布等
加	総額 1,580万ドル (物資協力・その他を含む)	・現地での空輸活動を実施するとともに、物資輸送用の輸送機1機を供与 ・物資協力 浄水器、食料 ・医療部隊 約200名派遣 ・軍航空管制官等25名派遣
英	総額 4,000万ドル (物資協力等別)	・ゴマ地区への空輸活動を実施
独	総額 2,759万ドル (物資協力等別)	・ジープ、給水車、スペアパーツ等の供与を検討中 ・物資協力 浄水器27台 ・浄水器技術者60名派遣 ・輸送機3機提供
伊	総額 1,000万ドル (物資協力等別)	・ピサの備蓄基地より援助物資を空輸 ・物資協力 緊急物資、医薬品 ・医師団をゴマ市に派遣 ・空軍機4機、軍医6名、下士官3名を医療輸送に使用 ・浄水器及び医薬品をC-130にて輸送 ・タンク車3台、タンクローリー2台使用
E U	総額 54,400万ドル (物資協力・その他を含む)	・物資協力 食料、医薬品、衛生関係物資
日 本	総額 4,430万ドル ・9百万ドルの拠出を実施 ・3百万ドルの拠出を決定(7/8) ・32.3百万ドルの追加拠出を決定(7/26)	

物資協力の
ため750ト
ンの早入を
派遣

岩井補佐殿 外務省松本
御参考まで(上リ補佐が書いてあるものです)

ルワンダ難民支援に対する自衛隊派遣問題について

平成6年8月12日

国連政策課

本件については、国際平和協法力上の人道的国際救援活動として、対UNHCR 協力としてルワンダ周辺国に自衛隊を派遣することが検討されているが、仮にこれが実現の方向で動く場合には、必要に応じルワンダの国内においても活動できるような柔軟性を持たせて置くことを併せて検討すべきと考える。

1. ルワンダ難民については、出来る限り早くルワンダへ帰還させることが国連、UNHCR 双方にとっても至上の原則であり、実際かなりの数が帰還を始めている。自衛隊の派遣先がザイルであれ、タンザニアであれ、国境周辺において活動するものと予想される場所、国境を一步でも越えれば活動ができないとのことであれば、大きな問題。ちなみに、UNHCR 自体は(難民の帰還に携わる以上)ルワンダ国内まで活動の範囲となっているはずである。(かつてカンボディアにおいて、住民に水を直ちに供給できなかったことが批判されたが、問題の程度としてはその比ではない。)

2. ルワンダ情勢について最終的な判断を下すためには、更に情報を得、また、もう少し推移を見る必要があるが、8月3日付のSGレポートにおいても、旧政権の軍隊は既に組織としての体をなしていないと報告されており、組織的戦闘は既に集結しているものと判断できる。他方、新政府は実効的に全国土を支配しつつあると思われ、8月11日には新代表の委任状が国連において受理されており、安保理にも近く出席の見通し。従って、ルワンダについても国際平和協法力上の原則を充たすとの判断も不可能ではないと思われる。(仮に現時点で無理であっても、いまだ少し時間が経てば可能と思われる。)

3. 8月3日付のSGレポートにおいて、SGは、(UNAMIR及び決議929に基づく多国籍軍以外に)人道援助のため各国より派遣されている部隊についても、これをUNAMIRの一部とするか又は安保理の承認の基に置きUNAMIRとの間で取決めを結ぶべしとの意見を提出している。安保理がこれにどう反応するかは不明であるが、仮にUNAMIRとの間での協力関係を目指す方向に議論が進む場合(UNHCR との関係がどうなるかとの問題もある)、国境を挟んでUNAMIRへの協力活動を求められる可能性も否定できない。

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

0 8 - 0 2 3

大	政	事	外	外	儀	官
大	務	務			典	房
臣	秘	官	審	審	長	長

外研長
總括審
査察大
環大使
經大使
北了大
政代表

総儀対会要厚情研

察人信在鑒史才圖

外報官 審報際内外フ

文長 | 審一二

参政保对旅外

長 平安總審
企園

審軍不原料

審行傳人獨地	
國	

了	審地中東
---	------

長	參北東四
北	

米	番一保
三	
中	

參一二	案西口洋
-----	------

長	二 西 二	東
---	-------------	---

参日二〇〇
一二

經

長	途經	
	參	審

經協	審政調國開
	有國認國法

審 長	規協審
--------	-----

情長 | 參國析析調七
一二

総 番 号 R157169

月 4 日

平成 6年 '8月 5日

發 連 國

本 省 著

主 管

支 難 國

外務大臣殿

丸 山 大 使

ルワンダ難民・避難民問題（SG副報道官ステートメント）

第4321号 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 DN3783-01)

外務省

UN:3/85 1

1. 3日、国連人道問題局（DHA）黒田職員（ルワンダ担当）より、ルワンダ難民・避難民問題に関するSG副報道官のステートメントを入手したところ、右別FAX信する。なお、同ステートメント要旨以下の通り。

（1）ルワンダにおける政治的、軍事的、人道的活動の調整の全体的な責任はカーン特別代表にあり、この責任の中にはUNHCR、UNICEF、UNDP、WFP等全ての国連機関により実施される活動も含まれる。

（2）なお、人道援助に関しては、SG特別代表は国連ルワンダ緊急事務所の所長であるHein国連人道調整官により補佐されている。

（3）国連機関、NGO及びドナー国はルワンダに対する緊急援助を最も効率的に行うため、この全体的な調整の枠の下に活動するよう強く要請される。

2. なお黒田職員によると、本件ステートメントが発出された背景には、先般緒方高等弁務官がルワンダを訪問した際、ゴマに逃れた難民のルワンダ帰還に対して消極的な発言を行い、カーン特別代表、ハンセン事務次長等との意見の相違がある旨マスコミから批判されたことがある由。

本電のみ寿府代、ケニアに転電した。

（了）

DN3784

FAX信

総 番 号 R157172

月 4日
平成 6年 8月 5日

国 連 発
本 省 着

主 管

国 難 支

外 務 大 臣 殿

丸 山 大 使

ルワンダ難民・避難民問題（SG副報道官ステートメント）

FAX信 至急（ゆう先処理）

往電第4321号別FAX信

（以下FAX送信 DN3784-01）

DN:3784- 1

Statement attributable to the Deputy-Spokesman for the Secretary-General:

In response to queries, I would like to clarify for your information that the overall responsibility for the coordination of political, military as well as humanitarian activities inside Rwanda rests with his Special Representative Mr. Shaharyar Khan. This responsibility encompasses all the activities in Rwanda by all United Nations entities including UNHCR, UNICEF, UNDP, WFP, whose programmes and plans of actions must be carried out within this overall coordination framework. With respect to humanitarian assistance, the Special Representative of the Secretary-General is assisted by the United Nations Humanitarian Coordinator, Mr. Arturo Hein, who heads the United Nations Rwanda Emergency Office.

Specialized agencies as well as non-governmental organizations and bilateral donors are strongly urged to operate within this overall coordination framework to ensure the maximum effectiveness of the efforts of the United Nations to provide emergency assistance to the affected population and to restore normalcy in Rwanda.

2 August 1994

(31)

5. 物育協力

7/60
送付
↓
K12
Tel

(別添2.)

外務省 国際社会協力部
難民支援室

電信写

月 21日
平成 6年 7月 21日

寿 府 代 発
本 省 着

ルワンダ難民・避難民問題（オガタHCよりの支援要請）

第3983号

往電第3909号に関し、

20日、オガタ難民高等弁務官より本使に対し、ルワンダ難民・避難民支援につき次のとおりわが国の緊急支援を電話にて要請越した。

1. ルワンダ難民・避難民支援については、当該難民・避難民の急増とともにその事態の緊急性、援助ニーズは極めて高い。具体的な援助要請は本日のインフォメーション会合（別途報告）でご説明する予定であるが、米よりはロジスティック・サポートにつき申し入れがあり、独よりもコール首相より広範な支援（broad spectrum involvement）の用意ありとの申し入れを受けているほか、他国よりのオファーもあるところ、日本としても然るべき対応をお願いしたく要請する次第である。

2. 現在、ルワンダ難民は、タンザニアに50万人、ブルンディに50万人、ザイールのブカブに50万人、及びゴマに100万人の計250万人いると見られ、これに加えて140万人の国内避難民が存在する。国内避難民は本来UNHCRの任務とは言えないが、他に担当する機関もありそうになく、所しよう外であるから関係ないとするわけにもいかず、結局UNHCRとしては全体で390万人もの難民・避難民の支援を行わなければならない。資金、物資、人のあらゆる面で不足しているが、とにかく物資及び輸送手段の不足が深刻である。援助物資としては、毛布、ビスケット、簡易水そう、車両等が必要とされており、また、物資輸送に係わる人（空港での下し作業等）、セキュリティー・チーム等人の確保の要もある。

3. かかる状況に対処し効率的な援助活動を実施するため、エンテベ（ウガンダ）を集積基地として同地に援助物資を空輸し、そこから車両等により関係地域に運び込むことが予定されている。ついては、援助物資の調達及び輸送サービスの提供が重要であるところ、日本の支援をお願いしたい。

秘

電信写

国連代、ケニア、タンザニア、ガボンに転電した。(了)

UNITED
NATIONS別添3
DN5412 1

Security Council

PROVISIONAL

S/26519**

5 October 1993

ENGLISH

ORIGINAL: ENGLISH AND FRENCH

~~Draft~~ resolution 15-0-0
(872)

5 October 1993

The Security Council,

Reaffirming its resolutions 812 (1993) of 12 March 1993 and 846 (1993) of 22 June 1993,

Reaffirming also its resolution 868 (1993) of 29 September 1993 on the security of United Nations operations,

Having considered the report of the Secretary-General of 24 September 1993 (S/26488 and Add.1),

Welcoming the signing of the Arusha Peace Agreement (including its Protocols) on 4 August 1993 and urging the parties to continue to comply fully with it,

Noting the conclusion of the Secretary-General that in order to enable the United Nations to carry out its mandate successfully and effectively, the full cooperation of the parties with one another and with the Organization is required,

Stressing the urgency of the deployment of an international neutral force in Rwanda, as underlined both by the Government of the Republic of Rwanda and by the Rwandese Patriotic Front and as reaffirmed by their joint delegation in New York,

Paying tribute to the role played by the Organization of African Unity (OAU) and by the Government of the United Republic of Tanzania in the conclusion of the Arusha Peace Agreement,

Resolved that the United Nations should, at the request of the parties, and under peaceful conditions with the full cooperation of all the parties, make its full contribution to the implementation of the Arusha Peace Agreement,

1. Welcomes the report of the Secretary-General (S/26488);
2. Decides to establish a peace-keeping operation under the name "United Nations Assistance Mission for Rwanda" (UNAMIR) for a period of six months subject to the proviso that it will be extended beyond the initial ninety days only upon a review by the Council based on a report from the

s/26519
English
Page 2

DN5412 2

Secretary-General as to whether or not substantive progress has been made towards the implementation of the Arusha Peace Agreement;

3. Decides that drawing from the Secretary-General's recommendations UNAMIR shall have the following mandate:

(a) To contribute to the security of the city of Kigali inter alia within a weapons secure area established by the parties in and around the city;

(b) To monitor observance of the cease-fire agreement, which calls for the establishment of cantonment and assembly zones and the demarcation of the new demilitarized zone and other demilitarization procedures;

(c) To monitor the security situation during the final period of the transitional government's mandate, leading up to the elections;

(d) To assist with mine clearance, primarily through training programmes;

(e) To investigate at the request of the parties or on its own initiative instances of alleged non-compliance with the provisions of the Arusha Peace Agreement relating to the integration of the armed forces, and pursue any such instances with the parties responsible and report thereon as appropriate to the Secretary-General;

(f) To monitor the process of repatriation of Rwandese refugees and resettlement of displaced persons to verify that it is carried out in a safe and orderly manner;

(g) To assist in the coordination of humanitarian assistance activities in conjunction with relief operations;

(h) To investigate and report on incidents regarding the activities of the gendarmerie and police;

4. Approves the Secretary-General's proposal that the United Nations Observer Mission Uganda-Rwanda (UNOMUR) established by resolution 846 (1993) should be integrated within UNAMIR;

5. Welcomes the efforts and the cooperation of the OAU in helping to implement the Arusha Peace Agreement, in particular the integration of the Neutral Military Observer Group (NMOG II) in UNAMIR;

6. Further approves the Secretary-General's proposal that the deployment and withdrawal of UNAMIR should be carried out in stages and notes in this connection that UNAMIR's mandate, if extended, is expected to terminate following national elections and the installation of a new government in Rwanda, events which are scheduled to occur by October 1995, but no later than December 1995;

7. Authorizes the Secretary-General, in this context, to deploy the first contingent, at the level specified by the Secretary-General's report, to Kigali for an initial period of six months, in the shortest possible time, which, when fully in place, will permit the establishment of the transitional institutions

/...

DN5412 3

s/26519
English
Page 3

and implementation of the other relevant provisions of the Arusha Peace Agreement;

8. Invites the Secretary-General, in the context of the report referred to in paragraph 2 above, also to report on the progress of UNAMIR following its initial deployment, and resolves to review as appropriate, on the basis of that report and as part of the review referred to in paragraph 2 above, the requirement for further deployments in the scale and composition recommended by the Secretary-General in his report (S/26488);

9. Invites the Secretary-General to consider ways of reducing the total maximum strength of UNAMIR, in particular, through phased deployment without thereby affecting the capacity of UNAMIR to carry out its mandate and requests the Secretary-General in planning and executing the phased deployment of UNAMIR to seek economies and to report regularly on what is achieved in this regard;

10. Welcomes the intention of the Secretary-General to appoint a Special Representative who would lead UNAMIR in the field and exercise authority over all its elements;

11. Urges the parties to implement the Arusha Peace Agreement in good faith;

12. Also requests the Secretary-General to conclude expeditiously an agreement on the status of the operation, and all personnel engaged in the operation in Rwanda, to come into force as near as possible to the outset of the operation and no later than thirty days after the adoption of this resolution;

13. Demands that the parties take all appropriate steps to ensure the security and safety of the operation and personnel engaged in the operation;

14. Urges Member States, United Nations agencies and non-governmental organizations to provide and intensify their economic, financial and humanitarian assistance in favour of the Rwandese population and of the democratization process in Rwanda;

15. Decides to remain actively seized of the matter.

13)

13

GM: 1041-

※総第075466号001公館宛 GM1041-02

平成*平成 6 年 7 月 8 日 5 分 2 秒 受付

FAX

電 話 緊 急

秘

無 期 限

電信課長

大臣

秘書官

政務次官

事務次官

外務審議官

外務審議官

官房長

主管

国際社会協力部長

参事官

人権難民課長

難民支援室長

首席事務官

国際協力室

※発電係

1

2

起案

平成 6 年 7 月 22 日

起案者

電話番号

2927

協議先

技術協力課長

技術協力課長

無償資金協力課長

国連行政課長

在

寿 府 代

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

ルワンダ難民-避難民問題

主管・文書記号

※電番

国連支

第2104号

大至急

普通

パターン・コード

転電

転送

転報

在

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

※

07546624

大至急

JUEIUDAI

F電

GB-1

外務省

回覧番号

310

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第3983号及び同第3984号に関し、

1、我が国の対ルワンダ追加支援については、マルチ協力、パイの協力、また、資金協力、物的協力、人的貢献等多様な支援の形態が存在すると思料されるが、緒方HCの意向及び貴見等も踏まえ、いかなる有効な追加支援が可能か現在鋭意検討中である。

右検討の過程において、全くの理論的エクササイズの一つとして、以下2、の形態による協力の可能性についても、その実現可能性につき調査を行うこととしたので、以下2、の我が方構想につき、貴地UNHCR事務局及びUNV事務局に対し、全くノン・コミットル・ベースにて説明の上、先方の反応振り・感触につき、結果至急回電ありたい。

2、可能性につき検討しうる一つの協力の形態として、例えば、(1) UNHCRに対ししかるべき額の追加拠出を行い、右拠出により例えば、車両・トラック、道路修理器具、物資積み降ろし機材、毛布等の緊急に必要とされている物資につきイヤーマークを行なう(日本からの支援であることを明記したものとする)。(2) 右物資の現地での活用にあたり、例えば、車両整備士、道路整備技術者、港湾等の物資積み降ろし技能者、毛布の配布コーディネーター等を邦人が行う。(3) 邦人の派遣形態については、例えば、(イ) 海外青年協力隊員OBをUNVとして派遣し、UNHCRの下で活動を行わしめる(かかる方式はすでに確立され経験あり)。あるいは、UNVが独自に一般公募により確保し、海外青年協力隊員OBとともに派遣する。この場合、手続としては、UNHCRよりUNVに対し要員の派遣要請があり、右派遣要請に基づきUNVが計画を作成して我が国に対し、派遣協力要請を行うこととなる。なお、JOCVの派遣については、従来同様JOCV側にて費用負担することとなり、また、一般公募を行う場合には、可能な範囲で我が方より拠出することとなる見込み。(ロ) 医師等を専門家のスキームで派遣する。この場合UNHCRより派遣要請が行われ、UNHCRよりの正式要請が必要となる。派遣にかかる経費は当方負担となる。

3、なお、上記構想を実現するためには、要員の必要とされている分野の確定(我が方援助物資関連業務その他必要分野)、当該分野に関して行われている現地での状況・体制(どういった活動が如何なる体制の下で行われているのか、必要な機材・医薬品等が揃っているのか否か等)、派遣された要員は如何なる体制・組織の下で救援活動を行うのか、派遣期間、派遣場所及び同所の安全に関する情報(派遣要員の現地の衣食住等、基本生活環境を含む。)、我が国におけるリクルート、UNHCRとUNVとの間の調整等必要とされる情報、クリアすべき点等が多々存在するので、現段階においては、その理論的可能性を探求するに止めることとならざるを得ないが、他方、先方が強い関心を示す場合には、可能な範囲で右必要関連情報等を入手の上、併せ回電ありたい。

(了)

25/10:27

8894 07/08 P01 R149034

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-023

大 政事外外儀官
大 移務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

審 総 安 団
長 団 団

審 参 軍 不 原 科

国 参 行 専 入 難 地
長

ア 審 地 中 東
参 北 東 西
長

北 米 長
審 一 二 保

南 長
参 一 二

審 西 口 洋
西 東
長

近 参 日 二 〇 〇
了 長

経 審 総 漁 国
長 審 経 エ 国
一 ネ
経 途
一

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 団
参 団 評 団 有 理

条 長
審 条 協 規

情 長
参 国 析 析 調 セ
一 二

総 番 号 R149034

月 22日

平成 6年 7月 23日

国 連 発
本 省 着

国 難 支

外 務 大 臣 殿

小和田 大 使

対ルワンダ緊急援助

第4093号 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 DN3480-01）

寿府代発大臣宛て電報第1114号に関し、

22日11時当地において国連事務総長による対ルワンダ国連統一
アピールが行われたところ、概要以下の通り。

1. まず国連事務総長により対「ル」DHA国連統一アピール（内
容は冒頭電報と同じもの、別途至近のパウチにて空送する）につき
ステートメントが行われた（同ステートメントを別FAX信する）。

2. 次に各国（米、独（EUを代表して）、仏、豪、エジプト（ア
フリカ・グループ代表）、ベルギー、NZ、オーストリア、スウェ
ーデン、セネガル、ザイール、ブルンディ）よりルワンダに対する
援助等に関する簡単なステートメントが行われた（独のステートメ
ントを別FAX信する）。

3. なお、最後にDHAハンセン次長より、8月2日にルワンダに
関するドナー国のプレッジング会合がジュネーブで開かれるところ、
ドナー国の援助を期待する旨述べられた。

寿府代に転電した。

（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

取扱注意

08-023

電信写

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

審 長 審総安平
企国

審 参軍不原料

国 参行専入地

ア 審地中東

長 参北東西

北 審一二保

米 参一二

南 審西口洋

長 西東

近 参日二〇〇

了 二

経 審総漁国

長 審経エ国

審 一ネ

経 途

長 参海 審準

経 審政調国開

協 参国評国有理

長 審条協規

情 参国析析調セ

長 一

総 番 号 R150087

月 25日

平成 6年 7月 26日

寿 府 代 発

本 省 着

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

主 管

国 難 支

ルワンダ難民・避難民問題（UNHCRアピール）

第4059号（取扱注意） 大至急

（以下FAX送信 GV5432-01）

取扱注意

(SECRET)

往電第3984号に關し、

25日、26日発出予定の本件について、UN
HCRアコール案(7月15日-10月15日とカヴァー
総額約115万ドル)を入手したところ、別
FAX信にて送付申し上げる。

(3)

GV5433

大至急

FAX信

取扱注意

総番号 R150088

月 25日

平成 6年 7月 26日

外務大臣殿

寿府代 発
本省 着

主管
国難支

遠藤大使

ルワンダ難民・避難民問題 (UNHCRアピール)

FAX信 (取扱注意) 大至急

往電第4059号別FAX信

(以下FAX送信 GV5433-32)

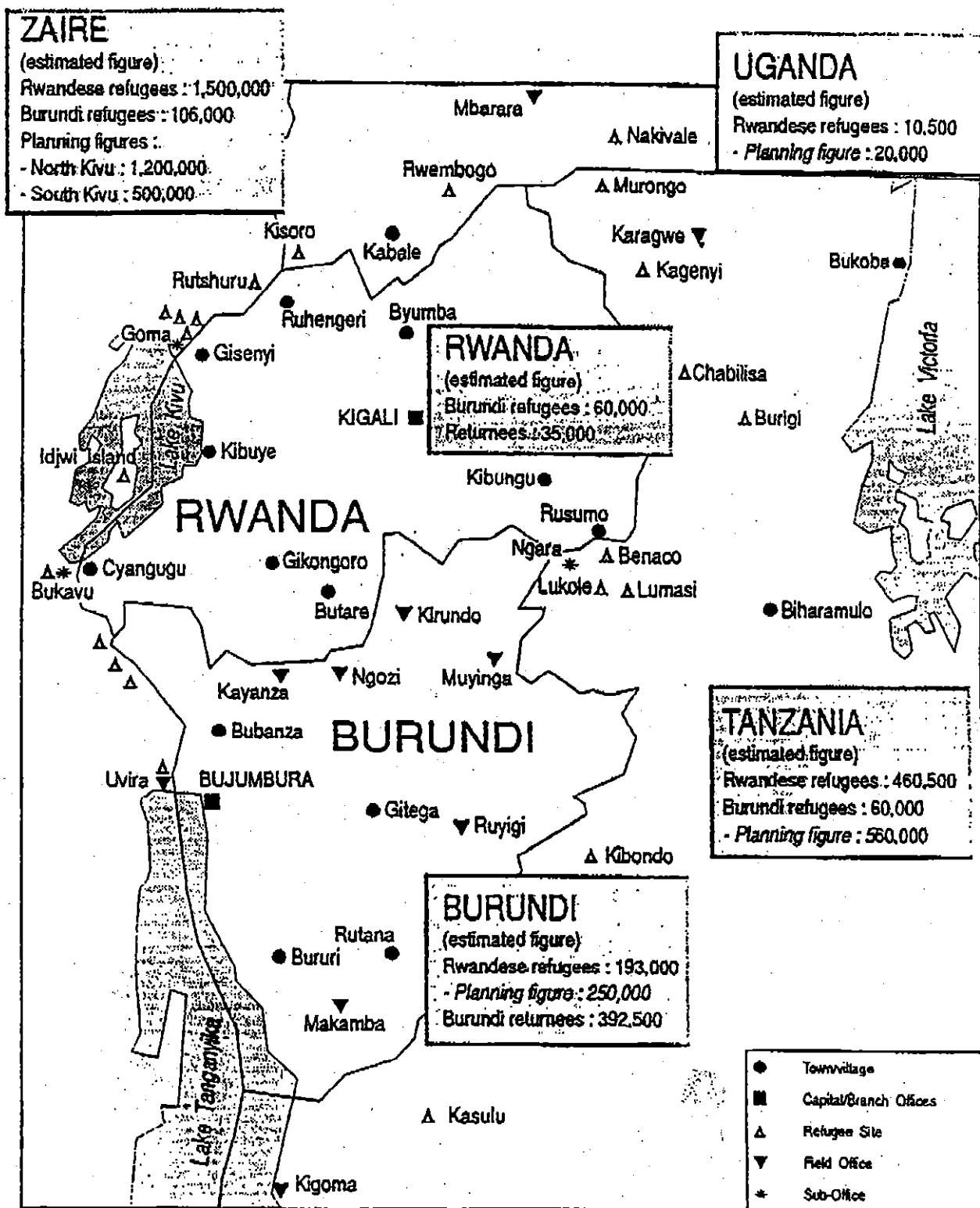


GV: 5433- 1

The UN Consolidated Inter-Agency Appeal for Persons Affected by the Crisis in Rwanda, recently issued, contains a synthesis of this document, which provides, in greater detail, a report on activities carried out so far in aid of Burundi and Rwandese refugees and returnees, as well as a presentation of requirements yet to be met in 1994.

Also included in this document is a Flash Appeal for donor support in aid of the massive refugee population which has sought refuge in Eastern Zaire since the present document was prepared. This Flash Appeal includes, as an Annex, a separate paper on self-contained service packages which Governments are requested to fund as complete units.

GV: 5433- 2



GV: 5433- 3

FLASH APPEAL

**for Emergency Assistance
to some 1,700,000 additional Rwandese Refugees -
recent developments in eastern Zaire and in Rwanda**

Hundreds of thousands of refugees have crossed the Zairian frontier of whom some 1,200,000 to the border town of Goma, North Kivu, and an estimated 500,000 to South Kivu (Bukavu and Uvira).

UNHCR has deployed an Emergency Response Team to the area of Goma and has organized immediate delivery by air and by road of relief items from its contingency stocks in neighbouring countries. These supplies include food, shelter material, blankets and other domestic items. Additional emergency staff are being deployed to strengthen present staff in Bukavu/Uvira. As of mid-July an air operation cell has been established in Geneva to coordinate ongoing relief flights into Goma.

Initial funding requirements for this latest emergency will have to be covered from contributions provided by donors towards the ongoing Burundi and Rwanda Emergency Operation. Fresh funds are urgently required to avoid any break in the implementation of relief measures being carried out under that operation.

Assistance is being sought through this Appeal in two main areas - provision of relief items and provision of services - to meet the unprecedented nature of this emergency. With regard to the relief items, these can be provided either as in-kind or through cash contributions which UNHCR will use for international procurement. In addition to the relief items, governments are being requested to provide services as self-contained packages in the areas of Airport Services, Logistics Base Services, Road Servicing and Road Security, Site Preparation, Domestic Fuel, Sanitation Facilities, and Water Management. The costs for these service-oriented packages are not included in the attached budget, which covers UNHCR's sectoral activities in the major refugee locations in Eastern Zaire. Basic health care will be provided by Non-Governmental Organizations (NGOs) and additional NGOs are being identified for this purpose. UNHCR is in the process of strengthening its presence in Goma, Bukavu and Uvira.

GV: 5433- 4

While massive preparations are underway to assist refugees in the neighbouring countries, UNHCR has emphasized the need for all measures to be taken to prevent the need for people to flee, and to allow early return to their communities. Assistance inside Rwanda may have not only a preventive impact, but also contribute to creating conditions conducive to the early return of refugees and displaced persons to their areas of origin in safety and dignity. At the time of this Flash Appeal, UNHCR has been alerted, in connection with the continuing outflow to the neighbouring countries, to the urgent needs of large numbers of internally displaced persons in Rwanda, many of whom are apparently continuing to move towards the border. These are currently estimated to number over 1,000,000 in southwestern Rwanda (currently, the safe humanitarian area), and as many as 500,000 people in northwest Rwanda. Consultations with the UN Secretary-General and DHA are underway as to how these needs can be addressed. UNHCR is participating in joint local assessment missions. Through the High Commissioner's Special Envoy, who is currently in Kigali, UNHCR is also in touch with the new government in Kigali, the UN Special Representative, and the commanding officer of UNAMIR regarding any measures that can be taken to stabilize population movements and to facilitate voluntary and safe return to home communities.

Budgetary requirements, assuming a caseload of 1,700,000 persons for three months of emergency assistance, are attached.

GV: 5433- 5

PROVISIONAL BUDGET BY SECTOR**15 July to 15 October 1994****1,200,000 persons, North Kivu, Zaire****500,000 persons, South Kivu, Zaire**

Sector	US\$
FOOD (complementing WFP)	8,628,000
TRANSPORT/LOGISTICS	33,580,000
DOMESTIC RELIEF ITEMS	32,875,000
WATER	8,000,000
SANITATION	2,000,000
HEALTH	5,500,000
SHELTER/OTHER INFRASTRUCTURE	5,500,000
COMMUNITY SERVICES	800,000
LIVESTOCK/VETERINARY SERVICES	200,000
LEGAL SERVICES/PROTECTION	900,000
AGENCY OPERATIONAL SUPPORT	3,500,000
UNHCR PROGRAMME DELIVERY COSTS	11,175,000
 SUB TOTAL OPERATIONS	 112,658,000
 UNHCR ADMINISTRATIVE SUPPORT COSTS	 2,507,000
 GRAND TOTAL	 115,165,000 *

* This figure does not include the costs of the service-oriented packages as described in the Annex.

CONTENTS

GV: 5433- 6

	page
I. RWANDA EMERGENCY OPERATION	1
BACKGROUND	1
Caseload - Rwandese Refugees	1
ASSISTANCE PROVIDED TO RWANDESE	
REFUGEES FROM APRIL TO JUNE 1994	2
<i>IN BURUNDI</i>	2
<i>IN THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA</i>	3
<i>IN UGANDA</i>	5
<i>IN ZAIRE</i>	6
II. BURUNDI EMERGENCY OPERATION	7
BACKGROUND	7
ASSISTANCE PROVIDED TO BURUNDI	
REFUGEES FROM OCTOBER 1993 TO JUNE 1994	8
<i>IN RWANDA, THE UNITED REPUBLIC OF</i>	
<i>TANZANIA AND ZAIRE</i>	8
III. ASSISTANCE TO SPONTANEOUS BURUNDI	
RETURNEES FROM JANUARY TO DECEMBER 1994	10
IV. ASSISTANCE TO BURUNDI AND RWANDESE	
REFUGEES FROM JULY TO DECEMBER 1994	12
<i>IN BURUNDI, RWANDA, THE UNITED REPUBLIC</i>	
<i>OF TANZANIA, UGANDA AND ZAIRE</i>	12
V. CONTINGENCY MEASURES (MID 1994)	16
VI. ASSISTANCE TO SPONTANEOUS	
RWANDESE RETURNEES	17
VII. PROGRAMME DELIVERY	19
UNHCR	19
Implementing partners	19
Coordination	20
BUDGET	21
CONTRIBUTIONS to UNHCR in 1993 and 1994	
to the BURUNDI and RWANDA EMERGENCY	
OPERATION	22

GV: 5433- 7

I. RWANDA EMERGENCY OPERATION

BACKGROUND

Following the dramatic events of 6 April 1994, after the death of the President of Rwanda, the country once again experienced the trauma of political and inter-ethnic violence. In the space of a few weeks, hundreds of thousands of persons were killed. The deaths of the interim Prime Minister and other ministers created a political vacuum in the administration of the country. The resulting turmoil led to the evacuation of most of the staff of UN agencies and humanitarian NGOs. The scope and character of the massacres remain a major preoccupation for UNHCR and for the Governments of Burundi, the United Republic of Tanzania, Uganda and Zaire.

As of 21 July 1994, approximately 2,264,000 Rwandese have sought refuge in these neighboring countries. UNHCR deployed three Emergency Response Teams to provide immediate assistance and assess further requirements. Based on their assessment, and taking into account the ongoing volatile situation in Rwanda, the requirements for the reception and assistance of these refugees have been established. Contingency plans for possible further influxes were also prepared.

Burundi, the United Republic of Tanzania, Uganda and Zaire have traditionally been asylum countries responding generously to Rwandese refugees. Once again the new influx was received without reservation, and refugees were granted prima facie recognition. The local population initially provided food and shelter to the refugees.

Caseload - Rwandese Refugees *

BURUNDI	193,000	Kirundo, Ngozi and Kayanza
TANZANIA	460,500	Ngara and Karagwe
UGANDA	10,500	Ntungamo, Mbarara District
ZAIRE (estimate)	1,600,000	Goma/Rushuru and Bukavu
TOTAL	2,264,000	

* Situation as of 21 July 1994

The majority of the refugees are farmers from border provinces. There are relatively few civil servants or professionals. Numerous students fled together with their teachers. It is reported that many thousands of other Rwandese refugees fleeing to neighbouring countries were ambushed or killed before they were able to cross the international borders.

GV: 5433- 8

**ASSISTANCE PROVIDED TO RWANDESE REFUGEES
FROM APRIL TO JUNE 1994**

IN BURUNDI

The total number of new Rwandese refugees after the April 1994 events is now 193,000. Furthermore, it is estimated that some 11,500 Tutsi Rwandese refugees who had arrived earlier have returned to RPF controlled areas in Rwanda.

Food

The International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies (IFRC) distributed individual World Food Programme (WFP) rations which contain 1,900 kcal on average per person per day. WFP is reasonably optimistic about building modest buffer stocks in case of an influx of new refugees.

Transport/Logistics

In addition to 30 UNHCR trucks brought in from Ethiopia, a further ten trucks were purchased in June. These trucks will cover transport needs for distribution of food and non-food items and will be used for transfers of refugees from temporary to semi-permanent sites. In addition, UNHCR has been investigating possibilities of reinforcing its logistics capacity through local hire.

In Bujumbura, a buffer stock has been put in place in case of an influx of new refugees. Rubbhall storage facilities were set up by the IFRC in Mubuga and Mugano camps and smaller stores in Kivumo, Gahombo and Murene.

Domestic relief items

Distribution of basic domestic relief items was completed as planned to refugees. These supplies included blankets, shelter materials, kitchen sets, and soap. Apart from soap procured locally, relief items were flown into Bujumbura airport. Since June, a further airlift to Bujumbura of domestic packages, tents and rubbhall storage facilities has also been undertaken.

Sanitation/Water

Water and sanitation indicators show that infrastructure service levels in camps were brought up to acceptable limits in the reporting period. NGOs' involvement in promoting the proper use of water and sanitation through public health education in camps as well as the availability of water contributed substantially to these improvements.

Health

Morbidity and mortality rates in the camps of Muyinga, Kayanza and Ngozi are high. The main causes of death are malaria, dysentery and malnutrition. Monitoring health in camps is difficult because of the constant movement of people. NGOs providing healthcare are training people as health workers in promoting some health education activities.

GV : 5433- 9

IN THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA

Some 460,500 Rwandese refugees have sought asylum in Tanzania (Kagera region), mainly in the Ngara and Karagwe districts, where they are located in some ten camps. One of these camps, Benaco, is presently the biggest refugee camp in the world.

Food

UNHCR and WFP agreed to the estimate of 450,000 persons in Ngara and Karagwe as of June 1994 as a planning figure for their food delivery programme. Since the beginning of the Rwandese Emergency Operation on 13 April 1994 and up to 3 June 1994, WFP had supplied a total of 7,331 mt of food.

The enormous task of food distribution for refugees is shared between the Tanzanian Red Cross (TCRS), CONCERN and CARE. This distribution has been difficult because of the daily arrival of thousands of new refugees. A full refugee registration exercise was undertaken in early July which should facilitate distribution in the coming months.

Supplementary feeding programmes were established by MSF/France, the Netherlands, Spain and Switzerland. Even though the prevalence of malnutrition in the population is judged to be fairly low, the risks of epidemics associated with a large camp population living in a relatively small area imply a high mortality risk.

Transport/Logistics

In Tanzania, locally hired trucks are transporting relief items from Mwanza to Ngara. In Ngara, ten EMERCOM trucks from Russia and 12 Nissan trucks provided by UNHCR from the fleet formerly used in Cambodia are delivering food and non-food items from Benaco warehouse to refugee sites. An additional 20 trucks are being purchased through EMERCOM. Under the supervision of TCRS, a central warehouse, managed by CARE, has been established in Benaco where all food and non-food items are stored. The total storage capacity in the area at the end of June was 10,500 metric tons.

Domestic Relief Items

In order to cover urgent needs UNHCR procured and airlifted the following basic relief materials:

259,760	blankets
80,000	kitchen sets
183,217	jerry cans
80,000	plastic sheets
25,000	sleeping mats
197 mt	soap
225,000 m	sanitary material
20	rubbhalls
24	light vehicles
22	cargo trucks

A total of over 70 flights, many of which were donated on a bilateral basis, were used to transport these supplies.

GV : 5433-10

The distribution of relief packages provided refugees with three blankets, a cooking set, plastic sheeting, two buckets and a monthly supply of soap per family of five persons. Donations of used clothing were distributed. In order to improve monitoring of the incoming relief items and the distribution at all sites, UNHCR has initiated a computerised Commodity Tracking System, which tracks these items from their procurement to final distribution at camp level.

Sanitation/Water

The sanitation and water situation in the camps in Karagwe district is satisfactory with the exception of Chabilisa camp where OXFAM is now giving priority to the installation of a water distribution system. Pit latrines were put in place in most of the camps. In the Ngara camps, UNICEF has been drilling boreholes, and water supply and distribution systems were established jointly by OXFAM, the different MSF organizations and TCRS. Their combined efforts have resulted in a satisfactory water supply in Benaco camp. Whereas a large number of latrines have been dug, the density of the population in the camp, and the subsequent risks of epidemics remain a major concern.

Health

The major causes of illness are malaria, diarrhoea and acute respiratory infection. According to a report from MSF/France, the mortality rate in Ngara remains low, with no signs of epidemic so far. WHO, among other projects, is setting up an epidemiological early warning system to monitor the health conditions of the population in Rwanda and in refugee camps in host countries.

Shelter/Infrastructure

In the camps, refugees erected their own huts using grass and sticks which were then covered by UNHCR donated plastic sheets. As mentioned above, Rwandese refugees initially arriving in the Ngara District settled in Benaco camp. Refugees arriving in Karagwe settled in Murongo, Kagenyi, Chabilisa and Nyakasimbe. Meanwhile, new sites are being established in Ngara which are to receive part of the Benaco camp population. An Italian company was contracted to develop these sites. Basic earthworks (surveying and demarcation, hard parking area, defecation fields, roads, culverts and water pumping platforms) have been completed in Benaco. In Lumasi, site preparation is almost completed, and the first 60,000 refugees have been re-located from Benaco.

In the Karagwe sites, a team made up of regional authorities and experts from the Swiss Disaster Relief Corps undertook an assessment of living conditions. Karagwe is a densely populated area with rich soil which is cultivated intensively for coffee and banana plantations. UNHCR, is therefore, planning a regrouping of sites to improved locations at a greater distance from the border.

Community Services

Through standby arrangements agreed with the Swedish NGO Radda Barnen, three community services staff are working in the Benaco camp and sites in Karagwe. A community services programme was developed with the participation of specialised NGOs (Christian Outreach, Disaster Relief Agency and Norwegian People's Aid). Main activities during the first three months of the operation were aimed at identification of unaccompanied minors and tracing of their parents or relatives.

GV : 5433-11

Protection and Security

Comprehensive registration has now taken place in the Ngara camps resulting in a considerable reduction of the population figures in the area. A major concern to UNHCR and NGOs working in Benaco camp is the likely presence of perpetrators of atrocities in Rwanda.

On 16 June, a security incident took place in Benaco, when refugees reacted to a decision to remove from the camp a leader alleged to have committed atrocities in Rwanda. As a result of increased tension, some of the relief agencies temporarily withdrew from the camp. By the end of June, all NGOs had re-established their presence. The Tanzanian Government confirmed its commitment to ensure the security of relief workers and the respect of peace and order in refugee camps. A reinforced police presence has therefore been deployed to the sites with the assistance of UNHCR.

IN UGANDA

Some 10,500 Rwandese refugees have sought asylum in Uganda. They are presently located in the refugee camps of Rwembogo and Kisoro in the Mbarara district.

Food

While initially food distribution was based on an estimated number of beneficiaries, the first distribution of food, based on the ration cards distributed during the registration exercise of 21 May, took place in Rwembogo on 24 May. Adequate rations of beans, maize meal and cooking oil were provided by WFP.

Shelter

In May, a total of 1518 huts were built by the refugees themselves, thus providing shelter for most of the Rwembogo camp population. 379 huts were equipped with plastic sheeting from UNHCR in June.

Transport/Logistics

UNHCR has hired trucks for transport of food and non-food items from Mbarara to Rwembogo. Given the remote location of Kisoro, situated near the Zaire border, with many hills and poor roads, only a few vehicles operate in the area. An agreement was reached with the district administration for UNHCR to use its trucks provided it supplies the fuel.

Domestic relief items

Relief items distributed included blankets, jerry cans, plastic sheeting, soap and sleeping mats.

Sanitation/Water

In Rwembogo, construction of pit latrines and excavation of refuse pits is underway. These tasks are being carried out entirely by volunteer refugees. A water system for Rwembogo camp has been completed by CARE International and OXFAM. The system serves the refugees as well as the local population.

GV: 5433-12

IN ZAIRE

In Zaire, before the massive population movement which began on 13 July, the majority of the 18,100 Rwandese refugees were Tutsi. They are located in North and South Kivu Provinces. There were only a few hundred Hutus. Many of refugees who first landed on Idjwi island on Lake Kivu where subsequently brought to the mainland, but it is estimated that some 4,000 are still on the island and are in need of assistance.

Food

The area of Bukava/South Kivu received nearly 1,300 mt of food from WFP in June, including beans, maize, oil, corn soya blend, sugar and salt, the basic components of a balanced diet. Distribution is well coordinated. For vulnerable groups, masoso flour is being provided locally. North Kivu is provided with food from Uganda.

Transport/Logistics

A number of UNHCR vehicles from its strategic fleet in Ethiopia are used to transport food supplies of WFP, which has arrangements to stock large quantities of food in a warehouse by the port of Uvira. The Diocese of Uvira has provided storage to CARE to stock food. Local transport capacity was reinforced by six Nissan Patrols which will greatly facilitate the coordination of relief measures in the area. One truck in North Kivu provides adequate capacity for relief activities in this area.

Sanitation/Water

The late identification of sites has led to a delay in the installation of water systems. In Lubarika, there are four water distribution pumps instead of six. This gap should be filled once additional NGOs are associated with the work. Shortage of water has already greatly hampered adequate site development in North Kivu.

Health

MSF/Netherlands has identified a large number of cases of diarrhoea, malaria and pulmonary infections. New arrivals are often ill. The transfer of refugees to new sites appears to be the main factor in bringing the incidence of sanitation related diseases sharply down. The provision of medical supplies still needs improvement.

Shelter/Infrastructure

Both North and South Kivu are densely populated areas. The limited availability of water and the hard volcanic soil, particularly in North Kivu, has severely limited the identification of suitable regroupment sites. In North Kivu, the only theoretically large site is at Rutshuru, some 100 km north of Goma, to which access, however, is highly problematic. In South Kivu, surveys are taking place to identify additional sites, which are located further away from the border than the present sites.

GV: 5433-13

II. BURUNDI EMERGENCY OPERATION



UNHCR/P. Mountzis

BACKGROUND

The assassination of Burundi's President Ndadaye in October 1993 and the ensuing civil unrest forced some 670,000 refugees to seek asylum in Rwanda (375,000), the United Republic of Tanzania (245,000) and Zaire (50,000) by the end of November 1993. Following substantial spontaneous repatriation as well as the start of the civil war in Rwanda, the caseload of Burundi refugees and returnees presently stands at an estimated 53,150 refugees in Rwanda, 60,000 refugees in Tanzania, 106,000 refugees in Zaire and 392,500 returnees in Burundi.

In response to this crisis, UNHCR obligated US\$ 21 million by mid-April to provide immediate relief assistance to Burundi refugees in neighbouring asylum countries. The main areas covered by the programme included: distribution of basic food, most of which was supplied by WFP, transport and logistics, shelter material such as tents and plastic sheeting, blankets and kitchen sets, soap and medical kits. In addition, ECHO funded a number of NGOs directly over the period November 1993 to April 1994.

In Tanzania, a census taken in early March showed a refugee population of slightly under 40,000. The figure did not take into account, however, the number of refugees residing outside camps and settlements, who are likely to join the newly established semi-permanent settlements in the near future. A planning figure of 60,000 is therefore maintained. Conditions for these refugees in Tanzania have improved considerably during the last months. 1994 activities include the establishment of new sites in addition to general care and maintenance activities.

GV: 5433-14

In Zaire, the influx of Barundis which started with some 50,000 refugees since October 1993, and of which a second influx of some 30,000 occurred in March 1994, has continued at a lower scale and has now reached 106,000 persons. These are being settled in new settlements in the Uvira region.

It should be noted that, in addition to the Barundi refugees, some 18,000 Zairians, who had been long-term residents in Burundi, moved back to Zaire after October 1993 and March 1994 where they found themselves in a refugee like situation, far away from their communities of origin. WFP has been providing food to them, with logistics/assistance from UNHCR.

**ASSISTANCE PROVIDED TO BARUNDI REFUGEES
FROM OCTOBER 1993 TO JUNE 1994**

**IN RWANDA, THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA
AND ZAIRE**

Food

In Rwanda, before April 1994, supply and distribution of food were the main problems in the implementation of the assistance programme. In Zaire, problems related to non-existent banking facilities aggravated the difficulties encountered by UNHCR's implementing partners when purchasing food for the refugees. These problems have now been solved, through alternative arrangements, although the general state of the country will continue to hinder full delivery of assistance in Zaire. WFP authorized UNHCR to advance funds for the continuation of local food procurement until the end of March. As of June, WFP started providing the food itself. For the interim period, UNHCR received a contribution from the European Commission to finance the local purchase of food.

Non-food items

In the three countries of asylum, most of the non-food items required were delivered. Some kitchen sets are still needed, however, as well as additional blankets, soap, plastic sheeting, clothes and jerrycans.

Health

The health and nutritional status of Barundi refugees upon arrival was generally satisfactory. The greatest health problem affecting all districts was and remains the outbreak of a form of dysentery caused by a resistant strain of shigella. Cholera, malaria, and respiratory infections have also weakened the refugees. Initially, regional and district health authorities were overwhelmed by the refugee influx. To address the need for support, medical NGOs (MSF/France, MSF/Spain, MSF/Netherlands) have been active since the beginning of the crisis. Mass measles immunization campaigns were carried out, and in-/out-patient clinics were established. Existing Ministry of Health dispensaries were strengthened through mobilization of additional staff. Drugs to replace national stocks were supplied, and technical support for the Ministries of Health was provided.

GV: 5433-15

The regrouping of refugees in Rwanda and Tanzania in new semi-permanent sites, as well as the provision of non-food relief items improved the refugees' situation significantly.

Programmes for supplementary feeding of vulnerable groups such as children, pregnant women and refugees suffering from malnutrition were put in place.

Healthcare was and still is being provided adequately by UNHCR's implementing partners. However, cases of malaria, cholera, and bacillary and common dysentery, bronchitis and measles continue to occur. A measles vaccination campaign in all sites also benefited the local population. Nutrition levels are satisfactory and mortality rates are decreasing.

Transport/Logistics

For the transport of non-food items, UNHCR temporarily transferred 30 trucks from its fleet in Ethiopia to Rwanda, to strengthen the small fleet already available. They were used both for the transfer of refugees to new camps as well as to transport water and other relief supplies. Light vehicles were airlifted to Kigali and Dar Es Salaam.

To ensure adequate storage, UNHCR rented local warehouses and set up five rubbishhalls in areas where warehouse capacities were insufficient.

Sanitation/Water

In Rwanda, before April 1994, this sector had improved greatly since December 1993, with the drilling of boreholes. For certain camps, water trucking arrangements were put in place, and water tanks installed. By March 1994, refugees were receiving 10 litres of water per person per day, which, though insufficient according to international standards, compares well with the average amount used by the local population.

In Zaire, the provision of potable water in South Kivu region has also been problematic. However, experts have localized and made accessible a number of water sources and improved the water quality through chlorination.

Shelter/Site Development

In Rwanda, the distribution of plastic sheeting to Barundi refugees was completed at the end of January 1994 in all the camps. To improve access to these camps during the rainy season, new roads were laid by the Ministry of Public Works and Energy. The transfer of refugees from initially congested camps to new sites resulted in better living conditions.

In Tanzania, following recommendations by UNHCR and SDR (Swiss Disaster Relief Corps) physical planners, a site-development strategy was agreed upon by the Government of Tanzania. Encampments furthest away from the borders were improved, and refugees in Kigoma stadium moved to the already existing settlement of Kigwa which was re-equipped as necessary. Dispersed refugees living in poor conditions were moved to regrouping sites with improved food and water supply, and semi-permanent sites developed. However, in January and February 1994, the majority of the Barundi refugees repatriated spontaneously.

GV: 5433-16

The costs related to the developments of sites constituted the main element of UNHCR's revised requirements for Barundi refugees in Tanzania.

In Zaire, many refugees initially slept in the open, or found material to build basic shelters. Because it proved extremely difficult to find adequate sites, some refugees, who had lived as refugees before in Zaire, returned to previous sites. It was only later that the authorities indicated areas where new sites could be established.

Community services/Education

In Rwanda, Tanzania and Zaire, community development was initiated with the participation of refugees. The objective was to set up structures for social services and education as well as to address the psycho-social problems of traumatized refugees. Social workers were identified within the refugee population and national professionals were trained in teaching and diagnostic methods.

The community social workers ensured community participation in solving day-to-day problems. Training materials, trainers and allowances for community workers were needed. Informal primary education resumed at the beginning of 1994, and classroom supplies and allowances for teachers were provided. Implementation of a basic primary education programme in the refugee settlements has been hampered due to lack of response to UNHCR's call for an implementing partner.

Protection and Security

In Rwanda, Tanzania and Zaire, protection officers were present in the camps in order to monitor the situation of the refugees. Tutsi refugees were placed in camps separate from those accommodating Hutu refugees, to avoid possible conflict.

The general security situation in Western Tanzania deteriorated in the beginning of 1994. Some serious security incidents, such as the abduction of refugees back to Burundi, robberies and murder in the camps were reported. Such incidents have affected the relief operation to a limited extent.

III. ASSISTANCE TO SPONTANEOUS BARUNDI RETURNEES FROM JANUARY TO DECEMBER 1994

As political and security conditions became conducive to the return home of refugees and displaced persons, material assistance was required to ensure that emergency shelter and needs for essential domestic supplies are met. A policy of limited distribution of plastic sheeting and domestic items was adopted.

UNHCR envisages providing domestic items and shelter material, but complementary efforts will be required by other relief partners in areas not covered by UNHCR activities.

GV : 5433-17

UNHCR has undertaken a number of projects aimed at ensuring that activities in the main communes of origin of spontaneous returnees will promote protection, provision of material assistance and community-based relief activities for affected populations. UNHCR's principal activities in these areas are intended:

- ♦ to monitor the protection and assistance needs of persons affected by the violence that began in October 1993, particularly focusing on returnees. UNHCR field officers are based in Kayanza, Kirundo, Ruyigi, Muyinga, and Makamba;
- to support government efforts to identify and reintegrate returnees and other displaced persons, and to promote reconciliation permitting all civilians displaced by the violence of October 1993 to return voluntarily to their homes;
- ♦ to provide basic material assistance in the form of domestic items, tools and building materials to returnees and affected populations in those communes where returnees and displaced persons are concentrated. Community-based activities for assistance to vulnerable groups and for reconstruction are also envisaged in the main areas of return. UNHCR plays a catalytic role to ensure that basic food aid, health and agricultural services are available;
- ♦ to support local government commissions to improve their operational, planning and coordinating capacities;
- ♦ in areas where UNHCR does not intervene directly, to support implementing partners assisting returnees within the context of an assistance programme to displaced persons and other affected populations;
- ♦ to prepare for the resumption of the organized repatriation operation according to an established multi-sectoral UNHCR Plan of Action.

Emergency measures on behalf of Barundi refugees who have decided to repatriate spontaneously take into account varying communal needs such as security, availability of services, numbers of displaced persons still in sites and the strength of local administrations.

Since most returnees are proceeding directly to their home communes, an integrated assistance strategy to the most needy populations affected by the violence of October 1993 is being pursued, with particular attention to the protection and material needs of returnees. UNHCR intervenes on a priority basis in 21 communes in eight provinces which have significant concentrations of returnees according to refugee registration statistics and field reports from UNHCR offices. During 1994, it is foreseen to assist some 500,000 Barundi returnees.

GV : 5433-18

IV. ASSISTANCE TO BURUNDI AND RWANDESE REFUGEES FROM JULY TO DECEMBER 1994

IN BURUNDI, RWANDA, THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA, UGANDA AND ZAIRE



UNHCR/B. Press

Assistance measures will be implemented in Burundi, Tanzania, Uganda and Zaïre and will cover almost the entire spectrum of relief measures that UNHCR is mandated to undertake in pursuit of durable solutions. These include activities in both reception centres and local settlements. Most ongoing activities, such as distribution of basic food rations, supplementary feeding, distribution of domestic supplies, provision of preventive and curative health, vector control and sanitation, construction and operation of primary schools, literacy classes, as well as maintenance and operation of vehicles will be continued. In addition to staff salaries and allowances, UNHCR provides funds for office premises, equipment and supplies, as well as light vehicles, to support the assistance activities of various NGOs and government departments.

As of early July 1994, prior to the massive exodus which began on 13 July, there were approximately 650,000 refugees living in camps and rural settlements. In addition to providing basic life-sustaining relief, UNHCR will initiate, on a limited scale, other activities such as self-reliance projects in agriculture and livestock, primary education and vocational training activities before the end of 1994. A forestry project implemented by the national authorities with UNHCR's support will re-establish productive forest areas in the Ngara region in Tanzania.

GV: 5433-19

Food

Massive logistics operations inevitably put serious stress on transport infrastructure in Burundi, Tanzania and Zaïre. Railway lines and rolling stock, roads and bridges, ports and storage facilities were not designed to cope with the required relief traffic. WFP logistics officers throughout the sub-region continue to work and plan with the relevant operational partners, in an attempt to identify, in advance, potential operational constraints and transport route bottlenecks.

Tanzania: To stockpile sufficient food to cover the needs of the half a million persons who took refuge in Northwestern Tanzania, storage centres (Extended Delivery Points) are established in Karagwe (with a storage capacity of 1,500 mts of food commodities) and Ngara (storage capacity of 8,000 mts).

In addition to these EDPs, the storage sites previously used to stock commodities for assistance to the Burundi population which took refuge in Tanzania in 1993, will also be used. UNHCR and its implementing partners will transport the food aid commodities resourced by WFP from the EDPs to the distribution sites. A fleet of short-haul trucks is being assembled for this purpose.

Burundi and Zaïre (South Kivu): One of the biggest logistical challenges in this complex humanitarian intervention is the distribution of food assistance in Burundi and further onwards in Zaïre. Some 10,000 mts per month will be dispatched directly from Isaka in Tanzania to storage centres (EDPs) being established in northern Burundi and South Kivu.

Uganda and Zaïre (North Kivu): WFP intends to increase the actual cross-border operations to northern Rwanda from Uganda, to assist immediately 300,000 displaced persons in that area, and refugees in Goma (Zaïre) as well as in northern Tanzania (Murungu), using Kampala as a logistics hub. It must be noted that WFP has long been a key player in providing assistance to refugees in Uganda as well as to displaced people in Southern Sudan and Sudanese refugees in northeastern Zaïre. To this UNHCR will now have to add the responsibilities of providing food assistance for needy Rwandese refugees and internally displaced.

At present there is a clear shortage of trucking capacity in Uganda to meet WFP's operational requirements. WFP is taking the necessary actions to address this shortfall including immediate redeployment to Uganda of a fleet of 40 trucks to guarantee delivery of relief food aid.

Transport and Logistics

Complementary to central fleet management, a fuel distribution scheme will be introduced mainly in Burundi, Tanzania and Zaïre. In Tanzania, TCRS, on behalf of UNHCR, will manage both centralized services and will increase the capacity of the mechanical workshop to repair and maintain all the trucks and light vehicles of participating NGOs.

GV : 5433-20

Health

Within the health sector, UNHCR and its implementing partners will give particular attention to the needs of children under five years of age as well as pregnant and nursing women. One priority will be to increase the supply of essential drugs, medical supplies, and equipment. Immunization activities, especially against measles and polio, will be strengthened and accelerated. This requires providing solar refrigerators for remote areas. Other priorities will include strengthening maternal and child health care, and supporting specific priority disease control programmes.

In the area of epidemiological monitoring of communicable diseases, i.e., malaria, tuberculosis and AIDS, UNHCR will be supported by WHO with respect to the refugee population in Burundi, north Tanzania, Uganda, and Zaire.

UNHCR intends to collaborate closely with UNICEF and WHO in these activities, including basic training on standard diagnosis and treatment as well as provision of essential drugs and medical supplies.

Water

Whereas the availability of drinking water was a major problem in the early stages of the programme, presently an average of 10 litres per person per day is available in asylum countries. Water systems development has entered a second, more permanent phase. Installations that were a quick response to the emergency situation are now being improved and refined.

Whereas some camps rely mostly on simple technologies, such as capped springs, relatively sophisticated technologies have been installed in some camps in order to provide an adequate supply of potable water to high density populations of refugees. Approaches and technologies that might not be considered appropriate in the local rural development setting are essential in the refugee relief context. This, of course, relies on continued involvement on the part of NGOs to maintain and operate these water systems.

Most water used in camps is now being chemically treated before consumption. Lime and aluminium sulphate are widely used for flocculation and sedimentation. In most cases, water treatment is undertaken by refugee technicians and results are good. Chlorine is used for final disinfection in almost all cases. The material and organizational support required for water treatment is quite considerable and continued involvement of NGOs is essential.

Chlorination of water used by refugees has been a controversial issue for implementing partners. Medical authorities generally support the practice, but opponents of chlorination hold that resistance to water-borne bacteria is diminished by chlorination and that as a consequence the consumers are more vulnerable to disease when they leave the camps. For the present, all water is being chlorinated.

Sanitation

To date, emphasis in the sanitation sector has been on construction and maintenance of simple, semi-communal pit latrines. This was the initial response to the need for sanitary facilities following the precipitous influx of refugees to undeveloped camp sites.

GV : 5433-21

Efforts to initiate voluntary maintenance of latrines have not been successful in Ngara. Attempts were made to assign latrines to individual families, which were then responsible for their upkeep, but this did not produce fully satisfactory results.

These factors demonstrate that family latrines and voluntary maintenance are not reliable assurances of hygienic maintenance. In addition, inconsistent use of latrine facilities leads to the need for energetic public health education. Regular monitoring of sanitation efforts has proven to be necessary in order to maintain appropriate standards of hygiene.

Household waste is disposed of in refuse pits located throughout the camps. These have proven successful and the refuse is eventually either burned or buried. Medical waste is disposed of in incinerators or pits within the medical compounds. Medical waste is not deposited in public disposal sites.

As all camps are located on steep hillsides, drainage is easily accomplished. However, the area is subject to heavy rainfall and deep ditches are required to control runoff. Since these drains fill with sediments they must be routinely maintained.

Environment

Damage to the environment is a major concern for the Government of the United Republic of Tanzania and UNHCR. UNHCR deployed an environment specialist in Tanzania as part of the emergency response. The presence of refugees generally leads to rapid depletion of forest resources, damage to agricultural fields and grazing land, depletion and pollution of water resources, as well as sanitation and health risks caused by livestock brought along by refugees. UNHCR will undertake a series of remedial measures such as forest management, fuelwood supply, dissemination of fuel-saving wood stoves, reafforestation, promotion of the use of alternative building materials, water source protection and livestock disease control. These activities are intended to complement similar activities already being initiated by bilateral and multilateral agencies, and to build on the generous offer of the Government of the United Republic of Tanzania to allow harvesting of wood resources under proper control. These measures will reduce the negative environmental impact caused by the massive refugee influx and should ensure proper living conditions for refugees and the local population.

Provision of funds is made mainly for the operation of the Ngara District Development Organization, a local NGO that is the focal point for all environment issues in the District and that implements the urgent measures suggested by UNHCR's environment specialist.

Site development and other infrastructure

Plans are being made for the re-grouping of refugees to improved locations, mainly in Tanzania and Zaire. Existing sites, particularly in Tanzania, will be decongested, which will contribute to improved health and security conditions and which will further facilitate general monitoring. The plans include earthworks for access roads and site development.

Education and assistance to war-traumatized children

The education of many thousands of children has been disrupted due to the conflict, and some 25,000 unaccompanied minors are estimated to be living in the camps of the four host

GV : 5433-22

countries. Education gives a sense of normalcy to children living in distressed circumstances, meets an essential development need of childhood, and is a key contributor to development of human resources at the local level for the shift from relief to rehabilitation. Building on the positive experiences of the emergency education activities initiated in late 1992, UNHCR, with UNICEF's support, will promote rehabilitation and revitalisation of the school system, as well as provision of education materials and teacher training.

Training of education workers to deal with the effects of war and trauma on children will be an added element. Local education committees, established to assist with the planning and monitoring of project activities, will be important in decentralising management of the education programme particularly in Tanzania and Zaïre.

V. CONTINGENCY MEASURES (MID 1994)

Given the unresolved political situation in Rwanda and prevalent tensions in Burundi, UNHCR had prepared a contingency plan based on a total of one million Rwandese refugees. The procurement of relief items has been initiated already, and emergency staff are being identified. Possibilities for local and regional purchase and prepositioning of certain stock close to those areas likely to receive refugees are being developed.

Relief supplies, to be prepositioned mainly in Nairobi, Kigoma/Tanzania and Entebbe/Uganda, include blankets, plastic sheeting, kitchen sets, jerry cans and rubbish warehouses. Meanwhile, Mwanza airport in Tanzania is being repaired by the Overseas Development Agency (ODA) following excessive use by heavy aircraft delivering relief supplies destined for Ngara and Karagwe. Heavy freight capacities at the airport in Goma and Bukavu, Zaïre, are also being assessed.

Basic food supplies would be resourced by WFP for general distribution according to the current ration scale. Proposals for inclusion of food items to be donated by WFP for supplementary and therapeutic feeding programmes will be prepared by UNHCR field offices and submitted to WFP.

UNHCR's implementing partners currently in place would be requested to participate in relief measures in case of a new influx.

At the local level, UNHCR staff have begun :

- ♦ to initiate repairs and improvements of access roads to newly selected sites or transit centres;
- ♦ to identify warehouse space for initial stockpiling of non-food items;
- ♦ to explore possibilities for local rental of water trucks and for local purchase of shelter material.

GV: 5433*23

VI. ASSISTANCE TO SPONTANEOUS RWANDESE RETURNEES (SECOND HALF OF 1994)



UNHCR/B. Press

The conflict in Rwanda has caused a major population displacement, not only into neighbouring countries but, above all, within the country itself, where the number of internally displaced may exceed 2,000,000 persons. Consequently, the situation of returnees from neighbouring countries is closely linked to that of the internally displaced and locally affected persons. Current planning is based on the assumption that approximately 100,000 persons will repatriate to Rwanda spontaneously during 1994.

The key factor for successful assistance to Rwandese spontaneous repatriates will be the respect of, and adherence to generally accepted norms of refugee law. UNHCR, with the support of other UN agencies, will continue to be vigilant that their safety and dignity is assured.

In coordination with all involved UN agencies and NGOs, the extent of UNHCR assistance measures in repatriation and reintegration programmes will be determined by its mandate. The following relief sectors should provide a framework within which UNHCR would work closely together with its UN partners.

Food

Basic food rations to be provided by WFP in Rwanda will comprise cereals, vegetable oil and corn soya blend. Food distribution should take place initially for six months. In the meantime, agricultural activities will be encouraged.

GV: 5433-24

Transport/Logistics

A country-wide evaluation of roads, bridges, warehousing and transport capacities will be undertaken. It will be necessary to construct warehouses and mechanical workshops to supplement the existing facilities. Several roads and bridges will need to be repaired. In view of the local shortage of trucks and buses, rapid procurement on the international market, and redeployment from assistance programmes in neighbouring countries, should avoid delays in the implementation of repatriation.

UNHCR will consider to assist returnees with transport from their present locations to their final destinations in Rwanda.

Domestic Items

The requirements for non-food items will be assessed taking into consideration that returnees may be able to carry with them some of the domestic items distributed in the asylum countries.

Water, Sanitation, Health

It will be necessary to repair the existing water systems and to construct new water points in the areas of return. Provision needs to be made for reconstruction of sanitary facilities and latrines. UNHCR will work in close cooperation with UNICEF in these sectors.

In view of the devastation caused by the conflict, an evaluation of remaining health facilities will be carried out. General and community health services will be provided with medical equipment, drugs and personnel. Priority will be given to restoration of health centres, purchase of ambulances, training of traditional birth attendants and provision of the medical equipment and basic health facilities to transit centres. UNHCR will work in close partnership with WHO and NGOs in this sector.

Shelter

Transit centres will be established and provision will be made for related operational costs. Many towns and villages have suffered extensive destruction. It is, therefore, proposed to encourage returnees to rebuild their houses through the distribution of hand-tools and, if necessary, plastic sheeting which they would receive as part of the repatriation package.

Community Services

Social and counselling services will be established, in conjunction with other agencies, for those persons traumatized by the conflict. The elderly and the disabled will also be included in the special counselling services. Concurrently, community development services should be promoted in returnee locations.

Education

Particular emphasis will be placed on the promotion of primary education and on the repair and re-opening of schools. They will be equipped with furniture and educational materials by other UN organizations such as UNICEF.

GV: 5433-25

Crop Production, Livestock and Fisheries

Small-scale gardening will be promoted to supplement the basic food ration. Large-scale agricultural activities will be supported by the supply of tools and seeds from the repatriation package and through credit schemes. UNHCR will work with FAO in this sector.

Livestock owners will be assisted through credit facilities to increase meat production so as to improve protein availability in the communities. Returnees engaged in fishery activities should be assisted through the provision of fishing equipment or credit facilities.

Income-generating activities and Community Reintegration

Individual artisans or cooperative groups of artisans including tailors, brick-makers, blacksmiths, carpenters and masons will benefit from a plan for small business assistance.

To provide incentives and conditions necessary for demobilization, repatriation and resettlement as well as to respond to the urgent needs of the affected local population, it will be essential to initiate rapidly basic community development projects. These projects should be designed to assist those communities ravaged by war by rebuilding basic infrastructures.

Community-based programmes should be labour intensive and oriented towards quick implementation. To ensure sustainability, the communities themselves should be encouraged to prioritize their needs.

VII. PROGRAMME DELIVERY**UNHCR**

During the first few days of the Rwanda emergency, UNHCR deployed three Emergency Response Teams to the asylum countries to assess the situation. Taking into account the ongoing volatile situation in Rwanda, the teams developed a contingency plan for the reception of, and assistance to, refugees and displaced persons from that country.

UNHCR has been working with other agencies in the area, including WFP, UNICEF and WHO, to ensure that all sectors are covered. UNHCR has opened five new offices to cover the influxes, one in Zaire (Goma), three in Tanzania (Ngara, Karagwe, Mwanza), and one in Uganda (Mbarara), while in Burundi UNHCR is present in five new field locations.

In Burundi and Zaire, existing offices have been strengthened by the redeployment of staff members evacuated from Rwanda, as well as by new recruits.

Implementing partners

As was the case for the Burundi assistance programmes, UNHCR continues to rely heavily on its implementing partners for this new emergency. Coordination meetings are held both in Geneva with the major NGOs participating in the assistance programme (Médecins sans Frontières - Belgium, France, Netherlands, Spain, Switzerland, - OXFAM, CARE, Caritas,

GV: 5433-26

the International Federation of the Red Cross, Médecins du Monde, and Pharmaciens sans Frontières, International Rescue Committee and Action Internationale Contre la Faim). Other organizations which are active in the emergency are the ICRC, CONCERN, the Order of Malta, the Centre Panafricain de Prospective Sociale as well as numerous local agencies.

Coordination

National coordination committees for assistance to refugees have been set up in the affected regions of each country, and UNHCR is the main counterpart of the national authorities. WFP and NGOs will be participating on a regular basis in these policy setting and decision making bodies. Meanwhile, communication lines with the field, as well as decision making procedures, have been established or improved to ensure quick delivery of assistance. Response from NGOs has been very encouraging and WFP has agreed to deliver food to affected countries based on figures agreed upon with UNHCR Field Offices.

Coordination between the offices is ensured through regular contacts and meetings. Communication and exchange of information are facilitated by a network of fax and telephone facilities. Coordination with the relevant authorities and bodies of the Governments of Burundi, Tanzania, Uganda and Zaire is also maintained on a constant basis through regular exchange of information, meetings, and reporting.

In all the countries, modalities of coordination among UN agencies and between the UN and other partners in relief were significantly enhanced since the beginning of the two crises. It is also through such improvements that during the last month UNHCR was able to deliver considerably more humanitarian assistance and to access significantly increasing numbers of affected persons than during the preceding phase of operations.

Increasing inter-agency contacts, improved coordination and information-sharing also facilitated advanced assessment activities and planning for 1994. A strong emphasis will continue to be exerted on the need to harmonize and complement food and other essential non-food relief inputs in the course of emergency operations.

GV: 5433-27

BUDGET BY SECTOR
1 January - 31 December 1994

Sector	US\$
FOOD	3,020,113
TRANSPORT/LOGISTICS	33,116,495
DOMESTIC NEEDS/HOUSEHOLD SUPPORT	16,546,335
WATER	10,222,497
SANITATION	6,245,968
HEALTH	23,067,392
SHELTER/OTHER INFRASTRUCTURE	9,489,022
COMMUNITY SERVICES	2,147,034
EDUCATION	2,574,791
AGRICULTURE	724,982
INCOME GENERATION	274,000
FORESTRY/ENVIRONMENT	2,180,000
LEGAL SERVICES/PROTECTION	1,149,504
AGENCY OPERATIONAL SUPPORT	9,272,956
PROGRAMME DELIVERY COSTS	19,478,816
SUB-TOTAL OPERATIONS	139,509,905
ADMINISTRATIVE SUPPORT COSTS	3,524,732
GRAND TOTAL	143,034,637
Income as of 21 July 1994 (including carry-over from 1993)	87,699,954
SHORTFALL to be covered	55,334,683

GV : 5433-28

**CONTRIBUTIONS to UNHCR in 1993 and 1994
to the BURUNDI and RWANDA EMERGENCY OPERATION
as of 20 July 1994
(in US\$)**

Donor	1993	1994
Australia	166,667	514,706
Austria	---	40,984
Belgium	---	73,746
Canada	530,303	1,449,275
Denmark	298,507	1,236,477
Finland	611,367	---
France	---	1,391,031
Germany	175,439	848,485
Indonesia	---	35,000
Ireland	---	298,507
Japan	2,500,000	6,450,000
Luxembourg	---	147,493
Netherlands	520,833	1,621,622
New Zealand	---	493,106
Norway	1,321,274	164,384
Sweden	236,686	3,902,920
Switzerland	1,084,039	1,398,601
United Kingdom	522,388	---
United States of America	4,250,000	13,500,000
European Community	2,056,819	46,394,482
Deutsche Stiftung für VN-Flüchtlingshilfe	52,632	624,400
Stichting Vluchteling	---	100,000
Japan Committee for Refugee Relief	500,000	500,000
Japanese Confederation of Trade Unions (RENGO)	---	396,195
Norwegian Refugee Council	---	78,366
Misc. private	17,231	21,165
TOTAL	14,844,185	81,680,945

* These figures are not identical with those in the UN Consolidated Appeal as they indicate contributions which had not yet been received when the Consolidated Appeal was being prepared.

Annex

GV : 5433-29

SELF-CONTAINED SERVICE PACKAGES

In view of the complex needs created by the sudden influx of refugees into Goma and the surrounding area, it is proposed that governments commit themselves to providing services as defined in the following packages. It should be noted that similar services, suitably adjusted, will be required for the emerging situation in Bukavu and Uvira.

Package No: 1 — Airport Services**Requirements:**

- Repair and expansion of runway
- Fencing and security
- Off-loading and handling of cargoes
- Establishment and management of temporary storage facilities

Self-contained with all equipment and personnel.

Package No: 2 — Logistics Base Services**Requirements:**

- Establishment of service/workshop base for approximately 300 trucks, 50 water tankers and 100 light vehicles
- Provision of fuel depot and resupply of fuel for entire operation

Self-contained with equipment, including mobile workshops and recovery vehicles, and personnel for management and servicing of the combined UNHCR/WFP fleet as well as, to the extent possible, other participating agencies and NGOs.

GV : 5433-30

Package No: 3 — Road Servicing and Road Security**Requirements:**

- Repair/maintain roads from airport to four sites
- Maintain open passage from Goma to sites and provide security for trucks operating from airport to sites

Provide all necessary heavy maintenance equipment, manage equipment, road gangs and other, including security personnel.

Package No: 4 — Site Preparation**Requirements:**

- Site preparation and layout of all sites (capacity of 200,000 to 300,000 per site), i.e., access and internal road system, construction of storage facilities, administrative buildings and staff accommodation.

Provide all necessary equipment, engineering expertise and management.

Package No: 5 — Provision of Domestic Fuel**Requirements:**

- Provision of domestic fuel for cooking

Manage all aspects of controlled wood cutting or supply of alternative fuel, taking into account environmental concerns. This package could also include the provision and distribution of fuel-efficient stoves listed under Relief Items.

GV : 5433-31

Package No: 6 — Sanitation facilities**Requirements:**

- ◆ Construct approximately 60,000 latrines in the four sites

Provide all necessary equipment and materials, including hole covers, plastic sheeting and frame for latrines, as well as manage/supervise construction and maintenance.

Package No: 7 — Water Management**Requirements in two phases:**

- (a) ◆ Organise and manage water tanker operation from water sources to sites, pending establishment of alternative ground water sources
 - ◆ Ensure water purification
 - ◆ Set up water storage and distribution systems in sites
- (b) ◆ Investigate ground source potential or other sources of supply to replace tanker operation.

Provide all necessary equipment, including pumps, storage tanks, pipes/taps for distribution, etc., as well as provide technical expertise for planning and logistical management of tanker fleet.

Package No: 8 — Management of AirHead**Requirements:**

- ◆ Ground handling team with equipment
- ◆ Temporary storage facilities
- ◆ Communications equipment

Provide all necessary personnel and vehicle/equipment support.

GV : 5433-32

GENERAL NOTES

1. It is proposed that, under the overall coordination of UNHCR in Goma, individual donor governments agree to assume responsibility for entire service packages requested in each area both in regard to provision of equipment and supplies as well as management. Each participating government should appoint, inter alia, a Package Manager as well as a Liaison Officer to work with UNHCR for the coordination and implementation of these services. A sound knowledge of the French language for staff in managerial positions is essential. The ability to put these services on the ground and to provide them for an initial period of three months (with readiness to extend if so needed) is critical to avert a major catastrophe.
2. UNHCR is reviewing the implementation of other sectors, such as health and distribution of relief assistance including food, with existing NGOs and is in the process of identifying additional agencies which UNHCR is inviting to participate.

(3)

総平 松本様

27日、総理府に資料を送りましたので、参考までにお知らせ致します。

~~資料~~ (JICA物資・肉類)

① 国難支那科

FACSIMILE TRANSMISSION SHEET

宛 先	総理府平和協力本部事務局 中島 参事官補佐 様				
送信日時	平成 6 年 7 月 27 日	送信者	綱 掛	内 線	3112
外務省国際社会協力部難民支援室		東京都千代田区霞ヶ関2-2-1			
T E L : 03 - 3580 - 3311					
(D I R E C T) 3592 - 6867 (F A X) 3580 - 9319					
件 名	JICA 備蓄物資について		送信枚数 (含表紙)	4 枚	

電話でお話ししました標記の件につきまして、

成田及びエサにおける JICA の備蓄物資の在庫一覧

を別添送付致します。なお、表左側の◎印は

UNHCR より明らかに今必要であると回答が得られた物資、

△印は 現在 HCR で必要か否か検討中のものです。

とりあえず 御参考まで 御査収下さい。

その他の詳細については、追って調査致します。

それでは どうぞ 今後とも よろしくお願ひ致します。

基地名：成田

基地別在庫明細表

94年07月21日 作成

品目番号	品目名称	補助名称	入庫日	単価円	在庫数量	基本数量	在庫金額円	体積M3	最終更新日
◎ A-000-0110	テント	100人用	88.3.1	720,000.00	8張	30張	5,760,000.00	10	93.10.27
◎			89.3.1	745,720.00	20張		14,914,400.00	23	93.9.21
◎ A-000-0120	テント	20人用	89.3.1	187,460.00	2張	30張	374,920.00	1	94.2.22
◎			90.3.1	302,820.00	3張		908,460.00	1	93.9.21
◎			93.7.6	449,000.00	10張		4,490,000.00	3	94.1.12
A-000-0150	テント	6人用	88.3.1	147,350.00	119張	360張	17,534,650.00	35	94.4.15
			89.11.1	178,705.00	100張		17,870,500.00	30	94.4.15
			90.2.11	209,090.00	20張		4,181,800.00	6	94.4.15
			91.7.1	192,363.00	30張		5,770,890.00	9	94.4.15
			93.12.20	218,360.00	90張		19,652,400.00	27	94.4.15
◎ A-000-0210	スリーピングマット	1梱包 40枚	90.11.1	2,575.00	680枚	2,600枚	1,751,000.00	299	93.9.21
◎			91.8.1	2,593.00	520枚		1,400,360.00	229	93.9.21
◎			92.7.1	3,348.00	1,400枚		4,687,200.00	615	93.9.21
◎ A-000-0310	毛布	1梱包 50枚	93.1.28	1,288.00	3,550枚	3,500枚	4,572,400.00	771	94.4.15
A-000-0320	毛布	(寒冷地用) 1梱 50枚	90.11.1	2,678.00	1,950枚	2,000枚	5,222,100.00	433	93.9.21
A-000-0410	ポリタンク	1梱包 100個	93.12.17	412.00	800個	1,800個	329,600.00	164	94.4.15
△ A-000-0420	簡易水槽	(2000リットル)	93.1.1	245,686.00	1個	120個	245,686.00	1	94.4.15
△			94.1.28	252,350.00	60個		15,141,000.00	14	94.4.15
△			94.2.17	252,350.00	33個		8,327,550.00	8	94.4.15
△			94.3.18	252,350.00	20個		5,047,000.00	5	94.4.15
△ A-000-0430	簡易水槽	(3000リットル)	94.1.28	335,265.00	10個	120個	3,352,650.00	3	94.4.15
△			94.2.17	335,265.00	29個		9,722,685.00	8	94.4.15
△			94.2.28	335,265.00	60個		20,115,900.00	17	94.4.15
A-000-0510	浄水器		92.7.1	496,563.00	20台	125台	9,931,260.00	2	94.6.21
			93.1.1	515,471.00	10台		5,154,710.00	1	94.4.15
			93.12.20	494,400.00	60台		29,664,000.00	6	94.4.15

シガポール倉庫に在庫

テント 6人用
毛布 巻画
簡易水槽
ポリタンク
浄水器

110
1,000
50
3,000
240
3,000

ポリタンク
プラスチックローリ

500
200

基地名: 成田

◇◇ 基地別在庫明細表 ◇◇

94年07月21日 作成

品目番号	品目名称	補助名称	入庫日	単価円	在庫数量	基本数量	在庫金額円	体積M3	最終更新日
A-000-0510	浄水器		94. 1.28	494,400.00	25台	125台	12,360,000.00	3	94. 4.15
A-000-0610	発電機	220V/60Hz	87. 3. 1	123,725.00	50台	200台	6,186,250.00	6	94. 5.21
			88. 3. 1	62,200.00	50台		3,110,000.00	6	94. 4.15
			90.11. 1	72,100.00	50台		3,605,000.00	6	94. 4.15
			92. 7. 1	86,005.00	20台		1,720,100.00	3	94. 4.15
△ A-000-0620	発電機	220V/50Hz	94. 2.19	92,700.00	95台	220台	8,806,500.00	11	94. 6.24
A-000-0630	発電機	120V/60Hz	88. 3. 1	62,200.00	40台	50台	2,488,000.00	7	93. 9.21
			91. 7. 1	80,340.00	10台		803,400.00	2	93. 9.21
△ A-000-0680	コードリール	220V 1梱包 3個	93.12.24	22,660.00	59個	240個	1,336,940.00	2	94. 6.24
△			93.12.25	22,660.00	35個		793,100.00	1	94. 4.15
A-000-0690	コードリール	120V 1梱包 3個	88. 3. 1	9,800.00	30個	40個	294,000.00	1	93. 9.21
			91. 7. 1	10,094.00	10個		100,940.00	1	93. 9.21
A-000-0710	トランシーバー	1梱包 10台	87. 3. 1	40,200.00	96台	106台	3,859,200.00	7	93. 9.21
			90. 3. 1	39,655.00	10台		396,550.00	1	93. 9.21
A-000-0720	中短波ラジオ	1梱包 10台	87. 3. 1	25,050.00	180台	180台	4,509,000.00	4	93. 9.21
A-000-0810	懐中電燈	1梱包 8台	87. 3. 1	4,100.00	488個	1,500個	2,000,800.00	30	93. 9.21
			91. 8. 1	4,676.00	200個		935,200.00	12	93. 9.21
A-000-1110	大工セット	1梱包 4セット	87. 3. 1	21,000.00	260組	300組	5,460,000.00	15	93. 9.21
A-000-1120	シャベル	1梱包 20本	87. 3. 1	1,700.00	1,000本	1,000本	1,700,000.00	60	93. 9.21
A-000-1210	救急医療セット		94. 2.28	182,238.00	100組	100組	18,223,800.00	6	94. 4.15
			94. 7.13	182,238.00	1組		182,238.00	1	94. 7.13
		供与 計					294,994,139.00	2.885	
		合 計					294,994,139.00	2.885	

基地名: DHA (七ヶ)

◇◇ 基地別在庫明細表 ◇◇

94年07月21日 作成 16

品目番号	品目名称	補助名称	入庫日	単価円	在庫数量	基本数量	在庫金額円	体積 M3	最終更新日
A-000-0130	テント	15人用	93. 4. 1	379,012.00	50張	60張	18,950,600.00	42	94. 2. 9
			94. 3.22	379,012.00	10張		3,790,120.00	9	94. 4.11
A-000-0140	テント	12人用	93. 4. 1	233,434.00	70張	70張	16,340,380.00	53	93. 9.21
A-000-0150	テント	6人用	93. 4. 1	80,085.00	20張	100張	1,601,700.00	4	94. 4.22
			93. 8.17	80,085.00	40張		3,203,400.00	8	94. 4.22
			94. 5.27	80,085.00	40張		3,203,400.00	8	94. 6. 6
A-000-0160	テント	6人用(寒冷地用)	93. 8.17	88,350.00	10張	10張	883,500.00	2	93.10.13
A-000-0220	プラスチックシート	1梱包 1枚	93. 4. 1	51,262.00	50巻	80巻	2,563,100.00	12	94. 4.22
			94. 6. 6	51,262.00	30巻		1,537,860.00	8	94. 6. 6
◎ A-000-0300	毛布	1梱包 30枚	94. 4.11	741.00	3,000枚	11,000枚	2,223,000.00	690	94. 4.11
◎			94. 5.27	741.00	6,000枚		4,446,000.00	1,380	94. 6. 6
◎ A-000-0310	毛布	1梱包 50枚	93. 4. 1	741.00	1,200	0	889,200.00	456	94. 4.22
◎			93. 8.17	741.00	800		592,800.00	304	94. 4.22
A-000-0320	毛布	(寒冷地用) 1梱 50枚	93. 8.17	836.00	1,200枚	1,200枚	1,003,200.00	420	93.10.13
△ A-000-0440	簡易水桶	(3500リットル)	93. 4. 1	187,720.00	20個	30個	3,754,400.00	12	93. 9.21
△			93. 4. 2	197,030.00	10個		1,970,300.00	6	93. 9.21
A-000-0450	簡易水桶	(7000リットル)	93. 4. 1	251,180.00	30個	30個	7,535,400.00	24	93. 5.21
△ A-000-0460	簡易水桶	(7500リットル)	93. 4. 1	499,320.00	20張	20張	9,986,400.00	0	00. .
A-000-0510	浄水器		93. 4. 1	158,080.00	50台	50台	7,904,000.00	5	93. 9.21
△ A-000-0620	発電機	220V/50Hz	93. 4. 1	74,100.00	80台	80台	5,928,000.00	12	93. 9.21
△ A-000-0680	コードリール	220V 1梱包 1個	93. 4. 1	4,550.00	80個	80個	364,800.00	2	93. 9.21
A-000-1020	石けん	1梱包 15個	94. 5.27	64.60	1,800個	6,000個	116,280.00	11	94. 6. 6
			94. 6.24	64.60	4,200個		271,320.00	26	94. 7. 4
		供与 計					99,059,160.00	3,487	
		合 計					99,059,160.00	3,487	

秘
期
限

決 裁 書

大 臣 秘 書 官 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間 1 類 2 類 3 類 4 類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 7 月 29 日 決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 松本 2346
協 議 先 総 務 課 長 了 国連行政課長 難民支援室長 <i>ye</i>		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 「国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の 無償譲渡に関する法律」に関する解釈について		

GA-1 (昭和63. 4. 1改正) 外 務 省 回覧番号

「国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律」
に関する解釈について

平成6年7月29日
外務省

昭和27年に制定された標記法律にいう「民生事業」にいかなる形態の事業が含まれるのか明確な定義は見当たらないが、国際連合平和維持活動に対する協力に関する法律が制定されて以降、少なくとも国際紛争を原因とする人道的な国際救援活動（同法第三条二号に掲げるもの）に必要な物品の無償譲渡については、国際連合平和維持活動に対する協力に関する法律が適用されるというのが外務省の解釈である。

(了)

問1 ルワンダ難民支援のための物資供与について、国際平和協力法の適用以外の方法を採り得ない理由いかん。例えば27年法を適用すると具体的にどのような支障があるのか。

(答)

- 1 国に属する物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡する場合には、法律の根拠を要することとされている（財政法第9条第1項）が、国際紛争に起因する人道的な国際救援活動に協力するために行う物資協力に関しては、国際平和協力法が制定されて以降は、本法が適用されることとなる。
- 2 国際協力のために行われる物資協力の根拠法としては、本法の他に「国際連合の決議に基く民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律」（昭和27年法律第337号）があるが、仮に、本件について対象地域その他について特段の制約のない同法が適用できることになれば、停戦合意も存しない紛争地域（例えば、本件の場合は紛争当事国たるルワンダ）に対しても、主務大臣の裁量で物資供与を行うことができることとなる。
- 3 このような法律の運用は、国際平和協力業務等を実施するに当たり、いわゆる5原則、あるいは閣議決定・国会報告といった厳格な意思決定手続きを定める国際平和協力法の制定趣旨を損なうこととなり、採り得ない。

(問) 新国連平和協力法と国際連合の決議に基づく民生事業のための必要な物資の無償譲渡に関する法律との適用関係如何

(答)

1. 新国連平和協力法は、国際の平和及び安全の維持のため、国連の決議等に基づき実施される活動に対し、我が国が人的、物的の両面から積極的に貢献すべく、当該活動に必要な物資を無償で譲渡できることとしているものである。

2. これに対し、国連民生事業無償譲渡法は、経済的、社会的な国際協力を行う目的から、国連決議に基づいて実施される民事事業に必要な物資を無償でできることとしているものである。

3. このように、前者が国連憲章1条1項にいう「国際の平和及び安全を維持」する目的で行われる国連等の活動に対する協力のスキームを定めているのに対し、後者は、国連憲章1条3項にいう「経済的、社会的、文化的又は人道の性質を有する国際問題を解決するための国際協力」を行う目的で定められていることから、両者は、協力の対象となる活動の目的という点で異なり、具体的なケースについて、いずれのスキームが適用されるかについては、協力の対象となる活動の目的を見ることにより原則的には整理できることになる。

4. なお、「国際の平和及び安全の維持」と「経済的、社会的な国際協力」という2つの目的は相互に排除しあうものではないので、「国際の平和及び安全の維持」という目的で行われる活動が、場合によっては「経済的、社会的な国際協力」という性格を有する場合もありうるが、今回、新国連平和協力法が制定されることによりかかる場合には同法が一元的に適用になると解するが相当であると考えられる。

(参考)

同様の例としては、国連民生事業無償譲渡法と「経済及び技術協力のため必要な物品等の外国政府等に対する譲与等に関する法律」の適用関係があげられる。すなわち、国連等の決議がある民生事業について別途国際約束等が存在する場合も概念上は想定される訳であるが、これについて特段の調整規定は置かれておらず、後者が適用になるものと解されている。

	対国連機関無償譲渡法	P K O 法 案
1. 発動要件	国連の決議	国連（総会、安保理、経社理）決議 人道的活動に従事する国際機関の要請
2. 物品譲渡の対象事業	国連の決議に基づいて設けられた公的機関（国連機関）が国連の決議に基づいて実施する民生事業 （「民生事業」と「PKO活動・人道的救援活動」の関係） 民生事業：「民生委員法（昭23年法196号）」はあるが、無定義。広辞苑では「人民の生活」、「人民の生計」等とされており、経済的側面を含んだ人々の生活安定のための事業という広い意味の言葉。 PKO活動・人道的救援活動：国連を中心とした国際平和のための努力として行われるPKO活動については、その大半は民生事業とは異なる。（但し、「人道的救援活動」と同類型のものがPKO活動として行われる場合には、若干重なりうる可能性を残す。） 「人道的救援活動」は、国連を中心とした国際平和のための努力として行われる、紛争に係る被害者等に対する人倫に根ざした救済と言えるが、「紛争関連」である点を除き、特に差は無い概念と考える。	国連平和維持活動又は人道的救援活動を行っている国際機関又は国が、当該活動
3. 供与先	当該民生事業を実施している国連機関	PKO活動、人道的救援活動を行っている国際機関、国
4. 譲渡等の態様	無償	無償、又は時価よりも低い対価での譲渡
5. 対象物品	民生事業のため必要な物品（食料、衣料、毛布等、テント）	PKO業務において使用される物品（車輛、資器材、医薬品等） 人道的援助活動において使用される物品（食料、衣料、毛布等） 復旧活動等に使用される車輛、資器材等）
6. その他		閣議決定手続必要 物品の管理換につき各省庁の協力業務を規定

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-023

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代テ大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人⑤在鑑史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

審 長 審総安④
④④

審 参軍不原料

国 長 参④④④④④地

ア 審地中東
長 参北東西
一

北 審一二保
米

中 参一二
南

審 密西ロ洋
長 西東
一

近 参④④④④④
ア 一
長 一

経 審総漁国
長 密経エ国
一 一
ネ 一
経 途
一

参海 審準

経 審政調国開④
協 参④④④④④有理

条 審条協規
長

情 参国析析調セ
長 一
一

総 番 号 R154569

主 管

月 1日

寿 府 代 発

国 難 支

平成 6年 8月 2日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民・避難民問題（物資協力）

第4170号 秘 至急（ゆう先処理）

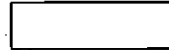
貴電国難支第2154号に関し、

1日、UNHCRよりルワンダ難民・避難民問題につき、わが国からの物資協力を求めるヴァルツァー副高
等弁務官（オガタ高等弁務官はルワンダ、ザイールを訪問中）発本使あて書簡を別FAX信にて送付申し上
げる。（了）

GV5596

FAX信

秘



総 番 号 R154560

月 1日

平成 6年 8月 2日

寿 府 代 発
本 省 着

主 管

国 難 支

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民・避難民問題（物資協力）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

往電第4170号別FAX信

（以下FAX送信 GV5596-03）

NATIONS UNIES
HAUT COMMISSARIAT
POUR LES REFUGIES



UNITED NATIONS
HIGH COMMISSIONER
FOR REFUGEES

Télégrammes : HICOMREF
Télex : 415740 UNHCR CH.
Téléphone : 739 81 11
Téléfax : 731 95 46

GV: 5596- 1

Casa Postale 2500
CH-1211 Genève 2 Dépôt

1 August 1994
94/FR3/982

Sir,

I have the honour to express the High Commissioner's gratitude for the continued support extended by the Government of Japan to UNHCR's emergency operations for over 2 million Rwandese refugees. The resources provided by Japan have been invaluable to the Office in facing this tragedy.

In view of the magnitude and urgency of the needs, UNHCR is inviting donations in kind. A list of relief items and the service packages was presented to a Donors' Meeting on 20 July 1994. A rapid and generous response to this appeal is absolutely essential. I, therefore, would like to request that the Government of Japan consider further supporting the emergency operations by contributing relief items to be used in Tanzania, Uganda and Zaire. A list of items for your Government's consideration is attached herewith.

Upon confirmation of your Government's positive response, UNHCR will make efforts to schedule the delivery of the donated items to the most convenient airport for onward transportation, (probably Entebbe, Uganda) ten days after the receipt of your Government's pledge. In order to ensure efficient and effective relief operations, and in view of the rapidly evolving situation in the region, a final date and place of delivery will be worked out in consultation with the Special Unit for Rwanda Emergency Operations at UNHCR Headquarters, Geneva.

His Excellency
Mr. Minoru Endo
Ambassador
Permanent Representative of
Japan to the United Nations
Office at Geneva
3, chemin des Fins
1209 Geneva

物
家
要
件

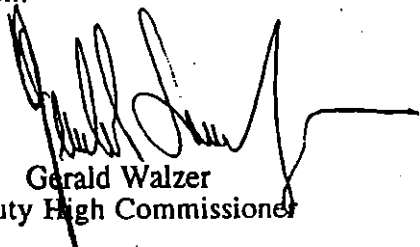
- 2 -

GV: 5596 2

I would like to confirm that UNHCR continues to maintain a presence in Burundi, Rwanda, Tanzania, Uganda and Zaire. UNHCR is presently undertaking emergency and humanitarian relief operations, inclusive of making arrangements for transportation and distribution of relief goods, for Rwandese refugees in these countries with the consent and cooperation of the relevant host country authorities.

On behalf of the High Commissioner, I would like to take this opportunity to express to you and the Government of Japan my gratitude for your unfailing support of the work of UNHCR.

Accept, Sir, the assurances of my highest consideration.



Gerald Walzer
Deputy High Commissioner

Annex

Proposed In-Kind Donation to UNHCR's Emergency Operations
in Tanzania, Uganda and Zaire
by the Government of Japan

GV: 5596- 3

1. Medicine - 1 set
2. Emergency Health Kit - 5 units
3. Big Tent x 43
4. Sleeping mat x 2,600
5. Blanket x 3,550
6. Water Tank x 213
7. Shovel x 1,000

1 August 1994

(3)

ルワンダ難民に係る物資協力について

平成 6 年 8 月 2 日

国際平和協力本部事務局

ルワンダ難民の置かれている悲惨な状況に対し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を始めとする人道援助機関の活動が拡大しており、これに対し、我が国として、できるかぎりの支援、協力を行うことが求められている。

具体的には、先般、UNHCRから、我が国に対し毛布、テント、給水タンク、医薬品等の物資供与の打診があり、これに応えるべく、現在、国際平和協力法第25条に基づく物資協力の実施の可能性について鋭意検討を行っている。

1 物資協力の対象

国際平和協力法のいわゆる5原則との関連で、ルワンダの隣接国であるザイール共和国等において、ルワンダ難民に対して行われている人道的な国際救援活動（UNHCRの活動）に協力するために実施することとなる。

（注） ザイール等の周辺国は紛争当事国でないことから、国際平和協力法第3条2号において、当該人道的な国際救援活動に対する受入れ国（ザイール共和国等）の同意が必要となるが、問題ないものと判断される。

2 供与品目

（1） UNHCRの需要を踏まえ、無償で供与する物品として、次のような品目を選定中。（決定までに変更があり得る。）

- ① 医 薬 品
- ② 緊急ヘルスキット
- ③ 大 型 テ ン ト
- ④ 毛 布
- ⑤ 簡 易 水 槽 等

（2） 事態の緊急性にかんがみ、物品の調達・供与を迅速かつ適切に行う方策について鋭意検討中。

3 今後の取り進め方

物資の受入れ機関（UNHCR）と緊密な連絡を取りつつ、物資協力の品目、調達方法等につき確定の上、可及的速やかに物資協力を実施することとしたい。

735N 11729~1.

ルワンダ難民に対する物資協力

(J I C A 物資)

川嶋主査説明用資料

平成 6 年 8 月 4 日
外務省経済協力局
国際緊急援助室

資 料 目 次

ページ

1.	ルワンダ情勢	1
2.	わが国からの物資協力の必要性	4
3.	ルワンダ支援に関するUNHCRからの要請	6
	別添：ルワンダ支援に関する緒方難民高等弁務官からの要請	7
4.	主要各国のルワンダ難民支援状況	9
5.	わが国の物資協力	
	(1) 法律的整理	12
	(2) ルワンダ難民に係る物品の調達可能性の検討について (国際平和協力本部事務局)	13
6.	物資協力に関する主な報道	15
7.	別添資料	別添

関係法令

- (1) 緊急援助隊の派遣に関する法律（緊急援助隊法）
- (2) ルワンダへの緊急援助隊の派遣について（参考）
- (3) 国際協力事業団法抜粋
- (4) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO法）
- (5) 平和維持への参加に当たっての基本方針（PKO参加5原則）

国会審議録・関連部分（第104国会、第108国会、第109国会、第112国会
第113国会、第114国会、第119国会、第120国会）

//	//	（第121国会）
//	//	（第122国会）
//	//	（第123国会）

1. ルワンダ情勢

平成6年8月4日

アフリカ第一課

1. 背景

ルワンダにおいては、16世紀以来、少数派部族ツチ族（9%）が多数派部族フツ族（90%）を支配する構造が続き、両部族間の対立が常に問題となっていたが、1973年にクーデターで政権をとったハビヤリマナ大統領（フツ）は部族間の融和に努め、内政は安定していたと見られていた。しかし、90年に隣国ウガンダに避難していたツチ族難民が北部国境を越えて侵入したことから、多数派部族フツ族を中心とする政府軍と少数派部族ツチ族を中心とするRPF（ルワンダ愛国戦線）との間で内戦が勃発した。

なお、この内戦の背景には部族対立のみならず、フツ族内部の融和派と強硬派、北部出身者と南部出身者の対立があると言われ、現にRPFには故ハビヤリマナ大統領に反対するフツ族出身者も多く参加している点注意を要する。

2. 最近の動き

（1）上記内戦の両当事者は、93年8月に一応の停戦合意（アルーシャ合意）に達したが、94年4月6日にハビヤリマナ大統領の搭乗機が撃墜され同大統領が死亡して以来、内戦は再発・激化し、国民の大量殺戮が発生した。右大量殺戮は、主に政府側の民兵組織の強硬派がツチ族及びフツ族融和派に対し行ったものと見られる。

内戦はRPFに有利に展開し、RPFは、7月18日、人命救助を目的として「ル」に介入していた仏軍が同国南西部に設定した「人道安全地帯」を除き、「ル」全土を制圧。翌19日には、首都キガリにおいて新「国民統一政府」（注）の樹立式典が行われた。

（注）同新「政府」（我が国は未承認）の構成は、未だ空席の3ポストを除く19ポスト（大統領を含む）のうち、部族別にはフツ11人に対しツチ8人、党派別にはRPFが大統領（ビジムング政治局員、フツ）、副大統領兼国防相（カガメ司令官、ツチ）等9人（うちツチは4人）となっている。

（2）上記アルーシャ合意を受けてルワンダに展開していた国連軍（UNAMIR）については、94年5月にその増強が安保理で決議されたが、その展開に時間がかかっていることから、6月23日以降、仏軍を中心とする多国籍軍がルワンダに介入、国民を殺戮から守るとの目的で同国南西部に「人道安全地帯」を設置した。同仏軍は、7月末より撤退を開始し、原則として8月21日までに撤退完了の予定。

（3）内戦によりこれまでに約50万人が殺害されたとされている（国連筋）ほか、内戦の末期以来ザイールのゴマ地区に100万人を越える難民が流出する等、ルワンダ

（92年の人口731万人）国民の半数近い膨大な数の被災者が生じている。7月28日現在の難民、国内避難民の概数は次のとおり（資料：UNHCR）。

－難民総数 約203万人

（内訳）ザイール	140万人	タンザニア	27万人
ブルンディ	35万人	ウガンダ	1万人

－国内避難民 110万人

3. 現在及び今後の課題

(1) 難民問題

(イ) 緊急援助

(ロ) 帰還支援 (UNAMIR等の展開による安全保障、国内での帰還難民支援体制等が必要)

(2) 新「政府」の動向

－ 帰還難民の受入れと国民和解 (大量殺戮の後遺症への対応)、国内経済・社会の再建

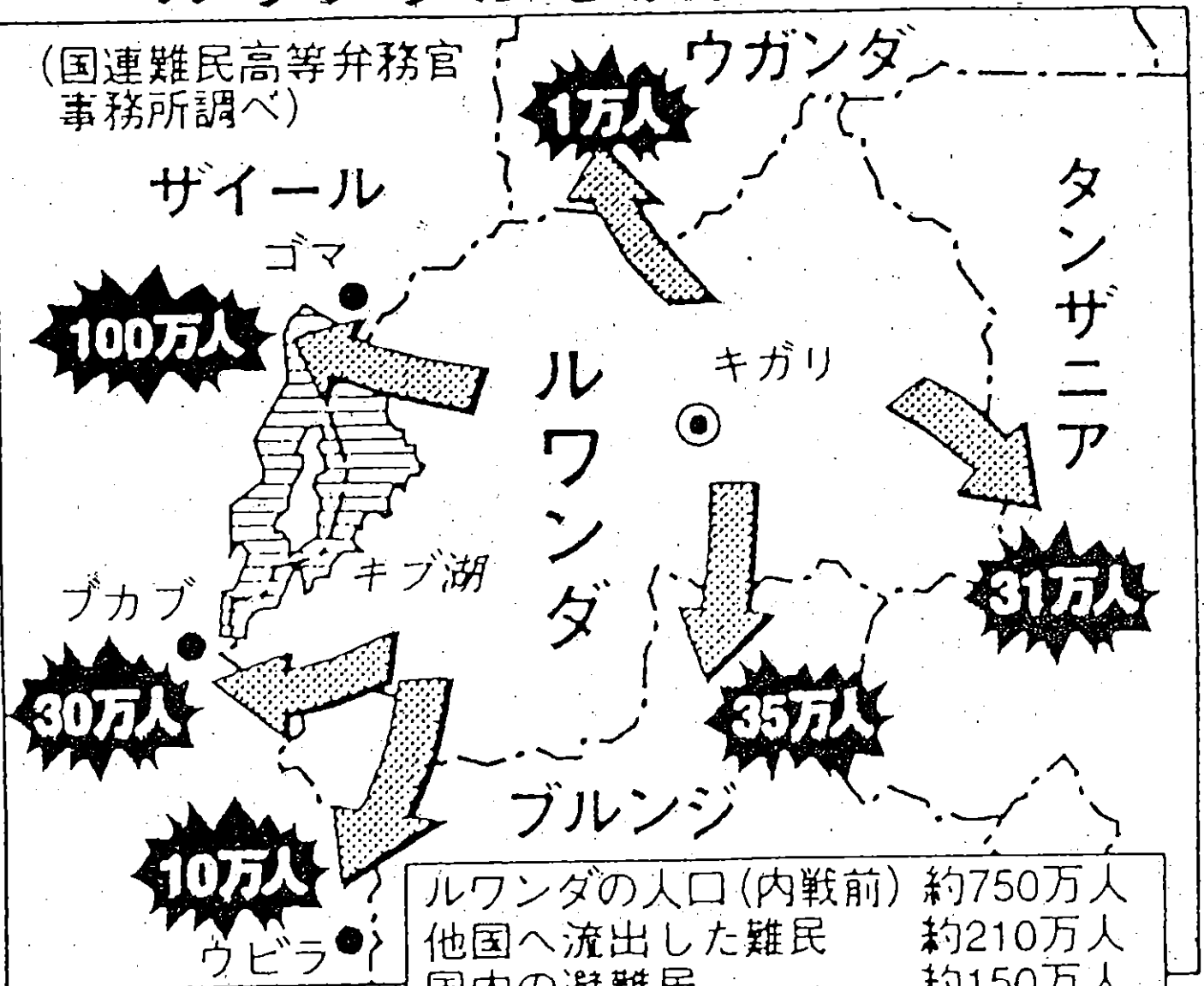
－ 「アルーシャ合意」の実現

(3) 戦争犯罪人の処罰

(了)

ルワンダから流出した難民

(国連難民高等弁務官事務所調べ)



ルワンダの人口(内戦前)	約750万人
他国へ流出した難民	約210万人
国内の避難民	約150万人
虐殺、内戦に伴う死者	50万人以上

1994年8月2日付読売新聞朝刊

2. わが国からの物資協力の必要性

以下の理由により、わが国としてもルワンダ支援のための物資協力を実施する必要がある。

1. ルワンダにおいては、4月以降の内戦再発・激化により、7月初めまでに周辺のタンザニア、ザイール、ウガンダ、ブルンジに約80万人の難民が流出したが、右に加え7月13日以降ザイールのゴマ地区を中心に100万人以上の新たな難民が流出。これに対しUNHCR等の人道援助機関は、援助物資の空輸を含めた緊急援助活動を展開しているが、今回の難民流出はその量と速度においてかつて経験したことがない規模（ゴマのキャンプは世界最大級）のものであり、かつキャンプでは疫病の蔓延等により数万人の死者が出るなど危機的な状況（医薬品の不足、安全な水の不足により現在コレラに加え赤痢も蔓延しつつある）であり、UNHCR等も備蓄物資や調達では対応しきれず物資が不足していることから、各国に対しビスケット等の食料、テント、毛布等の生活必需品、給水車・タンク、トラック、医薬品等の物資の緊急な現物供与を要請。

（20日、ジュネーブで開催された本件難民ブリーフィング会合において、UNHCRより緊急援助物資のリスト及びサービス・パッケージ（空港整備、道路整備、下水施設整備、燃料供給等の関連セクターをドナー国が直接担当するとの構想）が提示され、右への協力を要請。）

2. 7月20日、緒方HCより遠藤ジュネーブ代表部大使に対し、各国は目に見える貢献を開始しており、日本もルワンダ難民支援のため資金協力に加えモノやヒトの面でも目に見える形で協力することが、日本の国際社会に対する貢献として不可欠であり、各国に遅れないように早急な協力を要請（具体的な必要物資として、ビスケット、毛布、ヘルス・キット等を例示）。

3. 本件難民問題は国内外の関心が極めて高く、別紙の通り各国も積極的に物資の現物供与を実施している中、わが国としても各国の協力に劣らずより「顔の見える貢献」をするとの観点から是非とも物資協力をする必要がある。

各国のルワンダ難民支援のための現物供与の例

- 米 国：空輸、浄水設備、医療・衛生サービス、食糧、埋葬などの支援策実施
- カナダ：医療サービス、浄水器等供与、輸送機1機貸与（1カ月）
- イタリア：2国間食糧援助（ブルンディ向け1,592,000米ドル、タンザニア向け1,974,522米ドル）
緊急援助物資をDHAの備蓄基地（ピサ）から空輸
- スウェーデン：DHAに対してキガリ向け現物供与（予定）
- イギリス：5度の救援物資空輸（輸送車、毛布、仮住居用建材の供給及びロジ面の専門家2名派遣）
給水車5台
輸送機2機貸与（1カ月）
- ドイツ：輸送機1機貸与（1カ月）
- オランダ：給水車
- 南アフリカ：医療器具供給
- チュニジア：医療チーム派遣
- アルゼンチン：医薬品供給
- デンマーク：医薬品供給
- フィンランド：毛布10,000枚供与
- イスラエル：野戦病院への医師団（団長：環境大臣）の派遣
- スイス：50tのビスケットの他関係物資及び医薬品の供与、医者・看護人、通信分野やロジ面の専門家派遣

3. ルワンダ支援に関する U N H C R からの要請

1. 7月16日

ジュネーブで開催されたルワンダ難民問題に関する西側非公式会合において、緒方 H C より各国政府に対し支援を要請。

2. 7月20日

(1) ジュネーブで開催された本件難民ブリーフィング会合において、U N H C R より緊急援助物資のリスト及びサービス・パッケージ（空港整備、道路整備、下水施設整備、燃料供給等の関連セクターをドナー国が直接担当するとの構想）が提示され、右への協力を要請。

(2) U N H C R が出した記事資料において緒方 H C より緊急に必要な物資及び資金協力を要請。

(3) 緒方 H C より遠藤ジュネーブ代表部大使に対し、ルワンダ難民支援のため資金協力に加えモノやヒトの面でも目に見える形で協力することが、日本の国際社会に対する貢献として不可欠であり、各国に遅れないように早急な協力を要請（別添）。

3. 7月22日

(1) 緒方 H C より河野副総理兼外務大臣に対し電話にてわが国からの協力を再度要請。

(2) ガーリ事務総長は N Y においてルワンダ人道支援国連統一アピールを発出（総額 4.34 億ドル）し、各国に対し協力を要請。

4. 7月26日

U N H C R もルワンダ緊急援助に関する緊急アピールを発出（7月－12月、約 2.01 億ドル）。

ルワンダ支援に関する緒方難民高等弁務官からの要請

平成6年7月20日
外務省難民支援室

20日、遠藤ジュネーヴ代表部大使より高野国際社会協力部長に対し電話にて、緒方高等弁務官がルワンダの難民援助につき我が国として追加支援（特に人的・物的支援）を早急に検討の上、発表して欲しいとの意向を有していること、右意向を早急に外務省及び官邸等の要人にも伝えたいこととしていることにつき伝達越すとともに、東京においても前向きに検討して欲しい旨要請してきたところ、緒方難民高等弁務官の説明ぶりの主要点以下の通り。

（なお、政府としては既にルワンダへの追加支援の検討を開始しており、今後、各国の支援への動き、更には近日中に行われる見込の国際機関のアピール等も見極めつつ、可能な限り早い機会に追加支援を行うべく作業を進めていくこととしている。）

1. ルワンダ情勢

ルワンダにおいては、UNHCRの想定では約390万人の難民・避難民（難民—タンザニア：50万人、ブルンディ：50万人、ザイール：150万人、国内避難民—ルワンダ：140万人）が発生。ルワンダ情勢は、欧州においても連日テレビでも取り上げられ、極めて高い関心を集めている。UNHCRとしても、これらの難民に対する支援を重視。とりわけ、先日新政府が成立したルワンダにおける政情の安定のためにも、国内避難民に対する支援が不可欠。

2. ルワンダへの各国の支援状況

UNHCRとしては、このような状況に鑑み、資金面では、追って、緊急アピールの形で協力を要請することとなるところ、日本は、既にUNHCRに対して645万ドルの拠出を行っているが、更なる貢献を期待している。

一方、ルワンダについては、国際社会の関心は極めて高く、単なる資金協力だけでなく、米国は後方部隊（logistical unit）の派遣を、ドイツも実働要員の派遣に対する支援を、北欧からもフィンランドが人的貢献を検討している由であり、また、フランスが既に部隊の派遣を行っているのはご承知の通りであり、目に見える形の貢献を各国とも開始し始めている。日本についても、UNHCR等を通じた資金的協力を行うとともに、是非ともモノやヒトによる協力も他国にひけをとらない早い段階から行うことを強く要望する。

3. 具体的貢献のあり方

ルワンダについては、以下の分野のモノやヒトの面での協力が
必要と考えられるところ、日本の事情も理解するが、追加的
資金協力とともに、モノの面でも目に見える形で協力すること
が、日本の国際社会に対する貢献として不可欠である。いずれ
にせよ各国に遅れないように早急に協力をお願いしたい。

(1) 必要物資

- ーハイ・プロテイン・ビスケット
- ースキム・ミルク
- ー毛布
- ープラスチック・シーティング（仮住居等のための建材）
- ー水
- ーヘルス・キット
- ー発電機 等

(2) 輸送手段関連

- ーヘリコプター
- ートラック
- ー運転手
- ー道路修理器具
- ーその他：物資の積降し手段 等

（了）

4. 主要各国のルワンダ難民支援状況

平成6年8月1日現在
アフリカ第一課

ベルギー

1. 資金協力

- (1) 二国間、世銀特別プログラムとしてUNHCR等に対し4億3000万白フラン（13億2,800万円）拠出。
- (2) WFPに対し100万ドル拠出。
- (3) ICRCに対し2000万白フラン（6,200万円）拠出。

2. 物資協力

なし

3. 人的協力

- (1) 白軍パイロット オランダの輸送機の運航を担当
- (2) 名誉大使をヘッドとする調査特別ミッションを派遣。

4. NGO支援

- (1) 上記1.(1)にはNGO(MSF, MEMISA, カリタス教会等)向けも含まれている。
- (2) MSFに対し3000万白フラン（9,300万円）拠出。
- (3) MEMISA（宗教関係NGO）に対し1000万白フラン（3,100万円）拠出。

5. 軍の活用状況

- (1) 上記3.(1)の白軍パイロット派遣。
- (2) 白軍所属のC-130機（複数）を提供。

6. UNAMIRへの協力

マラウィ部隊に1億白フラン（3億900万円）相当の機材供与。

フランス

1. 資金協力

WFP、UNHCR、ICRCに対し6億フラン（112億3,800万円）拠出。
WFPについては食料援助、UNHCRについては病院への援助

2. 物資協力

浄水器、料理用機材、毛布等

3. 人的協力

4. NGO支援

国境なき薬剤師団（PSF）、カリタス、連帯、世界医師団にトラックを供与。

5. 軍の活用状況

6月23日以降、仏軍を中心とする多国籍軍約2,500名がルワンダに介入、国民を殺戮から守るとの目的で同国南西部に人道安全地帯を設置。

ドイツ

1. 資金協力

- (1) 食糧医薬品調達のため、ICRC、UNHCRに対し250万マルク（1億5,800万円）拠出。
- (2) 食料援助等のため2,500万マルク（15億8,300万円）拠出。
- (3) EUのルワンダ難民援助として2,000万マルク（12億6,700万円）拠出。

2. 物資協力

- (1) 外務省及び経済協力省よりUNHCRに17台の浄水器を独連邦軍トランスアル型輸送機でゴマに空輸（5,000万マルク（3.1億6,700万円）相当）
- (2) 連邦援助機構より10台の浄水器をゴマに送付予定。

3. 人的協力

連邦援助機構より浄水器取り付けの技術者を60名派遣。

4. NGO支援

- (1) ドイツ赤十字社、カリタス協会、マルタ援助協会、カップ・アムナール委員会、「ケアー」ドイツ委員会に対し計250万マルク（1億5,800万円）を拠出。
- (2) 独赤十字社提供の4台及びマルタ援助協会提供の2台の浄水器を独外務省チャーターのイリュージン76型輸送機で空輸。

5. 軍の活用状況

- (1) 独連邦軍ボーイング707型輸送機1機をUNHCRのナイロビ・ゴマ間の支援物資輸送活動のため使用。
- (2) (1)に上記2.のトランスアル型輸送機2機が加わる予定

イタリア

1. 資金協力

関係国際機関に対し総額180億リラ（11億7,700万円）拠出。

2. 物資協力

60トンの緊急物資、医薬品

3. 人的協力

イタリア人医師団をゴマ市に派遣

4. NGO支援

下記5. (4)に看護人ボランティア6名が参加

5. 軍の活用状況

- (1) 6月、陸軍警護官6名、軍医6名、下士官3名と4機の空軍航空機を100人のルワンダ幼児の緊急医療輸送に使用。
- (2) 「平和と共に」協会に、46航空旅団のC-130輸送機を飲料水生成器及びコレラ・ワクチンを含む医薬品の輸送のために使用。
- (3) 国連のため、C-130輸送機をナイロビ及びキガリの着陸後の緊急物資輸送確保目的で使用。

タンク車3台を水輸送のため使用。
タンクローリー2台を燃料輸送のため使用。

カナダ

1. 資金協力

3,480万加ドル(25億3,500万円)(関係国際機関への拠出の他に2.以下の費用を含む)

2. 物資協力

浄水器、食料援助

3. 人的協力

加軍医療関係部隊総計約200名の派遣

(軍衛生要員110名、20～30名の警備小隊、25～30名の支援要員、15～20名の技術要員、15名のHQ要員)

4. NGO支援

上記1.に含まれる

5. 軍の活用状況

加軍航空管制官及び地上整備要員25名並びに関連装備をルワンダ北西部へ援助物資輸送を目的とするキガリ空港再開のため派遣。

米国

1. 資金協力

関係国際機関供与分及び2.以下の費用を併せ総額2億5020万ドル

2. 物資協力

食糧を中心に、医薬品、毛布等を提供。計約6,750万ドル(上記1.に含まれる)。

3. 人的協力

上記2.の物資協力を行うため軍人750名現地に派遣
今後4,000人に増強予定

4. NGO支援

5. 軍の活用状況

上記3.の通り

5. わが国の物資協力

(1) 法律的整理

(問) 国際平和協力法の物資協力のために、JICAが行う緊急援助のために備蓄してある物資を利用することは、国際平和協力法と国際緊急援助隊法との間の仕分けに反するのではないか。

(答)

1. 国際協力事業団(JICA)は、国際協力事業団法(以下「団法」という)第21条第1項第四号の二により、必要な物資の供与を行うなど、大規模な災害を対象に、自らの業務として緊急援助を実施しており、そのために必要な物資を備蓄している。
2. JICAがこの備蓄物資のうち余裕のあるものを一時的に一定程度減じ、これを国際平和協力法第26条に基づく、物資協力に対する協力要請に応じて、国際平和協力本部に譲渡することは、災害の援助に必要な備蓄物資を国際平和協力法に基づく物資協力に利用するのではないので、国際平和協力法と国際緊急援助隊法の整理とは関係ない。
3. なお、今回のルワンダ難民を救済の対象とする物資協力は、被災の状況に鑑み緊急に実施する必要がある、通常の調達手段で実施していたのでは長期の時間を要し、協力の意義自体を減殺する事となることから、JICAが現に保有している物資を利用する必要がある。

(2) ルワンダ難民に係る物品の調達可能性の検討について

国際平和協力本部事務局

- 事務局では、7月27日(木)夕刻にUNHCRの希望品目リストを外務省より提示され、直ちに当該物品の調達可能性について検討を開始した。
- 今般のUNHCR要請の緊急性に鑑み、外務省を通じて、同種の援助に関する実績を有するJICA緊急援助隊事務局からも情報提供を受けつつ、総理府事務局において供給元の調査を行った。
- 商業ベースでの調達の可能性は以下の通り。

(1) 医薬品及び緊急ヘルスキット

UNHCRより紹介を受け、難民救援用医療に実績のあるユニセフ及びIDA(オランダの会社)に問い合わせたところ、UNHCRの希望品目に概ね応えることが出来る在庫を有していることが判明。

注文を受けてから1週間程度でエンテベ空港へ送達可能とのこと。

(2) 簡易水槽

JICA事務局に簡易水槽を供給している日本帆布(株)によると、飲料水用で、輸送を容易とするため折りたたむことができ、劣悪な条件下で使用できる仕様のものは、日本帆布工業(株)のみが製造している。

また、今般のUNHCRからの要請に対応する簡易水槽は、自治体等が災害時用に保有している簡易水槽と較べて補強されたものである必要があり、そのような仕様のものはJICAへの供給実績しかないとのことであった。

納品は、注文生産のため受注後55日必要である。

(3) 大型テント

JICA事務局に大型テントを供給している小川テント(株)によると、大型テントの用途としては野外病院や給食施設上屋などが考えられ、災害救援などの現場で使われる素材(通気性のある綿布)を使ったものとしてはJICAに納入している同社のみが製造しているとのことであった。

納品は、注文生産のため受注後通常3カ月を要するが、2カ月まで短縮可能。

(4) 毛布

総理府で取引のある商社を通じて調査した結果、まとまった在庫がない場合、1カ月で4~5000程度なら調達できるが、様々な方面から集荷した場合1週間程度で調達できる可能性があるとのことであった。

(5) シャベル

現時点で在庫があるので、即時納入可能とのことであった。

- 以上のほかで、まとまった備蓄が判明した場合でも、当該備蓄場所より成田までの搬送と援助物資用の梱包に数時日を要する。
- JICA備蓄物資で援助を実施した場合と商業ベースで調達して援助を実施した場合のスケジュールは別表の通り。

UNHCRの要請物品をJICA備蓄物資より調達する場合と商業ベースで調達する場合の比較
(物資協力スケジュールの想定)

	JICA備蓄物資調達	商業ベース調達	備 考
8月 1日 (月)			
2日 (火)			
3日 (水)			
4日 (木)	見積額確定	見積額確定	
5日 (金)	予備費要求説明	予備費要求説明	
6日 (土)			
7日 (日)			
8日 (月)			
9日 (火)			
10日 (水)			
11日 (木)			
12日 (金)	閣議、契約、発注	閣議、契約、発注	
13日 (土)	通関、積込、空輸	シャベル成田集積	
14日 (日)		通関、積込、空輸	
15日 (月)	物品現地着		
16日 (火)		シャベル現地着	
17日 (水)			
18日 (木)	医薬品等現地着	医薬品等現地着	発注後1週間
9月 12日 (月)		毛布成田集積	発注後1カ月
13日 (火)		通関、積込、空輸	
14日 (水)			
15日 (木)		毛布現地着	
10月 6日 (木)		簡易水槽成田集積	発注後55日
7日 (金)		通関、積込、空輸	
8日 (土)			
9日 (日)		簡易水槽現地着	
10日 (月)			
11日 (火)			
12日 (水)		テント、リーピングマット成田集積	発注後2カ月
13日 (木)		通関、積込、空輸	
14日 (金)			
15日 (土)		テント、リーピングマット現地着	

6. 物資協力に関する主な報道

(

(

(

(

ルワンダ難民向け
PKO法に基づく
物資援助を検討
A.M. 94-7-29 (金)

政府は、ルワンダ難民救
援の物的支援策として、国
連平和維持活動(PKO)の
協力法の「物資協力」の規
定に基づき、成田空港など
の備蓄基地にある援助物資
を隣国サイール東部ゴマの
難民キャンプに向けて発送
する案を検討している。財
政的支援では二十八日、フ

ランスを拠点とする国際的
な非政府組織(NGO)の
「国境なき医師団」と「国
境なき薬剤師団」にそれぞ
れ約一千万円の無償資金協
力を行うことを決めた。
備蓄基地にある浄水器や
医療機材などの援助物資
は、本来、自然災害の場合
に派遣される国際緊急援助
隊用に限られているが、P
KO協力法第二五条が規定
する「人道的な国際救援活
動」のために必要な物品と
して用いる。一方、人的貢
献についても政府は「せひ
行いたい」(外務省首脳)
としており、NGOの医師
や看護婦らを一時的に国際
協力事業団(JICA)の
職員とし、外務省職員らと
ともに政府が派遣すること
案も出ている。

ルワンダ支援に PKO法足かせ

N.M.
94-8-1(4)

物資協力、手間どる調整

政府がルワンダ難民問題で身一満たさず無理となり、同法に基
動きの取れない状況になっていく物資協力も調整に手間取っ
る。緊急資金援助は決めたもの。PKO協力法では、物
の、要員派遣は国連平和維持活動。物資協力をする場合、協力相手が
動(PKO)協力法の五原則を、五原則を満たしていなければな

らないが、国連難民高等弁務官
事務所(UNHCR)がこれを
満たしていないためだ。最終的
には隣国ザイールなどを対象に
する形で物資協力を臨み切る方
向だが「PKO協力法の規定が
迅速な対応を妨けている」との
不満が政府内にはある。

政府はルワンダ難民支援で六
月に九百万円、七月になって三
千二百三十万を決定。人的貢
献についても「検討中」だ。し
かし①国際緊急援助隊は派遣理
由を自然災害に特定しておりル
ワンダには無理のPKOも停戦
合意など五原則を満たしておら
ず派遣できない。②の事実情。

先の南アフリカ総選挙の際も
政府は外務省職員を送ったが、
PKO協力法の五原則を満たさ
ず、同法を適用した派遣には
ならなかった。自衛隊の部隊派
遣を念頭にいた厳格な五原則
を物資協力など平和協力業務全
体に課したことが、自衛隊以外
の文民派遣も認めないことにつ
ながっているのが、政府内
には強まっている。

PKO協力法は付則の中で
「施行後三年を経過した場合」
の見直し条項がある。成立当初
には当時の自民、公明、民社三
党で施行から三年後に協議機関
を設け見直し問題を話し合うと
いう自公民合意があるが、その
後の政府再編でこの合意はない
も同然となっている。

A.M.
94-8-2(火)

ルワンダへ官民調査団

医師ら6人、きょう出発

政府は一日、ルワンダ難民を救助するため、外務省など政府と民間とで構成する「ルワンダ難民支援ミッシン」に派遣することを決めた。民間医師を含む六人の

調査団は二日に出発し、十日に帰国する。

政府は調査団の帰国報告を踏まえ、人道的人的貢献策として医療団などの派遣を前提に「なるべく早く、緊迫性を考え、次の援助策を講じていきたい」(五十嵐三官房長官)とし、早急な派遣への結論を出したい考えだ。

ルワンダ難民支援について、政府は一日までに、難民援助活動に携わる国際機関に対し、総額約四千四百三十万(約四十一億円)の資金拠出を決定した。こうした資金協力に加え、政府は物的、人的貢献策にも積極姿勢をみせている。人的貢献の実施に当たっては、国連平和維持活動(PKO)協力法に基づく「人道的な国際救援活動」など、複数の方策を模索中だ。

今回の調査団派遣は、そのための「基本的な情報収集」(外務省)と位置付けられている。調査団は、ルワンダ、ザイル、タンザニア、ケニア、ウガンダ各国を訪れ、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)や、国連ルワンダ緊急対策室(UNREO)の関係者と話し合うほか、現地のルワンダ難民キャンプも視察。難民の生活実態や、援助活動に際しての問題点、治安や衣食住など援助関係者の生活環境などについて、調査する予定だ。

ルワンダ難民問題で、P.K.O.物資協力可能、外務報道官表明

寺田外務報道官は二日の記者会見で、ルワンダ難民問題に関連して、国連平和維持活動(P.K.O.)協力法に基づき、現地で活動する国連難民高等弁務事務所(U.N.H.C.R.)への物資協力を政府内で検討中であること、を指摘するとともに、同法に基づく実施は可能との見解を明らかにした。

ルワンダ周辺国への自衛隊派遣ありうる、政府筋

政府筋は二日朝、ルワンダ難民支援で人的貢献策を採るため、ルワンダとその周辺国に調査団を派遣したことに付いて「調査団の報告を聞いて、自衛隊の派遣を含めて、あらゆる可能性を検討する」と述べた。

ただ「周辺国への自衛隊の派遣の可能性はある」との見解を明らかにし「調査に行く前なので、どうであろうとは言えない」と述べた。

ボランティア貯金
1億2000万円追加配分
ルワンダ難民支援へ
大出郵政相は二日の閣議後会見で、難民問題の深刻化に対応して、ルワンダ難民を支援する非政府組織(N.G.O.)に対する国際ボランティア貯金の資金援助を追加する方針を明らかにした。配分額は最大で、今年度の配分を留保していた一億三千万円まで、医療、飲料水、食料、衣料の援助を計画しているN.G.O.を対象に、今月二十二日から三十一日まで募集し、九月中旬にも寄付金の配分を決めるとしている。

ダハワ
国連へ供与の形、P.K.O.原則に抵触せず

外務省の寺田補佐・外務報道官は二日の記者会見で、ルワンダ難民に対する物資援助について、サイーユなどの周辺国で活動する国連難民高等弁務事務所(U.N.H.C.R.)に供与する形で、国連平和維持活動(P.K.O.)協力法の「人道的な国際救援活動」の規定を初適用して支援を行う方針を明らかにした。具体的な供与物資はテントや医薬品、簡易水槽などで、国際協力事業団(J.I.C.A.)の備蓄品を利用するか、入札で調達するかなどについて、さらに検討を進めている。P.K.O.協力法で、日本の要員が派遣されない地域に物資協力を行うのは初めて。

寺田報道官は、P.K.O.参加五原則との関連について「①周辺国は紛争当事国ではない②U.N.H.C.R.は当該国の合意を得て活動している」とから、抵触しないとの考えを示した。

ただ、人的貢献策に関しては、「P.K.O.協力法に基づき国際救援活動として人々を送ることができ、まだ検討が終わっていない」と述べた。

また、政府調査団は、人的支援の実施に向けた現地調査を行うため二日午前、成田空港を出発した。

ルワンダ周辺国に物的支援、P.K.O.法で実施、政府方針

ルワンダ難民救済策を検討している政府は二日、難民が流出しているサイーユなどルワンダ周辺国に対し、P.K.O.協力法に基づいて実施する方針を固めた。これら周辺国は「紛争状態」にないため、「停戦合意」などP.K.O.参加五原則には触れない、との判断による。

る。P.K.O.法での医療団の派遣など人的支援は、現地調査団の報告をまわって検討する。

外務省の寺田補佐報道官は二日の記者会見で、P.K.O.法に基づく医療隊などの支援について、「(P.K.O.参加)五原則上の問題はない」と語った。

その理由として、①物資の供給はルワンダ難民が集中している隣接国に行われるが、そこで紛争はない②物資の供給先となる国連難民高等弁務事務所(U.N.H.C.R.)は、その国で活動することの同意を得ている——との点をあげた。

一方、人的支援について寺田氏は会見で、「P.K.O.法に基づく派遣が可能かどうか、なお検討している」と、含みを残した。外務省は「P.K.O.法の解釈上は、物的、人的支援のいずれも適用に際し差異はない」としており、ルワンダが西側の活動地域とならない限り周辺国での人的派遣は法的に可能としているが、実施した場合の派遣要員の安全確保など、不安要素が解消されるまではまだついていない。

ルワンダ支援
Y.M. 94-8-4 (木)

PKO要員派遣も

政府 周辺国なら「法」抵触せず

政府は三日、ルワンダ難民救済のための人的貢献策として、国連平和維持活動(PKO)協力法の「人道的な国際救援活動」の規定を適用しての要員派遣に向けて具体的検討に入った。外務省官報も同日、要員の派遣先として、内戦が継続しているルワンダ国内を避け、ザイルなど難民が流出している周辺国に限れ

ば、紛争当事者間の停戦合意の成立などを条件とするPKO参加五原則にも抵触しないとの見解を示した。同首脳はまた、非政府間組織(NGO)や国立病院などの医師らを総理府PKO本部職員などとして派遣することを検討していることを明らかにした。

野党の追及警戒積極適用へ転換

政府は三日、ルワンダ難民救済の人的支援で、国連平和維持活動(PKO)協力法

外務省としては、村山・社会党政権だけに、そもそも「PKO法適用は困難」(幹部)との見方が先行、また、河野洋平外相も、人

道的支援には積極姿勢だが、要員派遣へのPKO法適用には慎重とみられていた。その背景には、PKO法を適用すると、自動的に

自衛隊の海外派遣につながる、との懸念があったと見られる。

しかし、与謝野馨文相をはじめ、政府・与党内では

PKO法適用論が高まった。加えて、PKO法を含め現行法でできる限りのことをやらないと、「PKO見直しに積極的な旧連立与

党に付け込まれる」との警戒もあり、一筆に方針の転換に進んだと言えそうだ。

各国のルワンダ難民支援状況

フィンランド

1. 資金協力

- (1) 「フィ」赤十字（からICRC）に対し275万マルカ拠出。
- (2) WFPに対し200万マルカ拠出。
- (3) UNHCRに対し300万マルカ拠出。

使途について「フィ」外務省は指示は出していない。

2. 物資協力

UNHCRに対し「フィ」製毛布（29万5000マルカ相当）。毛布はUNHCRと協力しているデンマークの航空会社が輸送。

3. 人的協力

「フィ」赤十字よりルワンダ現地に医師2名、看護婦1名、支援活動のアレンジするロジスティック要員1名及び広報担当官1名。これらはICRCに参加。

4. NGO支援

- (1) SUOMEN WORLD VISIONに対し20万マルカ拠出。
- (2) FINISH BAPTIST MISSIONに対し20万マルカ拠出。
- (3) 福音派ルター教会に対し25万マルカ拠出。

5. 軍の活用状況

なし

ベルギー

1. 資金協力

5月まで

- (1) 二国間、世銀特別プログラムとしてUNHCR等に対し4億3000万白フラン拠出。

5月以降

- (2) WFPに対し100万ドル拠出。
- (3) ICRCに対し2000万白フラン拠出。

使途は基本的に各機関の要請してきた通りであり、内容は四輪駆動車、機材、物

資の調達、人件費等多岐に亘る。

2. 物資協力

なし

3. 人的協力

(1) 白軍パイロット オランダの輸送機の運航を担当

(2) 名誉大使をヘッドとする特別ミッションを派遣し、難民・避難民対策等についての調査、PPFの新政権との協議を行うこととしている。これによって今後の協力予定等が決定する見込み。

4. NGO支援

(1) 上記1.(1)にはNGO(MSF, MEMISA, カリタス教会等)向けも含まれている。

(2) MSFに対し3000万白フラン拠出。

(3) MEMISA (宗教関係NGO)に対し1000万白フラン拠出。

使途は各機関の要請に基づく。

5. 軍の活用状況

(1) 上記3.(1)の白軍パイロット派遣。

(2) 白軍所属のC-130機(複数)を提供。

6. UNAMIRへの協力

マラウィ部隊に1億白フラン相当の機材供与。

スウェーデン

1. 資金協力

(1) UNHCRに対し5000万クローネ拠出。

(2) WFPに対し3200万クローネ拠出。

(3) ICRCに対し2400万クローネ拠出。

(4) UNICEFに対し800万クローネ拠出。

その他を含め総計1億7000万クローネ拠出。

2. 物資協力

(1) 難民キャンプ用住宅10棟(350万クローネ)

(2) 援助物資輸送用トレーラー(350万クローネ)を米軍機により輸送。

3. 人的協力

(1) 文民警察官 5 名を派遣。

(2) 救難庁スタッフ 40 名 給水活動、下水整備、救難活動用車両の車庫及び整備工場建設

4. NGO 支援

今後ペエンテコステ派援助団体に 2900 万クローネ拠出予定

5. 軍の活用状況

上記 2. の通り、供与物資の輸送に米軍機を使用

フランス

1. 資金協力

WFP、UNHCR、ICRC に対し 6 億フラン拠出。

WFP については食料援助、UNHCR については病院への援助

2. 物資協力

浄水器、料理用機材、毛布等

3. 人的協力

4. NGO 支援

国境なき薬剤師団 (PSF)、カリタス、連帯、世界医師団にトラックを供与。

5. 軍の活用状況

6 月 23 日以降、仏軍を中心とする多国籍軍約 2,500 名がルワンダに介入、国民を殺戮から守るとの目的で同国南西部に人道安全地帯を設置。

ドイツ

1. 資金協力

(1) 食糧医薬品調達のため、外務省緊急援助費より ICRC、UNHCR に対し 250 万マルク拠出。

(2) 食料援助等のため経済協力省予算より 2,500 万マルク拠出。

(3) EU のルワンダ難民援助として 2,000 万マルク拠出。

2. 物資協力

(1) 外務省及び経済協力省より UNHCR に 17 台の浄水器を独連邦軍トランスアル型輸送機でゴマに空輸。

以上の機材及び輸送等にかかる費用は5,000万マルク。

(2) 連邦援助機構より10台の浄水器をゴマに送付予定。

3. 人的協力

連邦援助機構より浄水器取り付けの技術者を60名派遣。

4. NGO支援

(1) ドイツ赤十字社、カリタス協会、マルタ援助協会、カップ・アムナール委員会、「ケアー」ドイツ委員会に対し計250万マルクを外務省緊急人道援助費より拠出。

(2) 独赤十字社提供の4台及びマルタ援助協会提供の2台の浄水器を独外務省チャーターのイリュージン76型輸送機で空輸。

5. 軍の活用状況

(1) 独連邦軍ボーイング707型輸送機1機をUNHCRのナイロビ・ゴマ間の支援物資輸送活動のため使用。

(2) (1) に上記2.のトランスアル型輸送機2機が加わる予定

エジプト

1. 資金協力

2. 物資協力

(1) 1万ユニットのコレラ・ワクチンをザイール特使の特別機に搭載の上、供与(配布はザイール政府に委任)。

(2) 150万ユニットのコレラ・ワクチン及び5トンの医薬品を輸送・配布。方法は未定なるも直接空輸を検討中。

3. 軍関係者を7名オブザーバーとして派遣。

4. NGO支援

5. 軍の活用状況

イスラエル

1. 資金協力

国際機関への資金協力は行っていない

2. 物資協力

下記 3. 医療チームは医療品及び浄水器を携行している。

3. 人的協力

軍医療チーム（団長はサリッド環境大臣、他外務省員 1 名も随行）を 100 名派遣。ルワンダで野戦病院を開設。救急用病室、手術室、一般ケア用の施設を備えている。

4. NGO 支援

平和活動家エビ・ナタンがルワンダ入り。

5. 軍の活用状況

イタリア

1. 資金協力

関係国際機関に対し総額 180 億リラ拠出。

2. 物資協力

60 トンの緊急物資、医薬品

（内訳）25 億リラの食料援助をブルンディ流入のルワンダ難民に対して実施。

30 億リラの農産物をタンザニア流入のルワンダ難民に対し送付。

3. 人的協力

イタリア人医師団をゴマ市に派遣

4. NGO 支援

下記 5.（4）に看護人ボランティア 6 名が参加。

5. 軍の活用状況

（1）4 月、約 160 名の陸軍及び海軍の特殊部隊と 4 機の空軍輸送機が現地在住のイタリア人を撤退させた。

（2）6 月、陸軍警護官 6 名、軍医 6 名、下士官 3 名と 4 機の空軍航空機を 100 人のルワンダ幼児の緊急医療輸送に使用。

（3）「平和と共に」協会に、46 航空旅団の C-130 輸送機を飲料水生成器及びコレラ・ワクチンを含む医薬品の輸送のために使用。

（4）国連のため、C-130 輸送機をナイロビ及びキガリの着陸後の緊急物資輸送確保目的で使用。

タンク車 3 台を水輸送のため使用。

タンクローリー 2 台を燃料輸送のため使用。

カナダ

1. 資金協力

3,480 万ドル（関係国際機関への拠出の他に 2. 以下の費用を含む）

2. 物資協力

浄水器、食料援助

3. 人的協力

加軍医療関係部隊総計約 200 名の派遣

（軍衛生要員 110 名、20～30 名の警備小隊、25～30 名の支援要員、15～20 名の技術要員、15 名の HQ 要員）

4. NGO 支援

上記 1. に含まれる

5. 軍の活用状況

加軍航空管制官及び地上整備要員 25 名並びに関連装備をルワンダ北西部へ援助物資輸送を目的とするキガリ空港再開のため派遣。

米国

1. 資金協力

関係国際機関供与分及び 2. 以下の費用を併せ総額 2 億 5020 万ドル

2. 物資協力

食糧を中心に、医薬品、毛布等を提供。計約 6,750 万ドル（上記 1. に含まれる）。

3. 人的協力

上記 2. の物資協力を行うため軍人 750 名現地に派遣

今後 4,000 人に増強予定

4. NGO 支援

5. 軍の活用状況

上記 3. の通り

秘

まで

※総第 081058号003公館宛 GM3207-02
 平成 6 年 8 月 10 日 秒受付
 平成 20 年 8 月 14 日 秒受付

GM:3207

電 信 案

電信課長

大臣
 秘書官
 政務次官
 事務次官
 外務審議官
 外務審議官
 官房長

主管 総合外交政策局長 休暇中
 審議官
 総務課長
 国連政策課長
 国際平和協力室長

※発電係 1 高松 2 67
 起案 平成 6 年 8 月 8 日
 起案者 電話番号
 松本 2346

（※印欄内は電信課記入）

協議先

首席事務官 局 庶務 庶務班

在外公館課長

首席事務官

経理室長

在外職員旅費担当官

中近東・アフリカ課

難民支援室長

アフリカ第一課長

アフリカ第二課長

（注意）1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

（八〇字）

在 ケニア（ウガンダ） 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援（物資協力）

主管・文書記号

総平

※電番

第558号

大至急

普通

至急

（優先処理）

パターン・コード

転電

転送

転報

在

国連代、新代

※転電番号

合第15515号

大至急

普通

至急

（優先処理）

大使・総領事あて

※

08105891

優先

KENIA

等003 F電

GB-1

外務省

回覧番号

1222

（昭和六三・六・三十改正）

本件については
本報の内に... 多分... 多分...
700-

1. 国際平和協力法に基づくルワンダ難民支援のための物資協力については、来週明け
(14日の週)の物資が現地到着とのスケジュールで実施できるよう、現在関係省庁との
調整を鋭意進めているところである。(6日付読売別FAX信する)

2. (1) 本件物資協力が実現した場合には、成田における物資積み込みの際にもUNHCR側への譲渡物品の目録の贈呈を行う事を検討しているが、我が国の協力を内外にアピールする(国際社会に我が国の協力を印象づけるとともに国内に対し、ルワンダ難民問題の重要性を認識させる。)との観点からは、現地において 必贈呈を行うことが適当であると考える。

(2) 具体的には現地到着時(現在エンテベ空港の予定)に、現地の関係者及びプレス(その時期邦人プレスが滞在していれば特に邦人プレス)を招待し、貴使(あるいは貴使代理)よりUNHCRの然るべき責任者に目録を贈呈する模様を取材してもらう事が適当と考える。

3. ついては、上記2. (2)につき、貴地のUNHCR側関係者に申し入れるとともに、邦人プレスに対しても事前に連絡の上、右が可能かにつき結果至急回電ありたい。また、本件につき意見あらばあわせ回電ありたい。

国連代、寿府代に転電した。

別FAX信とす

(丁)

FAX

※総第 081061号003公館宛 GM:3210-02
平成 6 年 8 月 10 日 秒 56 日 秒 受 付 GM:3210

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管 総合外交政策局長
審 議 官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

12

2

起 案

平成 6 年 8 月 8 日

起案者

電話番号

松本

2346

協議先

在外公館課長

難民支援室長

アフリカ第一課長

アフリカ第二課長

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 ケニア(ウガンダ)

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件 名

ルワンダ難民支援(物資協力)

主管・文書記号

※電番

大至急

至急

パターン・コ

総 平

FAX信

普通

(優先処理)

転電

※転電番号

FAX信

大至急

至急

転送
転報

在

国連代, 厚府代

大 使・総領事あて

普通

(優先処理)

経電総平第②558号別FAX信。

(13)

111 優先 KENIA

等003 F信

外 務 省

回覧番号

1222

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

ルワンダ難民支援物資

政府、民間機で搬入へ

医薬品、テント

政府は五日、ルワンダ難民救済のため、日本の民間航空機を乗客を含めてチャーターして支援物資を搬入する方針を固めた。来週中に閣議決定したいとしている。ルワンダ難民救済について政府は現在、国連平和維持活動(PKO)協力法の「人道的な国際救援活動」の規定を活用した人的貢献策を検討中だが、とりあえず国際救援活動としての物資協力を先行させることにした。人道的国際救援活動の実施は初めて。

初の人道的国際救援

つづくもので、物資は難民のための医療施設として使う五十―百人用の大型テント、医薬品など約三千十分。チャーター機には日本政府係官も乗り込み、早ければ来週中にも、支援物資の集積地になっているルワンダの隣国ウガンダのエンテベに飛び、物資搬入の任務にあたることになる。

PKO協力法は第三条で、自衛隊のカンボジア派遣など武力紛争の再発防止のために国連が組織する「国連平和維持活動」(PKO)参加と、紛争の被害を受けた住民の救済などを行う「人道的国際救援活動」という二つの活動を定めている。このうち、人道救援活動の分野としては、被災民に対する食料、衣料、医薬品などの生活関連物資や、被災民を収容するための施設の設置などを挙げている。

政府はこれまでも、カンボジアやモザンビークに選挙費用のテレビ・ラジオなどの物資協力を行ってきたが、これらはいずれも「国連平和維持活動」の一環として実施されたもの。また、



これは、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)からの機材調達の要請に基づ

台風など自然災害に見舞われた国への物的支援は、国際緊急援助隊法に基づいて

行われてきた。
「紛争周辺国に「人道的な国際救援活動」の規定に基づいて物資協力を行った前例はない。」
このため、今回のように

読売 / 面

平成6年8月6日(土)

朝刊

FAX 送信状

平成 6 年 8 月 9 日

宛： pkc 室 杯 様	発：総理府国際平和協力本部事務局 TEL：03-3581-2361 (2568) 穂 各 (直通)：03-3581- FAX：03-3580-1198
--------------------	---

件 名

にわが国駐在の物資協力
国際平和協力本部 本部員(各閣僚)
に送り出す 事前説明 ペーパ - (案)

送信枚数 (本紙を含む) : 3 枚

ルワンダ難民に係る物資協力について

平成 6 年 8 月 9 日

国際平和協力本部事務局

ルワンダ難民の置かれている極めて悲惨な状況にかんがみ、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の活動に協力するため、今般、我が国に対しUNHCRから供与の要請があった物資について、国際平和協力法第25条第1項の規定に基づく物資協力を行うこととする。

1 物資協力の対象

UNHCRからザイール、タンザニア、ウガンダ（いずれもルワンダの周辺国）において使用される救援物資の供与の要請があったことを受けて、これら周辺国におけるUNHCRの活動に対して物資協力を行うこととする。

（注） 国際平和協力法との関係

- ① UNHCRは、現在、これら周辺国におけるルワンダ難民に対する人道的援助活動を受入国の同意と協力を得て行っており、国際平和協力法上必要とされる『受入国の同意』の要件は満たされているものと判断される。
- ② これら周辺国は紛争当事国ではないので『停戦合意』の要件は必要としない。

2 供与物資等

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 医 薬 品 等 | 1 セット |
| (2) 緊 急 ヘル ス キ ャ ッ ッ ト | 5 ユ ニ ッ ト |
| (3) 大 型 テ ン ト | 4 3 張 |
| (4) ス リ ー ピ ン グ マ ッ ト | 2, 6 0 0 枚 |
| (5) 毛 布 | 3, 5 5 0 枚 |
| (6) 簡 易 水 槽 | 2 1 3 個 |
| (7) シ ャ ベ ル | 1, 0 0 0 個 |
| (8) 上記物資の輸送に必要な役務 | |

3 今後の取り進め方

近日中に閣議に付議し、決定の上実施することとする。

〔参 考〕

ルワンダ難民についていかなる人的貢献が成し得るかについては、現在ルワンダ等に派遣中のミッションの報告を踏まえ検討されることとなる。

〔参 考〕

各国の支援状況

区 分	資 金	物 資 ・ 役 務
米	総額 2 億 5, 0 2 0 万ドル拠出 (更に 3 億 2, 0 0 0 万ドルを 拠出予定)	・ 空輸活動への協力 (食糧、医薬品 浄水設備、毛布等の空輸) ・ 水輸送のパイプラインを敷設
仏	総額 6 億フラン (1 0 8 億円) 拠出	・ 浄水器、料理用機材、毛布等
加	総額 4 7 0 万加ドル (3 億 8, 0 7 0 万円) 拠出	・ 浄水器、食糧援助、医療サービス 輸送機 1 機貸与
英	総額 5, 0 0 0 万ポンド (7 9 億 5 千万円) 拠出	・ ゴマ地区への空輸活動を実施 ・ テント、毛布、空港必要機材、給 水車等、輸送機貸与
独	総額 1 億マルク (6 3 億円) 拠出	・ ゴマ地区への空輸に輸送機を提供 ・ 浄水器、食糧等
伊	総額 1 1 4 億リラ (7 6 億 3 千 8 百万円) 拠出	・ 緊急物資、食糧、医薬品等
日 本	総額 4, 4 3 0 万ドル ・ 900万ドルの拠出を実施 ・ 300万ドルの拠出を決定(7/8) ・ 3, 230万ドルの追加資金協力を決定(7/26)	[今回、医薬品、緊急ヘルスキット テント、毛布、簡易水槽等の物資 協力をUNHCRに対して行う予 定]

秘

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管	保 存 期 間			
	経済協力局長 御出張中	1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
	審 議 官 休職中	起案 平成 6 年 8 月 9 日			
	審 議 官 御出張中 政策課長 御出張中 国際緊急援助室長 御出張中	決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 亀井 2910			
協議先					
総務課長 総合外交政策局長 技術協力課長 御出張中 国連政策課長 国際平和協力室長					
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)					
件 名 国際平和協力法によるJICAに対する協力依頼に関する 覚書(総理府・外務省)					
GA-1 (昭和63. 4. 1改正)		外 務 省		回覧番号 54	

ルワンダ難民支援のため、国際平和協力法の下での物資協力に際し、JICAに
備蓄物資の一部を総理府に譲渡する見込みであるところ、以後の取り扱いにつき
別添の通り総理府との間で覚書を結ぶことと致したい（なお、本件覚書は大蔵省
主計局川嶋主査からの依頼を考慮したもの）。

(3)

(

(

(

(

覚 書 (案)

総 平 第〇〇号

外経協技第〇〇号

平成 6 年 8 月 〇 日

総理府国際平和協力本部事務局

参事官 衛 藤 英 達

衛 英

外務省経済協力局技術協力課

課 長 石 川 薫

「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（以下「法」という。）第 26 条による国際協力事業団（以下「JICA」という。）に対する協力依頼に関し、総理府と外務省は下記の通り確認する。

記

JICA が法第 26 条に基づく総理府国際平和協力本部長の物資協力に関する協力依頼に応じ、その国際緊急援助活動その他の緊急援助のために備蓄している機材その他の物資を総理府に譲渡することは異例の扱いであり、以後、法第 26 条の協力の前例としない。

PKO 中国 様

林 9 枚

問. 何故今回この様な物資の供与を行うようになったのか。

答. UNHCR よりの我が国に対する物資協力の要請を踏まえ、早急に必要とされるその要請物資品目の内、今回の緊急性に鑑み現在我が国として早急に調達し得るものを^(てあるべきこと)念頭におきながら、UNHCR と協議しつつ物資協力品目を選定した（同経緯別添の通り）。

(別添)

1. 7月20日

(1) 緒方難民高等弁務官より遠藤ジュネーヴ代表部大使に対し、以下の物資が必要であると要請があった。

- ・ハイ・プロテイン・ビスケット
- ・スキム・ミルク
- ・毛布
- ・プラスチック・シーティング (仮住居等のための建材)
- ・水
- ・ヘルス・キット
- ・発電機 等

(2) 一方、ジュネーヴで開催されたルワンダ難民問題ブリーフィング会合において、UNHCRより提示された緊急援助物資のリストは以下の通り (同リストは本邦においては21日に入手)。

- ・ハイ・プロテイン・ビスケット 540トン
- ・スキム・ミルク 135トン
- ・豆・トウモロコシ類 6,750トン
- ・トラック 110台
- ・給水車 50台
- ・毛布
- ・発電機 (医療用12台、援助機関用20台を含む)
- ・ジェリカン
- ・台所セット
- ・プラスチック・シーティング
- ・スリーピング・マット
- ・石鹼
- ・テント (病院用テントを含む)
- ・調理用石油レンジ 約30万台
- ・必要医薬品
- ・緊急ヘルス・キット 30ユニット
- ・軽輸送車 80ユニット

2. 7月22日

上記1.(2)のリスト物資品目は、あまりにも多岐に亘り、必要数量も不明確であったので、UNHCR資金調達部に対し、電話にて直接、各種物資のプライオリティ及び必要数量を照会。これに対し、UNHCR側よりは、現地のニーズが刻々と変わっているので、調査する旨回答。

3. 7月25日

(1) UNHCR資金調達部より、電話にて、次の通り回答あり。

(イ) 現地のニーズが刻々と変わっているので必要数量等は確定できず、また若干新たな品目も加わりつつあるが、現在、特に早急に必要とされる物資は以下の通り。なお、ザイールのゴマにおいては急遽百万人の難民が流出していることに鑑みれば、これら不足物資の必要量はかなりの量になることは御理解願いたい。

- ・簡易水槽
- ・発電機
- ・トランシーバー
- ・大型テント
- ・スリーピング・マット
- ・毛布
- ・シャベル
- ・必要医薬品一式
- ・緊急ヘルス・キット 1万人/3か月 5ユニット

(ロ) なお、これら物資のスペックは、分かり次第お知らせする。

(2) 当方としては、かかる不足物資品目の情報入手とともに、調達方法等につき検討開始（ただし、スペックが限定されるものについては、更なる情報の入手まで待つこととした）。

4. 7月26日

(1) UNHCRより、スペック等の情報がFAXにて送付された。

(2) 右スペックを基に、更に検討した結果、スペックの限定が厳しいトランシーバー及び発電機の大量発注は、本邦にては注文生産となり、

時間がかかりすぎると判断したため、今次物資協力の緊急性の観点から、これら物資を本件検討対象外とした。

5. 7月27日

(1) UNHCRに内々に照会の結果、必要医薬品及び緊急ヘルス・キットは、各々UNIPACおよびIDAにて早急に調達可能であることが判明。

(2) その他の物資については、今回の緊急性に鑑み現在我が国として早急に調達することが可能ではないかと考えられるもの（備蓄物資を含む）を念頭におきながら、UNHCRと電話にて更に協議した結果、UNHCR側は、我が国に対する物資協力要請品目及び各物資の数量を以下の通り選定した。

・医薬品(ユニセフ・エッセンシャルリスト)	1 ユニット
・緊急ヘルス・キット 1万人/3ヵ月	5 ユニット
・テント 100人用	30張
・テント 20人用	20張
・スリーピング・マット	3,000枚
・毛布	4,000枚
・簡易水槽	230個
・シャベル	1,000本

(3) 同日、内閣法制局、総理府及び外務省の3者協議にて、国際平和協力法にてザイール等のルワンダ周辺国で活動するUNHCRに対して物資供与を行うことは法的に可能であるとの結論を得たので、かかるUNHCRよりの物資協力要請品目及び数量を総理府に提示すると共に、右の早急なる調達方法についての更なる検討を委託した。

問1 外務省の資金協力とPKO法に基づく物資協力の関係如何

答

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの我が国へ対する援助の要請としては、資金面・人的貢献・物資協力の全てに渡っている。

1. これに対し、外務省は、平成6年度予算の執行の一環として資金協力を実施している。

しかし、物資の譲渡については、財政法9条により「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない。」と規定しており、外務省の所管法令には、物資を国際機関に供与することを可能とする法令は無く、現在まで、現物拋出の実績は無い。

2. 他方、国際平和協力法においては、第25条により「国連平和維持活動又は人道的な国際救援活動」に協力するため、「物資協力」を実施することが出来ると規定されており、今回のUNHCRの人道的な国際救援活動に対し物資協力を実施することができる。

○ 国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律

〔昭和二十七年十二月二十六日号外〕
法律 第三百三十七号

〔外務・大蔵・通商産業大臣署名〕

国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律をここに公布する。

国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律

政府は、国際連合の決議に基づいて設けられた公的機関が国際連合の決議に基づいて実施する民生事業のため必要な物品を、当該機関に対し無償で譲渡することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第十章 その他主な関係法令

国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律 一〇三七

NATIONS UNIES
HAUT COMMISSARIAT
POUR LES REFUGIES



Urgent
UNITED NATIONS
HIGH COMMISSIONER
FOR REFUGEES

TELEFAX

Télégrammes : HICOMREF
Télex : 415740 UNHCR CH
Téléphone : 739 81 11
Téléfax : 731 96 46

UNHCR Fund Raising Service

Casa Postale 2500
CH-1211 Genève 2 Dépôt

Fax: (41.22) 739 8412
Tel: (41.22) 739 8470

To: Mr. Koji Saito, Ministry of Foreign Affairs, Tokyo
Fax Number: 0081-335-809319
From: Mr. Kondo, UNHCR, Geneva
Our Reference:
Your Reference:
Date: 10/18/94
Subject: In-kind contribution
Total Number of Pages:
(including this page) 3

MESSAGE

① 空港

やはり Entebbe 空港が都合がよいようです。
その先の目的地について UNHCR の air operation
があるようです。

② Flight schedule

この件に関しては, Airlift の Coordinator
とどちらの shipping の担当者が直接に連絡
をとり 詳細を決定出来るようお願いした
ます。連絡先は次ページを参照下さい。

Airlift Coordinator

Mr. Neil Wright

Burundi/Rwanda Airlift Coordinator

UNHCR Geneva

Tel: 0041-22-7398658

Fax: 0041-22-7398670

Natel: 089-200-6104

(E-mail tel)

③ Final destination of donated items

8月1日付で"UNHCRより日本政府宛に出た作

手紙の copy は Mr. Wright にあてて

いますか。 Rwanda, Burundi の

周辺国 (Tanzania, Uganda, Zair) -

のみが最終目的地に「ある」と

彼に明確に伝え、必要な指示を

あかひとよるし」と思います。

④ Shipping instructions の担当者及び
連絡先は下記の通りです。

Mrs. Seinet

Supply and Transport Section

UNHCR Geneva

Tel: 0041-22-7398137

Fax: 0041-22-7398563

日本政府の最終決定がなされた場合はぜひ、
すぐに連絡をとっていただきたいと思います。

また他にこちらと12準備をいじりかえらなければならぬ
ことがありましたらお知らせ下さい。

近藤 喜智子

UNHCR Geneva
(M. Kondo)

秘

まで

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 出張中 事務次官 休職中 福田外務審議官 休職中 —外務審議官— 官房長	主管 総合外交政策局長 件吸中 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 8 月 10 日 決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 松本 2346
協議先 中 総務課長 首席事務官 法 条約局長 法規課長 中近東アフリカ局長 アフリカ第一課長 難民支援室長		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 (閣議決定 並びに当省の右閣議) ルワンダ難民支援物資協力共同請議 (案) への参加について		
GA-1 (昭和63. 4. 1改正) 外 務 省		回覧番号

1. ルワンダ難民支援に関しては、これまで、我が国は資金協力を行うとともに、人的・物的支援を検討してきたところであるが、今般ルワンダ難民支援に係わる物資協力に関し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）より医薬品、テント、毛布、簡易水槽等の供与につき協力要請があったところ、総理府を中心に国際平和協力法に基づく物資協力の実施を検討した。

2. その結果、UNHCRに対し、医薬品、テント、スリーピングマット、毛布、簡易水槽、シャベル並びにこれらの輸送に必要な役務の提供を実施するため、「ルワンダ難民に係わる物資協力の実施について」の閣議決定（現時点では8月12日を予定）を行うにあたり、今般、総理府より閣議決定案を合議越すとともに、当省の右閣議請議への参加の意思の有無につき確認越した。

3. ついては、当省としては総理府よりの閣議決定案に異存はない旨、また右閣議決定については共同請議者として閣議請議に参加する旨を総理府に回答することと致したい。

(了)

ルワンダ難民に係る物資協力の実施について

〔平成6年8月 日〕
閣 議 決 定 案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、ルワンダ難民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成6年度において、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）に対し、現在、ザイール共和国等においてルワンダ難民に対し行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

(1)医薬品等	1 セット
(2)緊急ヘルスキット	5 ユニット
(3)大型テント	4 3 張
(4)スリーピングマット	2, 6 0 0 枚
(5)毛布	3, 5 5 0 枚
(6)簡易水槽	2 1 3 個
(7)シャベル	1, 0 0 0 個

(8)上記物品の輸送に必要な役務
を予算の範囲内において無償で供与する。

説 明

1. ルワンダ共和国においては、本年4月内戦が再発して以来、8月3日までに約211万人の難民が発生している。

特に、隣接国のザイール共和国には、7月13日より新たに100万人以上の難民が流入しており、同国ゴマ地区の難民キャンプではコレラ及び赤痢の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況にある。

2. この状況に対し、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）を始めとする各種の人道援助機関が援助活動を実施してきており、被災民の増大とともに活動を拡大してきたところである。

特に、7月以降の更なる事態の悪化を受けて、今般、UNHCRから我が国に対し、UNHCRの活動に早急に必要な医薬品、テント、毛布、簡易水槽等の物資供与が要請されたところである。

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（第四号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維

持活動として実施される活動を除く。)をいう。

三(略)

四 物資協力 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

五〇七 (略)

(物資協力)

第二十五条 政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

三〇五 (略)

ルワンダ難民に係る物資協力の実施について

平成六年八月 日

内閣官房長官発言要旨

一、ルワンダ共和国においては、本年四月内戦が再発して以来、八月三日までに約二一万人の難民が発生しております。特に、隣接国のザイール共和国には、七月一三日より新たに一〇〇万人以上の難民が流入しており、同国ゴマ地区の難民キャンプではコレラ及び赤痢の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況にあります。この状況に対し、国際連合難民高等弁務官事務所

(U N H C R) を始めとする各種の人道援助機関等が援助活動を実施してきたところであります。

二、政府としては、本日、ザイール共和国等におけるルワンダ難民に対するU N H C Rの人道的な国際救援活動に協力するため、医薬品等をU N H C Rに対し無償で供与する、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく「物資協力」を実施することとし、先に決定した資金援助と併せ、ルワンダ難民に対する人道的な国際救援活動に、一層効果的に協力することとしたい。

(参考)

物資協力品目

- | | | |
|-----|---------------|-------|
| (一) | 医薬品等 | 一セット |
| (二) | 緊急ヘルスキット | 五ユニット |
| (三) | 大型テント | 四三張 |
| (四) | スリーピングマット | 一六〇〇枚 |
| (五) | 毛布 | 三五五〇枚 |
| (六) | 簡易水槽 | 二二三個 |
| (七) | シャベル | 一〇〇〇個 |
| (八) | 前記物品の輸送に必要な役務 | |

これらの物品は、ザイール共和国等におけるルワンダ

難民に対するUNHCRの人道的な救援活動に使用。

ルワンダ難民に係る物資協力について

平成 6 年 8 月 14 日

国際平和協力本部事務局

ルワンダ難民の置かれている極めて悲惨な状況にかんがみ、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の活動に協力するため、今般、我が国に対しUNHCRから供与の要請があった物資について、国際平和協力法第25条第1項の規定に基づく物資協力を行うこととする。

1 物資協力の対象

UNHCRからザイール、タンザニア、ウガンダ（いずれもルワンダの周辺国）において使用される救援物資の供与の要請があったことを受けて、これら周辺国におけるUNHCRの活動に対して物資協力を行うこととする。

（注） 国際平和協力法との関係

- ① UNHCRは、現在、これら周辺国におけるルワンダ難民に対する人道的援助活動を受入国の同意と協力を得て行っており、国際平和協力法上必要とされる『受入国の同意』の要件は満たされているものと判断される。
- ② これら周辺国は紛争当事国ではないので『停戦合意』の要件は必要としない。

2 供与物資等

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 医 薬 品 等 | 1 セット |
| (2) 緊 急 ヘル ス キ ッ ト | 5 ユニット |
| (3) 大 型 テ ン ト | 4 3 張 |
| (4) ス リ ー ピ ン グ マ ッ ト | 2, 6 0 0 枚 |
| (5) 毛 布 | 3, 5 5 0 枚 |
| (6) 簡 易 水 槽 | 2 1 3 個 |
| (7) シ ャ ベ ル | 1, 0 0 0 個 |
| (8) 上記物資の輸送に必要な役務 | |

3 今後の取り進め方

近日中に閣議に付議し、決定の上実施することとする。

〔参 考〕

ルワンダ難民についていかなる人的貢献が成し得るかについては、現在ルワンダ等に派遣中のミッションの報告を踏まえ検討されることとなる。

各国の支援状況

平成6年8月1日現在

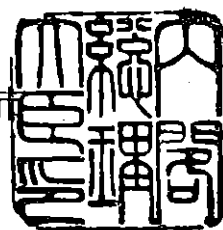
区 分	資 金	物 資 ・ 役 務
米	総額 25,020万ドル (物資協力・その他を含む)	・物資協力 食料品、毛布、医薬品 (67.5万ドル) ・空輸活動への協力 (8機を提供) ・軍人4000人増強予定
仏	総額 2,900万ドル (物資協力等別)	・部隊派遣 ・物資協力 浄水機、料理用器材、毛布等
加	総額 1,580万ドル (物資協力・その他を含む)	・現地での空輸活動を実施するとともに、物資輸送用の輸送機1機を提供 ・物資協力 浄水器、食料 ・医療部隊 約200名派遣 ・軍航空管制官等25名派遣
英	総額 4,000万ドル (物資協力等別)	・ゴマ地区への空輸活動を実施
独	総額 2,759万ドル (物資協力等別)	・ジープ、給水車、スペアパーツ等の供与を検討中 ・物資協力 浄水器27台 ・浄水器技術者60名派遣 ・輸送機3機提供
伊	総額 1,000万ドル (物資協力等別)	・ピサの備蓄基地より援助物資を空輸 ・物資協力 緊急物資、医薬品 ・医師団をゴマ市に派遣 ・空軍機4機、軍医6名、下士官3名を医療輸送に使用 ・浄水器及び医薬品をC-130にて輸送 ・タンク車3台、タンクローリー2台使用
E U	総額 45,400万ドル (物資協力・その他を含む)	・物資協力 食料、医薬品、衛生関係物資
日 本	総額 4,430万ドル ・9百万ドルの拠出を実施 ・3百万ドルの拠出を決定(7/8) ・32.3百万ドルの追加拠出を決定(7/26)	・物資協力 (予定) 医薬品等、緊急ヘルスキット、テント、スリーピングマット、毛布、簡易水槽、シャベル

総平第378号

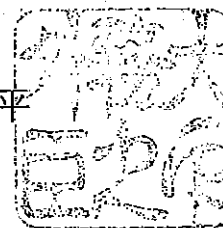
平成6年8月10日

内閣総理大臣 村山富市 殿

内閣総理大臣 村山富市



外務大臣 河野洋平



ルワンダ難民に係る物資協力の実施について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

ルワンダ難民に係る物資協力の実施について

〔平成6年8月12日〕
閣議決定案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、ルワンダ難民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成6年度において、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）に対し、現在、ザイール共和国等においてルワンダ難民に対し行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

(1)医薬品等	1 セット
(2)緊急ヘルスキット	5 ユニット
(3)大型テント	4 3 張
(4)スリーピングマット	2, 6 0 0 枚
(5)毛布	3, 5 5 0 枚
(6)簡易水槽	2 1 3 個
(7)シャベル	1, 0 0 0 個

(8)上記物品の輸送に必要な役務

を予算の範囲内において無償で供与する。

説 明

1. ルワンダ共和国においては、本年4月内戦が再発して以来、8月3日までに約211万人の難民が発生している。

特に、隣接国のザイール共和国には、7月13日より新たに100万人以上の難民が流入しており、同国ゴマ地区の難民キャンプではコレラ及び赤痢の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況にある。

2. この状況に対し、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）を始めとする各種の人道援助機関が援助活動を実施してきており、被災民の増大とともに活動を拡大してきたところである。

特に、7月以降の更なる事態の悪化を受けて、今般、UNHCRから我が国に対し、UNHCRの活動に早急に必要な医薬品、テント、毛布、簡易水槽等の物資供与が要請されたところである。

参照条文

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第三条 （略）

一（略）

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（第四号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維

）

）

）

）

持活動として実施される活動を除く。)をいう。

三(略)

四 物資協力 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

五〇七 (略)

(物資協力)

第二十五条 政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

3〇五 (略)



)
)
)
)

報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保存期間 <table border="1"> <tr> <td>1類 (永久)</td> <td>2類 (10年)</td> <td>3類 (5年)</td> <td>4類 (1年)</td> </tr> </table> 起案 平成 6 年 8 月 12 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 松本 2346	1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)			
回覧先 国際緊急援助室長 国際平和協力課長 難民支援室長						
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。						
件名 ルワンダ難民支援物資協力実施に関する総理府との協力依頼						
(別紙の要点等) 本件に関する総理府国際平和協力本部との本大臣宛 協力依頼 協力依頼。						

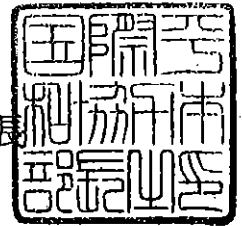


総平第377号

平成6年8月12日

外務大臣 殿

国際平和協力本部長



ルワンダ難民に係る物資協力の実施に関する協力依頼について

日本国政府においては、先般、平成6年度において、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）に対し、現在、ザイール共和国等においてルワンダ難民に対し実施されているUNHCRの活動に協力するため、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（以下「国際平和協力法」）第25条第1項の規定に基づき、物資協力の実施を閣議決定いたしました。

つきましては、この物資協力の実施に当たり、貴省外郭団体である国際協力事業団に対し、現在同事業団が保有している緊急援助物資について、「国際平和協力法」第26条第1項の規定に基づき、当該物資の譲渡につき協力を求めることにつき貴省の御協力を賜りたく、別紙のとおり依頼いたしますので御高配の程宜しくお願いいたします。

なお、政府は、当該物資の譲渡について、国際平和協力法第26条第2項の規定に基づき、国際協力事業団に対し適正な対価を支払うこととなります。

別 紙

○ 物資の提供依頼

品目等

①テント（１００人用）	２８張
②テント（２０人用）	１５張
③スリーピングマット	２，６００枚
④毛布	３，５５０枚
⑤簡易水槽（２，０００ℓ）	１１４個
⑥簡易水槽（３，０００ℓ）	９９個
⑦シャベル	１，０００個

参照条文

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

（民間の協力等）

第二十六条 本部長は、第三章の規定による措置によっては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

11/07:57

9466 06/08 P01 R160335

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

岩田

1964
原田

秘

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大 大務務 典房
次 次
臣 秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審 長

⑧儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官 審報際内外フ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

⑧⑧⑧⑧
長 ⑧⑧

審 審軍不原料

⑧ 長 ⑧⑧⑧⑧⑧⑧地

ア 長 審地中東
参北東西

北 米 長 審一二保

南 長 参一二

審西口洋
西東

⑧ 長 ⑧一二⑧⑧⑧⑧

⑧ 長 ⑧一二⑧⑧⑧⑧

審総漁国
審経工国
一ネ二
経途

参海 審準

経協長 審政調国開無
参緊評技有理

⑧ 長 審⑧協⑧

情 長 参国折折調セ
一一

総 番 号 R160335

月 10日

平成 6年 8月 10日

ケ ニ ア 発
本 省 着主 管
総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援（物資協力）

第1242号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 NB1201-01）

外 務 省

密

(三八〇字)

貴国総平~~平~~558号に關し、

1. 本件に關し、当地 UNHCR ルバキ 職員(プロテクション・オフィサー)に對し 當館 田所氏に
申し入れを以て、先方より 本件 呈請 方式 につきは
至急 準備を進めたいので、到着 日及び到
着便を 通報願ひたい旨 回答 越した。

2. (1) 又、プレス 取材 に関し、当地 共同、朝日
及び ウガンダの NEW VISION 紙 に 掲載
するとともに、当地 UNHCR に對し プレス
取材への 協力 方を 要請 したい。

(2) ついては、プレス 取材 に際し、プレス リリース
を 行う たいので、本館 にて 作成 中の 英文
プレス リリース 及び 英文 目録 を 至急 送附
願ひたい。

同 日 付、存 留 代 に 転 送 した。

(5)

總理府國際平和協力本部事務局
參事官補佐 中 島 久 宜
原 田 樹 佳
☎03-3581-7343

平成6年8月11日

標記について、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

1. 贈呈式

(1)日時

平成6年8月12日(金) 11:00~11:30

(2)場所

新東京国際空港 第5貨物ビル前 貨物置場

(3)参加者

①UNHCR東京事務所 George Gordon-Lennox代表

②総理府

鈴木勝也 国際平和協力本部事務局長

入江一友 国際平和協力本部事務局調査官

③外務省

長崎輝章 総合外交政策局難民支援室長

(4)式次第

①鈴木勝也国際平和協力本部事務局長挨拶

②目錄贈呈

③George Gordon-Lennox UNHCR 東京事務所代表挨拶

2. 取材要領

上記 1.(4)について取材可

3. 參考事項

(1)本紙は、総理大臣官邸記者クラブ、成田空港記者会、成田空港民放クラブに同時周知。

(2)出席者には変更があり得る。

(3) 物資出発便

8月12日 JAL1431便 1155成田発(1615ロンドン着)

JAL 401便 1215成田発(1635ロンドン着)

8月13日 JAL 403便 1155成田発(1615ロンドン着)

JAL 401便 1215成田発(1635ロンドン着)

(注) 医薬品等、緊急ヘルスキットについては、それぞれデンマーク、オランダより別便にて輸送予定。

總理府國際平和協力本部事務局
參事官補佐 中島久宜
原田樹佳
☎03-3581-7343

平成6年8月11日

ザイル共和国等におけるルワンダ難民に対し行われている国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）の活動に対する物資協力については、今般、UNHCRからの要請を踏まえ、政府において検討を進めてきたところ、8月12日の閣議において、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づく物資協力として、下記の物品をUNHCRに対し無償で供与することを決定する運びとなった。

(1)医薬品等	1セット
(2)緊急ヘルスキット	5ユニット
(3)大型テント	43張
(4)スリーピングマット	2,600枚
(5)毛布	3,550枚
(6)簡易水槽	213個
(7)シャベル	1,000個

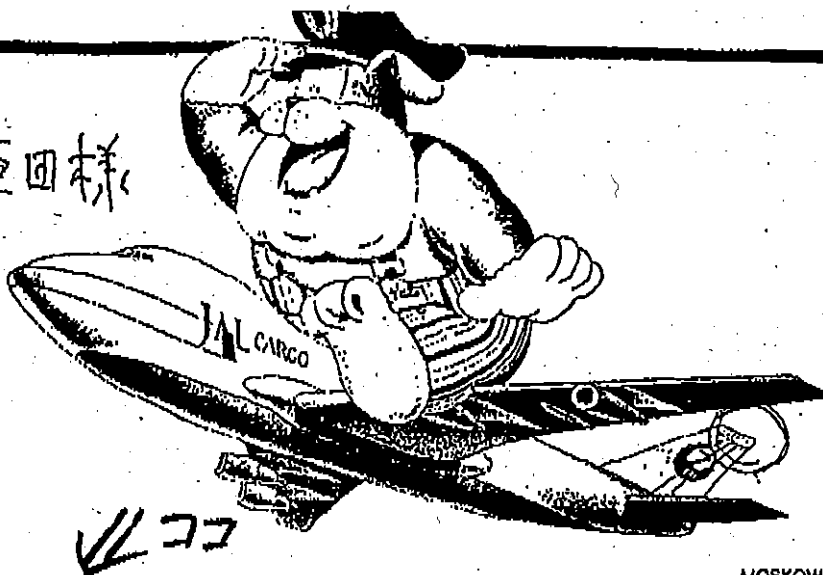
(注2) これに要する経費は、輸送費も含め、総額約1億9千万円。

(1) ルワンダ共和国においては、本年4月内戦が再発して以来、8月3日までに約21万人の難民が発生している。

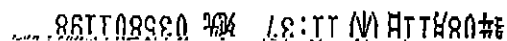
(2) この状況に対し、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）を始めとする各種の人道援助機関が援助活動を実施してきており、その後、被災民の増大とともに活動を拡大してきたところである。

今般、7月以降の更なる事態の悪化を受けて、UNHCRから我が国に対し、UNHCRの活動に早急に必要な上記物品の供与要請がなされたところである。

日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土



既設貨物地区→第5貨物ビルへの交通動線



下二下二至至至

至 至

(1/10/94のみ)

通			1994年8月11日付
送	国際平和協力基金	在トーブ大	発
	松本様	田 様	
件	ルワンダ難民支援(物資協力)		

1. 目録の夏呈呈につきましては、当地 ~~UNHCR~~ 事務所を通じ 打ち合わせしてありますが、到着便が深夜となることから、UNHCRでは翌朝(16日)に夏呈呈式を行うのが現実的ではないかと考えています。

右の關係で、到着便(日航)が休んでいるか確認致す)が、耳通とUNHCRとの調整により16日朝迄エンベ空港に止まることになるとのことで、同朝荷降しのところから目録の夏呈呈までを(手配)していただくように準備したいと考えています。

つきましては、エンベ到着から出発までのアレンジ状況がどうなっているのか 至急、即連絡致します。

2. また、同事務所より、援助物資の詳しい仕様書が欲しい旨要請がありまして、出来合いのものが必要というところから 送付致します。

✓箱の中には使用説明が添付されている。

(3)

12日閣議決定後 総電予定.

16日 日上言は 寿府代に2 内3に準電 GM:3467

※総第81745号003公館宛 GM3467-022

平成

6
※平成5

8
年

12
月
15
分

日
秒受付

電信案

秘
無 期 限

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

国際社会協力部長
審議官
人権難民課長
難民支援室長
首席事務官
国際協力班

※発電係

1 6 2 9

起案

平成 6 年 8 月 11 日

起案者

電話番号

綱井 3112

協議先

国際平和協力室長

国際緊急援助室長

国際協力課長

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

寿府代

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

ルワンダ難民・避難民問題 (UNHCRへの物資協力)

主管・文書記号

※電番

国難支

第2226号

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送

転報

在 ケニア (ウガンダ)

国連代

※転電番号

合第15668号

大使・総領事あて

大至急

普通

至急

(優先処理)

※

08174590

大至急

JUFUDAI

等003 F電

貴電第4170号に関し、

1. 12日、我が国は、冒頭貴電にかかるUNHCRよりの要請に基づき、タンザニア、ウガンダ及びザイールにて活動するUNHCRに対する物資協力として、15日午後11時30分エンテベ空港着のダス・エアー社貨物チャーター便(DSR402)にて、以下の通りの物品(総額約1億9,000万円相当(輸送費込)):正確な額は別途通報する予定であるが、同額は我が国のUNHCRに対する現物拠出額としてカウントされるものと理解)を輸送ならびに供与することを決定した(なお、本件物資輸送スケジュール詳細及び英文目録は別FAX信)。

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 医薬品等 | 1セット |
| (2) 緊急ヘルス・キット | 5ユニット |
| (3) 大型テント | 43張 |
| (4) スリーピング・マット | 2,600枚 |
| (5) 毛布 | 3,550枚 |
| (6) 簡易水槽 | 213個 |
| (7) シャベル | 1,000個 |

2. ついては、上記1.につき、口上書をもって至急UNHCRに通報の上、右結果を同口上書写とともに回電ありたい。なお、今回の供与物資の使用先はザイール(当方としてはゴマでの配布が中心となることを希望)、ウガンダ、タンザニアであり、ルワンダ国内での使用はできない点につき、貴代表部口上書にて確認ありたい。また、事後の会計処理上UNHCR作成の受領証が必要であるところ、本件通報の際には、併せて先方に対し、物品の引取り後、受領証を作成・提出するよう依頼ありたく、同受領証入手次第、転送ありたい。

別FAX信とともに、ケニア(ウガンダ)、国連代に転電した。

(了)

GM:3468

FAX信

※総第 81747号 0-03公館宛 GM3468-03

平成※平成6 年8 12 日
15 時38 分1 秒受付

電 信 案

秘
無 期 限

電信課長 大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 国際社会協力部長 審 議 官 人権難民課長 難民支援室長 首席事務官 国際協力室	※発電係 1 2 起 案 平成 6 年 8 月 11 日 起案者 電話番号 細野 3112
	協議先 国際平和協力室長 国際緊急援助室長 防衛省	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 青 府 代	大 使 総領事 あり	外務大臣 発
件 名 ルワンダ 難民・避難民問題 (UNHCRへの物資協力)		
主管・文書記号 国 難 支	※電番 FAX信	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 転報 在 ケニア (ウガンダ) 国連代	※転電番号 FAX信 大 使・総領事あり	大至急 至急 普通 (優先処理)
往電国難支第2226号別FAX信		
※		
08174719 大至急 JUFUDAI 等003 F信		
GB-1	外 務 省	回覧番号 338

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

ルワンダ宛緊急援助物資輸送スケジュール

1 成田ーロンドン間 (日本航空便で輸送)

8月12日(金) JL1431便 成田発11:55/ロンドン着16:15
(輸送パレット数: 6枚)

JL401便 成田発12:15/ロンドン着16:35
(輸送パレット数: 2枚)

8月13日(土) JL403便 成田発11:55/ロンドン着16:15
(輸送パレット数: 6枚)

JL401便 成田発12:15/ロンドン着16:35
(輸送パレット数: 3枚)

(予備機: JL1431便 成田発15:40/ロンドン着20:00)

2 ロンドンーエンデベ間

(日本航空手配のダス・エアー社貨物チャーター便で、全量を一括して輸送)

8月15日(月) DSR402便 ロンドン発13:00/エンデベ着23:30

以 上

ITEMS OF DONATION

from

the Government of Japan

to

the United Nations

High Commissioner for Refugees

August 1994

ITEMS

1. Medical supplies	1
2. Emergency Health Kit	5
3. Tent	43
4. Sleeping Mat	2,600
5. Blanket	3,550
6. Water Tank	213
7. Shovel	1,000

GM:3468

3

通信課長

初

大臣秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管 総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	起案 平成6年8月11日	※受付日 平成6年8月11日
		起案者 松本	※発信日 平成6年8月11日
		電話番号 2346	※入力係 M
			※送信係 M
協議先 ○ LP-長付 (1cc) 大付			

(※印欄は通信課記入)

F A X 公 信

※受付番号

FGM18583-02

在 ケニヤ 大使 殿 外 務 大 臣 総領事			
件名 ルワンダ難民支援 (物資協力)			
主管・文書記号 ※FAX公信番号 総平 F 第 59 号		※FAX公信日付 平成6年8月11日	
別紙 ☐		平 ☐ 取注 ☒	
本信送付先 (合信の場合のみ記入)		写送付先	
貴電第1242号に関し、			
1. 本件物資協力のためのフライトの日時・便に関する スケジュールを送付する。 (英文)			
2. フォレス・ソリス及び目録は現在作成中であるので、 後刻送付する。			
(3)			

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(昭和六三・九・五改正)

'94年08月11日(木) 11:00 宛先 035801198

94年08月11日10時33分 死因：高山病(第2第3)

UM 日野倫生(兵)果敢町文治

第2章, 3章

知照: NIPPON EXPRESS / SFU

1984年 8月10日(水) 9:00/前

最终决^斗战

058 P001/001

P. 1/1

②

FGM18 583-02

ルワンダ宛緊急援助物資輸送スケジュール

1 成田ーロンドン間（日本航空便で輸送）

8月12日(金) JL1481便 成田発11:55/ロンドン着16:15
(輸送パレット数: 6枚)

JL401便 成田発12:15/ロンドン着16:35
(輸送パレット数: 2枚)

8月13日(土) JL403便 成田発11:55/ロンドン着16:15
(輸送バレット数: 6枚)

JL401便 成田発12:15 / ロンドン着16:35
(輸送パレット数: 3枚)

(予備機：JL1481便 成田発15:40/ロンドン着20:00)

2 ロンドン-エンデベ間

(日本航空手配のダス・エアー社貨物チャーター便で、金盞を一括して輸送)

8月15日(月) DSR402便 ロンドン発13:00/エシテベ着23:30

以上

F A X 送信状

1994年 〆 月 〃 日付
(時 分)

宛先	在ケニア大 田村書記官 総理府国際平和協力本部事務局	様
件名	ルワンダ難民支援(物資協力英文目録)	

総頁数 (表紙を含む)

2 頁

メッセージ: 英エのアレス・ソリスについては 明日午後以降に
出乗上がる予定です。

差出人: 外務省総合外交政策局国際平和協力室

(担当、 松本

) TEL: 03-3581-3881

FAX: 03-3591-4914

ITEMS OF DONATION

from

the Government of Japan

to

the United Nations

High Commissioner for Refugees

August 1994

ITEMS

1. Medical supplies	1
2. Emergency Health Kit	5
3. Tent	43
4. Sleeping Mat	2,600
5. Blanket	3,550
6. Water Tank	213
7. Shovel	1,000

GM: 3578-

午後8時以降受付往電案

秘

無期限

※総第082005号003公館宛 GM3578-02

平成 6 年 8 月 15 日
※平成 21 年 8 月 15 日 秒受付

P.2

FAX

電 信 案

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	※発電係 1 〇 X 2 〇 〇
	起案 平成 6 年 8 月 12 日 起案者 電話番号 松本 2346		
代 協議先	7-アフリカ第一課長 7-難民支援室長 7.5		

(※印欄内は電信課記入)

(プレスリリースは新聞報道課より進行済)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	ケニア(ウガンダ)	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	ルワンダ難民支援(物資協力)			
主管・文書記号	※電番	大至急	至急	パターン・コード
総平	第567号	普通	(優先処理)	
転電 転送 転報	在 国連代、専府代	※転電番号	合第15729号	大至急 至急 普通 (優先処理)
大使・総領事あて				
※ 08200502 優先 KENIA 等003 F電 GB-1 外務省 回覧番号 1223				

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第1242号に関し、

1. 本件物資協力のためのチャーター便DSR402便は^{の予定}総平往信第59号の通り、15日23時30分にエンテベ空港到着であり、同機は積荷を降ろし次第離陸する予定となっている。従って、贈呈式を同日行うか又は翌朝行うかに関しては、^{の到着に}貴館より現地UNHCR側と調整の上、~~最も都合の良い形~~で決定ありたい。（当方としては翌朝贈呈式を行っても何ら差支えないと考えている。）

2. 総理府の依頼を受けてチャーター機につきHCR側と直接交渉している日通によれば、HCR側より、チャーター機が到着後、ウガンダ航空によって積荷が降ろされ次第、HCRが直接引き取る旨のレターを受け取っている由であるが、HCRの保管場所については不明である。従って、^{の到着に}翌朝贈呈式を行う場合には、右が我が国の協力物資の前（日の丸の国旗が張り付けてある）で行われれば良く、場所を空港に限定する必要はない。また、贈呈式の模様については後刻回電ありたい。

3. 空港UNHCR連絡先次の通り。

UNHCR FIELD OFFICE IN ENTEBBE
GROUND FLOOR
ENTEBBE AIRPORT
TEL: 871-175-45-22

国連代、政府代に転電し。

(7)

15/08:12

9500 06/08 P01 R162048

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

議対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

長 審総安
長 国

審 審軍不原料

国 審行専の難地
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

南 参一二
長

長 審西口洋
西東

了 審一二
長 二

經 審総漁国
長 審経エ国
一ネ
経途

参海 審準

經 審政調国開無
協 審緊評技有理
長

審 審協
長

情 参国折の調セ
長 一二

総 番 号 R162048

月 12日

平成 6年 8月 13日

ケ ニ ア 発
本 省 着主 管
総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援（物資協力）

第1263号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 NB1219-01）

秘

(三八)字

貴國総平才558号及び往電才1242号に因し、

1. 当地 UNHCR 事務所を通じ、本件物資協力に係る目録の贈呈式と 16 日午前 9 時(現地時間) 本使と在ウガダ UNHCR の代表(現時英では ULF CHRISTOFERSEN 氏が予定されている)との間で取り行うこととすので報告申し上げます。

2. なお、本件式次第につき変更あらば追電申し上げます。

国庫代、尋常代に転電す。

(3)

15/08:19

9504 01/01 P01 R162259

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
 2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-023

大 政事外外儀官
 大務務 典房
 次次
 臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
 代ア大大察括 長
 表大使使大審

総儀対会要厚情研
 察人園在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

総長 審総安^④

長 ④^⑤

審 審軍不原料

国長 審^④④^⑤④^⑥地

ア 審地中東

長 参北東西

北米官 審一二保

中南長 参一二

長 審西口洋

西東

近ア長 参^④④^⑤④^⑥

経 審総漁国

長 審経エ国

一ネ

経途

参海 審準

経協長 審政調国開^④

審^④評^④有理

条長 審条協規

情長 参国析析調セ

総 番 号 R162259

月 12日

平成 6年 8月 13日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

国 難 支

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民・避難民問題（UNHCRプレスリリース等）

第4313号 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 GV5861-01）

12日付のUNHCRプレスリリースは、本件に関し、ブカワの情勢が懸念される旨伝えると同時に、カダ国兵出等にも言及している(但し、正式通報は間に合がなかった点に^{ICRCの資料と併に}了承願うところ、別下AX信に2送付申し上げる。

別下AX信と共に、国連代、ヤニニ転電した。

(3)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-023

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

総儀対会要厚情研

察人信在警史オ図

外報官 審報際内外プ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

総長 審総安④
④国

審 審軍不原料

国長 審④④④④地

ア 審地中東
参北東西

長 審一二保

北米 参一二

中南長 審西口洋
西東

長 参④④④④

近ア長

経 審総漁国
審経エ国
一ネ一
経途

長 参海 審準

経協長 審政調国開④
審④評④有理

条長 審条協規

情長 参国析析調セ
一

総 番 号 R162232

月 12日

平成 6年 8月 13日

寿 府 代 発
本 省 着主 管
国 難 支

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民・避難民問題（UNHCRへの物資協力）

第4310号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 GV5850-01）

秘

LTV. 00000-1

(三八〇字)

貴電国難民第2226号に関し。

12日、別FAX信の如上書にて、本件物資協カにつき、UNHCR資金調達部に通知通報したところ、同部の近藤課長は、「朗報（物資協カ）をお待たせしていたところであり、実現してくれしい。早速、部内に周知徹底したい。」と述べた。

本電のみ、Y=?(ウガンダ)、国連計に転電した。

GV5851

FAX信

秘

総 番 号 R162233

月 12日

平成 6年 8月 13日

寿 府 代 発
本 省 着

主 管
国 難 支

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民・避難民問題（UNHCRへの物資協力）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

往電第4310号別FAX信

（以下FAX送信 GV5851-02）

MISSION PERMANENTE DU JAPON
AUPRÈS DES ORGANISATIONS INTERNATIONALES
GENÈVE-SUISSE

GV: 5851- 1

MM/UN/327

The Permanent Mission of Japan to the International Organizations in Geneva presents its compliments to the United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) and has the honour to inform the latter that the Government of Japan, in response to the UNHCR's urgent request of 1 August 1994, has decided to contribute relief items (attachment) to the UNHCR to be transported to Entebbe (Uganda) on 15 August by DSR 402.

The Permanent Mission of Japan has further the honour to request the UNHCR that the above-mentioned relief items be used in Tanzania, Uganda and Zaire (distribution to Goma is duly preferable), and that the donation (accurate figures will be communicated to the UNHCR, but it is estimated approximately around 1.9 million US dollars) be counted as in-kind contributions to the UNHCR.

The Permanent Mission of Japan to the International Organizations in Geneva avails itself of this opportunity to renew to the United Nations High Commissioner for Refugees the assurances of its highest consideration.

Geneva, 12 August, 1994

Enclosure mentioned.

SL

GV: 5851- 2

In-Kind Contributions to UNHCR's Emergency Operations
in Tanzania, Uganda and Zaire
by the Government of Japan

1. Medicine - 1 set
2. Emergency Health Kit - 5 units
3. Big Tent x 43
4. Sleeping mat x 2,600
5. Blanket x 3,550
6. Water tank x 213
7. Shovel x 1,000

(3)

18/16:19

9592 02/08 P01 R165308

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
 2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-031

大 政事外外儀官
 大 務 務 典 房
 次 次
 臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外
 代 ア 大 大 察 括 研
 表 大 使 使 大 審 長

機 対 会 要 厚 情 研
 察 人 園 在 警 史 オ 凶

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 審 審 平 国

審 審 軍 不 原 料

国 長 審 行 専 人 輔 地

ア 長 審 地 中 東 参 北 東 西

北 米 長 審 一 二 保

中 南 長 参 一 二

長 審 西 口 洋 西 東

面 ア 長 審 一 二 〇 〇

経 長 審 総 漁 国 審 経 エ 国 一 永 二 経 途 二

参 海 審 準

経 協 長 審 政 調 国 開 無 審 判 評 技 有 理

長 審 協 協

情 長 参 国 折 調 セ

総 番 号 R165308

月 18日

平成 6年 8月 18日

ケ ニ ア 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援（物資協力）

第1289号 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 NB1250-01）

外 務 省

NB:1250-G1

(三八〇字)

貴電総平オ567号^{及び}往電オ1260号に於て、

1. 予定通り 16日午前9時より エンテベ空港に於いて、

本使と^{在ウガンダ}UNHCRの代表との間で、本件目録の贈呈式
 (本件目録の送付及び本使スピーチ別FAX信)
 が行われ、その旨を報告する (当館田村 同行)。

2. 本件目録贈呈式には、ウガンダのフリス(ウガンダTV、
 NEW VISION 紙及び 週刊紙のWEEKLY TOPIC
 が取材に、来たり。同夜のテレビ放送で本件の
 模様^(17日)が放映されるとともに、NEW VISION 紙に本件
 記事が掲載され、その旨を別途送付申し上げる。

3. なお、先方 UNHCR 代表については、当初^{予定されてい}クリスチ
 ーセン氏から AHMED SAID FARAH 氏に変更
 と存じます。

(本館のみ)

同送付、事務代に転送します。

(3)

NB1251

F A X 信

総 番 号 R 1 6 5 3 0 9

月 1 8 日

平成 6 年 8 月 1 8 日

外 務 大 臣 殿

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

総 平

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援 (物資協力)

F A X 信 至急 (ゆう先処理)

往電第 1 2 8 9 号別 F A X 信

(以下 F A X 送信 NB 1 2 5 1 - 0 2)

JAPAN INFORMATION BULLETIN

Japan Information and Culture Centre
Embassy of Japan
P.O. Box 60202 Nairobi
Telephone 340520

PRESS RELEASE

16 AUGUST 1994

第 1289 号別FAX信

NB: 1251-01

CONTRIBUTION IN KIND TO RWANDAN REFUGEES

The Government of Japan has studied in kind donation for the activities of the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) for Rwandan refugees in the Republic of Zaire and other countries, in response to a request from UNHCR. At the cabinet meeting on August 12, it was decided to donate the following relief items to the UNHCR under the provision of the Law concerning Cooperation for United Nations Peace-Keeping Operations and Other Operations.

The items of donation was handed over today from Mrs. Ginko SATO, Ambassador of Japan to Mr. AHMED SAID FARAH, UNHCR Representative in Uganda.

(Items of Donation)

1.	Medical Supplies Set	1
2.	Emergency Health Kits	5
3.	Big Tents	43
4.	Sleeping Mats	2,600
5.	Blankets	3,550
6.	Water Tanks	213
7.	Shovels	1,000

(note 1) The above-mentioned items will be used by UNHCR for its relief activities for Rwandan refugees in the Republic of Zaire and other countries.

(note 2) The total costs of this donation including freight amount to about 190 million yen.

NB:1251-02

REMARKS MADE BY THE AMBASSADOR H.E. MRS. GINKO SATO ON THE
OCCASION OF THE HANDING OVER CEREMONY OF THE ITEMS OF DONATION
ON 16 AUGUST 1994

Mr. AHMED SAID FARAH, UNHCR Representative in Uganda, Ladies
and Gentlemen.

I am glad to hand over today, on behalf of the Government
of Japan, to the UNHCR Representative a donation of medical
supplies set, Emergency Health Kits, tents etc, amounting to
about 190 million yen.

The Government of Japan recognizes the present emergency
situation of Rwandan refugees as the largest humanitarian issue
confronting the International Community, and it intends to
cooperate as much as possible to help ease those suffering
victims of a human tragedy. The Government of Japan has extended
thus far 41.3 million US Dollars to the International
organizations such as UNHCR, ICRC, WHO and WFP for their
operations for Rwandan Refugees; 3 million US Dollars for the
expanded UNAMIR; 700,000 US Dollars to the Japanese and
International NGOs working in the refugee camps in Zaire and
Tanzania.

I wish to mention that these financial contributions are the
testimony of the Japanese people's will to try to be of any help
for the suffering Rwandan refugees.

Apart from the above, the Government of Japan is now
considering what it can do within its existing schemes, including
the possibility of personnel assistance.

I trust that the Government of Japan is privileged to join
through these efforts, the highly valued efforts made by UNHCR
towards assisting vulnerable Rwandan refugees population.

Thank You.

取扱注意

総平第 134号
平成 6年 8月23日

在 ケ ニ ア 大 使 殿

外 務 大 臣

件名

ルワンダ難民支援(物資協力)

貴電 1289号に関し、

本件 物資協力の目録の原本(UNHCR提出用)、及び写し(貴館保管用)を送付する
ので、然^はべく対応ありたい。

(了)

付属添付 ☒ 有

付属空便(行) ☐ 無

〇 総政府

報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 8 月 26 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 大崎 2347
回覧先 〇 国際緊急援助室長 〇 難民支援室長 〇 国際協力第一課長 〇 印子配印		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件名 ルワンダ難民支援（UNHCRへの物質協力）		
（別紙の要点等） ルワンダ難民支援のため、国際平和協力法に 基づいて実施した物質協力（約1億7千万円相当） の物質の第一陣がエンバ空港に到着した際 の様子及び目録贈呈式（写真及び新聞記事） の模様 （在リニア大佐藤ギン子特命全権大使とUNHCR代表）		
GA-7（昭和63. 4. 1改正） 外務省		回覧番号

第 707 号
平成 6 年 8 月 23 日

外務大臣 殿

在 今 二 了
佐 藤 大 使

件名

ルワンダ難民支援 (UNHCRへの物資協力)

引用公・電信

日付・番号

往雲才 1289 号

主管課（文書記号）

2. 平

本件百金録更呈式(8月16日)に保名記事及公

写真と別添送付申しにやう。

(3)

本信送付先：

本信写送付先：

省内写配布希望先：

付属添付区

付属空便（行）☐

付属空便 (D P) ☐

















NEW VISION

VOL. 9 No. 194

DAILY,

WEDNESDAY, AUGUST 17, 1994

PRICE: SHS 400

CRANE FOREX
BUREAUOpposite General Post Office,
Kampala Road.Today's Rates for
Currency Notes

US \$	940	960
£ Sterling	1,350	1,525
DM	350	620
K. Shs.	16.5	17.8

For the Best Rates and Services,
please

Ring Tel: 250511/245345, Kta.

Babu hails Kafumbe

By Sam Mukalazi

and Geoffrey Mwesigwa
THE CA and NRC member
for Kampala Central Captain
Francis Babu yesterday said
that despite the public im-
pression created during the
CA elections that he and the
late Abbey Kafumbe Mukasa
were enemies, the truth was
that the two were friends who
knew each other from their
youth days.

While contributing to a
motion tabled in the NRC by
the Minister of Finance and
Economic Planning Mr
Mayanja Nkangi to pay trib-
ute to the late deputy minis-
ter, Babu was full of praises
for the late Kafumbe Mukasa.

"The late Kafumbe Mukasa
was a good friend of mine
whom I knew when he was at
Kibuli Secondary School
while I was at Makerere," Babu
said.

"It was not due to our
friendship and the several
Turn to Page 2



The Japanese Ambassador to Uganda, Mrs Ginko Sato (right) yesterday handed relief items worth 2m US dollars to the Representative of the United Nations High Commission for Refugees (UNHCR) in Uganda Mr Ahmed Said Farah. The items, for Rwandese refugees in Zaire and other countries, include one medical set, 43 big tents, 2,600 sleeping mats and 3,500 blankets, among others, part of which are in the background. The function was at Entebbe International Airport. Photo by Martin Obbo.

Kony
gets
land-
minesBy Olfwono-Opondo
in Gulu

REDEL leader Joseph Kony
of the Lord's Resistance
Army/Movement (LRA/M)
has acquired landmines cre-
ating a new wave of fear
among the local population
and ordinary travellers in
Gulu and Kitgum.

In the latest incident a
Dyna mini-truck number 336
UAB last Thursday hit a
landmine while enroute to
Kitgum. Four people were
killed including the driver of
the truck Christopher
Bagenda.

Some of the survivors of
the Chwero incident about
15km on the Gulu-Kitgum
road, were admitted in Gulu
government hospital but by
Friday morning, two had

Turn to Page 2

Masaka CADs
torn on federo

By James Kigozi

A BIG row has erupted be-
tween the people and some
Constituent Assembly De-
legates from Masaka District
over last Thursday's district
Resistance Council rejection
of a federal system in prefer-
ence of decentralisation at
district level.

"I was almost mobbed by
angry federo advocates on Sa-
turday in Masaka municipa-
lity when they read in the
newspapers that the DRC had

instructed us CA delegates to
ask for decentralisation in the
new constitution," said Mr
John Kawanga CAD for the
area.

He said that the DRC meet-
ing was organised by Mr
Gerald Sendaula, CAD for
Bukoto South, simply for the
delegates to brief the coun-
cillors about the progress
made in the assembly. "The
meeting had no power what-
soever to instruct us on what
to say. We are responsible to

our respective constituen-
cies," Kawanga said.

"The people of Masaka
municipality are solidly be-
hind a federal arrangement,
they are not bound by the
DRC resolution," the de-
legate affirmed. Kawanga was
one of the delegates who left
the meeting shortly after he
had briefed it on the CA.

"What my constituents
wonder is how Dr Specioza
Kazibwe, a delegate for
Kigulu in Busoga, could

come and be given a forum
to derail the aspirations of
the people in Masaka," he
said. "Why does she not ca-
ter for the interests of her
own constituency instead of
opposing what other people
want?" he asked.

Kawanga was supported by
Maurice Peter Kiwanuka
Kagimu, CAD for
Bukomansimbi who was not
in the Thursday meeting.
The two CADs said their con-
Turn to Page 2

Bugisu king rejected

By Nathan Etengu

in Bulambuli, Mbale
THE people of Bulambuli
county in Mbale district have
rejected the restoration of the
Bugisu traditional king
(Omuyinga) and accordingly
advised their delegate to the
constituent assembly (CA)
not to support the restoration
of his rule in the new consti-
tution.

The little known
Omuyinga Yonasani
Mungoma was appointed by

the Bugisu district council in
1964 as the traditional leader
of the Bugisu to match other
traditional leaders in the
country. His reign has how-
ever never been felt by the
people.

A CAD consultative meet-
ing for the county convened
by the CAD, Mr Charles
Madibo Wagidoso and at-
tended by a cross-section of
elders, opinion leaders and
RCs at Bulageni district farm
institute on August 11, de-

scribed the Omuyinga as a
divisive leader whose ap-
pointment itself was out-
rightly rejected by the entire
Bugisu community of
Bulambuli and Budadiri
counties, whose reign should
no more be imposed on
people.

The meeting instead en-
dorsed the preference for a
unitary system of government
with each district having its
own powers under the
decentralisation system.

The elders and opinion
leaders also recommended
for a five year extension of
the movement system of gov-
ernment but proposed if it
is the NRM to form that gov-
ernment, then it should open
up its Secretariat for the avai-
lable posts to be competitively
contested in democratic elec-
tions.

They however agreed that
upon the expiry of the five-
year extended term of office

Turn to Page 2



ESAMI

ANNOUNCEMENT

The Eastern and Southern African Man-
agement Institute (ESAMI) wishes to in-
form its esteemed clients, and the general
public, that MR JOSEPH MATTE is no
longer an employee of ESAMI, and con-
sequently should not purport to transact
any business on behalf of the Institute.

Our esteemed clients and the general
public are further informed that ESAMI has
no connection whatsoever with a private
undertaking trading under the name of
Transafrican Management Institute (TAMI).

MANAGEMENT

NEWS

Landmines for Summit agrees on new committee

Kony's rebels

From Page 1

Medical and security authorities declined to give details of the victims.

The mini-truck belonged to Mr Ignatius Oloy the regional manager of the World Vision International a Non-governmental Organisation.

Security officials and the Minister of State Resident in Gulu, Mrs Betty Acan Bigombe confirmed the killings at Loyo-boo and explained that Kony's men were currently operating mainly in three counties of Aswa in Gulu, and Agago and Arun in neighbouring district.

Kony's new wave of activities paralysed Constituent Assembly delegate's consultations in those counties.

During the last one week, Mr Charles Owor, CAD Aswa county could only meet RC executives and his campaign managers from within Gulu municipality. Owor told this reporter from Hotel Roma in Gulu that he was afraid for his life.

According to Owor, Kony activities were concentrated in Patiko, Pabaro, Chwero and the adjoining villages of Aruu county in Kitgum district.

In a separate exclusive interview at his residence in Gulu military barracks, the Chief of Combat Operations (CCO) Brig Jerome Mugume also admitted that Kony had recently acquired landmines and other explosives from the Sudanese government.

Mugume however allayed public fears that this new development would bring normal life to a standstill, saying "all people should do is to be conscious and avoid Kony".

Traders and passengers to

Kampala are the most frightened and NRA has deployed foot patrols on the Gulu-Kampala road up to Minakulu.

He disclosed that the army was training more village vigilantes to provide security in the local areas where the NRA may not be able to reach in time, in case of an attack by Kony rebels.

On threatening leaflets dropped by the rebels warning local residents against sending children to school, rearing pigs, white goats and chickens, riding or driving motor vehicles on road, Mugume brushed it aside saying "these are not new threats and people will continue with their normal life".

The CCO further explained that out of the military equipment and arms obtained by Kony from the Sudanese government, the NRA had captured more than half as rebels entered Uganda. Mugume said "the people we are capturing are giving us useful information and by December Kony will be no more".

Mugume like other NRA officers also pointed an accusing finger at some Acholi politicians whom he declined to name as supporting and co-ordinating Kony activities, citing the on-going CA politicking. He said that many Acholi politicians had told the people here that they were going to remove the NRM government by last July.

In a related development, in the new leaflets dropped by Kony's men in several parts of Gulu and Kitgum, the rebels said they were now fighting for "UPC oye, DP oye" and multi-partyism oye.

By Francis Mutazindwa
THE African Heads of State attending the Organisation of African Unity (OAU) summit in Arusha have agreed to formally dissolve the Liberation Committee and further called for the establishment of Unity Committee.

The summit also praised the liberation committee for

the outstanding roles it played in the total liberation of African states.

South Africa was admitted to the African Heads of State forum and was represented by her President, Nelson Mandela. Mandela took his seat last June at the OAU summit held in Tunis, Tunisia.

Former President of Tanzania and founder member of the OAU, Mwalimu Julius Nyerere told the summit the organisation was set up to address two objectives: the total liberation of Africa from colonialism and minority rule, and the unification of Africa. He however lamented through they were talking of unification of Africa, Africans

have not yet organised themselves for it.

He said it was only through unity that Africa can forge towards a position where the continent can be equally an effective participant in the world economic, political and social community.

President Yoweri Museveni said Uganda's contribution towards Africa's liberation struggle came late due to the earlier poor leadership in the country. He noted modest contribution was later made towards some freedom movements.

Mr Museveni said decolonisation of Africa was because the people of Africa managed to defeat colonialism without much sup-

port from big powers. He said Africans should get organised and use the already established economic organs like COMESA to strengthen unity and fight economic under-development.

Earlier, President Hassan Mswinyi of Tanzania said a new era in Africa was a necessity for the emancipation of social, economic development and cooperation that will eventually lead to cherished goals of an African Economic Community.

Moving a vote of thanks to the OAU Liberation Committee, the Secretary General Salim Ahmed Salim hailed the founding fathers' vision and courage of conviction to initiate the committee.

Omuyinga rejected

From Page 1

for the movement, the country should be allowed to automatically go into multi-partyism.

The meeting totally rejected inclusion of the National Council of States as a provision in the new constitution but instead proposed its role and functions be left to the legislature. They demanded all citizens of Uganda be registered and provided with National Identity Cards. But the idea of granting citizenship to children of seven years and below whose parents happen not to be known be avoided completely.

They also rejected a provision in the draft constitution which allows a non-Ugandan child adopted by a Ugandan citizens to be accorded citizenship upon reaching the age of 16 years. They called for a proportional representation in the army, to be composed entirely of Ugandan citizens and the minimum qualification to join the army be pegged at senior four standard.

On land and environment, the consultative meeting agreed that the freehold land tenure system be upheld.

We were friends - Babu

From Page 1

meetings we held together for consultations at Sheraton and Nile Hotel, the CA contest in Kampala Central would have been bloody."

Captain Babu also said that Kafumbe Mukasa was a man of humour in the campaigns. He said that the late deputy minister was "probably the best debator in the present House."

Contributing to the motion, the Prime Minister Mr George Cosmas Adeboye recommended that government takes over the responsibility of educating the late Kafumbe Mukasa's children until they finish school.

Adeboye said the country owed a lot to the late Kafumbe, especially for his contribution towards the success of the Social Adjustment Programmes (SAPs). He appealed to Ugandans to emulate Kafumbe's example.

Tabling the motion, Mayanja Nkagi referred to the late Kafumbe as a superb businessman, politician and Deputy Minister. He was a competent, trusted lieutenant who was an ardent debator and energetic politician.

The motion was seconded by Manzi Tumuhweine

(Rukiga), who said he knew the late Kafumbe at University in 1969 as a brilliant debator. Prof. Mondo Kagonyera (Rubabo), exonerated the late Kafumbe as a tribalist and also dismissed the rumour that Kafumbe had been poisoned, saying he had died of natural disease.

John Kawanga (Masaka Municipality) praised the late deputy minister for his defence of democracy during the Obote II regime, despite constant harassment from the government.

Yona Kanyomozzi (Kajara) who was a minister of Cooperatives in Obote 2 regime said that his government recognised the brilliance of the late Kafumbe Mukasa and said that was "why he was appointed on the board of directors of Uganda Development Bank although he was from the opposition side."

Other eulogies were from Ongora-Aitwal (Lira Municipality), Yona Kanyomozzi (Kajara), William Wamendya (Budadiri) Crispus Kiyonga (Bukonjo).

Meanwhile, several members of the National Resistance Council have recommended that an institution be put in place to police the police. Currently the police

works are unchecked they said.

Leading the recommendation was Elly Karuhanga (Nyabushozi) while contributing to the amended Police Bill which was tabled by Francis

Butagira (Rwampara), the chairman of the sectoral committee on legal and security affairs last week.

The bill was last year thrown out of the House and sent to the committee which has now come up with 82 amendments.

Karuhanga asked who was policing the police. He proposed that some institution similar to the military police in the army should be put in place to cross check the excesses of police.

Federo rejection arouses conflicts

From Page 1

stituents were shocked at how Mr Sendaula could 'turn against federo when he campaigned on its ticket.'

A group called "Bannanasaka Agaliwamu Group" based in Makiudye, Kampala, issued a statement condemning the DRC's resolution, according to yesterday's edition of a Luganda daily, *Ngaba*.

However, Dr Higiho Semajjege, CAD for Rwemiyaga, supported the DRC resolution on condition that Sembabule sub-district will also become a fully fledged district with decentralised powers.

Semajjege and other CADs from Sembabule did not attend the Thursday meeting at Masaka but one councillor told the meeting that the sub-district wanted secede from Masaka because "it had been neglected by the district administration."

Mr Gerald Sendaula stood by his statement, in favour of decentralisation at district level.

Top International Collector in Kenya to buy Old Watches

ROLEX • PATEK • VACHERON • JAGER
CARTIER • PIAGET • AUDEMARS • IWC

I also buy English and French Clocks, Complicated Pocket watches, Ship Chronometers and any old items of Cartier, Tiffany, and Asprey.

CONTACT: MR. CHODRY IN NAIROBI ON WED. 17TH AUG. ON TEL: 333233, 217294
IN MOMBASA TEL: 227515, 221683
If you can't contact me by phone, then please write the details of your watch to P.O. Box 68305 Nairobi.

I am always available in my room from 9 a.m. to 7 p.m.

SPEED DELIVERY LIMITED

A Symbol of Efficiency and Reliability

- The best solution for parents wishing to send fare to students.
- With centres country-wide, with agents in all boarding schools and institutions.
- Will offer proof of delivery in reasonable time.
- Will collect your items on request.

For instant and safe delivery of parcels, documents and valuable items.

Plot 4 Johnstone Street,
near Munno Publications,
Tel. 251332

Contact us on:

Plot 4 Kampala Road,
Opposite Agip House,
Tel. 245143

IODISED SALT IODISED SALT
Available at

FOODS AND BEVERAGES LTD.

Outlets at the lowest prices you can ever get.

— Good discounts for bulk buyers.

— Packing: 1 x 40 x 500 gm.

USE GENUINE IODISED SALT

Iodine Deficiency causes: goitre (an ugly neck sight); low mental and physical capacity; spontaneous abortion and still birth.

WE ALSO HAVE MANY OTHER ITEMS IN STOCK AT OUR SUPERMARKETS AT THE SQUARE, WANDEGEYA, BWAISE, JINJA AND KASESE.

FOODS AND BEVERAGES LTD.

PLOT 1 THE SQUARE
PHONE: 241617/254848

DO NOT ASK FOR A SODA

INSIST ON

Vinto

調查團

ルワンダ難民・避難民支援（人的協力）

平成6年7月29日

アフリカ第一課

1. 現在、考えられるスキーム

(1) 国際平和協力法に基づく派遣（優先的に考える）

(イ) 民間人ボランティア（公務員に採用して）

(ロ) 公務員

(2) JICAのスキームによる派遣

・専門家としての派遣（注：緊急援助隊の派遣は、国会答弁（別添参照）との関係で困難）

(3) 国連ボランティア（UNV）の斡旋

政府として日本人ボランティアを斡旋する。

（UNV拠出金のうち20万ドルをルワンダ難民向けにイヤマークすることを決定済み）

(4) NGO活動への財政支援（AMDA, AEF等）

2. なお、難民キャンプ等に人を派遣する場合には、現地の状況、活動上の問題点（支援体制等）、受け入れ体制（生活環境等）等について予め承知しておくとともに、現地側関係者とすり合わせを行う必要がある。このための調査・打ち合わせミッション（ルワンダ難民人的・物的支援先遣隊）の派遣が必要。

3. 派遣地域

(1) ザイール（ゴマ、ブカブ等）

(2) タンザニア（ガラ等）、ウガンダ、ブルンディ

4. 援助の分野

医療面での協力が中心（候補者あり）

(丁)

(問161) P K O 法案における人道的な国際救援活動と国際緊急援助活動の業務の仕分けはどのようなになるのか。

答 P K O 法案における「人道的な国際救援活動」は紛争による災害を、緊急援助隊法による「国際緊急援助活動」は自然災害及び事故による災害を対象とすることとなる。

(更に問われた場合)

従前の国際緊急援助活動においては、自然災害と事故による災害を対象とすることを原則としつつ、紛争関連の間接災害についても、①紛争との関連が時間的にも空間的にも薄く、②要員の安全が確保し得ること等の場合に、極めて限定的に被災国からの要請等に基づいて派遣を行ってきたものである。

P K O 法案が成立した場合には、前述のとおり、紛争による災害については直接、間接災害を問わず、同法によることとし、国際緊急援助活動はかかる災害を対象としないという運用を行うこととしている。

国際緊急援助活動と人道的な国際救援活動

	国際緊急援助活動	人道的な国際救援活動
対象	大規模な自然災害及びガス爆発等の人為災害	直接間接を問わず国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争に起因する災害
要件	①被災国政府又は国際機関の要請 ②活動を行う人員の生命、身体、機材等を防護するために武器の使用が認められる程の治安の状況等による危険が存在しないこと	①国連総会、安全保障理事会、経済社会理事会の決議、又は UNDRP、 UNHCR等の国際機関の要請 ②当該活動が行われる地域の属する国の同意 ③当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者の場合、停戦合意の成立。
派遣手続	①外務大臣が国際緊急援助隊の派遣が適当であると判断し、別表の行政機関の長及び国家公安委員会と協議（特に必要と認める場合には、自衛隊の部隊等による活動につき協力を求めるため、防衛庁長官と協議） ②外務大臣が国際協力事業団に対し、国際緊急援助隊の派遣を命令（③緊急援助物資の供与については、外務大臣が国際協力事業団に対し、物資供与を指示）	①内閣総理大臣が人道的な国際救援活動を実施することが適当であると判断 ②実施計画を閣議決定 ③実施要領の作成（④物資供与については、閣議決定）
活動内容	①救助活動 ②医療活動 ③災害応急対策及び災害復旧のための活動	①医療 ②被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助 ③被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布 ④被災民を収容するための施設又は設備の設置 ⑤紛争によって被害を受けた施設又は設備であって被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置 ⑥紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置 ⑦輸送、保管、通信、建設又は機械器具の据え付け、検査若しくは修理 ⑧上記に類するものとして政令で定めるもの
身分	参加する行政機関等の職員、民間の身分のまま参加	国際平和協力隊員として

「ルワンダ難民支援要員の派遣実施打ち合わせミッション」（仮称）の派遣について（案）

平成6年7月29日

アフリカ第一課

1. 趣旨・目的

現下のルワンダにおける緊急事態は、現在国際社会が直面する最大級の人道上の問題であり、資金、物資、人の全ての面での国際社会の全面的な支援が必要。我が国は、既に資金面では、総額約4,130万ドルを国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の関連国際機関に対し提出することを決定しており、物的・人的支援についても鋭意検討中。

本件「打ち合わせミッション」は、このうち人的支援等につき、派遣を前提として現地の事情（難民支援活動の実態、生活環境、治安等）についての実情を把握するとともに、現地の受入れ先機関等との事前打ち合わせを行う目的で派遣するもの。

2. 構成

団長 四宮アフリカ第一課長

他 近ア局総合外交政策局、国際社会協力部、経済協力局、総理府PKO本部等より参加の予定

3. 日程

8月1日（月） 成田発

2日（火） ナイロビ（ケニア）着

（国連ルワンダ緊急対策室（UNREO）と打ち合わせ）

エンテベ（ウガンダ）、キガリ（ルワンダ）訪問

（UNHCR事務所、援助物資備蓄基地視察）

ゴマ（ザイール）、ンガラ（タンザニア）訪問

（ルワンダ難民キャンプ視察）

6日（土） ナイロビ発

7日（日） ロンドン着

9日（火） 帰国

4. 主な調査・打合わせ項目

- －ルワンダ難民・避難民の状況及び現地の実情
- －援助活動上の問題点（活動内容、活動への支援体制等のロジ）
- －援助関係者の生活環境（衣食住、治安等）

（了）

国際緊急援助隊法の改正について

平成 6 年 7 月 2 6 日

1. 緊急援助隊改正法成立の経緯

平成 3 年、「国際平和協力法案」と一緒に、自衛隊が国際緊急援助活動に参加できるようにするため、「国際緊急援助隊法改正案」を国会に提出、両案は「国際平和協力等に関する特別委員会」に付託され、審議された。

その際、緊急援助隊法改正の狙いは、国際平和協力法の抜け道を用意することにあるとの不要な疑念を払拭することが、両法の成立に必要なとの判断から、緊急援助隊法の適用対象を明確にすることにし、以下の通り、緊急援助隊法は専ら自然災害等を対象とする旨の仕分けを行い、国会審議においては一貫してこの仕分けで説明を行っている。

(1) 両案の適用対象に関する内閣官房の調整、省内決裁

同年 9 月 1 1 日、大島、石原両内閣官房副長官の指示に基づき、省内決済をもって、人道的救済活動に関する P K O 法と国際緊急援助隊法の適用対象を以下のとおり調整することに決定。

(イ) P K O 法案では紛争に係る災害を直接、間接を問わず対象とする。

(ロ) 緊急援助隊法では、今後紛争に係る二次的災害を対象とせず、自然災害および事故に係る災害という本来の適用対象に限る。

(2) 国会の特別委員会における説明

(イ) 第 1 2 1 臨時国会 衆議院国際平和協力等に関する特別委員会

平成 3 年 9 月 2 5 日

五島正規議員（社）の質問に答えて

野村政府委員答弁

「この国際連合平和維持活動等への協力に関する法律におきましては、人道的な国際救援活動は、先程定義で申し上げましたけれども、紛争に起因する災害についての活動でございます。他方、国際緊急援助隊法による国際緊急援助活動は、自然災害とか人為的災害を対象とするということで、その点につきまして二つの、何と申しますか、仕分けをきちんとやっておるという風に理解しております。」

(ロ) 第 1 2 1 臨時国会 衆議院国際平和協力等に関する特別委員会

平成 3 年 9 月 2 6 日

檜崎弥之助議員（進民）の質問に答えて

中山太郎外務大臣答弁

「・・・つまり武力による紛争によって起こりましたいわゆる一次災害、二次災害というものは国際緊急援助隊の活動目的には入っておりません。あくまでも、私どもが考えておりますものは、自然災害及び人為的災害としては例えば原子力発電所の爆発の場合とかあるいはガスの爆発した場合、こういったようなことを対象に考えているとご理解いただきたいと思います。」

(ハ) 第122臨時国会 参議院国際平和協力等に関する特別委員会

平成3年12月18日

森山眞弓議員（自）の質問に答えて

川上政府委員（経済協力局長）答弁

「・・・このたび法律を出すに当たりまして政府内部で議論を致しまして政策上の仕分けと致して、両案が成立した暁には、国際緊急援助活動は自然災害、ガス爆発等の事故等の人為的災害のみを対象とするということにして、人道的な救援活動は国際平和及び安全の維持を危うくする恐れのある紛争によって生ずる被害を対象とするというふうな仕分けをした分けてございます。・・・」

2. 改正法案成立後の国会説明

上記のとおり特別委員会で説明して、改正案は国会を通過、平成4年6月19日、成立、施行されたが、両法の政策的仕分けに関しては、更に、平成5年4月12日の衆議院決議委員会において、カンボジア難民救済のための緊急援助隊派遣に関する水野清議員（自）の質問に対し、当時の川上経済協力局長は以下の通り答弁している。

「・・・政府部内におきまして、当時PKO、国際平和協力法の審議も同時に行われておりまして、PKO法案とこの国際緊急援助隊法の改正法案都の仕分けということで、政府部内で議論をいたしまして、紛争に起因する災害につきましては、・・・PKO法案のもとで対処する、それから国際緊急援助隊法は、あくまで自然災害、人為的災害等の紛争に直接起因しない災害に対処するというような形で、政策的な仕分けを行わせていただいた次第でございます。・・・」

ルワンダ情勢

平成6年8月1日

アフリカ第一課

1. 背景

ルワンダにおいては、16世紀以来、少数派部族ツチ族（9%）が多数派部族フツ族（90%）を支配する構造が続き、両部族間の対立が常に問題となっていたが、1973年にクーデターで政権をとったハビヤリマナ大統領（フツ）は部族間の融和に努め、内政は安定していたと見られていた。しかし、90年に隣国ウガンダに避難していたツチ族難民が北部国境を越えて侵入したことから、多数派部族フツ族を中心とする政府軍と少数派部族ツチ族を中心とするRPF（ルワンダ愛国戦線）との間で内戦が勃発した。

なお、この内戦の背景には部族対立のみならず、フツ族内部の融和派と強硬派、北部出身者と南部出身者の対立があるとされ、現にRPFには故ハビヤリマナ大統領に反対するフツ族出身者も多く参加している点注意を要する。

2. 最近の動き

（1）上記内戦の両当事者は、93年8月に一応の停戦合意（アルーシャ合意）に達したが、94年4月6日にハビヤリマナ大統領の搭乗機が撃墜され同大統領が死亡して以来、内戦は再発・激化し、国民の大量殺戮が発生した。右大量殺戮は、主に政府側の民兵組織の強硬派がツチ族及びフツ族融和派に対し行ったものと見られる。

内戦はRPFに有利に展開し、RPFは、7月18日、人命救助を目的として「ル」に介入していた仏軍が同国南西部に設定した「人道安全地帯」を除き、「ル」全土を制圧。翌19日には、首都キガリにおいて新「国民統一政府」（注）の樹立式典が行われた。

（注）同新「政府」（我が国は未承認）の構成は、未だ空席の3ポストを除く19ポスト（大統領を含む）のうち、部族別にはフツ11人に対しツチ8人、党派別にはRPFが大統領（ビジウムグ政治局員、フツ）、副大統領兼国防相（カガメ司令官、ツチ）等9人（うちツチは4人）となっている。

（2）上記アルーシャ合意を受けてルワンダに展開していた国連軍（UNAMIR）については、94年5月にその増強が安保理で決議されたが、その展開に時間がかかっていることから、6月23日以降、仏軍を中心とする多国籍軍がルワンダに介入、国民を殺戮から守るとの目的で同国南西部に「人道安全地帯」を設置した。同仏軍は、7月末より撤退を開始し、原則として8月21日までに撤退完了の予定。

（3）内戦によりこれまでに約50万人が殺害されたとされている（国連筋）ほか、内戦の末期以来ザイールのゴマ地区に100万人を越える難民が流出する等、ルワンダ（92年の人口731万人）国民の半数を越える膨大な数の被災者が生じている。7月22日現在の難民、国内避難民の概数は次のとおり（資料：UNHCR）。

－難民総数 約240万人

（内訳）ザイール	170万人	タンザニア	46万人
ブルンディ	19.3万人	ウガンダ	1万人

－国内避難民 190万人

3. 現在及び今後の課題

(1) 難民問題

(イ) 緊急援助

(ロ) 帰還支援 (UNAMIR等の展開による安全保障、国内での帰還難民支援体制等が必要)

(2) 新「政府」の動向

－ 帰還難民の受入れと国民和解 (大量殺戮の後遺症への対応)、国内経済・社会の再建

－ 「アルーシャ合意」の実現

(3) 戦争犯罪人の処罰

(了)

「ルワンダ難民支援ミッション」の派遣について

平成6年8月1日

アフリカ第一課

1. 趣旨・目的

現下のルワンダにおける緊急事態は、現在国際社会が直面する最大級の人道上の問題であり、資金、物資、人の全ての面での国際社会の全面的な支援が必要。我が国は、既に資金面では、総額約4,130万ドルを国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の関連国際機関に対し提出することを決定しており、物的・人的支援についても鋭意検討中。

本件「ミッション」は、この物的・人的支援等を行うにあたり、必要な現地の事情（難民支援活動の実態、生活環境、治安等）についての情報を把握するとともに、現地の受入れ先機関等との事前打ち合わせを行う目的で派遣するもの。

2. 構成

団長	四宮信隆	アフリカ第一課長
	天野哲郎	経協技事務官
	折原茂晴	国難支事務官
	小泉 勉	近ア一事務官
	鈴木敦夫	総理府PKO本部事務官
	津曲兼司	アジア医師連絡協議会医師

3. 日程

8月2日（火）	成田発
3日（水）	ナイロビ（ケニア）着 （国連ルワンダ緊急対策室（UNREO）と打ち合わせ） エンテベ（ウガンダ）、キガリ（ルワンダ）訪問 （UNHCR事務所、援助物資備蓄基地視察） ゴマ（ザイール）、ンガラ（タンザニア）訪問 （ルワンダ難民キャンプ視察）
7日（日）	ナイロビ発
8日（月）	ロンドン着
10日（水）	帰国

4. 主な調査・打ち合わせ項目

- －ルワンダ難民・避難民の状況及び現地の実情
- －援助活動上の問題点（活動内容、活動への支援体制等のロジ）
- －援助関係者の生活環境（衣食住、治安等）

（了）

ルワンダ難民問題
(発言・応答要領)

8/1 官庁云官会見用
資料

平成6年8月1日
アフリカ第一課

[発言要領]

1. ルワンダの緊急事態に対し、我が国としてできる限りの支援、協力を行うべく努力中であるが、既に決定している資金面を中心とした支援（UNHCR等の関連国際機関に対し、総額約4,130万ドルの供与を決定済み）に加えて、人的貢献等の支援を検討するにあたり必要な現地の事情の把握、現地受入れ機関等との事前打ち合わせ等を目的として、「ルワンダ難民支援ミッション」を現地に派遣することとした。
2. 右「ミッション」には外務省及び総理府の担当官及び医師が参加し、8月2日に東京を出発する予定。訪問先については、現在調整中であるが、現地で国際機関関係者と打ち合わせを行うほか、難民キャンプを視察する予定。
3. 右「ミッション」の報告も踏まえ、人的貢献等の支援につきどのような貢献ができるか判断したい。
4. なお、NGOを通じた人的貢献として、先日発表したNGO補助金2件、約3000万円の他、草の根無償資金協力4件、約4000万円を決定済みである。

[応答要領]

(問 「ミッション」の任務、構成、日程の詳細を問われた場合)

1. (任務)
人的貢献等の支援を検討するにあたり必要な現地情報（援助活動上の問題点、援助関係者の生活環境等）の把握、関係者との打ち合わせを行うこと。
2. (構成)
外務省アフリカ第一課長を団長とし、外務省及び総理府事務官並びに^{ツマガリ}医師（現地の事情に通じているアジア医師連絡協議会事務局次長津曲兼

司氏)により構成。

3. (日程)

現地の日程は調整中なるも、次のラインを考えている。

8月2日(火) 成田発

3日(水) ナイロビ(ケニア)着

(国連ルワンダ緊急対策室(UNREO)と打合わせ)
エンテベ(ウガンダ)、キガリ(ルワンダ)訪問
(UNHCR 事務所、援助物資備蓄基地視察)
ゴマ(ザイール)、ンガラ(タンザニア)訪問
(ルワンダ難民キャンプ視察)

10日(水) 帰国

(問 人的貢献として今後具体的に如何なる計画を考えているか)

医療分野を中心に現地派遣の可能性につき検討している。

(問 如何なるスキームで人的貢献を行う予定か。国際平和協力法に基づく人的貢献は困難との見方もあるが如何。)

現在如何なるスキームで人的貢献を行うか、様々な可能性を検討しているところである。具体的にはNGOの派遣への支援や国際平和協力法に基づく国際救援活動としての人員の派遣を含め、支援の可能性を検討している。

(参考) なお、ルワンダ難民の支援のため、これまで主要各国の政府が派遣しているのは、海外派遣の経験を豊富に持ち、自己完結性も高い軍隊であり、これ以外の人員を政府の責任において派遣している国は見当たらないことから、政府が人員を派遣するにあたっては慎重な検討を要する。

(問 人的貢献のために国際緊急援助隊を活用できないか)

国際緊急援助隊法は自然災害及び事故による災害を対象とすることとなっており、今回のケースは国際緊急援助隊派遣の対象とならないと考えている。

(問 物資供与については如何)

国際平和協力法に基づく UNHCR への物資協力の可能性につき検討している。

(問 物資供与には国際平和協力法の 5 原則は適用されないのか)

国際平和協力法に基づき物資供与を検討しているルワンダの周辺国は、紛争当事国ではなく、また供与先の UNHCR については、ザイール等周辺国において人道的な国際救援活動を行うことの同意を当該周辺国から得ていると判断されることから、同法の 5 原則上、供与に問題はないと考えている。

(参考資料)

<秘>

我が国による対ルワンダ支援

平成6年8月1日

アフリカ第一課

<現在まで決定済みのもの>

1. 資金協力

(1) 6月10日、難民等援助のため、国際機関へ総額900万ドル拠出

(内訳) UNHCR: 645万ドル

ICRC: 240万ドル

WHO: 15万ドル

(2) 7月7日、UNAMIRの活動に対し300万ドル。

(「国連平和維持活動支援強化基金」から)。

(3) 7月26日、難民等援助のため、追加的に国際機関へ総額約3,230万ドル拠出を決定。

(内訳) UNHCR: 2,000万ドル

WFP: 約1,100万ドル(別途閣議決定が必要なため、内訳は部外秘)

ICRC: 100万ドル

IOM: 10万ドル

UNV: 20万ドル

2. 「ルワンダ難民支援ミッション」派遣

8月2日より、人的貢献等の支援を検討するにあたり必要な現地の事情の把握、現地受け入れ機関等との事前打合せを目的として援助活動地域に対し派遣。

3. 民間援助団体(NGO)への財政支援

(1) 7月26日、NGO事業補助金として合計約3,000万円。

(内訳) アジア医師連絡協議会(AMDA): 1,501.5万円

アフリカ教育基金の会(AEF): 1,440万円

(2) 7月27、28日、草の根無償資金協力として合計約4,000万円。

(内訳) 国境なき医師団: 約995万円(27日決定)

国境なき薬剤師団: 約980万円(同上)

アフリカ教育基金の会: 約1,000万円(28日決定)

タンザニア赤十字社: 約970万円(同上)

<現在検討中のもの>(部外秘)

1. 物資協力

PKO法に基づく物資供与(額については現在調整中)

2. 人的協力

(1) PKO法に基づく派遣

(イ) 民間人ボランティア(公務員に採用)

(ロ) 公務員

(2) JICAの専門家派遣

(3) 国連ボランティア(UNV)スキームを通じた海外青年協力隊(JOCV)OB/OGの派遣及び我が国拠出のルワンダUNVプロジェクトへの一般人の送り込み。

(了)

主要各国のルワンダ難民支援状況

平成6年8月1日現在
アフリカ第一課

ベルギー

1. 資金協力

- (1) 二国間、世銀特別プログラムとしてUNHCR等に対し4億3000万白フラン（13億2,800万円）拠出。
- (2) WFPに対し100万ドル拠出。
- (3) ICRCに対し2000万白フラン（6,200万円）拠出。

2. 物資協力

なし

3. 人的協力

- (1) 白軍パイロット オランダの輸送機の運航を担当
- (2) 名誉大使をヘッドとする調査特別ミッションを派遣。

4. NGO支援

- (1) 上記1. (1) にはNGO(MSF, MEMISA, カリタス教会等) 向けも含まれている。
- (2) MSFに対し3000万白フラン（9,300万円）拠出。
- (3) MEMISA（宗教関係NGO）に対し1000万白フラン（3,100万円）拠出。

5. 軍の活用状況

- (1) 上記3. (1) の白軍パイロット派遣。
- (2) 白軍所属のC-130機（複数）を提供。

6. UNAMIRへの協力

マラウィ部隊に1億白フラン（3億900万円）相当の機材供与。

フランス

1. 資金協力

WFP、UNHCR、ICRCに対し6億フラン（112億3,800万円）拠出。
WFPについては食料援助、UNHCRについては病院への援助

2. 物資協力

浄水器、料理用機材、毛布等

3. 人的協力

4. NGO支援

国境なき薬剤師団（PSF）、カリタス、連帯、世界医師団にトラックを供与。

5. 軍の活用状況

6月23日以降、仏軍を中心とする多国籍軍約2,500名がルワンダに介入、国民を殺戮から守るとの目的で同国南西部に人道安全地帯を設置。

ドイツ

1. 資金協力

- (1) 食糧医薬品調達のため、ICRC、UNHCRに対し250万マルク（1億5,800万円）拠出。
- (2) 食料援助等のため2,500万マルク（15億8,300万円）拠出。
- (3) EUのルワンダ難民援助として2,000万マルク（12億6,700万円）拠出。

2. 物資協力

- (1) 外務省及び経済協力省よりUNHCRに17台の浄水器を独連邦軍トランスアル型輸送機でゴマに空輸（5,000万マルク（31億6,700万円）相当）
- (2) 連邦援助機構より10台の浄水器をゴマに送付予定。

3. 人的協力

連邦援助機構より浄水器取り付けの技術者を60名派遣。

4. NGO支援

- (1) ドイツ赤十字社、カリタス協会、マルタ援助協会、カップ・アムナール委員会、「ケアー」ドイツ委員会に対し計250万マルク（1億5,800万円）を拠出。
- (2) 独赤十字社提供の4台及びマルタ援助協会提供の2台の浄水器を独外務省チャーターのイリュージン76型輸送機で空輸。

5. 軍の活用状況

- (1) 独連邦軍ボーイング707型輸送機1機をUNHCRのナイロビ・ゴマ間の支援物資輸送活動のため使用。
- (2) (1)に上記2.のトランスアル型輸送機2機が加わる予定

イタリア

1. 資金協力

関係国際機関に対し総額180億リラ（11億7,700万円）拠出。

2. 物資協力

60トンの緊急物資、医薬品

3. 人的協力

イタリア人医師団をゴマ市に派遣

4. NGO支援

下記5.(4)に看護人ボランティア6名が参加

5. 軍の活用状況

- (1) 6月、陸軍警護官6名、軍医6名、下士官3名と4機の空軍航空機を100人のルワンダ幼児の緊急医療輸送に使用。
- (2) 「平和と共に」協会に、46航空旅団のC-130輸送機を飲料水生成器及びコレラ・ワクチンを含む医薬品の輸送のために使用。
- (3) 国連のため、C-130輸送機をナイロビ及びキガリの着陸後の緊急物資輸送確保目的で使用。

タンク車 3 台を水輸送のため使用。

タンクローリー 2 台を燃料輸送のため使用。

カナダ

1. 資金協力

3,480 万加ドル (25 億 3,500 万円) (関係国際機関への拠出の他に 2. 以下の費用を含む)

2. 物資協力

浄水器、食料援助

3. 人的協力

加軍医療関係部隊総計約 200 名の派遣

(軍衛生要員 110 名、20～30 名の警備小隊、25～30 名の支援要員、15～20 名の技術要員、15 名の HQ 要員)

4. NGO 支援

上記 1. に含まれる

5. 軍の活用状況

加軍航空管制官及び地上整備要員 25 名並びに関連装備をルワンダ北西部へ援助物資輸送を目的とするキガリ空港再開のため派遣。

米国

1. 資金協力

関係国際機関供与分及び 2. 以下の費用を併せ総額 2 億 5020 万ドル

2. 物資協力

食糧を中心に、医薬品、毛布等を提供。計約 6,750 万ドル (上記 1. に含まれる)。

3. 人的協力

上記 2. の物資協力を行うため軍人 750 名現地に派遣

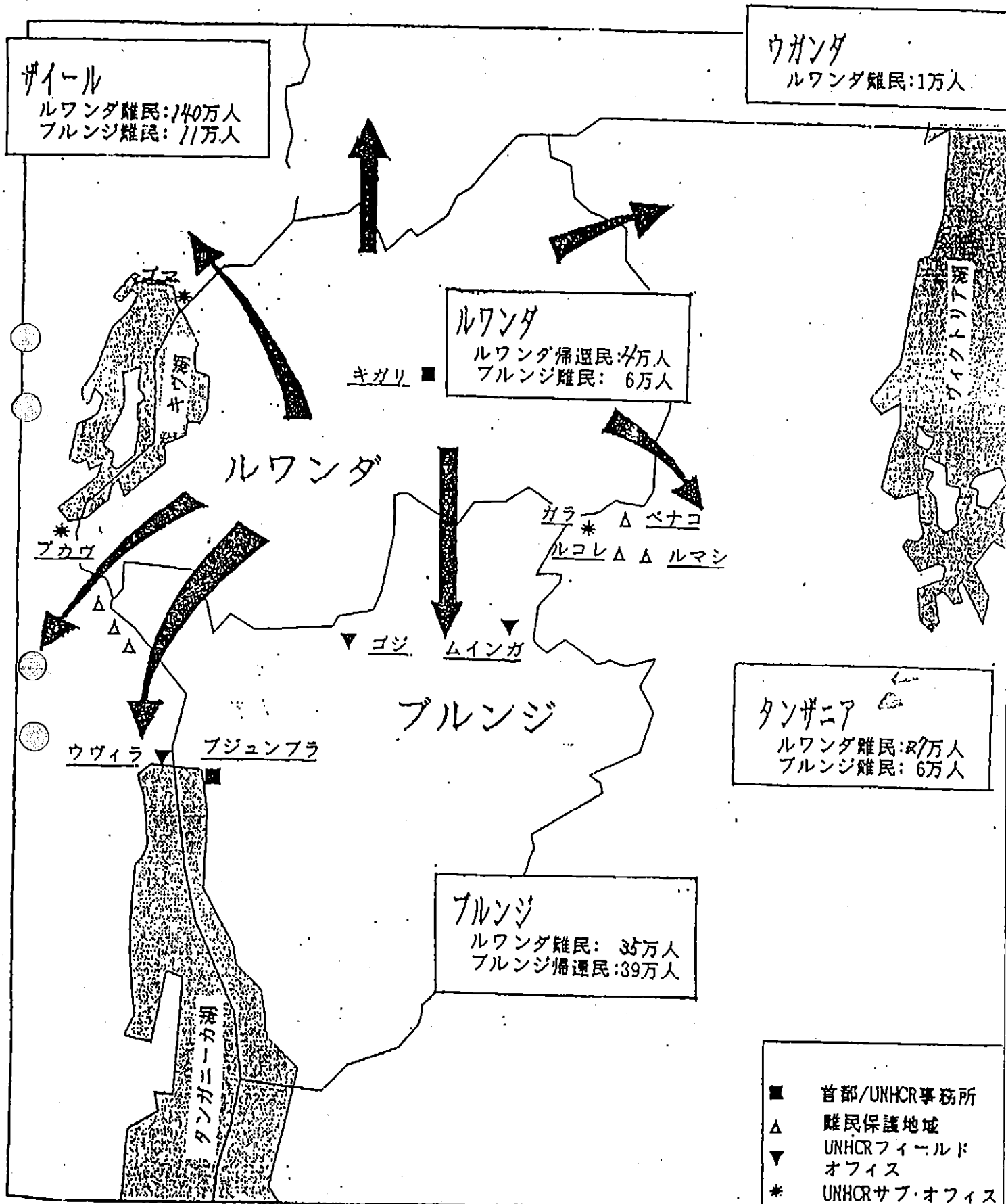
今後 4,000 人に増強予定

4. NGO 支援

5. 軍の活用状況

上記 3. の通り

(UNHCR 資料)



(次官の対総理ブリーフ)

ルワンダ支援

平成6年8月2日

アフリカ第一課

1. 資金協力

6月10日、難民等援助のため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の国際機関へ900万ドル、7月26日、追加的に約3,230万ドルの総額約4,130万ドルの供与を決定。各国、関係援助機関より高い評価。

また、民間援助団体（NGO）へ、総額7,000万円の支援を行った。

2. 物資供与

国際平和協力法に基づき、紛争当事国ではないザイール等ルワンダの周辺国に対し、UNHCRへの物資協力を行うべく、現在関係省庁と折衝中。

3. 人的貢献

(1) 国際平和協力法に基づく派遣、(2) しっかりした現地の体制を取りうる場合には、国連ボランティアスキームを通じた青年海外協力隊OBの派遣の可能性及び我が国拠出によるルワンダUNVプロジェクトへの一般人の送り込み、を検討中（なお、国際緊急援助隊法に基づく派遣については同法は自然災害及び事故による災害を対象としており、今回のケースは対象外）。

4. 「ルワンダ難民支援ミッション」

人的貢献等の支援を検討するに当たり必要な現地の事情の把握、現地受け入れ機関等との事前打ち合わせ等を目的として、外務省及び総理府の担当官並びに医師が参加する本件ミッションを派遣中（8月2日発10日帰国予定）。

(了)

室長、折原さん 細掛さん
青藤さん、石川さん 三谷さん

官房長官記者会見記録

平成6年 8月 2日

報 道 課

* | 日（午前・午後）の官房長官記者会見記録を配布致します。

〔外務省関連事項〕 ルワンダ情勢

〈配布先一覧〉

大臣秘書官

次官秘書官

外務審議官（政）

総合外交政策局長

外務審議官（経）

総務課長

官 房 長

~~了り方第一課長~~

人権難民課長

無償資金協力課長

外務報道官

総括審議官

審議官

国会担当参事官

報道課長

総務課長

国際報道課長

保72757

取扱注意

五十嵐内閣官房長官記者会見記録

報道室

- 日 時 : 平成6年 ~~7月24日(木)~~ **8月1日** 16:14～16:22
- 場 所 : 官邸 記者会見室
- 概 要 :

I 官房長官から

先に、ルアンダの難民問題について申し上げておきたいと思います。

ルアンダの緊急事態に対して、我が国として、出来るかぎりの支援、協力を行うべく努力をしていることは、ご承知のとおりありますが、すでに決定している資金面を中心とした支援、これはUNHCRつまり「国連難民高等弁務官事務所」等の関連国際機関に対して総額約4,130万ドルの供与を決定している。これはもうこの前付に皆さんに発表したとおりであります。これに加えて人的貢献等の支援を検討するに当たって、必要な現地の事情の把握、現地受入機関等との事前打合せ等を目的としてルアンダ難民支援ミッションを現地に派遣することといたしました。

このミッションは、外務省及び総理府の担当官及び医師が参加し、8月2日に、東京を出発する予定であります。

訪問先については、現在調整中ではありますが、現地で国際機関関係者と打合せを行うほか、難民キャンプ等を視察する予定にもなっております。

このミッションの報告を踏まえて人的貢献等の支援について、どのような貢献が出来るか判断をいたしたいと、このように考えている次第であります。

なおNGOを通じた人的貢献として、先日発表したNGO補助金2件約3,000万円のほか、草の根無償資金協力4件約4,000万円を決定済であります。

ご質問ございましたら。

II 質 疑

Q ミッションの部長さんというか、ヘッドの人と期間はどの程度。

A 少し内容について、それでは、ご報告申し上げますが、ミッションの任務は、人的貢献などの支援を検討するに当たり、必要な現地情報、つまり援助活動上の問題点、

援助関係者の生活環境等の把握、それから、関係者との打合せなどを行いたいというふうに思います。

構成は、外務省アフリカ第1課長を団長として、外務省及び総理府事務官、それから医師、これは現地の事情に通じているので、アジアE.C.連絡協議会事務局次長の津曲さん計6名によって構成をいたします。

日程はでけ、今調整中ではありますものの、次のようなラインを考えて下ります。8月2日成田出発、3日にナイロビ着で国連ルアンダ緊急対策室と打合せをいたしましてエンテベ、キガリ、エンテベというのは「ウガンダ」、キガリというのは「ルアンダ」を訪問する。で、これはUNHCRの事務所、それから援助物資備蓄基地等を視察することになります。それからゴマこれは「ザイル」ですね、それからンガラ「タンザニア」を訪問して、ルアンダ難民キャンプの視察をするという予定であります。そうして10日の日に帰国と、いう予定になっているところであります。

以上であります。

A そうすると正式なま、調査結果次第ですけれども、正式な対応策の決定というのは、お盆前にもということは考えるのでしょうか、月末へずれ込む可能性もあるのでしょうか。

Q 帰りましたら報告を聴いてでけ、早速また色々協議することになろうとおもいますが、なるべく早くでけ、状況の緊迫性というようなものから考えてその視察の状況踏まえて次の援助策を講じていきたいと、こういう具合に思いますね。
~~よろしゅうございますか。~~

以 上

外務報道官記者会見要旨

6年8月2日(火) 17:05～ 於 会見室

○ ルワンダ難民支援問題

(問) ルワンダ難民支援に関連して周辺国への人道的な支援活動はPKO5原則に抵触しないのではないかという意見が閣内(文部大臣)からも出ているようだが、外務省としての見解如何。

(報道官) ご承知の通り、本日(2日)、最初の支援ミッションがルワンダへ出発した。ミッションは10日に帰国するということであり、今後の具体的な対応ぶりは、その後決定される⁹と思う。

~~そこで~~、ご質問との関連での^査検討^{事項}の1つは物資供与の問題であり、一般的に言う、物資供与に関する限り、国際平和協力法に基づいてUNHCRに対して、いかにして物資供与するかということが検討の対象となっているが、この検討はまだ終わっていない。さらに物資供与の場合でも国際平和協力法の5原則は適用され³~~ない~~かという純法律的問題があるが、物資供与に関する限り5原則上の問題はないものと思われる。つまり物資供与に関する限り、~~国際平和協力法を使うことになるわけだが、~~ルワンダの周辺国にルワンダから流出した難民が集中しているが、~~少なくとも~~ルワンダの周辺国というのは紛争当事国ではない^{し、IT=}からである。

~~第2番目の法律的論点になろうかと思うが、~~現在検討されているのは、難民救済に当てるために必要な物資をUNHCRに供与するということであり、UNHCRがザイールその他の周辺国で人道的な国際救援援助を実施すること自体は、既に当該周辺国の同意を得^て~~ている~~ということである。従^て~~って~~、法律的な面から言えば、いわゆる5原則には背馳しないということである。

(問) 物資をUNHCRに供与するといっても実際問題としてはウガンダの中継基地までであるということも言われているが、どうか。

(報道官) その点についての検討結果はまだ承知していない。

(問) 今の理屈だと、人的派遣も周辺国なら問題ないということになるが、その辺はどうか。

(報道官) 結果は予断できないが、人の派遣についてはいろいろな形態³~~がある~~、既にNGOの方々を政府が支援するということは、先週の外務報道官定例会見の場で具体的な例を説明した。そして今後、国際平和協力法に基づく国際救援活動として人を送れるかどうかという点は、~~現在~~正に検討中である。

(問) ということは、人道的な国際救援活動についても、周辺国に人を派遣する問題は、

法的にはまだクリアされていないということか。

(報道官) そういう法律的な問題点を含めて検討しており、さらにもし法的にクリアされた後も、人の手当てをどうするかという問題もあるので、その点も含めて現在検討が行われていると承知している。

○ ハイチ問題

(問) ハイチ問題に対し日本政府はどういう構えでいるのか。

(報道官) ご承知の通り、1990年末にハイチの近代史上初めて民主的な手続きでアリスティド大統領が選出された。そのアリスティド大統領が選出された時の大統領選挙については、日本政府としても選挙監視員を送り支援したという背景がある。つまり1990年以降(冷戦終結後)の中南米では民主化の流れが固まりつつあり、日本政府としても、そういう民主化の動きを支持するという基本政策を堅持しているわけである。従って、その後91年の9月にアリスティド大統領が~~ハイチ~~の軍部によって国外に追放されたことを日本政府としては~~受忍~~できない。~~三三~~であくまでも民主的に選出されたアリスティド大統領が本国に戻る必要があり、それを日本を含めた国際社会が支援している。

もちろんその間、いろいろな安全保障理事会における措置もあり、それらについて日本政府は全面的に支持もしている。また、現在のハイチにおける~~現地~~政府に対しては、当然のことながらODA憲章に従って人道援助を除いて経済協力を停止している。従って、繰り返しになるが日本政府としては民主的な手続きで選出されたアリスティド大統領が、ハイチに戻ることを強く願っているというのが基本的な考え方である。

(問) 安保理決議の採択により武力行使が可能になったが、見通しはどうか。

(報道官) 今回採択された安保理決議 940号は、ハイチに関していわゆる多国籍軍を創設するという権限が認められているが、米政府高官は現実には武力をもって民主体制を回復するというのは1つのオプションであると言っている~~が~~、安保理のこの決議の中~~では~~一定の期限を設定し、それに向かって多国籍軍から行動を起こすということは一切規定されていない。従って、どういうタイミングで行われるというような点については、日本政府としては見通しを立てるのは困難である。

他方、このような安保理決議が採択された~~こと~~ことは、やはり、ハイチの現状に対する国際社会の強い意思の表明だから、ハイチの~~現地~~政府がこういった強い国際社会の意向を早く踏まえて対応すべきだと考えて~~いる~~。

(了)

ルワンダ難民に対する人的支援

○ 防衛庁側に検討要請を行うに当たり、必要と思われる点

① 自衛隊部隊が現地で期待されている任務は何か。

(抽象的、選択的なものではなく、例えば衛生業務など防衛庁側が実施可能な任務を特定し、その業務内容を具体的に示した方がよい)

② 派遣を要する期間はどの程度か。

③ どの程度の派遣規模が必要とされるのか。

④ 上記①～③に関する主要各国の派遣軍の状況について

⑤ 派遣される自衛隊部隊要員の地位、特権・免除、各種便益供与はどうなるのか。

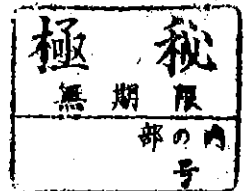
(ルワンダ難民救済のために各国が派遣している軍隊並の水準を確保することが望ましいので、各国の例もあわせて教示されたい)

⑥ 各国の派遣軍の所持する武器の状況。

武器使用についての取決め(ザイール政府、国連又はUNHCR等との関係)はどのようなものがあるのか。(あるいはないのか。)

⑦ 各国の派遣軍とUNHCRとの具体的な関係如何。

(各国の軍隊はUNHCRとどの程度密接な連携をもって活動しているのか、それとも各国の軍隊が独自に活動しているのか)



平成6年8月4日

国際平和協力室

ルワンダ難民支援への各国軍の参加状況

(公電等により判明した部分)

1. ベルギー

- (1) ベルギー軍パイロットをオランダ輸送機の運行のために提供。
- (2) ベルギー軍所属のC-130機(複数)を提供

2. 仏

6月23日以降、人命救助を目的としてルワンダに派遣された仏軍の内、その半分に当たる500名の仏軍部隊をロジ支援及び医療支援を行うためにザイールに残留させる予定。

3. 独

- (1) 独連邦軍トランスアル型輸送機にて17台の浄化機をゴマに空輸。
- (2) 独連邦軍ボーイング707型輸送機1機をUNHCRのナイロビ・ゴマ間の支援物資輸送活動のため使用。さらにトランスアル型輸送機2機が加わる予定。

4. エジプト

- (1) 軍関係者7名をオブザーバーとして派遣。
- (2) 医薬品の直接空輸を検討中。

5. イスラエル

軍医療チーム100名を派遣(団長はサリド環境大臣)。ルワンダで野戦病院を開設。救急用病室、手術室、一般ケア用の施設を備えている。

6. イタリア

- (1) 6月、陸軍警護官6名、軍医6名、下士官3名を派遣、4機の空軍航空機を100人のルワンダ幼児の緊急医療輸送に使用。
- (2) 46航空旅団のC-130輸送機を飲料水生成器及びコレラ・ワクチンを含む医薬品の輸送のために使用。
- (3) 国連のため、C-130輸送機をナイロビ及びキガリの着陸後の緊急物資輸送確保目的で使用。
- (4) タンク車3台を水輸送のため使用。タンクローリー2台を燃料輸送のため使用。

7. カナダ

(1) 加軍医療関係部隊総計数約200名を派遣(軍衛生要員110名、20～30名の警備小隊、25～30名の支援要員、15～20名の技術要員、15名のHQ要員)。

(2) 加軍航空管制官及び地上警備要員25名並びに関連装備をルワンダ北西部へ援助物資輸送を目的とするキガリ空港再開のため派遣。

8. 米国

(1) 食料を中心に、医薬品、水浄化装置、毛布等の物資協力のために軍人750名を派遣、空輸、物資配布に従事。今後4000人に増強予定。

(2) 同軍はジョイント・タスク・フォース「OPERATIONS SUPPORT HOPE」をエンテベに設置しており、緊急援助物資の円滑な配布を確保するために1900人に及ぶ人員が参加している。また、ゴマには追加的な部隊が配置されており、物資配布業務に従事。さらに、ハラレ、ナイロビ、モンバサにおいて空輸及びロジ支援を行っている。これらの活動はUNHCRとの調整の下に行われている。

(3) ガーナ部隊に対し、APC50、武器、車両等を供与。

(4) 国連PKO局と協力し、2部隊、車両、UNAMIRのための食料の空輸に協力。

各国軍によるルワンダ難民支援活動

国名	活 動 内 容
米国	750名の軍人を派遣。今後4000名に増強予定。 ウガンダ（エンテベ）にタスク・フォースを設置。 ゴマでは約300名が空港整備、給水活動を実施。 ハラレ、ナイロビ、モンバサで空輸、ロジ支援活動を実施。 キガリで空港運営、軍輸送機を提供。
英国	600名規模の部隊を派遣。 軍輸送機を提供。
仏	500名がザイール国内でロジ支援及び医療支援活動を実施。
伊	陸軍警護官6名、軍医6名、下士官3名と4機の空軍機で緊急医療輸送を実施。 軍輸送機を提供。
加	200名の医療部隊を派遣。 軍輸送機を提供。
豪	300名の医療部隊を派遣。 空軍輸送機で浄水器等を輸送。
イスラエル	100名の軍医療チームを派遣。
その他	ニュージーランド、独、ベルギーが軍輸送機を提供。

報告

（例の事）

- ① 友人 → ニース 寄附金の3/4は、お礼
- ② 有林ハコ→今更々 一カ年分とする
- ③ ~~有林~~ 自己中へツ 安全の為
- ④ 白野

人的要請

5

分析メモ

ルワンダ・ブルンディ情勢

H6. 8. 5

分析第二課

1. ルワンダ情勢

(1) 4月6日、ハビヤリマナ・ルワンダ大統領及びヌタリャミラ・ブルンディ大統領の搭乗した飛行機がロケット弾を打ち込まれて炎上、両大統領は死亡した。その直後からルワンダにおいては、国内多数派のフツ族(90%)の過激派によるツチ族(9%)及びフツ族穏健派の大量虐殺が発生、ツチ族を中心とする反政府勢力RPF(ルワンダ愛国戦線)との内戦が激化した。しかしRPFは次第に攻勢を強め、7月には、仏軍が設定した人道安全地帯を除き、ほぼ全土を制圧した。

これに伴い、フツ族出身のビジムング大統領が新たに選出され、7月19日には新「政府」も樹立された。他方、近隣諸国には大量のルワンダ難民が避難しており、特にザイールのゴマではコレラの蔓延等で約2万人の難民が死亡したと伝えられている。

(2) 今回の混乱の直接の原因となった大統領暗殺の背景は未だ明らかではない。しかしいずれにせよ、旧政府軍が主張していたようにRPFの仕業とは考えにくい。

また政府部内には、昨年8月、タンザニアのアルーシャで署名されたRPFとの和平合意、いわゆるアルーシャ合意に不満な一派が存在していた模様であり、こうした強硬派が、RPFとの和平に合意した大統領の暗殺にも関与した可能性もある。いずれにせよ、大統領暗殺直後のツチ族住民の虐殺には、軍内部のフツ強硬派が関与していたものと思われる。

(3) 大統領機墜落直後から、大統領警護隊による首相、閣僚の殺害、ツチ族住民の虐殺、大統領警護隊と治安部隊の交戦が行われるなど、国内は混乱状態となった。4月9日には、ジンディクブワボ前国会議長を大統領とする暫定政府の樹立が発表されたが、混乱は治まらなかった。他方、ツチ族を主体とする反政府勢力RPFは、ツチ族住民の虐殺に関与したとして暫定政府を認めず、政府側の混乱に乗じるように攻勢をかけた。RPFは7月4日には首都キガリを、17日には旧政府軍の拠点であったギセンニを制圧し、仏が人道オペレーションとして実施した「トルコ石作戦」により設定された人道安全地帯以外全土を制圧する

ことになった。さらに19日には首都キガリにおいて「国民統一政権」の樹立式典が行われた。

新政権の首相は、アルーシャ和平協定により暫定政府の首相に指名されていたトワギラムングであり、大統領を含む19ポストをフツ族とツチ族で分け合う等、全体としてはアルーシャ合意にそったものとなっている。しかし実権はカガメRPF司令官（副大統領兼国防相）が握っているものと考えられ、大統領を含む9人がRPFで占められるなどRPFの影響力が強いものとなっている。

(4)他方、ルワンダの内戦激化に伴う大量の難民の発生、周辺諸国への流出は国際社会の関心を集めることとなった。その結果国連安保理は5月17日、本来停戦合意の監視を主目的としていたUNAMIR（国連ルワンダ支援団）の要員を約5500名まで増強し、被災民・難民の安全保護及び人道援助活動支援も行うよう任務を拡大する決議(918)を採択した。さらに6月8日には、UNAMIRのマンドートを12月9日まで延長し、国連事務総長の3段階の展開提案を承認する決議(925)を採択した。

また仏は6月18日、ルワンダに仏軍を派遣することを決定、ベルギー、セネガル等の協力も得て「トルコ石作戦」を展開、一時は2555名の兵力を擁して、ルワンダ国内に全土の15%に相当する難民保護のための人道安全地帯を樹立する等の活動を行った。

仏の派兵は、タイミング的に旧政府勢力がRPFに追いつめられた時期に発動されたが、基本的にはマスコミ、NGOによる政府批判が高まってきた結果であると思われる。しかしRPFの攻勢の中、仏を旧政府寄りと考えるRPFとの交戦の可能性が高まり、また、人道安全地帯の設定が虐殺の責任者を保護する結果となっているとの批判も生じる中、7月29日より撤退を開始した。ただしバラデュール仏首相は、仏軍の撤退により情勢が悪化する場合には、撤退期限の8月22日以降も一部仏軍を残留させる可能性を示唆している。

他方米は7月29日、難民支援のため米軍をルワンダに派遣することを表明、31日には先遣隊が到着して活動を開始した。

(5)内戦の激化とRPFの攻勢、旧政府がツチ族の報復を喧伝したことなどから、ザイール、ブルンディ、タンザニアといった近隣諸国には、RPFの報復を恐れるフツ族を中心とした難民が、一時は200万以上流出した。特にザイールのゴマ地区には100万人を超える難民が集中し、コレラの蔓延などのため2万人近くの難民が死亡したと伝えられている。各国の救援活動により、状況はかなり改善され、難民の一部は帰還をはじめた模様であるが、依然として大多数の難民が同地区に留まっている模様である。

ルワンダの国内が安定すれば、こうした難民も次第に国内に帰還するものと思われるが、ツチ族の虐殺に関与していると思われるフツ族指導者の大部分が帰還を拒否していること、旧政府軍が国外で体制を立て直し、反撃することを計画していると伝えられていることなどから、難民問題の早期解決は困難と思われる。

2. ブルンディ情勢

(1)ブルンディでは昨年10月のクーデター未遂事件を機にツチ族(15%)とフツ族(85%)の民族対立が再燃し、右事件により死亡したダダイ大統領は昨年6月に就任したばかりであった。

更に、その後の混乱の後、本年2月に就任したばかりのヌタリャミラ大統領も、4月のハビヤリマナ・ルワンダ大統領の死亡した飛行機事故の巻き添えにより死亡した。

(2)ヌタリャミラ大統領死亡後、ブルンディでは憲法の規定によりヌティバトゥンガニャ国会議長が大統領代行に就任した。就任直後には、ツチ族を中心とする国軍5000人が政府を包囲したと伝えられたが、その後比較的平靜な状態が続いていた。しかし6月に到り、ブジュンブラ東部及び北部地方でフツ人武装勢力と政府軍の衝突が発生、その後衝突は激化している模様である。

(3)ブルンディで内戦が激化している背景には、ルワンダからのフツ族難民の流入、RPFがルワンダで勝利したことによりブルンディのツチ族強硬派が勢いづいたことなど、ルワンダ情勢の影響が考えられる。また、一時仏軍が設定したルワンダの人道安全地帯から民族対立をおおる放送がなされており、フツ族武装勢力が流入したフツ族難民をリクルートしている等の情報もある。

(了)

ルワンダ支援（人的貢献）（案）

平成6年8月8日

外 務 省

1. 基本的考え方

（1）現地のニーズ、他国の支援振り等総合的に判断すれば、早急にいわゆる人的貢献を行う必要がある。但し、その場合、現地の劣悪な状況等に鑑みれば、自己完結的な単位で送ることが不可欠である。また、いずれの場合も支援体制の強化方至急検討する必要がある。

（2）人的貢献の理論的な可能性については、（イ）NGOによるものと（ロ）政府派遣によるものが考えられるが、まずNGOの活動については、引き続き財政支援（今は当面1カ月程度の滞在を基礎に支援？）を行うとともに、その他（関係在外公館との連絡体制確立を含め）あらゆる可能な支援を行う必要がある。

（3）政府派遣については、理論的に次の可能性が考え得る。

- －PKO法以外の関係法に基づき派遣する場合
- －PKO法の下で民間関係者を派遣する場合
- －PKO法の下で政府関係者を派遣する場合

2. PKO法以外の関係法に基づき派遣する場合

例えばJICA専門家、UNVを派遣する場合がこれに該当すると考えられるが、どれ程の志望者があるかという問題の他、現地の劣悪な状況、必要とされるロジスティクスなどを考えると、この方法は現実的とはいえないか？

JOCVのOBもUNVを通い送る。

3. PKO法の下で民間関係者を派遣する場合

（1）次の点を慎重に検討する必要がある

- －何人ぐらいの人を確保できるか
- －ニーズはなにか、どこに派遣するか
- －必要な支援体制が出来るか
- －募集から派遣までの時間が相当かかるのではないか
- －現地にいるNGO関係者を政府派遣に切り替えることは可能か、また、望ましい

① 民間関係者に十分な訓練と経験が必要
② 民間人も経験がないと3ヶ月程度

タイム・フリック

100%

か（とりあえずは極めて難しいか？）

（２）いずれの側面についても種々の問題があり、容易とは思われない。他方引き続き検討していく必要がある。

４．PKO法の下で政府関係者を派遣する場合

上記１．（１）を踏まえて総合的に考えれば、これがもっとも望ましい。（自己完結性、機動性など）

５．今後検討すべき点

（１）種々の問題あるもあらゆる可能性を検討するとの観点から、民間人ボランティアのルワンダ派遣（可能であれば１０名程度）について、内々に非公式な検討を進めていく必要がある。リクルートについては、アジア医師連絡協議会（AMDA）、青年海外協力隊（JOCV）OB、国際緊急医療チーム（JMTDR）、に対し内々非公式を打診してみる（要プレス注意）。

（２）その他

（イ）現地における実際のニーズの把握

一 必要な人員

一 場所

一 必要な支援体制

（ロ）２．の各場合における外務省の支援体制

（丁）

まとめ
○ NGO 補助金 278 12 万 5 千 円 まで 12 万 5 千 円 まで 12 万 5 千 円 まで
○ 21 名 doctor involved
AMD 2500 万
AEF 1440 万

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-047

大 政 務 外 務 省
因 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 査 長 長

政 北 経 環 査 総 外 研
代 ア 大 大 察 括 長
表 大 使 使 大 審 長

儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ 図

報 官 審 査 内 外 務
官 審 査 内 外 務

文 長 審 一 二

領 移 参 政 保 対 旅 外
長 参 政 保 対 旅 外

長 安 平 国
長 安 平 国

審 密 軍 不 原 科
審 密 軍 不 原 科

国 長 審 行 人 難 地
国 長 審 行 人 難 地

ア 審 地 中 東
長 参 北 東 西

北 米 審 一 二 保
長 参 一 二 保

中 南 長 参 一 二
中 南 長 参 一 二

長 審 西 口 洋
長 審 西 口 洋

長 審 一 二 三 四
長 審 一 二 三 四

長 審 一 二 三 四
長 審 一 二 三 四

長 審 一 二 三 四
長 審 一 二 三 四

長 審 一 二 三 四
長 審 一 二 三 四

長 審 一 二 三 四
長 審 一 二 三 四

長 審 一 二 三 四
長 審 一 二 三 四

長 審 一 二 三 四
長 審 一 二 三 四

総 番 号 R159339

主 管

月 9日
平成 6年 8月 9日

ケ ニ ア 発
本 省 着

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援ミッション（報告）

第1225号 秘 大至急

当地及びゴマ、ンガラ、キガリでの一連の視察・協議等を終えた本件ミッションより、次のとおり報告方依頼があつた（一連の視察・協議等には当館タムラが同行した）。

本ミッションは、以下の日程にてナイロビ、ゴマ、キガリ、ンガラでの視察・協議等を行つた。

8月3日 ナイロビにてUNREOハイン所長他及びUNHCRケニア支部と協議（ナイロビはく）4日

エンテベ視察

ゴマにて難民キャンプ（キブンバ第1）視察及び国連機関・NGO関係者、仏軍司令官、キブ州知事代理と会談（キガリはく）

5日 ンガラにて難民キャンプ視察及びUNHCR、AEF等関係者と会談、キガリにてカーン国連特使と会談（キガリはく）

6日 トワギラムング・ルワンダ新「政府」首相と会談及びキガリ市内視察他（ナイロビはく）

8日 ゴマにてキブンバ第1キャンプ視察、市内視察及びUNHCR、米軍、AMDA等関係者と会談

上記各視察・協議等の模様別電のとおり（ただし、トワギラムング「ル」新「政府」首相との会談（6日）については別途報告する）。

別電1. ハインUNREO所長との協議

別電2. カーン国連特使との会談

別電3. エンテベ視察

別電4. ゴマ視察

別電5. ンガラ視察

外 務 省

秘

電信写

別電6. キガリ市内の状況

別電7. 国連人権高等弁務官事務所関係者との会談

仏、白、米、英、加、独、イタリア、豪、スウェーデン、スイス、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府
代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

07-047

大 政 電 外 外 儀 国
因 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外 研
代 ア 大 大 察 括 長
表 大 使 使 大 審

儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 審 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 審 安 平 国

審 審 軍 不 原 料

国 長 審 行 人 難 地

ア 審 地 中 東
長 参 北 東 西

北 米 長 審 一 二 保

南 長 参 一 二

長 審 西 口 洋
西 東

ア 長 審 一 二 ア ア

経 長 審 総 漁 国
審 経 エ 国
経 国

参 海 審 準

協 長 審 協 理 審 理

長 審 条 協 規

長 審 国 折 協 調 セ

総 番 号 R159543

月 9 日
平成 6 年 8 月 9 日

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管
近 ア 一

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援ミッション（報告）（別電1）

第1226号 秘 大至急

往電第1225号別電1. ハインUNREO所長との協議（3日）

同所長の述べた概要次のとおり。なおUNREOのマンドートはルワンダ国内に限定されており、しゅうへん国の難民キャンプにおける援助活動は各援助活動機関（その中心はUNHCR）がそれぞれ独自に行っている由。

1. 現在、「ル」国内の人口は約580万。難民総数は200-220万（ゴマに100万、ブカブ及びウビラに50万、ブルンデイに15万、ンガラに40万）である。「ル」国内の人口のうち160万が仏の「人道安全地帯」にあり、さらにそのうち50-70万人が国内避難民である。これら避難民が仏軍の撤退後も安全を保証されなければ「第2のゴマ」が生じる危険がある。また、既にゴマからは難民の帰かんが始まっているが、「ル」国内は完全に破かいされ、水も電気も通信手段も、援助関係者のIDカード用の紙すらない状態である。UNREOは当面、（1）キガリを中心としつつ来週にもブクレ、ビュンバ、キブエ、ルヘンゲリ、キブンゴに事務所を設けて人道援助にあたるとともに、（2）国際機関、NGOの活動の取りまとめ、調整にあたる予定。
2. 仏軍部隊は最大時でも2200-2300名程度（うち300名はセネガル兵）であり、ロジ要員を除く純すいな兵士は1500人程度である。既にぜん次撤退を開始しており、「人道安全地帯」には2日前よりUNAMIRがかわつて入り始めている。米軍は2000名を投入予定であり、エンテベ、キガリの空港での作業を一手に引き受けることとなつている。キガリ空港は、今週末（6日ころ）には管制とうその他必要設備が全て整う見通し。
3. 日本から物資供与が得られる場合には、タンザニア向けであれば別途検討を要するが、ゴマ向けであれ

電信写

ば、キガリまたはエンテベに送り、そこからトラックで運ぶのが良い。ゴマまでの空路輸送も可能ではあるが、空輸は仏軍が管理しているものの、多くの国が飛行機を送り込んでくるため、ゴマ空港は非常に混雑している。(同空港の発着機数は現在のところ1日当たり30数機が限度の由。)

なお、ブカブ、ウビラへはブジュンブラよりの陸路輸送を行っている。

4. また日本から人的こうけんが得られる場合、完全に自こ完結的な政府派遣を除けば、(1) NGOによるボランティア派遣と(2) UNVへの派遣の2つが考えられる。(1)は、必要な後方支援等をNGOが自ら行うか日本政府が行い得るのであれば結構だが、さもないとむしろ(2)の方がやり易いのではないか。国際機関への派遣ではあつても実際にあせを流すのは日本人なのであるから、それなりに「目に見える」ものになるであろう。

因みにスウェーデンは、費用・装備・後方支援等一切自こ負担で、14人の技術者をUNREOの下に派遣してくれている。スイスも同様に、1人ずつ交替ではあるがハイレベルの技術者を派遣してくれている。

(当方より、右スウェーデン要員の法的地位を問うたところ) 今のルワンダはそのような問題を協議できる状態ではなく、ともかく彼らは国連とともに働いているということである。

仏、白、米、英、加、豪、独、イタリア、スウェーデン、スイス、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-047

大 政 重 外 外 儀 官
因 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長

外研長
總括審
査察大
環大使
經大使
北ア大
政代表

◎儀對會要厚情研
察人(信)在警史才凶

審判官 内外

文長	審一二
----	-----

領移長	参政保对旅外
-----	--------

雷安平
企国

審軍不原料

地難人團行審

了	審地中東 叁北南西
---	--------------

長	一
北米	案一一保

長
南

洋口西審

長	西東
二	二

	了長
實然也同	

經

	參海	審準
--	----	----

協長 無窮至能啟
理有技評緊參

審条協規

11

総 番 号 R159555

月 9 日

平成 6年 8月 9日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主管

近ア一

外務大臣殿

佐藤 大使

ルワンダ難民支援ミッション（報告）（別電2）

第1228号 秘 大至急

往電第1225号別電2. カーン国連特使との会談(5日)

カーン特使の発言の概要次の通り（先方、ハインUNREO所長及びカビアUNAMIR副司令官同席）。

1. (1) 在ルワンダ国連代表部は、「ル」問題に対する日本のこうけん、特に難民及びUNAMIRの活動への支援として、多額の財政的こうけんを行つていることを高く評価している。また、今回のミッションも日本が本問題解決のために更にこうけんされようとしているあかしであり、大変うれしく思っており、かん迎致したい。

(2) 内戦が始まって以来、自分(「カ」)は両当事者間の和平実現のために努力してきたが、右が果たせぬうちに結局FPR側が勝利し、7月19日に新政府がじゅ立された。その結果、現在「ル」国内の政治情勢は安定している。新政府には、旧政府のMRND以外のほとんどの政党及び国内の各地域の代表が参加しており、現在の「ル」のゆい一の政府として存在しているが、戦争による破かいの結果、行政権を行使する上では、多くの困難に直面している。

2. (1) (イ)「ル」問題の当面の課題は難民及び国内避難民への生活上必要な物資・住居の提供であるが、同時に彼らの帰かんとを促進し、正常な生活に復帰させることがより重要であることをわすれてはならない。

(ロ) 帰らん促進には、彼らの恐ふ心を取り除くための信頼じよう成措置が必要である。このためにはU N A M I R の展開を完成させることの他、新政府が安心感を与えるような政策をとること、「ル」国内での受入体制を整えること、更にこれらについて正しい情報を難民・避難民に提供すること（ラジオ放送の活用が最も効果的）が必要である。実際には、新政権の発表等について、彼らはほとんど知ることができない状況

秘

電信写

にある。

(ハ) また、仏軍の「人道安全地帯」についても、仏軍の撤退と同時にUNAMIRを配置するべく準備中であるが、同「地帯」内の住民・避難民は仏を救世主のように見ており、他方UNAMIRについてはフツ過激派の宣伝放送によつて悪だまであるかの如き情報が流されており、仏の撤退により住民・避難民が不安を持つことになれば、百万人規模で第二のゴマ、ブカブの如き難民の国外流出さえ起こる危険がある。

(2) 因みに、UNAMIRの展開状況は、予定の5500人のうち4日前に10%、現在は20%の展開となつており、10日後には加部隊を含めある程度強力な部隊の展開を終える予定である。そして、最終的には100%までいかなくとも80%までは兵員を確保・展開できると考えている。なお、UNAMIRの展開のための日本の協力(300万ドルの供与)には大変感謝しているが、自分(「カ」)としては、この件につき国際社会の反応の悪さを遣かんに思っている。

3. 右当面の問題に加えて、今後「ル」

の経済社会の再建のための中長期的課題として、次の如き措置が必要である。

(1) まず、「ル」国内には資金が全く欠けようしており、中央銀行はおろか貸へいすらない状態である。右に対し、国際社会はグラントないしソフト・ローンにより資金を送り込む必要がある。

(2) 次に、直ちに行うべきものとして次のものがある。

(イ) ザイールから送電される電気の送電線の復旧(米軍部隊がこの作業に当たる予定)

(ロ) 水の供給体制の確立(ICRC、UNICEFがこれに当たっており、豪も加わる予定。1週間から10日以内に復旧)

(ハ) 通信体制の再建(電話、TELEX回線は全て機能していない。通信については破かいの程度を確認し1ヶ月以内には最低限の部分を修復したい。新政権の首相も海外との連絡は自分(「カ」)の事務所まで来て電話・TELEXを使っている)

(ニ) ラジオ放送体制の確立(キガリの放送局の機能が極めて弱いので、より強力な放送局の設置が必要。また、難民・避難民への情報提供のための大量の小型ラジオが必要)

(ホ) 空港の再開(米、加及びサベナ航空等が協力している)

(3) また、より長期的には、

秘

電信写

(イ) 学校、政府、役所等の再開のための建物の修復（これには機材の整備、教員・公務員等のリクルートも必要）

(ロ) 道路及びはしの修復

(ハ) 市ちょう村のサービス活動の再開（トラックの他、せいそう用の車両も必要であろう）

(ニ) 警察、治安機構の確立（国連も少しずつ訓練を始めているが、同活動の再開には多くの機材整備が必要）

(4) 以上のニーズに対し、日本側へも協力をお願いしたく、早急にアピールを提示致したい。

4. 新政権の安定度については、旧政府軍側が（1）戦いでさん敗していること、（2）指導者となるものがないこと（旧政府の首のうはガボンに逃亡）、（3）兵士も家族を連れて国外へ脱出していること等から、近い将来再組織できると思われず、また、資金や武器等の支援を行う者も当面ないであろう（モブツ・ザイル大統領も今のところ、支援の動きを取るとは思われない。）から、内戦が近いうちに再開すると思われない。ただし、国内でのテロ行為等はあるかも知れない。

仏、白、米、英、加、独、イタリア、豪、スウェーデン、スイス、ザイル、タンザニア、国連代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

07-047

大 政 外 務 省
外 務 省 典 房
次 長
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外 研 長
代 ア 大 大 察 括
表 大 使 使 大 審

儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 員 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 審 審 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 審 審 安 平 国 国

審 審 軍 不 原 科

国 長 審 行 團 人 難 地

ア 長 審 地 中 東 参 北 東 西

北 米 長 審 一 二 保

南 長 参 一 二

長 審 西 口 洋 西 東

ア 長 審 一 二 三 四

経 長 審 総 漁 国 審 経 エ 国 一 二 三 四

参 海 審 準

協 長 審 政 経 国 保 審 経 政 有 理

審 条 協 規

情 長 審 国 析 研 調 セ 一 二

総 番 号 R159561

主 管

月 9日
平成 6年 8月 9日

ケ ニ ア 発
本 省 着

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援ミッション（報告）（別電3）

第1229号 秘 大至急

往電第1225号別電3. エンテベ視察（ステイブ・アカッフ（STEVE ACUFF）米空軍大さ
・エンテベ空輸担当司令官との会談）（4日）

1. ゴマ空港は、せまいため各国の支援がさつ到し、非常に混雑している。従つて、現在はエンテベ空港を
援助物資の積み替え基地として利用している。エンテベまでは、KC-10、C-5で輸送し、更に、ゴマ
へは主としてC-130等による空からの再輸送を実施している。米軍としては、約500人の人員により
右オペレーションの全体的なコントロールを担当している。（ただし、ルワンダ難民にかかわる物資輸送の
全体的なスケジュール管理は、ジュ府のUNHCR本部で実施）

2. しかし、7月31日にキガリ空港が再開したこともあり、今後は、当該中継基地を8月10日ごろをめ
どにキガリに移す予定。因みにキガリのオペレーションは24時間体制で、同空港からゴマまでは陸路輸送
で約3-5時間程度必要。ただし、キガリは未だ空港施設の整備が不十分なこともあり、本格的なオペレ
ーションの実施は、少し先のこととなろう。また、ゴマへの陸路輸送に必要なトラックの数が不足しており、
この面での問題解決も求められている。

3. かかる状況を見ながら、UNHCRも物資輸送の基地をキガリに移すことも考えており、そのための準
備が実施されている。従つて、日本が物資供与を行うのであれば、8月10日以降は、キガリに送るのが良
いのではないかと考える。因みに、ゴマは、空港のキャパシティーの関係で、おすすめでできない。

4. （米軍のウガンダ及びルワンダ国内における地位についてたずねたのに対し）米国務省より国連と同様
の地位身分を各国政府に要求する文書を発出した。返事が来ているか否かは承知していないが、事実上問題
は生じていない。

秘

電信写

5. (米軍の保有する武器についてたずねたのに対し) エンテベの米軍部隊はけんじゅう・小じゅうを含め一切武器を携行していない。右はこの活動が平和維持活動ではなく、人道援助であることを示す意味もあるが、エンテベが治安上問題がないため、自こ防衛用武器すら必要でないからである。

(なお、エンテベにオープンしたばかりのUNHCR事務所によれば、同空港において、米(C-130が10-11機)、英(C-130が3機)、ニュージーランド(C-130が1機)、加(C-130が2機)、独(B-707が1機)がゴマへの輸送機の提供を行つている由。)

仏、白、米、英、加、独、イタリア、豪、スウェーデン、スイス、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

07-047

大 政 外 機 関
因 務 移 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外
代 ア 大 大 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

機 関 対 会 要 厚 情 研
察 人 個 在 警 史 才 図

報 官 審 機 関 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 安 平 国

審 軍 不 原 科

国 長 審 行 團 人 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

長 審 一 二 保

南 参 一 二

長 審 西 口 洋

長 西 東

西 一 二 三 四

長 審 総 漁 国

長 審 経 エ 国
一 二 三 四

参 海 審 準

協 長 審 条 協 規

長 審 条 協 規

総 番 号 R160356

主 管

月 10日
平成 6年 8月 10日

ケ ニ ア 発
本 省 着

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援ミッション（報告）（別電4）（3の1）

第1238号 秘 大至急

「分割電報」

往電第1225号別電4. ゴマ視察

1. 難民キャンプ

4日及び8日の2度にわたりゴマ地区を訪問し、難民キャンプ（時間の関係上キブンバ第1キャンプのみ）及びゴマ市内の視察を行うとともに、同地において難民支援に携わっている米軍、仏軍部隊やUNHCRを始めとする国際関係機関ならびに各NGO団体等と意見交換を行つたところ概要以下の通り。

1. キャンプの状況

（1）ゴマの難民キャンプは、ナイロビよりセスナ機と車を乗り継いで約3時間強のところに位置し、難民数は約70-80万人（一般には100万を越えるとも言われるが、現地関係者によれば右はこ張の由。ただし、現地のいりようを総括するUNHCRも正確な統計は有していない）。（全部で5つの難民キャンプが存在し、そのうち最大の難民キャンプであるキブンバ第1キャンプは、約25万人。なお、ゴマ市内にも約5万人の難民が滞留している模様。）難民の流入入については、未だ正確な数字等をはあくできていないが（流出については、1日当り数千人（A FEW THOUSANDS）規模との情報もあるとの由）、現時点の極めてらつ観的な見通しでは、向こう3-6ヶ月のうちには、当地における難民の数は半分程度になるものと期待されている。

（2）せまい道路沿いにひろがるキブンバ難民キャンプに入ると、強い便しゅうにおそわれる。かたい火山がんにおおわれた大地にはトイレが作りにくく、難民は道路のかた側で放便・によっている。人口密度は非常に高く、しゅうへんのかん木をこつ格としかれ草をかべとしたけい2m程の住居は、う期にはひさんな

秘

電信写

状況になると思われる。一時に比べ少なくはなつたとのことであるが、道路沿いにはむしろにくるまれた死体を散見され、車にひかれてつぶされた子供死体さえ放置されているような状況である。キャンプ内に設置されたOXFAM、MSFの水給配所には長だの列ができています。道路際には、むしろの上に少数のとうもろこし、さとうきび、ジャガイモなどを売っている人も見えるが、タンザニア・ンガラのように小やを作つてみせとしているものはない。木材の乱ばつによりしゅうへんの自然破かいはいちじるしい。

(3) キャンプ内の治安状況については、食りようのうばい合いに伴う暴行事件があつたり、特に旧政府軍の兵士が住んでいるムグンガ・キャンプでじゅうの発ぼうさわぎが起きたりといった程度のことを除けばそれほど悪くはない状況である。また、現在までのところ、援助関係者にけが人等が出たということはない模様。

2. キバンバ第1キャンプのいりよう状況(現地MSFよりちよう取)

(1) しつ病としては、げり性感せんしょう(コレラ、せきり等)、こきゆう器感せんしょう、ましん、マラリア、低栄養、ずいまくえん等が見られ、コレラは終そくしつあるもののせきりがひろがつてきており、9月からのう期にはこきゆう器感せんしょうが増える恐れがある。せきりについては、キャンプ人口約25万人のうち約6万人程度からかんするのではないかとの見通しであるが、現在の体制では約2万人程度しかカバーできない。また、当地のせきりきんは、従来の抗生物質に対してたい住があるため、他の高価な抗生物質を使用せざるを得ず、抗生物質全般につき不足している。ましんについては、UNICEFが予防接種を始めたばかりであり、他の予防接種は行われていない。低栄養に対する補助栄養プログラムは各NGOが実施しているが、コレラ、せきりなどの治りように手がかかり、まだまだ不十分であり、高カロリーミルク、ビスケット等の不足が目立つ。マラリアに関しては、現在あまり問題になつていないが、コレラ、せきりが落ち着くにつれ問題になつてくるであろう。

(2) 水についてはかたい地ばんであるためいどがはれず、米軍がキブこよりじよう水した水をOXFAM、MSFなどが供給しており、状況は改善されつつある。しかし、上記1. (2)の通り難民のほとんどが野外で排せつを行つている状態であり、これが経口伝せんしょうの原因となつている。

現在、母子保健教育、衛生教育などにとっても手がまわる状況ではない。いりよう施設としてはMSF、せき十字、GOALなどが病院を設けているが満ばいであり、いりようスタッフもじゅう分でない。検査室、レントゲンなどのいりよう器材もないため、重しろうのかん者はイスラエル軍病院に移送される。日本のNG

秘

電信写

O、AMDAもキブンバ・キャンプ内にしんりよう所を設け、活動を開始した。

3. キャンプのニーズ

UNHCRを始めとする国際関係機関や各NGO団体よりちよう取した内容及び現地キャンプ視察の結果をとりまとめて判断すれば次の通り。

(1) 衛生 (SANITATION) 関係 (最もニーズが高い)

上記の如く、特にトイレ施設の整備がほとんどできておらず、簡易トイレ設備 (最低6万個程度)の整備が緊要。

(2) 水 関係

水の供給については、米軍や仏軍、OXFAMの協力もあり、じよう水施設等の整備が進み絶対量の確保という面では改善が見られてきているが、じよう水設備の維持管理や効率的な末たん難民への水の配給を含めたメンテナンスの専門家が必要。

(3) しんりん再生 (REFORESTRATION) 関係

上記1. (2) の通り、大量の木の乱ばつにより、ゴマしゆうへんでは、深刻なかん境破かいが進んでおり、中期的ニーズとしてしんりんの復旧・保全に係る対策が求められている。

以上 (1) - (3) の3分野が当面最もニーズのある分野としているが、更に必要な分野としては次の通り。

(4) 食りよう 供給関係

(イ) 食りよう供給については、WFP及びHCRのコントロールの下でNGOが難民キャンプでの配給を実施しているが、食りようの不足はかなり激しく、そこは現在空の状態に近づいている。

(ロ) 現在、WFPが中心となつて食りようの必要量を調査しているが、少なくとも早急に8万5千トン程度の食りようが必要。(特に不足しているのは、小むぎこ、さとう、まめ等)

(ハ) また、トラックや要員 (LOGISTIC STAFF) 等の不足に伴い、配給能力の面でもかなりの問題があり、この面での改善も求められている。

(5) いりよう・保健 関係

(イ) キャンプ内の治りよう体制については、せき十字やMSF等のNGO関係者及び米軍、イスラエルいりようチーム等の努力によりある程度整備されてきており、い師の数という点では不足が解消されつつある。

秘

電信写

(注：右は、UNHCRの当地MEDICAL COORDINATORであるブルジョワ女史や一部欧米系NGO関係者の弁であるが、現在、当該キャンプ内でのNGO同士の競合関係が激しくなっており、UNHCRとしてもこれ以上の調整困難な状況を作りたくないという意識から右のような発言になったものと思われ、実際には、い師を含めたいりようスタッフは未だ不足しているものとみられる。ただし、独のGTZが150人ものい師を連れて当地UNHCR事務所を訪れ協議する等(詳細不明)オファーはかなりきている模様)。その他、保健衛生の指導関係や予防接種関係の専門家及び各キャンプにおいて各NGO等により実施されているいりよう関係の調整を行うMEDICAL COORDINATOR等の人材も必要と思われる。物資面ではワクチン、抗生物質等はいく品の補じゅう、高カロリービスケット、ミルク等の供給が必要。更には、現在、難民が収容されてるキャンプは、そのほとんどが草を積んで作った簡易なものであることから、今後間近に迫っているう期の到来を考慮に入るとたい水性のあるシエルターの整備も急務。

(6) その他 (特に教育関係)

難民キャンプの正常化・安定化を図るためには、じどうに対する最低限の教育の実施(ほ子保健、衛生教育含む)が重要、当面、じどう2000人程度(注：発言のまま)を対象として、少なくとも200人のSOCIAL WORKERが必要。更には、教材、文房具、じどうを収容する施設の整備も必要。

4. 日本よりの支援が求められる点(ジョエル・ブティオン当地UNHCR事務所長代理及びクレール・ブルジョワ同事務所MEDICAL COORDINATORよりちよう取)

(1) 特にゆう先して必要とされる分野は、衛生(SANITATION;主としてトイレ設備)、給水設備のメンテナンス及びしんりん保全(REFORESTRATION)。

(注;具体的内容については、上記3.(1)、(2)及び(3)を参照。)

(2) いりよう面ではキャンプ内の衛生管理やはしか等の予防接種の専門家の派遣。

(3) また、各キャンプでは、それぞれ数種のNGO団体がいりよう行為等にあたっていることから(例えば、ムグンガ・キャンプ(難民数約20万人)では、8つのNGO団体が活動中)、その調整等にあたるCOORDINATORも必要。特に、ムグンガ・キャンプでのコーデイネートにあたっているCDC(米国アトランタに本部を置く伝せん病関係のいりように携わっているNGO団体との由)の専門家が近く(1-2ヶ月後)帰国する予定なので後任が必要とされることから、この分野での日本からの専門家を受け入れる

秘

電信写

余地はあるものと考えられる（注；ただし、ムグンガ・キャンプについては、当地NGO関係者等の話によれば、武装したままで逃げ込んだ旧政府軍の兵士及びその家族が多く居住しており、他のキャンプに比べると治安状況は良くない模様。本件についてはジュ府のHCR本部と協議が必要との由）。

（4）また、UNV等を通じたボランティアーズの話になろうが、キャンプ内のいやく品を始めとする物資や機材の円かつかつ効率的な管理等のためのロジ支援要員も不足しており、この面でのニーズも考えられる。

（5）（専門家やボランティアに求められる語学能力や派遣期間についてたずねたのに対し）

（イ）仏語ができるに越したことはないが、難民と直接接する業務以外については英語の能力さえあればもんだいない。

（ロ）派遣期間については、長いほど有難いが、3ヶ月を最低限の1タームとすると2ターム即ち6ヶ月程度は協力をお願いしたい。

（6）（更に日本からUNHCR等を通じて専門家をセコンド派遣する際、現地でのUNHCR等による専門家への住居、車両、水、食りよう等の入手に係るロジ支援の可能性についてたずねたのに対し）

（イ）当地では、資材等が不足しており早急の手当は困難であるので、可能な限り自分で全てをSETUPし得る自完結型の人の派遣が有難い。

（ロ）ただ日本として派遣スキームの関係等の事情からどうしてもロジ支援が必要ということであれば、ある程度時間をくれれば用意方努力はするが、われわれ自身もかなり厳しい生活を強いられているので、あまり多くを期待しないで欲しい。

（7）なお、詳しいJOB DESCRIPTION等については、ジュ府のUNHCR本部の関係セクションに直接照会願いたい。（続く）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

卷

電信写

07-047

大 政 事 外 儀 官
因 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長

外研長
總括審
査察大
環大使
經大使
北ア大
政代表

◎儀対会要厚情研
察人◎在警史才凶

審判官 内外

文長 審一二

參政保對旅外

長 安 平 安 國

軍	審軍不原料
---	-------

國
長

地難人團行審

了	審地中東 參北車西
---	--------------

長	一
北米	案一一保

長
一
癸一

長
審西口洋

長	西東
二	二

了長	一 二 三
	寧松洛國

經 巨

參海	審準
----	----

經協長

規協條審

調査分析の要
二

総 番 号 R160370

月 10 日

平成 6年 8月 10日

ケニア 発

本 省 着

主管

近ア一

外務大臣殿

佐藤大使

ルワンダ難民支援ミッション（報告）（別電4）（3の2）

第1239号 秘 大至急

「往電第1238号分割電報」

5. 難民の帰らん関係 (国連関係機関、NGOよりちょう取)

難民のルワンダへの帰かんは、やつとそのしよに付いたばかりであり、これから本格的な帰かん対策の準備が求められているところであり、IOMは、その一かんとしてキガリに事務所を設置したり、コンテナ・トラックやバス等の輸送手段の確保に努めている（取りあえず20台のトラックをダルエスサラームからキガライに運び込む予定）。

(2) 今後の難民帰かんの円かつな実施を可能にするためには、帰かん後の難民が「ル」国内で安心して生活できるための物・人を含めた体制作りが早急に必要。このためにまずは、「ル」国内における水、電気、通信、食りよう供給、いりよう施設、学校等の社会インフラの復旧が急務となることから、今後の難民支援に関しては、一部しゅうへん国から「ル」国内へとその比重を移すべきと考える（この点「ル」新政府のBEAUROCRACY SUPPORTが必要であるが、「ル」政府は全く動けない状態）。

(3) 更には、難民と「ル」新政府との間の信頼じよう成の確保にあたり、難民に対する正しい情報の伝達が必要とされることから、難民キャンプ、「ル」国内の双方においていろいろな放送手段等を通じて難民へのよびかけを実施（ゴマでは仏及びスイスのNGO（RSF）による放送局の活動が開始され、キガリでも放送局が復旧されたが、パワー不足で効果的に機能していない。）することが必要。

II. 各国派遣部隊の概要

1. ラ・フルカド仏「トルコ石」作戦司令官との会談（4日）

(1) 仏軍は予定通りUNAMIRに交替の予定。UNAMIRの展開は、(イ) 25名のオブザーバー派

秘

電信写

遣（8月1日まで）、（ロ）仏軍との交替（8月21日まで）、（ハ）行政機構の確立（同日以降）、（ニ）撤退（未定）の4段階で行われる予定。

（2）要員の地位につきザイル政府との間に何らかの協定があるか否かは承知していないが、人道援助活動に対する「ザ」政府の対応は極めて良い。言ばについては、上級士官については仏語は必ずではないが現地人と接触する下士官レベルでは必要。

（3）現在の仏軍の装備は、車両（トラック、ジープ、装こう車等）、ヘリコプター3機、トランスポート輸送機多数、水用タンカー等。武器は個人用けんじゅう・小じゅうの他に車載機関じゅうといった程度。装備品の大半は仏軍撤退後も現地に残す予定。

（4）ゴマにおける米軍との役割分担は、仏が空港管理、米が空港でのにおろし作業となつている。陸路輸送は、UNHCRとも調整の上、米、仏ともに行つている。なお、輸送機については、民間のチャーター会社を通じてアエロフロート機をチャーターすることが可能。

（5）要員の安全面は全く問題ない。以前、「安全地帯」内での武装解除の過程で流れ弾による負しよう者2名が出たのみ。えき病の心配もなく、実際かん者も出ていない。

6. 仮に他国がゴマに部隊を派遣することがあれば、輸送、衛生、施設等の後方支援部隊が適当であろう。

2. デイビス米軍少さとの意見交換（8日）

（1）任務及び規模

（イ）米軍は、UNHCRからの要請に基づき、先にUNHCRがアピールを発出した9項目のサービス・パッケージの一部を受け持つという形で、当地の人道支援活動に参画するために派遣されている。人道支援の立上がり段階で難民が死んでいくような事態をくいとめるため、人道目的で緊急に展開しており、UNHCRのために活動を行つている。

（ロ）現在、ゴマには300人強の規模で展開しているが、今後は、NGO、民間の業者等に順次活動を移管していくので、要員数は減っていくこととなる。米軍がゴマに滞在するのは、米軍の活動を民間がとつて替わられるようになるまでの間のみである。

（ハ）このように、われわれは人道目的で展開しており、治安の維持等の活動は行わないところ、今後撤退する仏軍（例えば「安全地帯」に展開している部隊及びゴマ部隊）をリプレイスすることはない。なお、ゴ

電信写

マに展開している仏軍の構成は、ロジ部隊及び航空機を警備する一部要員のみである。

(2) 地位 (特権・免除)

米軍の特権・免除は、国連がザイールにおいて持つ特権免除でカバーされていると思う。UNHCRが、ザイール政府に米軍の特権・免除も認めさせているのではないか。米政府とザイール政府との間には地位に係る取決めはないが、米政府と国連との間には、ある種の合意があるのではないか。

(3) 活動内容

米軍は、HCRがアピールを出したサービス・パッケージのうち、3つのパッケージについてその一部分を担当している。具体的には、(1) ごま空港の活動支援、(2) 水のじょう化、輸送、ちよ蔵、検査 (例えばキブンバ近くのじょう水場)、(3) 整地作業の支援 (例えば道路改修) 等のほか、米軍と他の人道援助機関との活動調整等も行っている。

なお、米軍は、完全に自こ完結体制にて活動しており、HCRからのロジ的サポートは、ゴマ空港内での米軍キャンプ設営に係る土地の使用につき便ぎを図ってもらったのみである。

(4) 装備

米軍は、トレーラー5台、物資はん入出機2台、トラクター15台 (タンクローリー15台)、ちよ水そうこ (3. 6万トン及び9万トン)、ブルドーザー2台、グレイダー2台、輸送部隊1隊等を持っている。

(5) 武器の携行

ライフル、マシンガン程度の小火器を持っているが迫撃ほうは持っていない。武器の携行につきわが方とザイール政府との間に合意は存在しないと思うが、HCRとの間では、何らかの合意があると思う。

(6) 日本への参考情報

日本が人道支援活動で要員を派遣するのであればかん迎する。米軍としても、仏軍、独チームと常に緊密なコンタクトをとっており、例えば、独については、彼等が活動を展開するにあたって、若干の手助けも行つたところである。

個人的な意見ではあるが、日本が活動する際の活動分野の選定については、UNHCRのサービス・パッケージのなかでHCR側でゆう先順位が高いものを実施するというのも一案であろう。また、いどほり及び水のくみ出しの分野での能力不足が一つの問題となつているので、この分野での協力も検討の対象となりうる

秘

電信写

のではない。

3. スウェーデン・レスキュー・チーム（以下「チーム」）ノッティング・チームリーダーとの会談（8日）

（同チームは、ゴマ中心部から約45キロのところ、難民キャンプとは比較的離れた地点に独自の施設（主としてテント）を設定し、活動拠点としている。）

（1）UNHCRとの関係

チームは、UNHCRとのスタンド・バイ合意に基づき、UNHCRからの要請により3ヶ月間を期間として派遣されている。われわれは政府機関の職員であり、スウェーデン政府の派遣として来ているので、UNHCRではなくスウェーデン政府の指し（COMMAND）下にある。他方、われわれがスウェーデン政府より与えられている任務が、UNHCRを支援することであるので、当地では、HCR側からの指示（DIRECTION）・調整（COORDINATION）に従いサービスを提供している。これらの指示・調整は、書面等の形式によらず、協議を通じてなされる。これまで、UNHCRとの間で対立するケース等の問題は発生していない。UNHCRは、各国政府機関、NGO等の活動を全体的に調整している。

（2）チームの業務

チームの通常の任務は、（イ）UNHCR職員の生活の支援（職員居住テント、交通、食事等のサービスを6週間提供する）、（ロ）UNHCRが必要とする緊急物資・機材等の保管・補給（リストア）、（ハ）さい害エキスパート・チームの派遣等であるが、ゴマにおいては、エキスパート・チームが来て、難民サイト・プランニング（現在位建設中のカクレ2キャンプの設計等）、車両整備ワークショップの2つの活動を行っている。われわれとしては、この他にも、水のくみ上げ、じょう化、輸送、配給等を行う準備はあるが、他のNGO（OXFAM）が既に一部実施しているので、われわれは右活動を行っていない。（なお、キガリのUNREO事務所にも、スタッフ要員として、別途12名が派遣されている。）

（3）チームの構成

チームは総勢50人で、オールラウンドに対応できる体制をとっており、さい害等で経験のほうふな消防士35名を中心として、この他に、ラジオ通信士3名、かん護士3名、道路技師、建設技師、ロジ・オフィサー、チーム・リーダー等のアドミニ関係者よりなっている。要員は6週間単位で本国よりの要員と交替している。

秘

電信写

(4) UNHCRからのロジ・サポート

われわれは、完全に自己完結的に活動している。3ヶ月間の要請で来ているので、その期間の生活物資（食料、生活テント、車両）等はすべて持ってきている。例えば、車両については、車4台、トラック6台（ローリー2台）を持っている。これらの物資及び要員は、アエロフロートの商業チャーター便により2回に分けて直接ゴマまで輸送してきた。

(5) 要員の地位（特権・免除）

要員は、外交・公用旅券ではなく、一般旅券で来ているが、特権免除については、UNHCRがザイール政府との関係で持つ特権・免除でカバーされているはずであり、スウェーデン政府とザイール政府との間で地位に係る取決めはない。実際、HCRからは、テンポラリーな身分証明書を発給してもらっている。いずれにせよ、ザイール政府との関係は、UNHCRを通じて行っており、HCRが、入国、免税等を手伝ってくれている。われわれの持ってきた車両も免税で通関した。

（なお、HCR職員の説明によれば、HCRの調整下にある政府機関、NGO等が持ち込む物資・機材は、通常、免税で通関している由。） （続く）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

07-047

大 政 府 外 務 省
因 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外 研
代 ア 大 大 察 括 長
表 大 使 使 大 審 長

⑤ 儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 園 在 警 史 オ 図

④ 報 官 審 ⑤ 内外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

⑤ 安 平
長 ⑥ 国

審 審 軍 不 原 料

国 長 審 行 ⑥ 人 難 地

ア 審 地 中 東
長 参 北 東 西

北 米 長 審 一 二 保

南 長 参 一 二

⑤ 西 口 洋
長 西 東

⑤ 一 二 ⑦ ⑦
長 一 二

審 総 漁 国
長 審 経 エ 国

一 ネ 二
長 ⑥ ⑥

参 海 審 準

⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤
長 ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤

⑤ 審 条 協 規
長

情 長 ⑤ ⑤ 折 ⑤ 調 せ
一 二

総 番 号 R160383

月 10日

平成 6年 8月 10日

ケ ニ ア 発
本 省 着主 管
近 ア 一

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援ミッション（報告）（別電4）（3の3）

第1240号 秘 大至急

「往電第1238号分割電報」

I. I. I. ゴマ市内の状況

1. ゴマ市内は雑然とした感じではあるが、特に混乱した様子はない。ただし、ルワンダ難民が5万人程市内にも流入している由であり、市民の生活にもそれなりの影響が出ているものと予想される。

2. 商てんその他はふ通に営業している。食りようも現地のものであれば中央市場にてひと通り入手可能であるが、あお空市場のためハエが大量にたかつており、特ににくや魚等の生鮮食料品は容易に食し難いふん困気である。援助関係者は生活必要な物資につき自助努力にてナイロビその他から随時（2-3週間に1度位の割で）輸送している由。

3. (1) アコモデーションについては、市内に10-15けん程あるというホテルはどこも満室続きの由であるが、貸家についてはある程度時間をかけてさがせば少人数であれば見つかる模様。ただし、費用は物件の質に比してかなり高く、一けん家の場合2000-4000ドル/月（現地のAMD A関係者は、3000ドル/月で5しん室の物件を確保したところである旨述べていた）、ホテルは視察した「マスク・ホテル」（上記AMD A関係者が従来しゆくはく）の場合、ダブルベッドの部や（バス・トイレ付きで）52ドル/日である。

(2) 「マスク・ホテル」は約50室あり、3食とも提供を受けられる。ただし、他のホテル同様連日満室で、「ル」内戦ぼつ発以来のしゆくはく客も少なくない由。客は外国人が多く、概観、室内とも先進国民にとつては何とか許容範囲と思われるが、一般にゴマ市内は停電が多く（調査団のUNHCR訪問中も2回停電あり。ただし、いずれも程なくして復旧。1日に6時間程度の給電との由）、また断水もひんばんにある

秘

電信写

由にて、しゆくはく客は常によくそうに水をためている。

なお、UNHCR関係者によれば、援助関係者の多くは発電機、ちよ水タンクを用意している趣。

(3) 市内の治安は特に問題ないが、や間の外出は危険とのこと。また、援助関係者については伝せん病等の例は現在までのところない由。

(4) なお調査団の滞在中、ゴマ市内及び難民キャンプへ向かう道路上で、わが国が従来ルワンダに供与したバス数台（バスの横ばらに日章きとルワンダ国きに加え「JAPAN-RWANDA COOPERATION 1989」等と記載されていた）を目認した。難民の流出の際に使用されたものと思われる。

(5) また、当地の物価については、当地滞在中のAMDAの日本人い師によれば、援助関係者や難民の時ならぬ大量流入により、相当高とうしており、平均して4-5倍、物によつては10倍程度にもなっており、世界でも有数の高物価地帯になつていのではないかとさえ思われる。具体例を挙げれば、レストランではコーラ1本が4米ドル（以前は1米ドル程度との由）、スパゲティ1食分20米ドル（以前は1-2米ドル程度との由）にもなっている。また、車両関係についてはAMDAのい師によれば車の確保は比較的容易であり、運転手付き、ガソリン別で一台1日につき100-150米ドル位で賃借できる由。

IV. キブ州知事代理との会談

1. ゴマは、りん国ルワンダの内戦に基づく大量の難民の流入により、いちじるしいかん境破かいやえき病の流行が生じており、難民のひさんな状況はそのままゴマしゅうへんの住民にも及んでいる。
2. 日本を始めとする国際社会がかかる状況に同情を示してくれていることに多少安どしているものの、先行きは暗い。
3. ゴマの住民は、難民の流入時より難民に対してかん病を行つたり、またまちの再建に努力してきており、国際社会が難民支援を実施するにあたっては、難民流入のしりぬぐいをさせられ、同様に厳しい状況におかれているゴマ住民のことも十分に考慮に入れて行つてもらいたい。
4. 特に大きな問題は、水不足とかん境破かい（草や木の乱ばつ）である。水については、難民の流入により、ただでさえ不足していることに加え、もともとルワンダのギセンニ地方からパイプラインで供給を受けていた水がストップして、ダブルパンチの状態になつている。長期的には、キブこの水の利用等も考えられるが、当面の事態改善には間に合わない。この分野については、仏もいろいろと努力してくれているが、こ

秘

電信写

れだけではどうにもならないので、ぜひ、国際社会によるゴマ自体への援助を要望したい。

(右に対し当方より、日本としてはまず難民に対する緊急援助と帰かん促進に力を入れることが重要と考えており、他方ザイールのキブ地方への協力については、中期的な課題として、ザイール政府との間で協議して行くことになろう旨説明しおいた。)

仏、白、米、英、加、独、イタリア、豪、スウェーデン、スイス、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-047

大 政 務 外 務 省
因 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外
代 ア 大 大 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

議 対 会 要 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 審 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 審 安 平 国

審 審 軍 不 原 科

国 長 審 行 難 人 難 地

ア 審 地 中 東 二
長 参 北 東 西 一

北 米 長 審 一 二 保

南 長 参 一 二

長 審 西 口 洋 二
西 東 一

ア 長 審 一 二 〇 〇 二

経 長 審 総 漁 国 二
審 経 エ 国 二
一 ネ 二
二 〇 二

参 海 審 準

協 長 審 政 務 国 審 理

長 審 条 協 規

長 審 国 折 〇 調 セ 一 二

総 番 号 R159734

月 9日

平成 6年 8月 10日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援ミッション（報告）（別電5）

第1231号 秘 大至急

往電第1225号別電5. シンガラ視察（タンザニア領内ルワンダ・ブルンディ難民キャンプ）

1. 5日、パードハムUNHCRシニア・プログラム・オフィサーと意見交換を行いながらシンガラキャンプを視察したところ概要以下の通り（なお、HCRより入手した資料を別FAX信する）。

（1）キャンプの概要

（イ）シンガラの難民キャンプはキガリよりセスナ機と車を取りついで約1時間強のところに位置し、難民数は約29万人。（このシンガラその他、タンザニア内に約10万人の難民を収容しているカラゲ・キャンプがある。）ルワンダ難民がその大部分を占めており、現在でも1日当たり10～20人程度の帰還に対し、1,500人程度の難民が流入している。当地では近々大規模な自発的帰還は生じないとの見方が一般的。

（ロ）本年4月末よりキャンプが設置され比較的良く計画・整備されている。人、物ともゴマに比べかなり整っているとの印象。NGO等も概ね出そろっている（日本からはアフリカ教育基金の会が活動中）。なお、シンガラ・キャンプは、UNHCRの総合調整の下、難民をその出身地域ごとに区別して収容し、各NGOがそのいくつかを受け持つ形となっている。キャンプ内には、タンザニア人の経営するみせ、バー等もあり、難民キャンプでありながらひとつの「まち」の様相も呈している。今後の推移を見守る必要はあるが、難民の定着の可能性も少なくないと思われる。

（ハ）キャンプ内の一般犯罪は見られるものの、タンザニア警察が近く50人から300人に増員される予定で改善が期待される由（キャンプで活動中のNGOは個別に警備員等を雇っている）。援助関係者の住むシンガラのまちは比較的治安は良い模様。

（2）キャンプのニーズ（いりよう面については下記3.）

秘

電信写

全体的にみて人・物・金ともに比較的整っているが、まだ十分とはいえない状況。

(イ) 資金：タンザニア領内のルワンダ難民関連キャンプには、約4,000万ドルの資金が当面必要であるが、現在約1,500万ドル分しかプレッジがなく資金不足の状況。

(ロ) 物資：食りよう（特にオイル、コーンソヤブレンドの不足が深刻）、いどくつ削機、水用大タンク等が不足。

(ハ) 人員：ンガラ・キャンプにおけるUNHCRのスタッフのじゅう足率は60%程度で人手が不足している。日本に対しては、特に人員の不足に対して今後支援を期待している由（ガルロックUNHCRンガラ地区代表も別途同様の趣旨を強調していた）。特に、メデイカル・コーディネーター、メデイカル・トレーニング・オフィサー、UNVロジ要員、UNVフィールド・ワーカー等が不足しており、この他にも衛生、サイトプランニング、栄養士、ソーシャルサービス、学校等の分野で人手が不足している。

(3) わが国に期待する支援の詳細

(イ) いりよう分野については、げり性しつかん、こきゆう器感せんしょうが急増していることから、特にメデイカル・コーディネーター2名、メデイカル・トレーニング・オフィサー1名の派遣が日本に期待されている。前者は、キャンプのいりよう全般を管理するし事であり、難民の健康状況をあくし、いりよう関連NGOの調整を行つて、難民に対する適切ないりようサービスの提供が確保されるようにすることがその任務となる（コーディネートが中心で、実際のいりよう行為は行わない）。現在、ンガラに1名、カラグエに1名（スイス政府よりAIDを通じてセコンゴ・派遣された職員）がいるのみである。

メデイカル・トレーニング・オフィサーは、ルワンダ人いりようトレーナーによる難民へのいりよう教育を企画・実施したり、現地人いりようトレーナーの再教育を行うことがその主なし事となるが、現在、キャンプには右を行う者が1人もいない。

これら要員の派遣の形式については、日本政府から派遣される場合には、日本政府より人のセコンド・派遣がなされ、UNHCRの職員として働くのが適当とのこと。

(ロ) 以上の他さらに、フィールド・ワーカー2名、ロジ要員2名のUNVとしての派遣がわが国に期待されている。

前者は、キャンプでのNGOの活動のモニター、難民とう録のコーディネート、難民の保護及びく情処理等

秘

電信写

を行うことが主な任務となる。ロジ要員は、まさに難民キャンプ運営のロジ面でのサポートを行うもので、コンピューターが使用でき、英語が話せることが必要。

(ハ) UNHCRからのロジ的サポート

日本から人員が派遣された際のしゆくしや・交通等生活面でのロジ的サポートについては、上記(イ)のいりよう関係者については、UNHCRの職員となるのでHCR側がすべて行う、また、(ロ)のUNVスキームについても、UNV及びHCRが然るべく行うこととなる。

2. ベナコ・キャンプ・カンWFPオフィサー他との会談

(わが方より、先般わが国が発表した3, 230万ドルの対ルワンダ難民支援の中にWFPを通じた食りよう援助が含まれている旨、また、UNVを通じてFOOD AID MONITOR等を行う邦人の派遣に関心がある旨発言したのに対し、先方より)

(1) 現在、ンガラ・キャンプにおいては、食りようが不足しており、日本からの支援に感謝する。現在最も深刻な不足状態にあるオイル、コーンソヤブレンドについても、各国からの拠出を期待している。

(2) UNVについては、WFPとしても人手が不足しており、日本からの派遣に関心がある。派遣を期待する分野としては、FOOD AID MONITORの他、そうこの管理運営等の分野があげられる。FOOD AID MONITOR 4名程度を含め、合計8名程度のUNVを日本から派遣していただければ有難い。いずれにせよ、ローマの本部へ右リクエストをあげ、本部にて検討の上で、日本へ正式要請が行くこととなろう。日本人UNVが、日本からの援助食りようの配ふをモニターすることとなれば、素晴らしいのではないか。

3. ンガラ難民キャンプのいりよう援助ニーズ

(1) いりよう面に限らず、全般的に当キャンプは緊急を要する時期は過ぎ、ある程度安定期に入っている。MSF、せき十字、AEF等のNGOの病院がよく機能し、割り当てられた地域を受け持っている。けつえき、便、にようなどの検査も可能であるし、重しようのかん者は救急車にてレントゲンを持ち、手術可能なGERMAN RED CROSS HOSPITALに送られる。不十分ではあるが、食りよう水の配給も定期的に行われ、簡易トイレも順次設置され、いやく品等もある程度じゆう足しているなど衛生、栄養状態もけんちよに改善してきている。また、低栄養に対する補助栄養プログラム、ば子保健教育、予防接種

秘

電信写

(ましんのみ)も計画的に施行されている。いりようスタッフも絶対数こそ少ないが、いりよう助手が実際のしんりようを行っており、難民の中からも積極的にとう用されている。しつ病としては、せきりなどのげり性しつかん、こきゆう器感せんしろう、マラリア、、ましん、外しろう、低栄養、ずいまくえん等がみられるが、ザイール・ゴマキャンプと異なり、コレラの発生は見られていない。しかし、9月からのう期にこきゆう器感せんしろうの増加が危ぐされる。全体としてかん者の致死率の増加がみられるが、一日1,500-2,000人といわれる新難民に重しろう者が多いことが大きな要因と考えられる。

(2)以上にかんがみ、新たな政治的要因により、さらなる難民の大量流入がない限り、既存のNGO等により現場のしんりよう活動はある程度管理されているとも考えられる。しかし、HCR等全体を管理する国際機関に人材が特に不足しており、上記1.(3)のメデイカル・コーディネーター、メデイカル・トレーニング・オフィサー等の人材派遣は重要と思われる。

本電のみ仏、米、英、加、独、イタリア、豪、スウェーデン、スイス、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

NB1194

大至急

FAX信

取扱注意

総番号 R159617

月 9日

平成 6年 8月 10日

外務大臣殿

ケニア 発着
本省

佐藤大使

主管

近ア一

ルワンダ難民支援ミッション (報告)

FAX信 (取扱注意) 大至急

往電第1231号別FAX信

(以下FAX送信 NB1194-09)

NB: 1194-01

往電第④1231 号別FAX信

Camp Populations - 29 July 1994 revised

NGARA:

Benaco:	194,900
Lumasi:	79,400
Burigi:	5,000
Lukole:	9,500
TOTAL:	288,800

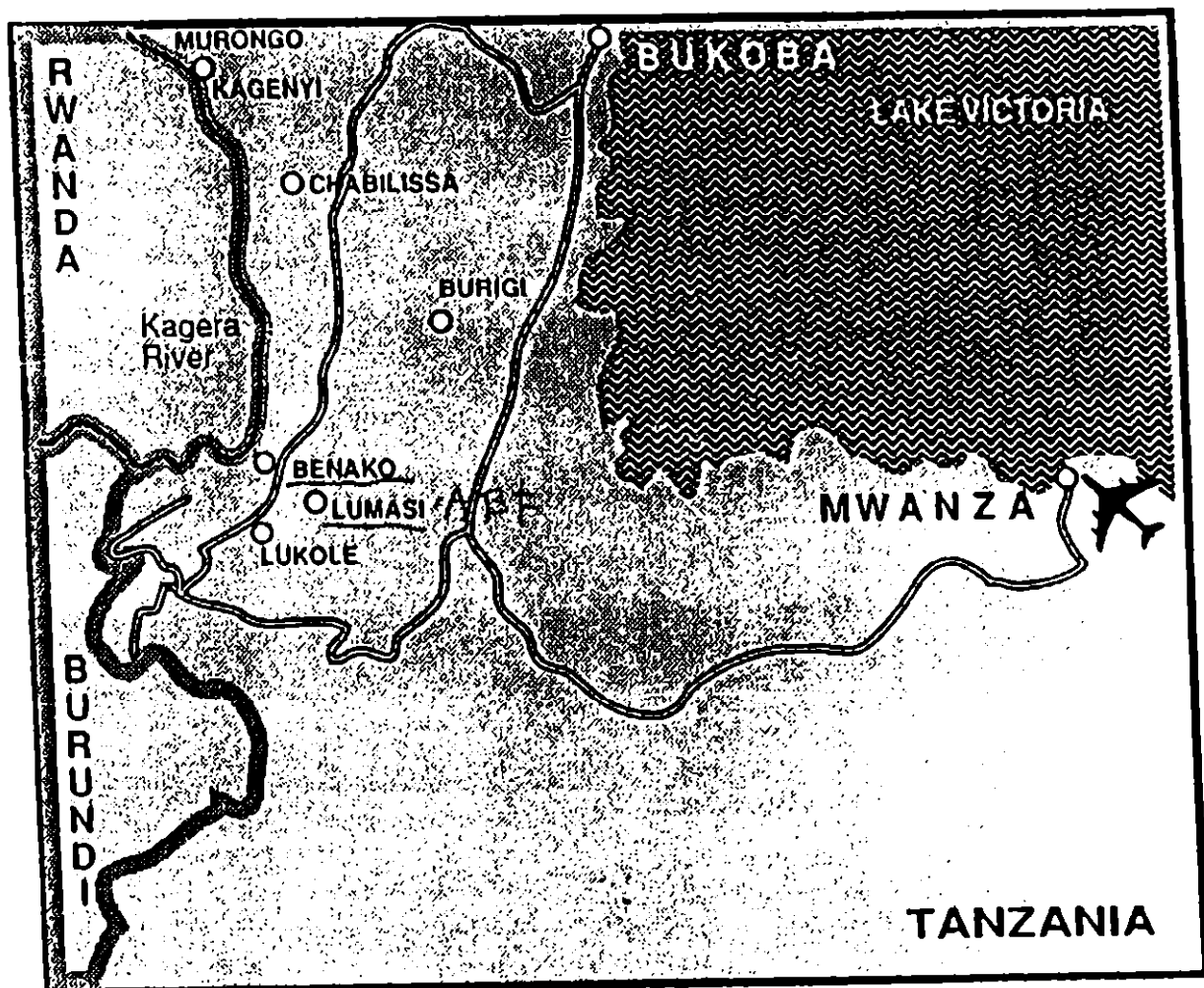
KARAGWE:

Chabalisa:	59,000
Kagenyi:	31,600
Murongo:	7,800
TOTAL:	98,400

GRAND TOTAL: 387,200

NB:1194-02

CAMP LOCATION



NB:1194-03

RELIEF

RELIEF OPERATIONS UNDERWAY		
LOCATION	AGENCY	SECTOR/INTERVENTION
NGARA DIST.	IFRC	HEALTH SERVICES, FOOD & NON-FOOD DISTRIBUTION, CAMP MANAGEMENT
	TRC	HEALTH EDUCATION, FOOD & NON-FOOD DISTR, WASTE DISPOSAL, CAMP MANAGEMENT, COMM SERVICE
	CARE	CAMP MANAGEMENT, FOOD & NON-FOOD DISTR., WASTE DISPOSAL, SANITATION
	MSF	HEALTH SERVICES, SUPPL & THERAPEUTIC FEEDING, SANITATION
	CONCERN	FOOD & NON-FOOD DISTRIBUTION, CAMP MANAGEMENT
	OXFAM	WATERS SUPPLY, CAMP MANAGEMENT
	TCRS	CENTRALISED STORAGE, FLEET MANAGEMENT
	AICF	HEALTH SERVICES
	IRC	HEALTH SERVICES, SANITATION
	AEF	HEALTH SERVICES
	UNICEF	WATER SUPPLY, EDUCATION & CHILD CARE, MEDICAL SUPPLIES
	WFP	FOOD
	NPA/DRA	COMMUNITY SERVICE
	Christian Outreach	COMMUNITY SERVICE, EDUCATION
	DONE	CAMP MANAGEMENT—emergency phase
KARAGWE DIST.	MSF(CH)	HEALTH SERVICES
	OXFAM	WATER SUPPLY
	CONCERN	FOOD & NON-FOOD DISTRIBUTION
	NPA	COMMUNITY SUPPORT & SERVICES
	UNICEF	EDUCATION
	SCF/HelpAge Int	COMMUNITY SERVICES
	GOAL	CAMP MANAGEMENT, FOOD AND NON-FOOD DISTRIBUTION

04-Aug-94
UNHCR NGARA

NGARA DIS. RIC

Lois Furdham
Snr. Program Officer

Registration

Concern?

CENTRAL
SERVICES

DECENTR.
SERVICES

CAMPS	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
CENT. STORAGE	CARE	CARE	CARE	CARE	CARE	CARE	CARE	CARE	CARE	CARE	CARE
FLEET MAGMT	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS
FUEL MAGMT	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS	TCRS
DRUG MANAGMT	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
	KAYONZA SITE (75,000)			LUMASI (80,000)				BENACO (100,000)			
FOOD DISTR.	CARE	CARE	CARE	CONCERN	CONCERN	CONCERN	CONCERN	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC
NFI DISTR.	CARE	CARE	CARE	CONCERN	CONCERN	CONCERN	CONCERN	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC
CAMP MAGMT	CARE	CARE	CARE	CONCERN	CONCERN	CONCERN	CONCERN	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC
Emerg Phase	MSF/H- UNICEF	MSF/H UNICEF	MSF/H UNICEF	MSF/F UNICEF	MSF/F UNICEF	MSF/F UNICEF	MSF/F UNICEF	MSF- UNICEF	MSF- UNICEF	MSF- UNICEF	MSF- UNICEF
Developmt phase	OXFAM/ TCRS	OXFAM/ TCRS	OXFAM/ TCRS	OXFAM/ TCRS	OXFAM/ TCRS	OXFAM/ TCRS	OXFAM/ TCRS	OXFAM/ TCRS	OXFAM/ TCRS	OXFAM/ TCRS	OXFAM/ TCRS
Maintenance											
WATER											
SANITATION	MSF/H	MSF/H/ CARE	CARE	IRC	IRC	IRC	IRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC
VECTOR CNTRL	MSF/H	MSF/H/ CARE	CARE	IRC	IRC	IRC	AICF	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC
WASTE DISP.	CARE	CARE	CARE	CONCERN	CONCERN	CONCERN	CONCERN	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC
OPD/IPD/MCH	MSF/H	MSF/H	MSF/H	MSF/F	MSF/F	MSF/F	AEF	MSF/S	MSF/S	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC
SFP/TFP	MSF/H	MSF/H	MSF/H	MSF/F	MSF/F	MSF/F	AEF	MSF/S	MSF/S	AICF	AICF
H. EDUC/H. VISIT	MSF/H	MSF/H	MSF/H	IRC	IRC	IRC	IRC	MSF/S	MSF/S	IFRC/ TRC	IFRC/ TRC
AIDS Prevention/ Family Planning	CARE/ AMREF	CARE/ AMREF	CARE/ AMREF	IRC/ AMREF	IRC/ AMREF	IRC/ AMREF	IRC/ AMREF	CARE/ AMREF	CARE/ AMREF	CARE/ AMREF	CARE/ AMREF
EDUCATION	Christ. Out/ UNICEF	Christ. Out/ UNICEF	Christ. Out/ UNICEF	NPA UNICEF	NPA UNICEF	NPA UNICEF	NPA UNICEF	DRA UNICEF	DRA UNICEF	DRA UNICEF	DRA UNICEF
COMM. SERVICE	Christian Outreach	Christian Outreach	Christian Outreach	NPA	NPA	NPA	NPA	DRA/ TRC*	DRA/ TRC	DRA/ TRC	DRA/ TRC

*Unaccom minors

94年 8月 9日 17:22

在二大館

NB: 1194-04

NB1194JB8-04/09

UNHCR NGARA

WATSAN WEEKREPORT

Organisation: Oxfam, UNICEF, TCRS, IRC, IFRC/GRC -- watersupply
 TRC/IFRC, Care, IRC, MSF(H+S) -- sanitation
 Concern, AICF, Care, MSF(H+S), TRC/IFRC -- vector control

Week no. - 30

date: 29 July 1994

SITES	POPULATION NOS.x 1000		WATERSUPPLY CUM/DAY		WATERSUPPLY L/P/D		BORE HOLES	TAPS NOS.		LATRINES NOS.	
	plan	actual	plan	actual	plan	actual		plan	actual	plan	actual
Benaco	100	200	1000	2540	10	12.7	8	810	836	8320	5849
Lumasi	100	55	1000	600	10	11	6	480	198	2500	713
										commun al	1888
3rd site	75		750		10						
Lukole	20	9	200	49.5	10	5.5	3	120	30		
TransitNgara	2		20	20	10	10		12	12	24	24

Latrines = nos. of holes

Benaco: - Break-down of Oxfam water supply: 1420 cum/day from Lake; 220 cum/day from borehole TN12; 360 cum/day from borehole TN18; 360 cum/day from borehole TN6; 60 cum/day from ex MSF system. Two submersible pumps are installed in boreholes TN18 and TN6; both pumping

94年 8月 9日 17:26

世二六八三

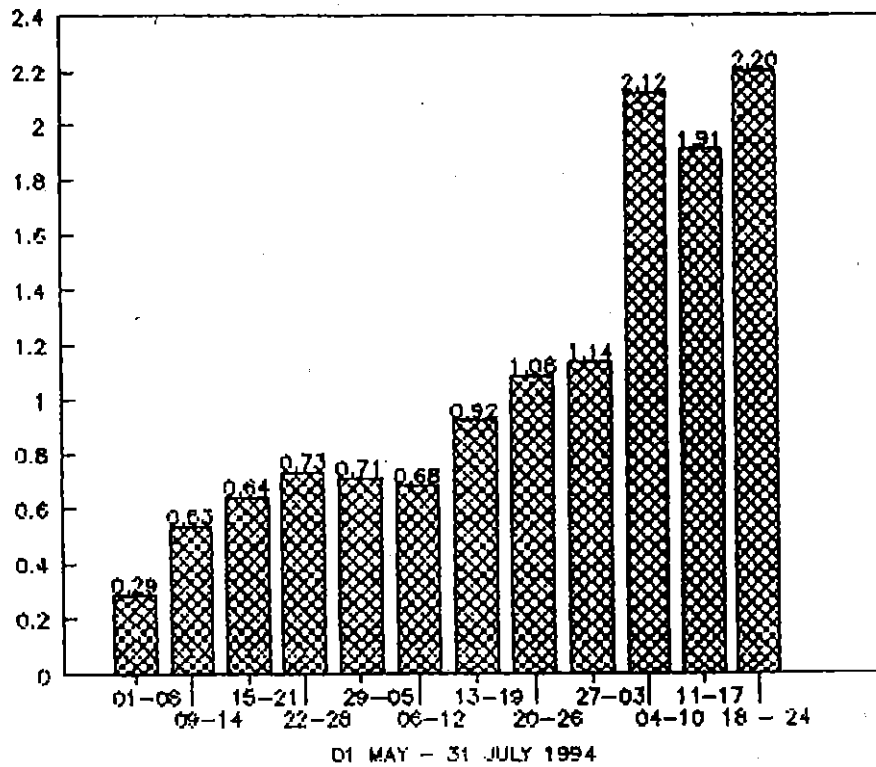
NB:1194-05

NB1194JB-05/09

BENACO CAMP CRUDE MORTALITY RATE

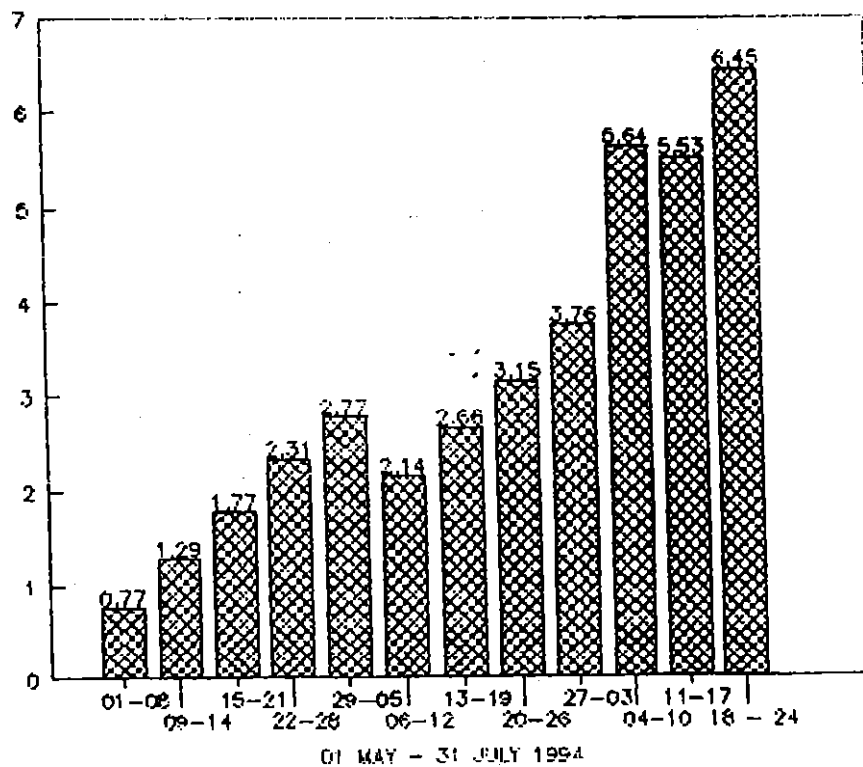
NB:1194-06

per 10,000 per day



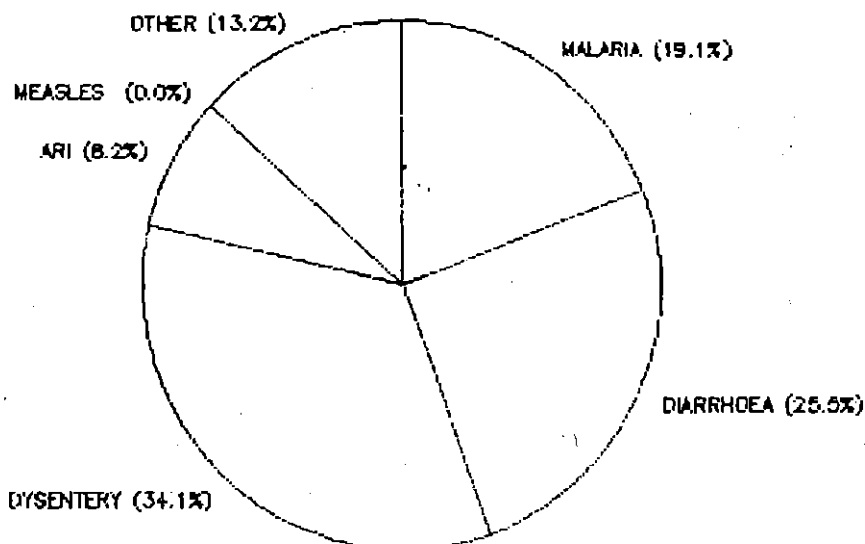
BENACO CAMP UNDER FIVE MORTALITY RATE

per 10,000 per day

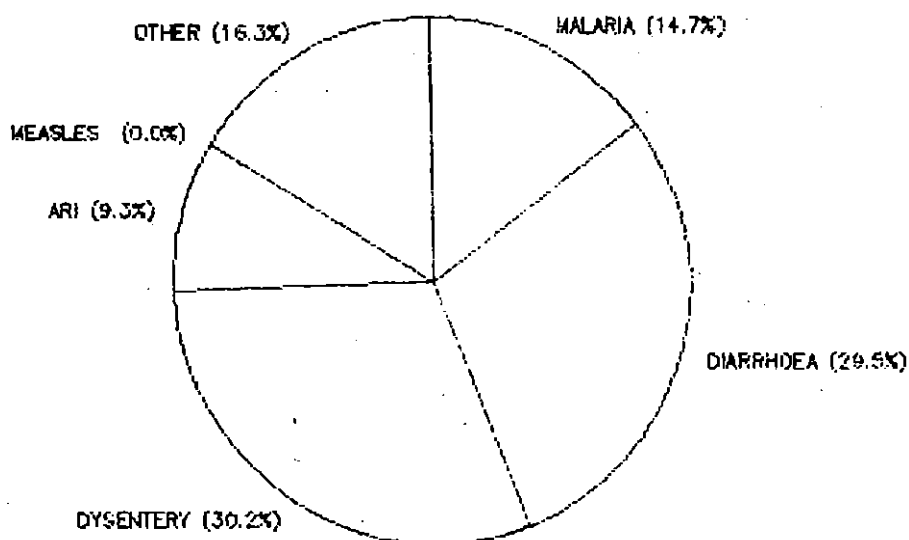


BENACO CAMP
CRUDE MORTALITY RATE

NB: 1194-07



BENACO CAMP
UNDER FIVE MORTALITY RATE



NB: 1194-09

BENACO / LUMASI

POPULATION FIGURE

AKAGERA	108	BWISIGE	488
BIRENGA	21530	GITUZA	5918
BURUNDI	2229	KIVUYE	1259
KABARONDO	8487	KIYOMBE	10652
KAYONZA	5409	MUKARANGE	498
KIGALI	3549	MUVUMBA	34289
KIGARAMA	13523	RUKIRA	26280
MUGESERA	529		79384
MUHAZI	2420		
RUTONDE	1293		
SAKE	362		
MUHURA	1739	<u>TOTAL</u>	
MURAMBI	18365	LUMASI	79384
NGARAMA	7827	BENACO	194920
RUKARA	7772	<u>TOTAL</u>	274304
RUSUMO	99778		
	194920		

4604

(3)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-047

大 政 務 外 務 省
因 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外
代 ア 大 大 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 官 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 審 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 参 政 保 対 旅 外

審 審 安 平

長 国

審 審 軍 不 原 科

国 長 審 行 人 難 地

ア 審 地 中 東

長 参 北 東 西

北 米 長 審 一 二 保

南 参 一 二

審 西 口 洋

長 西 東

ア 一 二 三 四

長 一 二

経 審 総 漁 国

長 審 経 エ 国

参 海 審 準

協 長 審 収 部 国 用 理

審 条 協 規

長 審 国 折 防 調 セ

長 一 二

総 番 号 R159756

月 9日

平成 6年 8月 10日

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援ミッション（報告）（別電6）

第1232号 秘 大至急

往電第1225号別電6. キガリ市内の状況

1. 概観

キガリ市内の状況については時間、移動手段の制約等により必ずしも十分な視察はかなわなかったが、4日から6日にかけて滞在した際の気付きの点等断片的ながら次の通り。

1. 現在のキガリ市内は極めて平おん。や根やまどのこわれた建物や道路沿いのかんばんにじゅう弾のあとが見られるが、まちとしての外観をそこなうには至っていない。道路は通行に支障ない。

2. 少しずつ住民がもどりつつある由なるも未だ人影はまばら。その大半はツチと思われる。市内ところどころにRPFの軍人が警備に立っており、本ミッションも数回すい何されたが、国連関係者の同行があつたためか、特段の問題はなかった。

3. 水、電気、通信等のインフラは完全に停止しており、本ミッションのしゆくはくしたミルコリンヌ・ホテル（数日前より再開したばかりの由であるが、内戦中、避難民により占拠されていたため、室内設備等はことごとく持ち出されており、食事の提供もなし。）も例外ではなかった。当然市内での食料品等も入手不可能。ただし未確認ながら、市内に1ヶ所、営業しているマーケットがある由。

なお、UNAMIRはキガリ空港ビル、その他国連関係者はメリディアン（同ホテルは国連関係者がある程度整備して使用しているものの、内部は相当にいたんでおり、悪しゅうが立ちこめている。因みにトワギラムング「ル」新「政府」首相との会談も同ホテル内で行つたが、最上階の部やでありながらまどガラスが破損している有様であつた）等のホテルに滞在し、自家発電、ナイロビ等からの食りよう空輸にて生活を確保している。しかしこれも絶対的な部や数が不足しており、数人で1室を共用したり、ろう下やおく外でねと

電信写

まりする者もいる模様。因みにキガリとナイロビを5日対2日の割合で往復しているハイン所長他UNREO関係者は、元在キガリ加大使館員たくを許可を得て使用している（なお、ナイロビより本ミッションに同行したUNREO関係者は、仮に日本よりUNREOに対し人的こうけんが得られる場合（注：別電1の4.のスウェーデンの例との関係で述べたもの）には、右要員の生活かん境等についてはUNREOとして然るべくサポートする所存である旨述べていた）。

4. 一般に現在のキガリは、従来の住民が避難したあとにRPFが入り、適当な空家を見つけては占拠している状態である。上記3. のインフラの不備については、その破損箇所等が判明すれば早急に復旧されることもあり得ると思われるが、逆に今後難民・避難民の帰かんが始まるにつれて、市内の混乱、治安の悪化が起こる可能性は排除されない。

II. キガリ市内のいりよう援助ニーズ

内戦終了直後なのでいりよう的調査は施行されておらず、いりよう体制全般をはあくすることは不可能である。イタリアのNGO等の援助でキガリ中央病院が、3日に再開したが、内戦中ほとんどの機材がりやくだつされており、いりようスタッフ、いやく品ともほとんどない模様。

視察したせき十字病院は、内戦前より活動しているが、かん者は戦さい者の手術のみに限定している。約200人の入院かん者をかかえ、1日約20例の手術を施行しているが、こつせつ等が多いにもかかわらず、レントゲン、全身ますい等の設備はなく、ますいはケタミンのみで行われている。病院内に何ヶ所もあか土をもつたぼ地があり、その回りには大たいこつ、ざこつ等が散乱している。いりようスタッフも、ボランティアのい師等がいるが不足している。

いりよう体制の再構築は、行政機構の再建、水、電気通信等の社会的インフラの整備、しゅうへん国からの難民の帰かんなどがうまくいかなければ達成できないが、当面は、いやく品、いりよう機材、いりようスタッフのじゅう実などが急務である。

仏、白、米、英、加、独、イタリア、豪、スウェーデン、スイス、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

0 7 - 0 4 7

大政重外外儀
臣務務典房
密官官審審長長

外研長
總括審
査察大
環大使
經大使
北ア大
政代表

◎儀對會要厚情研
察人信在警史才凶

審判官 内外

文長 審一二

領移	参政保对旅外
----	--------

安平

長 国

審軍不原料

國
審行國人難地

長	
了	寒地中車

長 参北東西
一

北案一保

參一二

洋口西番
一甫

長	二
所	第一二二三

了長	一二
----	----

經	國魚總審 國工經審
---	--------------

長 | 一經^二途

参海	審準
----	----

經協旨

審	規協條審
---	------

七調分析圖

総 番 号 R159760

月 9 日

平成 6年 8月 10日

ケニア 発

本 省 着

主管

近ア一

外務大臣殿

佐藤 大使

ルワンダ難民支援ミッション（報告）（別電7）

第1233号 秘 大至急

往電第1225号別電7. カレン・ケニー国連人権高等弁務官事務所ルワンダ担当との会談（5日）

キガリにて、先方の求めに応じ会談したところ、先方より以下の説明があつた。

1. 国連人権高等弁務官事務所は、デニ・セグ特別報告に基づき、「ル」の人権状況に係る定期報告の他、現地においてジェノサイド等人権侵害行為に係る情報を収集する任務をも与えられた。現在キガリには自分を含め2名がおり、最終的には4人となる予定であるが、車りようもコンピューターも通信手段もなく、「ル」各地に入り込んでの調査は全く不可能な状況である。

2. しかし、この調査こそ、難民の帰かんに向けての信頼じよう成の基礎として非常に重要なものであり、9月にはう期に入ることもあり、それまでに少しでも多くの難民を帰かんさせるべく、一刻も早く詳細な調査を行う必要がある。

3. かかる観点から2日にジュネーブにおいて事前調査団(20名)の派遣に係るアピールが発出されたので、ぜひ日本にも迅速な支援をお願いしたい。

(以上に対し当方よりは、日本としては難民の当面のニーズに応じた対応を最優先事項としたい考えであり、調査に必要な資機材の調達についてはできる限り国連関係諸機関の間でやりくりしていただければ有難い旨、取りあえず述べおいた。)

仏、白、米、英、加、独、イタリア、豪、スウェーデン、スイス、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府
代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-047

大 政 電 外 務 省
因 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外
代 ア 大 大 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ 図

報 官 審 内外 外

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 審 安 平

審 審 軍 不 原 科

長 審 行 人 難 地

ア 審 地 中 東

長 参 北 東 西

北 米 長 審 一 二 保

南 長 参 一 二

長 審 西 口 洋

ア 長 審 一 二 〇 〇

経 審 総 漁 国

長 審 経 エ 国

参 海 参 準

長 審 条 協 規

長 審 折 折 調 セ

総 番 号 R159757

月 9日

平成 6年 8月 10日

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民・避難民問題（調査団：「ル」新首相との会談）

第1237号 秘 大至急

貴電近ア1合第14735号及び往電第1225号に関し、

6日、「ルワンダ難民支援ミッション」のシノミヤ団長はキガリにおいてルワンダ新「政府」のトワギラム
ング首相と会談したところ先方の発言概要次の通り（先方ヌグジジマナ外相、当方コイズミ及び当館タムラ
同席）。なお、新「政府」はわが国未承認のところ、本会談は在「ル」国連代表部のアレンジにより実現し
たもの。

1. （1）「ル」難民支援のため日本から早速にミッションを派遣いただき感謝している。日本からは、こ
れまで資源もない「ル」のために公共輸送（バス）部門を始め、各分野で経済協力をいただいております、また、
国際機関を通ずる難民支援にも大きな協力をいただき、日本政府及び国民に対し深く感謝申し上げる。

（2）「ル」ではジュノサイドと破かいの結果御らんいただいたような危機的な状況におちいつており、日
本からこれまで以上の御協力をお願いしたいと切に希望する。

新政府は、大量難民の問題（国内に帰かんさせることが最も望ましいと考えている）とともに、破かいされ
たインフラの修復（電気、水、通信、運輸部門、病院、学校、はし等）を含め経済社会の再建に全力を上げ
たいと考えている。しかし、現状では例えば、閣僚の多くが移動手段もないためと歩で通勤・移動せざるを
得ないような状況である。また、日本の援助で完成した「ル」で最も整備されたトゥンバ中等技術学校が内
戦の中で破かいされたことは極めて残念である。われわれはゼロからスタートし、国の統一、和解、安定の
ため、また、経済復興のため全力をつくし、国際法をじゅん守して、早く国際社会の一員として復帰でき
るようがんばる所存である。日本から期待したい経済協力の分野は、いりよう、インフラ（通信、電気、水
等）、輸送部門、学校等多きにわたっており、また、われわれは日本をきせきを成し遂げた開発のモデルと

秘

電信写

して考えているので、技術協力も含め協力いただきたい。

(3) 昨日の閣議で、日本政府に対しミツビシ・パジェロ21台(閣僚の国内移動用)及びトラック14台(物資の国内輸送及び難民の帰かにも使用)を要請することを決定し、日本政府に直接FAXにて要請したところであつた。また、トウンバ中等技術学校の再建にも御協力願えれば大変有難い。

(右に対し、当方より、日本としては「ル」が一日も早く復こうを成し遂げ、安定がはかられるような形で協力していきたいと考えているが、当面は難民問題が重要であり、国際機関を通じてこの問題の解決に協力することに力を入れたいと考えている旨述べておいた。)

(4) また、92年度の援助で供与されたバスがモンバサに留め置かれていていると聞いているが、事実であれば至急お引渡しいただけると有難い。

(当館注: 本件につき取扱業者である当地スミトモ商事支店に確認したところ、同バス65台は既に93年12月に「ル」政府に引渡しを行つている由。)

2. 「ル」新政府は、日本への援助要請に係るメモランダムを近く作成し出来るだけ早く提出したいと考えている。(これに対し、当方より、いずれ二国間で政府レベルでの協力が再開されようが、未だ国際法上の手続きの問題もある旨述べた上で、本日の話し合いについては日本の関係者によく伝えることとしたく、また、今回の事実上のコンタクトが今後の日・「ル」協力関係の出発点になることを希望する旨述べておいた。)

3. 最後に、日・「ル」間の長い歴史の中で、既に20年以上前になるが世銀・IMFの下に派遣された服部「ル」中央銀行総裁のおかげで、「ル」の国内金融と外国貿易の発展が可能となつたことを「ル」国民は今でも深く感謝しており、くれぐれも日本政府及び国民に「ル」国民の日本へのそんけいの気持ちをお伝えいただきたい。

仏、白、米、英、加、独、イタリア、豪、スイス、スウェーデン、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）、に連絡願います。

電信写

07-047

大 政 事 外 外 儀 官
因 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長

外研長	總括審査 大使 環大使 經大使 北ア大 政代表
-----	--

◎儀對會要厚情研
察人(圖)在警史才閱

審判官内外プ

文長	審一二
----	-----

領移尾	参政保對旅外
-----	--------

安平綢緞

長 企国

審軍不原料

國
長

了	審地中東
長	參北東西

北米 | 審一二保

中南長
参一二

審西口洋
二
西東
二
長

經長

参海	審準
----	----

無非國體攸關 有理技術緊要

審條協規

調析析參 一

縦 番 号 R159815

月 10 日

平成 6年 8月 10日

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

近ア一

外務大臣殿

佐藤 大使

ルワンダ難民支援ミッション（団長からの報告）

第1230号 秘 大至急

往電第1225号に関し、

本件ミッション団長シノミヤ近ア1長より、調査結果に関する気づきの点として次の通り報告があつたので連絡する。

1. 現地の状況

(1) ルワンダ・シユウヘン国における難民支援活動は、UNHCRが中心となり他の国連機関とともにNGO及び米、仏両軍の活動につき調整作業を行うとともに、国際機関の物資をNGOを通じて難民に配布している。現地難民キャンプで実際に活動にあたっているNGOは、国連等の国際機関の物資を配布する等の場合を除き、物資の調達やしゆくしや（ほとんどがテントしゆくはく。極く一部、現地人の家を借上。）等すべての手配は自前で行う形となつている。従つて、NGOであれ、政府派遣であれ、人の派遣の場合には自己完結性をもつたものでなければ現地では活動できない。因みに、ンガラ地区（タンザニア）のAEF（アフリカ教育基金の会）及びゴマ（ザイール）で活動を開始しているAMDA（アジアい師連絡協議会）も（いずれも日本のNGO）、小規模ながら、住居、食りよう、車りよう、通信手段、いりよう活動機材などの確保、補給等を行つており、自己完結的な体制を整えている。

(2) 難民キャンプの状況は、ンガラ（タンザニア）とゴマ（ザイル）では、難民流入の時期が異なるため支援体制の整備状況は異なっており、ンガラではUNHCRの調整のもとにある程度組織だった活動も行われているが、ゴマではかなりの混乱がみられる。ンガラ地区では、キャンプ内はテントも整然とならべられる等ある程度の区画整理の如きものも行われており、小規模ながらビニール・テントによる食料品の小売りなども見られる。しかし、ゴマ地区ではこう野（現地は、近くの火山の流出がんの大地）の中に数ヶ

秘

電信写

所にわたりきよ大な人の集まりがみられ、ほとんどの難民はビニール・テントさえなく、野営ないし草ぶきの小さな小やを作り、生活している状況である。また、あたりはトイレがない（火山がンのため、土地にあなをほることも難かしい）ため悪しゅうがたちこめ、道ばたにはいまだ死体が散見されるとともに、動けなくなつた人々が放置されている。道路には、車にひかれつぶされた子供の死体さえ放置されているような状況であつた。

まさに、これら難民キャンプは史上最悪のものとも言うべく、ザイル、タンザニア両国のキャンプへの人的・物的支援の強化は極めて緊急を要するものと思われた。

（３）他方、両地区とも各国のNGOが競つて支援活動を行おうとしていることも事実で、例えば、ゴマ地区でさえ、コレラ問題が国際社会の注目をあつめたこともあり、続々とい師団が現地入りしており、人の派遣を始め具体的支援策を考えるにあつては、現在及び将来のニーズをよく考えて行う必要がある。ちなみに、現在ゴマ地区ではいりようもさることながら衛生（水のじよう化、衛生教育、ほ子教育、保健所のじゅう実、トイレの設置、消どくやくの散布等。）水供給（給水施設のメインテナンス等）、サイト・ビルディング（キャンプの居住区、いりよう施設、トイレ（ほとんどかい無）、学校等の整備）、輸送力（バス、トラック等）の拡大がきつ緊の課題となつている。さらに、今後、道路の拡張、子供への教育体制の確立、こじ院の整備、帰かん後に必要な各種技能（農業、衛生等）に関する訓練、農業用具及び農業のための種の配ふ、う期対策（９月よりう期に入るため、側こうの整備等）、長期的水対策としてのいどほり（ゴマ地区では火山がンのため不可能）等も一層重要な課題とならう。また、同地区及びンガラ地区（タンザニア）のキャンプ内の国際機関（UNHCR、WFP等）ならびにUNREO本部へのスタッフ派遣についても強い要望がみられた。

（４）政府派遣による人的支援は、米軍及び仏軍の他はゴマでスウェーデンの緊急援助チーム５０名がサイト・ビルディングを、また、独のGTZ派遣団（１５０名程度）がいりよう及び水供給、ならびにイスラエルいりよう団がいりよう活動をそれぞれ実施している。

（５）現地での支援のニーズは、支援体制が進に従い変化しており、人員の派遣等を行う場合には一刻も早い実現が必要である。タイミングを失するとむしろ「出遅れ感」を与えることが懸念され、時間を要する場合には、将来のニーズを見越して内容を決定することも必要である。

秘

電信写

この関連で、UN関係者が異口同音に述べていたことは、当面の緊急人道支援に加えて、難民帰還の促進への支援も今後極めて重要になる、ということである。

帰還促進にかかわるニーズの内容はカーン特使の説明（別途報告）が参考となろう。

（6）現地で活動中のNGOの多くが国連のアピールにもとづく活動であるため、現地政府（ザイール、タンザニア及びルワンダ）との関係では国連が間に入り、直接の派遣協定ないし地位協定はない。ちなみに、NGOの一部（スウェーデン・チームを含む）は国連機関からIDカードの発給を受けている。他方、米軍及び仏軍は政府ベースで現地での便給供与を相手政府に要請したが、合意文書は特になく。しかし、実際はNGO、米・仏軍とも現地政府からは最大限の便給を受けており、活動上特に支障はない旨述べていた。

2. わが国行うべきこうけん策

（1）緊急援助については、ザイール、タンザニア両国の難民キャンプのひきつづきの状況及び各国、各機関の援助が未だ不十分でこのまま放置すれば、被害の拡大も予想されることを考えれば、わが国としてもタイミングを失うことなく、ニーズのある分野に対する人的・物的支援を本給しを入れ効果的・効率的な協力を行うことが必要である。現地では、わが国の資金協力への感謝はいたるところで聞かれたが、他方目に付くNGOや国際機関の職員はほとんどが欧米人ないしアフリカ人であり、日本のプレゼンスが極めて弱いとの印象はぬぐえない。また、国際機関やルワンダ新「政府」首相等から、この面での日本のこうけんへの強い期待が表明されている。

（2）支援策として、次のものが考えられる。

（イ）現場で実際に難民と接し、大きな役割を果たしているのはNGO（この他米、仏軍及びスウェーデン等の政府派遣団もある。）であり、わが国のNGO（ンガラ地区のAEF、キガリ北方のガラマ地区（ルワンダ内）及びゴマ地区のAMDA）を始めとする各NGOへの支援を引き続き協力に行うこと。

（ロ）政府ベースの人的こうけん策として、民間人ボランティアを含めた人材をJICAの専門家としての国際機関への派遣、UNVを通じたボランティア派遣、PKO法による国際平和協力隊の派遣といった各種スキームにより現地へ派遣することも検討の必要があろう。この場合、派遣の分野は前記1.（3）等の者が考えられる。また、志望者の状況、現地のれつ悪な状況と自給完結性を満たす十分な支援体制につきしん重な検討を要しよう。

秘

電信写

(ハ) 米、仏等各国はゴマ・キャンプの厳しい現状（支援隊の現地受入れ体制、生活状況）及び後方支援体制の問題をかん案し、国際機関及びNGOを通じる支援に加え、軍隊及び軍用機等の軍組織を活用し極めて効果的かつ効率的な支援を行っている。ついては、出発から現地での活動を経て帰国するまで、一連のプロセスにおいて自こ完結的な組織による支援が本件援助活動の実効性を確保する上で不可欠なこと、及び本件援助の緊急性等を考慮しつつ、わが国もこの面でのこうけんの可能性につき検討することが望ましい。

(ニ) PKO法による物資供与については、エンテベ空港（ウガンダ）でUNHCR側に供与することは可能であるが、国連（及び米軍）の中継基地の中心がキガリに移りつつあるので、UNHCRと協議する必要があるが（空港の使用上の調整はジュバのUNHCRの本部で行っている由。）、先方よりキガリ空港への輸送が望ましい旨求められることが有り得よう。なお、ゴマ空港は空港のキャパシティーの問題がある。

(三) また、右緊急援助に加えて、「ル」難民問題の解決のためには、近いうちに大きな問題となる難民の帰らん促進への支援も検討する必要がある。

この場合、「ル」国内への援助も課題となるが、その前提としてPKO法のスキームを活用する場合には、「5原則」の問題及び「ル」の新「政府」の承認問題をそれぞれクリアーしておく必要がある。ちなみに「5原則」との関連では、カーンSG特使が述べたように、当面旧政府側には組織的の反抗を行う能力がなく（往電第1228号4.）、戦闘状態は終結しており、主要ドナー国のうち米、白、加、EU等も既に大使を派遣しつつあること等をかん案する必要がある。（なお、FPRは、7月18日に戦争終結宣言を行っている。）また、承認問題については、上記の他、新「政府」トワギラムン首相の発言（往電第1237号1.（2）参照）も参考となろう。

(四) 帰らん促進のためには、難民などの不安感の除去のための信頼じよう成措置及び「ル」国内の受入れ体制の整備が不可欠の条件である。

前者の面での支援については、UNAMIRの展開が重要であり、既に行つた同部隊の活動への財政的支援策に加えて、人的こうけんについても検討できないのであろうか。また、カーン特使より説明のあつた一連のニーズのうち、例えばラジオ放送の活用への支援（放送局の強化、ラジオ受信機の難民への大量配布）を政府ベースが不可能ならNGO（アフリカ協会等）の資金により実施することを検討しては如何で有ろうか。

（ちなみに、ゴマでは、仏及びスイスのNGO（RSF）による放送局の活動が開始された由。）

秘

電信写

また、後者の面では、カーンSG特使の説明のあつたニーズ等のうちから可能なものを選んで行うこと（U
NAMIRへの人的こうけんが可能であれば、その活用も含む）を検討してみても如何であろうか。更に、
帰かん民への物資及び資金面での支援を考えて行く必要もあろう。

米、英、仏、独、イタリア、ベルギー、オーストラリア、スウェーデン、スイス、ザイール、タンザニア、
国連代、ジュ府代に転電した。（了）

「ルワンダ難民支援ミッション」報告

平成6年8月11日

I. 調査の目的

1. 「ルワンダ難民支援ミッション」は、現下のルワンダ情勢における緊急事態に鑑み、同国の難民・避難民に対する人的支援等を行うにあたり、必要な現地の事情（難民支援活動の実態、生活環境、治安等）についての情報を把握するとともに、現地の関係機関等との協議を行うことを目的として派遣された。
2. 一行は、8月3日から8日にかけて、ナイロビの他、エンテベ（ウガンダ）、ゴマ（ザイール）、キガリ（ルワンダ）、ンガラ（タンザニア）の各地を訪問した。ルワンダ難民キャンプや各地の状況を視察し、国連ルワンダ緊急対策室（UNREO）、国連ルワンダ支援団（UNAMIR）その他の国連関係機関及びNGO、主要国軍隊等の事務所・施設を訪問し意見交換を行い、ルワンダ難民・避難民の状況及び現地のニーズ、援助活動上の問題点（活動内容、活動への支援体制等）の把握に努めた。

II. 調査結果の概要

1. ルワンダ難民支援活動の全般的状況

- (1) ルワンダ難民支援活動は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が中心となっていて行われている。UNHCRは、ルワンダ難民所在の各地区に現地事務所を設け、ジュネーヴの本部よりの指示を仰ぎつつ、支援活動実施諸団体間の調整、キャンプ運営等の総合調整にあたっている。その他、難民支援活動にあたっているのは、国際機関、各国政府派遣隊、NGO等である。
- (2) ザイールのゴマ地区においては、赤十字国際委員会（ICRC）、世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）等の国際機関及びCARE、MSF、CONCERN、OXFAM、我が国のアジア医師連絡協議会（AMDA）などのNGOが支援活動に当たっている。他に、スウェーデンの緊急援助チームがサイト・ビルディング等を、また、独のGTZ派遣団（150名程度）が医療及び水供給、並びにイスラエル医療団が医療活動をそれぞれ実施している。

タンザニアのンガラ地区においては、ICRC、WFP、UNICEF、CARE、MSF、CONCERN、OXFAM、我が国のアフリカ教育基金の会（AEF）等少なくとも15団体が支援活動に当たっている。

- (3) 各国軍による難民支援活動に関しては、米軍がUNHCRと調整を行いつつ、750名の軍人を派遣し（今後4000名に増強予定）、エンテベにタスク・フォースを設置している他、ゴマでは約300名が空港整備及び水の供給、また、キガリで空港運営、ハラレ、ナイロビ、モンバサで空輸及びロジ支援活動を行っている。更に仏は、ルワンダに展開した部隊のうち500名がザイール国内でロジ支援及び医療支援を行っており、ルワンダから撤退後も残留する予定である。この他に、カナダが200名の医療部隊、イスラエルが100名の軍医療チームを派遣しており、

米、英、ニュージーランド、加、独、ベルギー、伊が軍の輸送機を提供している。

2. 各地域の現状（訪問順）

（1）エンテベ（ウガンダ）（各種援助機関の補給中継基地等）

米軍は、エンテベまで、KC-10、C-5で輸送し、更に、ゴマへは主としてC-130等による空からの再輸送を実施している。米軍は、7月31日にキガリ空港が再開されたこともあり、中継基地を8月10日頃を目途にキガリに移す予定。UNHCRも物資輸送の基地をキガリに移すことも考えている由。

（2）ゴマ（ザイール）（難民キャンプ）

現地の米軍、仏軍部隊やUNHCR等の関係者によれば、難民数は約70～80万人（一般には100万人を越えるとも言われるが、現地の医療を総括するUNHCRも正確な統計は有していない）。

疾病としては、下痢性感染症（コレラ、赤痢等）、呼吸器感染症、麻疹、マラリア、栄養失調、髄膜炎などが見られ、赤痢が広がってきている。

堅い地盤であるため、井戸が掘れず、水が不足している。米軍がキブ湖より浄水した水をMSFなどが供給しているが、不十分である。水の供給については、米軍や仏軍、OXFAMの協力もあり、浄水施設等の整備が進み絶対量の確保という面では改善が見られてきているが、浄水施設の維持管理や効率的な末端難民への給水システムの確立が必要。

衛生面については、トイレの不足が深刻な問題となっており、簡易トイレ設備の整備（最低6万個程度）が緊急に必要。

食糧供給については、WFP及びUNHCRの管理の下でNGOが難民キャンプでの配給を実施しているが、食糧の不足はかなり激しく、倉庫は現在空の状態に近づいている。

キャンプ内の医療体制については、赤十字やMSF等のNGO関係者及び米軍、イスラエル医療チーム等の努力によりある程度漸く整備されてきてはいるが、実際には、医師を含めた医療スタッフは未だ不足している。キャンプ内の衛生管理や麻疹等の予防接種のための人員も不足している。

日本のNGOであるAMD Aもキブンバ・キャンプ内に診療所を設け、活動を開始した。

（3）ンガラ（タンザニア）（難民キャンプ）

難民数は約29万人。ルワンダ難民関連キャンプは、現地のUNHCRによれば資金不足の状況。物資としては、食糧（特にオイル、コーン・ソヤ・ブレンドの不足が深刻）、井戸掘削機、水用大タンク等を必要としている。

この他、衛生、サイトプランニング、栄養管理、介護サービス、教育等の分野の援助を必要としている。

また、国連ボランティア（UNV）については、援助食糧の管理、倉庫の管理運営等の分野で、人員の派遣を求める。

MSF、ICRC及び我が国のAEFなどのNGOの病院が機能している。

(4) キガリ（ルワンダ）（各種援助機関の基地、調整事務所等）

水、電気、通信等のインフラは完全に停止している。インフラの破損箇所等を早急に復旧する必要があるが、逆に今後難民・避難民の帰還が始まるにつれて、市内の混乱、治安の悪化が起こる可能性は排除されない。

イタリアのNGO等の援助でキガリ中央病院が、8月3日に再開されたが、内戦中殆どの機材が略奪されており、医療スタッフ、医薬品とも殆どない模様。

3. 全般的観察

- (1) ルワンダ難民支援活動に携わる現地のNGOや政府派遣団体は自らの活動への支援は全て自前で行っており、自己完結性がなければ、現地では活動できないのが実情である。すなわち、住居、食糧、車両、燃料、通信手段等活動のための機材などの確保、補給等は自ら行う必要がある。
- (2) 具体的支援策を考えるに当たっては、現在及び将来のニーズをよく考えつつ、迅速にこれを行う必要がある。時間を要する場合には、将来のニーズをも見越して内容を決定することも必要である。因みに、現在ゴマ地区では医療の他、衛生、水供給、サイト・ビルディング、輸送力などの確保が緊急の課題となっている。
- (3) 難民援助については、今後いずれ難民の帰還促進への支援（受入れ体制の確立等）が問題となつてこよう。

Ⅲ. まとめ

以上のように、ルワンダ難民・避難民の状況は極めて悲惨なものである。既にゴマ、ンガラのカンパに入っている各国及び国際機関が相互補完しつつ援助を実施しているが、未だ十分な援助体制が確立されているとは言えず、このまま放置しておけば益々被害が拡大することが予想される。このような状況に鑑みれば、我が国としても、現地のニーズ、状況を十分に見極めた上で、これまで実施してきた資金協力、物的協力に加え、次の通り可及的速やかに効果的な人的貢献を行うことが必要であると考え。なお、現地では、我が国の財政的支援への感謝はいたるところで聞かれたが、目につくNGOや国際機関の職員はほとんどが欧米人ないしアフリカ人であり、日本のプレゼンスが極めて弱いとの印象は拭えなかった。また、国際機関等から、この面での日本の貢献への強い期待が表明された。

- (1) 既に現地で活動している我が国を含む内外のNGO及び今後活動を予定しているNGOに対する支援を拡充していくことが必要である。特に我が国NGOの献身的な努力には大きな感銘を受けたが、これに対する支援は今後とも引き続き強化していく必要がある。
- (2) 関連政府機関からの派遣や国連ボランティアへの人材派遣のスキーム等により現地で活動している国際機関に派遣することも検討する必要がある。その際、リクルートを含め、緊急に実現する必要性を念頭におきつつ、志望者の状況、現地の劣悪な状況、派遣地、必要とされる支援体制について慎重な検討が必要となる。国際平和協力法に基づく国際平和協力隊員として民間関係者を政府の責任において派遣す

ることについては、我が国が独自に一定の支援体制を整備することが不可欠と考えられる。しかし、今回の事態のような現地の劣悪な状況の下では必ずしも十分な現地支援体制が期待できず、すべて海外からの支援に頼らざるを得ないこと、政府派遣については、特に自己完結性の高い参加が期待されており、仮に自己完結性の低い組織を派遣した場合、被派遣者にとっても大きな負担がかかることが予想されること等に鑑みれば、そのような派遣は困難と考えられる。

- (3) 米、仏、独等各国とも、キャンプの厳しい現状（援助の受入れ体制、生活状況、治安状態等）を踏まえ、様々な国際機関・NGO等に対する支援と併せ、軍隊及び軍用機等の軍組織を活用して極めて効果的且つ効率的な難民支援を行っている。上記の現地の状況に鑑みれば、現地においてはそれ自体で自己完結性を持った組織が当該援助活動を行うことが最も望ましいこと、及び当該援助は緊急に実施されなければならないこと等を考慮しつつ、我が国としても、現地のニーズ（医療、衛生、難民キャンプ・トイレの建設、食糧配布、給水など）などを充分踏まえてそのような貢献の可能性につき積極的に検討して行くことが望ましいと考えられる。

(了)

ルワンダ難民支援活動中の主要海外NGO

平成6年8月12日

アフリカ第一課

CARE (Cooperative for American Relief Everywhere) [メンバー11カ国]

対象地域：開発途上国（50カ国）

活動内容：災害緊急物資援助、健康・栄養教育、免疫、資源開発、環境保全、難民救援、地域社会開発等

本部：ニューヨーク

住所：660, First Avenue, New York, N.Y. 10016

Tel：212-686-3110

CONCERN (Population Concern)

対象地域：アフリカ、ラテンアメリカ、大洋州、アジア等

活動内容：家族計画、母子福祉、保健、及び関連分野での総合開発、職業開発等

本部：ロンドン

住所：231, Tottenham Court Road, London W1P 9AE

Tel：44-71-637-9582

MSF (Medecins Sans Frontieres) (国境なき医師団)

対象地域：開発途上国（約80カ国）

活動内容：緊急医療、保健、物資援助、人材派遣（医師、看護婦、研究員等）

本部：パリ

住所：8, Rue Saint-Sabin 75011 Paris

Tel：33-1-40-21-29-29

OXFAM (Oxford Committee for Famine Relief) [1942年設立]

対象地域：アジア、アフリカ、ラテンアメリカ等80カ国

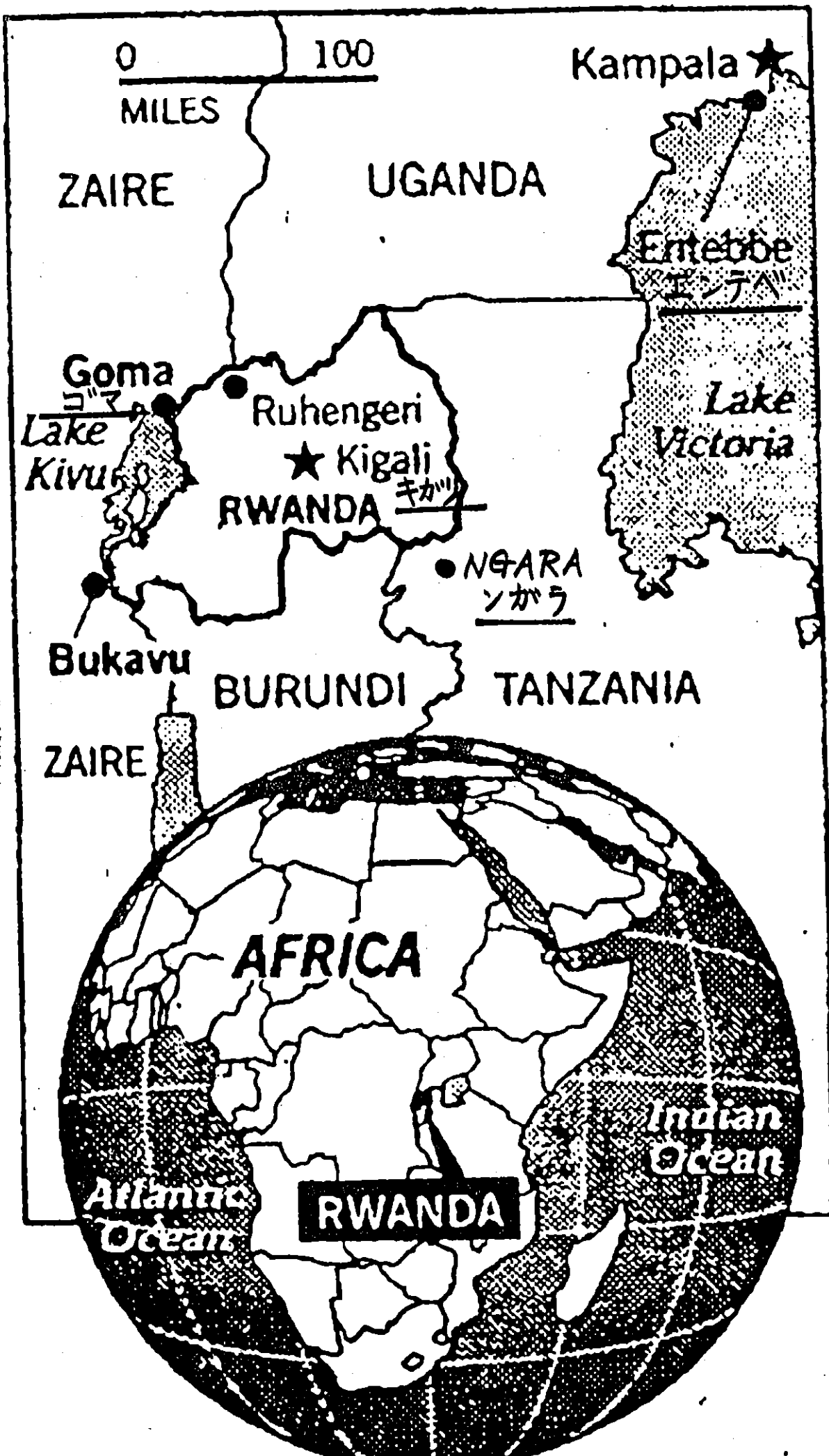
活動内容：地域開発、緊急援助、保健、教育、医療、農業等

本部：オックスフォード（イギリス）

住所：274, Banbury Road, Oxford OX2 7DZ

Tel：44-865-56777

（了）



ル
ワ
ン
ダ
と
その
周
辺

程根

報告・供覧

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 8 月 11 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 S 19 2345
回 覧 先 総務課長 人事課長 中近東アフリカ局長 アフリカ第一課長 難民支援室長		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件 名 ルワンダ 難民支援 (防衛庁の内部)		
(別紙の要点等) 1. ルワンダ難民支援の経緯		

10日、防衛庁内閣官房 防衛政策課長 はら 陸幕
松川運用課長 が スミ 総平長に述べたところの

とおり。

1. 20日まで ● 自衛隊の派遣が決定されたが、9月中旬ま
でに第一陣が現場に到着し、下旬に本隊が現場へ
到着することが可能。期間が、半年にわたる覚悟している。

2. 給水を中心とした衛生部隊等を
派遣し、総数 180名程度となる。 [REDACTED]

(自衛隊機)
機材を C-130 につけ、さらに C-130 を起す
形で 現地を支援することが必要である。給水車

等の機材は、日本製(ポンプ)をチャーターして
輸送することとなる。

(ルワンダ国民支援のため)
3. 防衛庁として、自衛隊の派遣を検討しているのは、カン
ボジアに自衛隊を派遣したい。国内防衛成功で
[REDACTED] 広報のため

あつたが、

GA-6

外務省

ルワンダ国民

٢٠٠

٢٠

(
(

3)

国際平和協力法に基づくルワンダ難民への人的支援
(今後の取り組みぶり)

6年8月11日

企 画 係

11日 1120 中近東アフリカ局長、石原官房副長官を往訪
(調査報告書の纏めの部分を説明。副長官は、調査団が自己完結型の援助が必要な旨報告することを了承。対官房長官報告には副長官も同席し、右援助の実施を進言する旨付言)

12日 1000 閣議 (ルワンダ物資協力閣議決定)
閣議後記者会見 (別添応答要領)

1130 調査団調査報告 (対外務大臣)
(外務省事務方は、外務大臣から直接総理、官房長官へ自衛隊派遣の方向で検討して欲しい旨連絡して頂くことを検討中)

1530 調査団調査報告 (対官房長官)
(総理、官房長官の了承が得られれば、自衛隊派遣の可能性を含め検討するとのラインを対外的に打ち出す。右応答要領は外務省が作成中。当方合議受け)

12日以降

- ・ 5原則との関連で法制局事前説明
- ・ 自衛隊派遣準備発言作成
- ・ 派遣枠組みについてHCRと交渉開始 (外務省)
- ・ 防衛庁内の検討 (防衛庁)
- ・ 実施計画案、政令案作成、実施要領案作成

近ア局長

参事官

近ア一長

取扱注意

ルワンダ難民問題
(官房長官発言・応答要領)

平成6年8月12日

アフリカ第一課

[発言要領]

1. 本日、「ルワンダ難民支援ミッション」の帰国報告を受けた。
2. 我が国としても人的側面において貢献を行う必要がある。
3. 至急政府部内において検討の上、結論を出したい。

[応答要領]

(自衛隊の派遣を検討するのか)

右の可能性についても検討する。

(民間人の政府派遣については検討しないのか、と問われた場合)

1. ルワンダ難民支援活動に携わる各国のNGOや政府派遣団体は、自らの活動への支援(住居・食糧・車両・燃料・通信手段等活動のための機材等の確保・補給)は全て自前で行っており、自己完結性がなければ、現地では活動できないとの現地の状況を考えれば、政府が、非自己完結的な民間関係者を政府の責任において派遣するのは困難と考えられる。
2. 他方、NGOの人々が他国のNGOと協力しつつ活躍されていることは高い評価を受けており、政府として引き続き積極的支援を行って参りたい。

(了)

94. 8. 12 補

河野 大臣への報告概要 (有罪宣告の取
(Xモ)

1. 大臣は やはり 自衛隊 しか 存在 しないとの認識で 大変 乗り 易。
(3:30 ~ a 官 長 官 への 報告 に 自分 が 出 て き よう と 意 言
した 正 由 (石 に ついて は 事 前 に 官 長 官 へ 意 向 を 確 認 す る に つ い て 正 由))

2. 大臣より は 活動 場所 等 に つ き 賛 成 あり 正 由。

(此 に 対 し 、 サ イ ー ル の 特 に つ き 賛 成 あり 、 10 月 24 日 内 閣
5 閣 員 を 召 集 す る 事 あり と 応 答)

3. 大臣より a 2 x 10

派遣 する 場合 目的 を 明 確 に 設 定 し 、 期 限 を 切 り 、
目的 達 成 後 は 徹 退 する (去 る 、 と け り め を つ け る) 状 況
に する べき。

(ルワンダ難民支援)

(大臣) 調査団が帰国したので、本日午前中に報告を受けたが、予想通り大変厳しい状況のようであった。難民が厳しい状況にさらされていることは報道等で承知していたが、その難民を救うために世界から駆けつけた人々も非常に厳しい条件下で働いている。そういう地域に支援に行くのに何が必要かについて私(大臣)も色々と質問した。

支援への要請は多くあるし、少しでも手が欲しいという要請もあるが、一方で、サポートを受けずに医療の仕事を行うことは簡単でないようである。遠からず雨季に入るということも非常に心配である。

またルワンダ国内に入り活動を行うのは難しいが、やがて難民は母国に帰らなくてはならないので、戻るときにまた大きな援助が必要となる。

調査団は官邸でも報告を行い、官邸の判断も聞いているようであるが、まだ結論が出ていない。結論を早く出す必要があると思うので、来週も引き続き調査団の意見を聞いてみたいと思う。

(問) 報告書の中で、支援について自己完結性の高い形態を求めているが、「自己完結性の高い支援形態」とは何を指すか。

(大臣) 自己完結型の集団とは、外国の場合は軍隊も一つの形態としてある。また、外国には大規模なNGOがある。このNGOは軍隊ではないが自己完結型である。但し、日本にはそれだけの規模のNGOは思い当たらない。しかし、日本には国際的なネットワークをもつNGOはあり、国際的なネットワークの中で自己完結型の援助を行うこともあると思う。そういったNGOを支援するのも一つの方法である。自己完結型とは自力で食住を行うが、医療であればNGOに医薬品を補給するバックアップを国が支援することもあると思う。

(問) 自己完結型の集団について大臣のオプションの中に自衛隊はあるか。

(大臣) 私(大臣)は今は答えない方が良くと思う。

(問) 人的支援の手段に複数の選択を行うことがあるか。

(大臣) あると思うが、そこに自衛隊が入るかは別である。

(問) 報告書は自衛隊を意識しているように読めるが、今後はこの報告を踏まえ官邸あるいは大臣が如何に政治的判断を行うかという段階ではないか。

(大臣) 調査団の報告は選択肢が一つしかないというものではない。複数の選択肢をもつ報告を提出させ、それを政治が決断する。調査に行った事務当局が一つの選択肢しか持って来なかったとは思わない。

(問) 村山首相は与党との協議を指示した由だが、官邸が判断すべき問題ではないか。

(大臣) それが官邸の判断である。

(問) 慎重に進めるようにとの指示だけで方向性すら示されていないようだが、人的貢献についての大臣の考え如何。

(大臣) 官邸は与党と協議することになるであろう。それは連立内閣だからであり、連立内閣の官邸が与党三党と協議することはあるだろう。最終的には官邸が判断すべき問題ではあるが、判断の前提としては(与党三党との協議も)ある。貢献の手段決定について与党三党と政府が協議することに時間がかかってしまっても、これは重要な作業であり、時間がかかるといって非難すべきではない。

(問) 大臣は雨季が近づいていうるので、支援は早期に実施すべきであると述べたが、政治判断の時期について如何。

(大臣) 早い方が良いと思う。仮に人的貢献を行うとなれば、再度調査団を派遣しなくてはならないであろう。カンボディアの経験から判断して、厳しい環境での作業が予想されるので、何を持込み、準備するか、また受入れ体制は如何にするかを確認するため、人的貢献には再調査が必要になると思う。一日を惜しみ相談すべき人と相談せずに決定しても、一日早く支援が出せるものでもないと思う。手順は踏むべきだと思う。

(問) NGOが活動出来れば、NGOは自衛隊より望ましいか。

(大臣) 貴重な活動であり有力な選択肢であるが、NGOは人数は多くないので批判もあるかもしれない。

(問) 再調査は人的貢献を行うときのみ行うか。

(大臣) 資金援助だけならば再調査は不要であろう。

(問) 再調査を行っても、人的支援を諦める場合もあるか。

(大臣) あるかもしれない。

(問) 日本と歴史的、地理的、人的に関係のない地域に援助を行う必要はあるか。

(大臣) 利害関係のない地域を支援するのが国際貢献の重要なポイントではないか。利害関係の大きい、または関係の深い地域だけに援助を行っても国際貢献とは認められない場合もある。また、個人的にはルワンダの状況は国際的に見ても大変な状況であり、何かをやらなければならないと思う。ただ、支援の方法が色々とあるということだと思う。

難民がいずれルワンダに帰国することを考えれば、本来であればルワンダ国内の病院を修復し、医療を実施出来るようにするのが好ましいと思う。ザイール、タンザニア国内に恒久的施設でないにしろ施設を仮設するよりも、ルワンダ国内に施設を作れば恒久的に利用出来る可能性があるので、どこに重点的に財政的支援を行うかという問題はあると思う。但し、ルワンダ国内で活動出来るかどうかは色々と問題があるようである。

(問) 検討した結果、人的支援が行えない場合もあるか。

(大臣) あると思う。その場合には財政的、物的支援等を更に行うことが出来る。それも支援の一つの選択肢であり、卑下する必要はない。しかし、人間として人的貢献の方が良いと思うのならば、その方法を探るということも重要である。

(問) 人的支援を行う可能性はかなりあるか。

(大臣) そういう意見もあると思う。

(問) 大臣の意見如何。

(大臣) 調査団の報告を聞き、意見を述べたが内容は言えない。決定するのは官邸である。

(問) 外相の意見は重要だと思うが。

(大臣) 意見は述べるつもりである。

(了)

秘
期 限

※総第82710号001公館宛

平成 12 年 8 月 16 日 秒受付

電 信 案

電信課長

秘書官

大 臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管 総合外交政策局長
審 議 官
総 務 課 長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

1 2 3

起 案

平成 6 年 8 月 16 日

起案者

電話番号

松本

2386

協議先

中道康一課長

ア力第課長

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(ハ〇字)

在

イスラエル

大 使
総領事 あて

外務大臣 発

件 名

ルワンダ難民支援(資料送付)

主管・文書記号

総 平

※電番

第381号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大 使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

現在、ルワンダ難民支援のための人的貢献
策の一環として、自衛隊の派遣を検討中のと
ころ、別FAX信の参考資料と送付するので
貴地滞在中の若松議員に手交ありたい。

※

(3)

08271094

優先

ISURAERU

漢

GB-1

外 務 省

回覧番号

1226

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

FAX

GM: 3818
FAX 信

※総第082712号001公館宛 GM3818-09

平成 6 年 8 月 16 日
16 時 4 分 日 秒 受付

秘
期 限

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

起案

平成 6 年 8 月 16 日

起案者

電話番号

松本

2346

協議先

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在

イスラエル

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援 (資料送付)

主管・文書記号

総平

※電番

F FAX 信

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(八〇字)

往電第381号別FAX信。

※

08271223

優先

ISURAERU

F 信

GB-1

外務省

回覧番号

1226

(昭和六三・六・三十改正)

ルワンダ難民に対する人的協力

平成 6 年 8 月
外 務 省
国際平和協力本部事務局

I. ルワンダ難民キャンプにおける状況とニーズ

1. ルワンダ周辺国の難民キャンプは、極めて悲惨な状況であり、資金、物資だけでなく、人的協力が必要。
2. 事態の緊急性に鑑み、一刻も早い人的協力が必要。現地のニーズは日々変化しているが、現時点でのニーズは、医療の他、衛生、難民キャンプ・トイレの建設、食糧配布、給水など。
3. 米、英、仏、独、加、イスラエル等各国政府とも、キャンプの厳しい状況（援助の受入れ体制、生活状況、治安状況等）を踏まえ、軍組織を活用した極めて効果的且つ効率性の高い支援を実施。我が国に関しても、緊急かつ自己完結性（住居、食糧、車両、燃料、通信手段等活動のための機材などの確保、補給等）の高い形での派遣が期待されている。
4. 今回の事態のような現地の劣悪な状況の下では、必ずしも十分な現地支援体制が期待できず、全て海外からの支援に頼らざるを得ないこと等に鑑みれば、自己完結性の低い組織を、国際平和協力法等に基づき、政府の責任において派遣することは困難。

II. どのような協力が可能か

1. 現地で活動している内外のNGOに対する支援の拡充。
⇒ 引き続き積極的な支援を行っていく。
2. 関連政府機関からの派遣や国連ボランティアへの人材派遣のスキーム等により現地で活動している国際機関への我が国人材の派遣。
⇒ この場合、リクルートの可能性、現地の劣悪な状況、支援体制等について慎重な検討が必要。
3. 国際平和協力法に基づく（「人道的な国際救援活動」）派遣
 - (1) 医師等文民の派遣
⇒ この場合、自己完結性が低いので、困難。
 - (2) 自衛隊部隊の派遣
⇒ この場合、自衛隊による現地調査団（防衛庁制服組）の派遣を通じたニーズの具体的把握、予防注射等諸般の準備に時間がかかることから、早急に方針を決定し、検討を開始する必要がある。

「ルワンダ難民支援ミッション」報告

平成6年8月11日

I. 調査の目的

1. 「ルワンダ難民支援ミッション」は、現下のルワンダ情勢における緊急事態に鑑み、同国の難民・避難民に対する人的支援等を行うにあたり、必要な現地の事情（難民支援活動の実態、生活環境、治安等）についての情報を把握するとともに、現地の関係機関等との協議を行うことを目的として派遣された。
2. 一行は、8月3日から8日にかけて、ナイロビの他、エンテベ（ウガンダ）、ゴマ（ザイール）、キガリ（ルワンダ）、ンガラ（タンザニア）の各地を訪問した。ルワンダ難民キャンプや各地の状況を視察し、国連ルワンダ緊急対策室（UNREO）、国連ルワンダ支援団（UNAMIR）その他の国連関係機関及びNGO、主要国軍隊等の事務所・施設を訪問し意見交換を行い、ルワンダ難民・避難民の状況及び現地のニーズ、援助活動上の問題点（活動内容、活動への支援体制等）の把握に努めた。

II. 調査結果の概要1. ルワンダ難民支援活動の全般的状況

- (1) ルワンダ難民支援活動は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が中心となっていて行われている。UNHCRは、ルワンダ難民所在の各地区に現地事務所を設け、ジュネーヴの本部よりの指示を仰ぎつつ、支援活動実施諸団体間の調整、キャンプ運営等の総合調整にあたっている。その他、難民支援活動にあたっているのは、国際機関、各国政府派遣隊、NGO等である。
- (2) ザイールのゴマ地区においては、赤十字国際委員会（ICRC）、世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）等の国際機関及びCARE、MSF、CONCERN、OXFAM、我が国のアジア医師連絡協議会（AMDA）などのNGOが支援活動に当たっている。他に、スウェーデンの緊急援助チームがサイトビルディング等を、また、独のGTZ派遣団（150名程度）が医療及び水供給、並びにイスラエル医療団が医療活動をそれぞれ実施している。
タンザニアのンガラ地区においては、ICRC、WFP、UNICEF、CARE、MSF、CONCERN、OXFAM、我が国のアフリカ教育基金の会（AEF）等少なくとも15団体が支援活動に当たっている。
- (3) 各国軍による難民支援活動に関しては、米軍がUNHCRと調整を行いつつ、750名の軍人を派遣し（今後4000名に増強予定）、エンテベにタスク・フォースを設置している他、ゴマでは約300名が空港整備及び水の供給、また、キガリで空港運営、ハラレ、ナイロビ、モンバサで空輸及びロジ支援活動を行っている。更に仏は、ルワンダに展開した部隊のうち500名がザイール国内でロジ支援及び医療支援を行っており、ルワンダから撤退後も残留する予定である。この他に、カナダが200名の医療部隊、イスラエルが100名の軍医療チームを派遣しており、

米、英、ニュージーランド、加、独、ベルギー、伊が軍の輸送機を提供している。

2. 各地域の現状（訪問順）

（1）エンテベ（ウガンダ）（各種援助機関の補給中継基地等）

米軍は、エンテベまで、KC-10、C-5で輸送し、更に、ゴマへは主としてC-130等による空からの再輸送を実施している。米軍は、7月31日にキガリ空港が再開されたこともあり、中継基地を8月10日頃を目途にキガリに移す予定。UNHCRも物資輸送の基地をキガリに移すことも考えている由。

（2）ゴマ（ザイール）（難民キャンプ）

現地の米軍、仏軍部隊やUNHCR等の関係者によれば、難民数は約70～80万人（一般には100万人を越えるとも言われるが、現地の医療を総括するUNHCRも正確な統計は有していない）。

疾病としては、下痢性感染症（コレラ、赤痢等）、呼吸器感染症、麻疹、マラリア、栄養失調、髄膜炎などが見られ、赤痢が広がってきている。

堅い地盤であるため、井戸が掘れず、水が不足している。米軍がキブ湖より浄水した水をMSFなどが供給しているが、不十分である。水の供給については、米軍や仏軍、OXFAMの協力もあり、浄水施設等の整備が進み絶対量の確保という面では改善が見られてきているが、浄水施設の維持管理や効率的な末端難民への給水システムの確立が必要。

衛生面については、トイレの不足が深刻な問題となっており、簡易トイレ設備の整備（最低6万個程度）が緊急に必要。

食糧供給については、WFP及びUNHCRの管理の下でNGOが難民キャンプでの配給を実施しているが、食糧の不足はかなり激しく、倉庫は現在空の状態に近づいている。

キャンプ内の医療体制については、赤十字やMSF等のNGO関係者及び米軍、イスラエル医療チーム等の努力によりある程度漸く整備されてきてはいるが、実際には、医師を含めた医療スタッフは未だ不足している。キャンプ内の衛生管理や麻疹等の予防接種のための人員も不足している。

日本のNGOであるAMDAもキブンバ・キャンプ内に診療所を設け、活動を開始した。

（3）ンガラ（タンザニア）（難民キャンプ）

難民数は約29万人。ルワンダ難民関連キャンプは、現地のUNHCRによれば資金不足の状況。物資としては、食糧（特にオイル、コーン・ソヤ・ブレンドの不足が深刻）、井戸掘削機、水用大タンク等を必要としている。

この他、衛生、サイトプランニング、栄養管理、介護サービス、教育等の分野の援助を必要としている。

また、国連ボランティア（UNV）については、援助食糧の管理、倉庫の管理運営等の分野で、人員の派遣を求める。

MSF、ICRC及び我が国のAEFなどのNGOの病院が機能している。

(4) キガリ(ルワンダ)(各種援助機関の基地、調整事務所等)

水、電気、通信等のインフラは完全に停止している。インフラの破損箇所等を早急に復旧する必要があるが、逆に今後難民・避難民の帰還が始まるにつれて、市内の混乱、治安の悪化が起こる可能性は排除されない。

イタリアのNGO等の援助でキガリ中央病院が、8月3日に再開されたが、内戦中殆どの機材が略奪されており、医療スタッフ、医薬品とも殆どない模様。

3. 全般的観察

- (1) ルワンダ難民支援活動に携わる現地のNGOや政府派遣団体は自らの活動への支援は全て自前で行っており、自己完結性がなければ、現地では活動できないのが実情である。すなわち、住居、食糧、車両、燃料、通信手段等活動のための機材などの確保、補給等は自ら行う必要がある。
- (2) 具体的支援策を考えるに当たっては、現在及び将来のニーズをよく考えつつ、迅速にこれを行う必要がある。時間を要する場合には、将来のニーズをも見越して内容を決定することも必要である。因みに、現在ゴマ地区では医療の他、衛生、水供給、サイト・ビルディング、輸送力などの確保が緊急の課題となっている。
- (3) 難民援助については、今後いずれ難民の帰還促進への支援(受入れ体制の確立等)が問題となつてこよう。

Ⅲ. まとめ

以上のように、ルワンダ難民・避難民の状況は極めて悲惨なものである。既にゴマ、ンガラのカンパに入っている各国及び国際機関が相互補完しつつ援助を実施しているが、未だ十分な援助体制が確立されているとは言えず、このまま放置しておけば益々被害が拡大することが予想される。このような状況に鑑みれば、我が国としても、現地のニーズ、状況を十分に見極めた上で、これまで実施してきた資金協力、物的協力に加え、次の通り可及的速やかに効果的な人的貢献を行うことが必要であると考え。なお、現地では、我が国の財政的支援への感謝はいたるところで聞かれたが、目につくNGOや国際機関の職員はほとんどが欧米人ないしアフリカ人であり、日本のプレゼンスが極めて弱いとの印象は拭えなかった。また、国際機関等から、この面での日本の貢献への強い期待が表明された。

- (1) 既に現地で活動している我が国を含む内外のNGO及び今後活動を予定しているNGOに対する支援を拡充していくことが必要である。特に我が国NGOの献身的な努力には大きな感銘を受けたが、これに対する支援は今後とも引き続き強化していく必要がある。
- (2) 関連政府機関からの派遣や国連ボランティアへの人材派遣のスキーム等により現地で活動している国際機関に派遣することも検討する必要がある。その際、リクルートを含め、緊急に実現する必要性を念頭におきつつ、志望者の状況、現地の劣悪な状況、派遣地、必要とされる支援体制について慎重な検討が必要となる。国際平和協力法に基づく国際平和協力隊員として民間関係者を政府の責任において派遣す

ることについては、我が国が独自に一定の支援体制を整備することが不可欠と考えられる。しかし、今回の事態のような現地の劣悪な状況の下では必ずしも十分な現地支援体制が期待できず、すべて海外からの支援に頼らざるを得ないこと、政府派遣については、特に自己完結性の高い参加が期待されており、仮に自己完結性の低い組織を派遣した場合、被派遣者にとっても大きな負担がかかることが予想されること等に鑑みれば、そのような派遣は困難と考えられる。

- (3) 米、仏、独等各国とも、キャンプの厳しい現状（援助の受入れ体制、生活状況、治安状態等）を踏まえ、様々な国際機関・NGO等に対する支援と併せ、軍隊及び軍用機等の軍組織を活用して極めて効果的且つ効率的な難民支援を行っている。上記の現地の状況に鑑みれば、現地においてはそれ自体で自己完結性を持った組織が当該援助活動を行うことが最も望ましいこと、及び当該援助は緊急に実施されなければならないこと等を考慮しつつ、我が国としても、現地のニーズ（医療、衛生、難民キャンプ・トイレの建設、食糧配布、給水など）などを充分踏まえてそのような貢献の可能性につき積極的に検討して行くことが望ましいと考えられる。

(了)

ルワンダ難民支援活動中の主要海外NGO

平成6年8月12日

アフリカ第一課

CARE (Cooperative for American Relief Everywhere) [メンバー11カ国]

対象地域：開発途上国（50カ国）

活動内容：災害緊急物資援助、健康・栄養教育、免疫、資源開発、環境保全、難民救援、地域社会開発等

本部：ニュー・ヨーク

住所：660, First Avenue, New York, N.Y. 10016

Tel：212-686-3110

CONCERN (Population Concern)

対象地域：アフリカ、ラテンアメリカ、大洋州、アジア等

活動内容：家族計画、母子福祉、保健、及び関連分野での総合開発、職業開発等

本部：ロンドン

住所：231, Tottenham Court Road, London W1P 9AE

Tel：44-71-637-9582

MSF (Medecins Sans Frontieres) (国境なき医師団)

対象地域：開発途上国（約80カ国）

活動内容：緊急医療、保健、物資援助、人材派遣（医師、看護婦、研究員等）

本部：パリ

住所：8, Rue Saint-Sabin 75011 Paris

Tel：33-1-40-21-29-29

OXFAM (Oxford Committee for Famine Relief) [1942年設立]

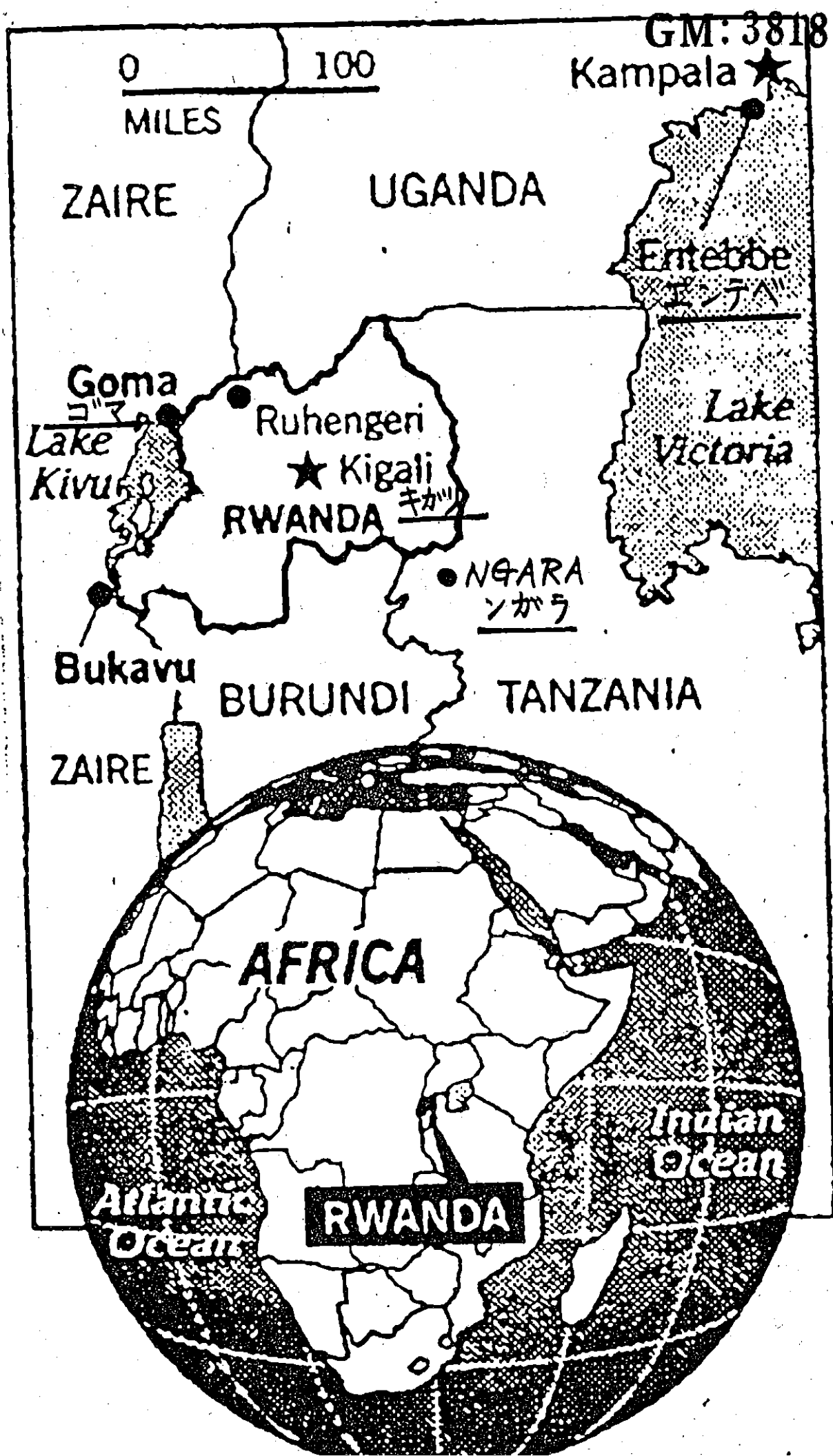
対象地域：アジア、アフリカ、ラテンアメリカ等80カ国

活動内容：地域開発、緊急援助、保健、教育、医療、農業等

本部：オックスフォード（イギリス）

住所：274, Banbury Road, Oxford OX2 7DZ

Tel：44-865-56777



ル
ワ
ン
ダ
と
その
周
辺

GM: 3818

9

ルワンダ周辺国における自衛隊部隊による人道的救援活動の実施

平成 6 年 8 月
国際平和協力本部事務局

1. ルワンダ周辺国における各国の救援活動

- ザイール等ルワンダ周辺国に滞留しているルワンダ難民に対する救援については、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は我が国を含む各国に対し資金協力に加え、可能な限りの物的・人的支援を要請。
- 右要請を受け各国とも軍の活用等を中心に積極的な支援を実施。各国軍は護身用の武器を持参。
- 我が国も、これまでにUNHCR に対し 1 億 9 千万円相当の物資協力等を実施。

2. 国際平和協力法における 2 本の柱

- 国連平和維持活動に対する協力
⇒この場合、国連の指図の下に活動を行う。
- 人道的な国際救援活動に対する協力
⇒この場合、要請の範囲内において我が国政府が決定した範囲の活動を自主的に
行う。
⇒これまで我が国が実施した実績はない。

3. 人道的な国際救援活動といわゆる 5 原則との関係

- 人道的な国際救援活動に対してもいわゆる 5 原則 (注) が問題となるが、ザイール等ルワンダ周辺国における当該活動については、周辺国は紛争当事国ではないので、周辺国の受入同意があれば問題はない。

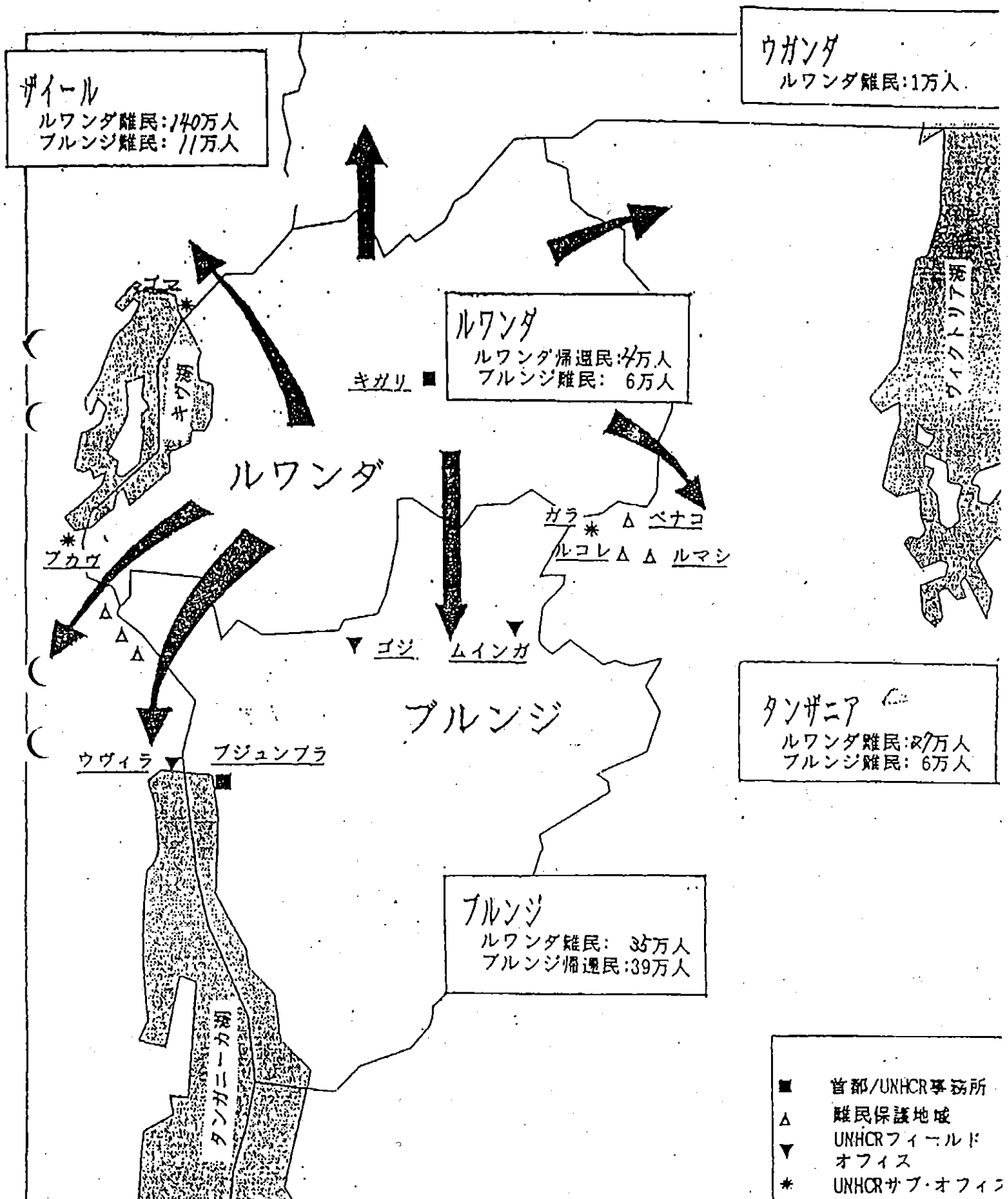
(注) 停戦の合意、受入同意、中立性、派遣終了、必要最小限の武器使用。

4. 自衛隊部隊と人道的な国際救援活動

- 国際平和協力法においては、自衛隊部隊は国連平和維持活動に対する協力のみならず、人道的な国際救援活動に対しても協力し得ることになっている。

(3)

(UNHCR 資料)



国際平和協力法に基づくルワンダ難民支援策（人的協力）について

平成 6 年 8 月
国際平和協力本部事務局

1. ルワンダ難民支援ミッション(8/2～8/11派遣) 報告のポイント

- (1) ルワンダ周辺国の難民キャンプは、極めて悲惨な状況であり、資金、物資だけでなく、人的協力が必要。
- (2) 現地のニーズは日々刻々変化しているが、現時点でのニーズは、医療の他、衛生、難民キャンプ・トイレの建設、食糧配布、給水など。
- (3) 米、英、仏、独、加、イスラエル等各国政府とも、キャンプの厳しい状況を踏まえ、軍組織を活用して支援。我が国に関しても、緊急かつ自己完結性の高い形での派遣が期待されている。
- (4) 今回の事態のような現地の劣悪な状況の下では、自己完結性の低い組織を、国際平和協力法等に基づき、政府の責任において派遣することは困難。

2. 国際平和協力法との関係

(1) 自衛隊部隊と人道的な国際救援活動

- ◎ 国際平和協力法においては、自衛隊部隊は国連平和維持活動（いわゆるPKO活動）に対する協力のみならず、人道的な国際救援活動に対しても協力し得ることとなっている。

(2) いわゆる5原則との関係

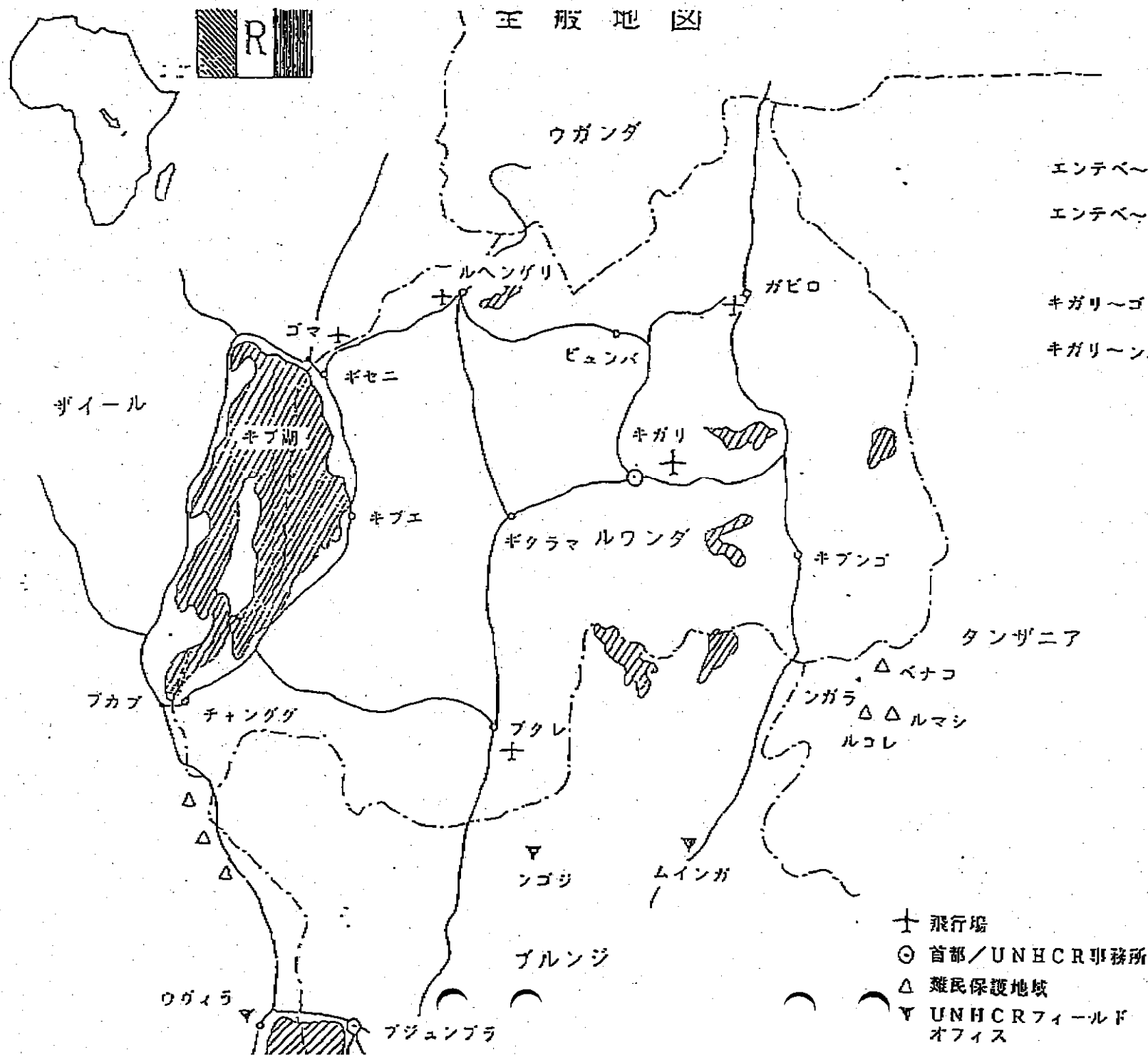
- ◎ 人道的な国際救援活動に対してもいわゆる5原則（注）が適用されるが、ザイールなどのルワンダ周辺国における当該活動については、周辺国は紛争当事国ではないので、周辺国の受入同意があれば問題はない。

（注）停戦の合意、受入同意、中立性、派遣終了、必要最小限の武器使用。

3. ルワンダ難民支援実務調査団の派遣（8/22～8/30）

- ◎ 上記1のミッションの調査結果を踏まえて、連立与党とも協議した結果、自衛隊部隊の派遣について、防衛庁も参加した形で現地に実務調査団を派遣し、更に検討を進めることとなった。

実務調査団は、山崎隆一郎・外務省総合外交政策局審議官を団長とし、外務省3名、総理府1名、防衛庁8名（うち自衛官7名）の計12名で構成。28日まで、ルワンダ難民キャンプの視察や国連関係者との協議等を行う予定。



エンテベ〜ゴマ	約410km
エンテベ〜ンガラ	約340km
キガリ〜ゴマ	約110km
キガリ〜ンガラ	約100km

ルワンダ難民救援活動への人的協力について

平成6年8月17日

防衛調整会議

1. 史上最大の規模と言われるルワンダ難民（総数203万人）の救援活動に対して、国際社会の広範な参加と協力が進められている。これに対して日本は、これまでに4,430万ドルと1億9,000万円相当の物資協力を行ってきたが、現地での人的な参加・協力がきわめて重要であり、国際機関などからもそのことが強く要請されてきた。したがって日本として、人道的国際協力の発展のために人的協力を速やかに行う必要がある。
2. UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）など関連機関の情報や、先に派遣された外務省の調査団の報告でも明らかなように、UNHCR、WFP（世界食糧計画）、UNICEF（国連児童基金）、WHO（世界保健機構）などの多数の国連関係機関はもちろん、ICRC（国際赤十字委員会）、MSF（国境なき医師団）、OXFAM（イギリスのNGO）など、多くの国際NGOが現地で活動しており、日本のNGOもその一翼を担っている。しかし、この種の国際協力の体制としては、日本はきわめて貧弱かつ不十分な状態にあり、官民両面から早急に国際的な人道救援体制を確立する必要がある。
3. 当面ルワンダをめぐる緊急状態に対しては、政府、地方自治体、日本赤十字、民間、NGOなどの人的協力の奨励と具体的支援を継続的に進めるべきである。
4. 防衛庁の調査団派遣については、すでに成立したPKO法の「人道的な国際緊急救援活動」に限られること、ルワンダ難民の状況が人道上緊急かつ深刻であることにかんがみ、これを了承する。今後については、調査結果を待って改めて検討するがその対応は医療、衛生を中心に、給水、難民キャンプの設営、食料の配布、トイレの建設などの活動が考えられる。その際、日本赤十字、NGO等の文民と協力した救援活動を推進することを提案する。
また、武器の携行については、多数の国際機関やNGOが全くの「非武装」で活動していることを考慮すべきであるが、隊員の安全確保という観点から現地の状況を踏まえて慎重に判断すべきものとする。
5. ルワンダ難民の救援活動をさらに拡充し、具体化するため、与党国会議員による調査団の派遣を提案する。

○ 6 ル ナ 検 討

(派遣の基本的な考え方)

1 派遣の位置付け等

(1) 派遣の法的位置付け

この派遣は、ルワンダ周辺国に避難し、悲惨な状況にある難民に対する緊急の人道支援であり、政府がこの派遣を決定する場合には、派遣の5原則に基づき、防衛庁に対し、ルワンダ周辺国において緊急な救援活動を実施するよう要請することが予想される。

この派遣要請に基づき自衛隊が部隊を派遣する場合、その活動は、国際平和協力法を根拠とした「人道的な国際救援活動」であり、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等国際機関の要請に基づいて行われることとなる。また、これは、我が国が独自に行う部隊派遣による活動であり、派遣隊員は、自衛隊員と国際平和協力隊員の身分を併せ有することとなる。

(2) 本派遣の一般的特性

ア 現地は、インフラがなく、疫病が流行しており、派遣隊員の安全確保が必要である。

イ 自衛隊の能力を超えた地域での活動であり、我が国の独立した兵站基盤、活動基盤の確保が必要である。

ウ 現地活動にあたっては、現地の国際機関、当事国、外国軍隊等との連携、相互協力が必要である。

エ 装備品等は、任務終了後の国内持ち込みの困難性に配慮することが必要である。

(3) 現地のニーズ等

8月2日から11日までの間、政府が派遣したルワンダ難民支援ミッションからの報告によれば、現地での活動は、自己完結性を持った組織であることが望ましく、現地のニーズは、医療、難民キャンプ及び便所の建設、食料配布、給水等としている。

別紙第1「ルワンダ難民ミッション報告要旨」

2 派遣検討の前提

現在、政府の派遣の枠組み等決定がなく、また、現地の状況が不明であるが、緊急の派遣要請が予想されることから、次の前提のもとに派遣の基本的考え方を検討することとする。

(1) 援助分野

難民に対する援助分野は、難民に対する治療及び難民に対する給水（限定的）とする。

(2) 活動期間

6年9月頃から7年3月頃までの約6ヶ月間とする。なお、約3ヶ月毎に部隊交代を行うものとする。

(3) 活動地域

ザイール及びケニア（状況により、ウガンダを追加。なお、空自の活動地域としては別途追加あり）を活動地域とする。

(4) 編成概要

医官等10名を基幹とした難民に対する治療及び限定された給水を行える能力を保持するとともに、自己完結能力を有するよう、第1次ザイール派遣難民援助隊及び第1次ザイール派遣警務班を編成し、これを併せ編組する。いずれの部隊も編成管理官は北部方面総監とし、編成地は北部方面管内とするとともに、編成された部隊は長官直轄部隊とする。

別紙第2「ザイール派遣難民援助隊の編成」

3 派遣の基本的方針

(1) 全 般

部隊の派遣は、海上及び航空自衛隊との緊密な協同・協力の下、民間能力の最大限活用、現地国際機関等の協力確保に努めつつ、努めて早期に現地活動に着手し得るよう実施する。この際、派遣隊員の安全確保、継続的兵站基盤及び生活・活動基盤の確保を重視する。

(2) 派遣準備

が可能となるよう要員を選考するとともに、派遣要員に対し確実な予防接種を実施する。

(3) 派遣及び現地での活動

派遣するとともに、は派遣部隊が自ら実施する。

なお、継続的な兵站支援は、航空自衛隊が設定する活動支援基盤を活用する。

(4) 撤収

となることが予想される。このため、を求める。

4 派遣準備要領

(1) 派遣国等の情報収集、受け入れの調整等

8月下旬～9月上旬を目途に専門調査団をザイール及び周辺国に派遣して、派遣部隊の活動、派遣部隊に対する支援等に必要な情報の収集及び調整を行う。

(2) 派遣要員の選考

派遣要員の選考は、実施する。ただし、については、選考する。

この際、については、

から要員を選考し、

については、

から要員を選考する。

(3) 教育訓練

教育訓練については、実施する。したがって、その能力不足分は外務省等から通訳支援を受ける方向で調整する。

(4) 予防接種等の実施

所要の予防接種は確実に実施する。ただし、[redacted]する。

(5) 装備品等の準備

派遣に必要な装備品等は、[redacted]準備する。[redacted]については、[redacted]
[redacted]する。

5 派遣要領

(1) [redacted]派遣する。

別紙第3「援助隊派遣時程」

(2) [redacted]については、[redacted]

することを予定する。

人員については、[redacted]

[redacted]で移動する。

装備品については、[redacted]輸送する。

ただし、[redacted]場合は、[redacted]するとともに、[redacted]

[redacted]する。なお、そのための

[redacted]で移動する。

別紙第4「部隊の派遣要領」

6 現地での活動要領

(1) 派遣部隊の活動

する。

医療については、

難民に対する応急治療を実施するとともに、給水については、

し給水する。

別紙第5「援助隊運用要領」

(2) 派遣間の後方支援要領

航空自衛隊の兵站支援基盤を活用し、派遣部隊に対する常統的な兵站支援を確保する。この際、

とし、

とする。

別紙第6「派遣間の後方支援要領」

7 第2次派遣部隊の準備及び交代要領

第2次派遣部隊の準備担任は 第1次派遣部隊との交代は、

に実施する。

ルワンダ難民ミッション報告要旨

ウガンダ

米 軍

兵力	750名(4000名に増強予定)
活動内容	エンテベ空港: ジョイントタスクフォース (キガリに移転予定) ゴマ: C-130にて物資を空輸

ゴマ地区	
難民数	約70~80万
活動機関	・ICRC、WFP、UNICEF CARE、MSF等のNGO ・スウェーデンの緊急援助チーム ドイツGTZ イスラエル医療団

仏 軍	
兵力	500名 (ルワンダ派遣部隊を残置予定)
活動内容	ロジ支援及び医療支援

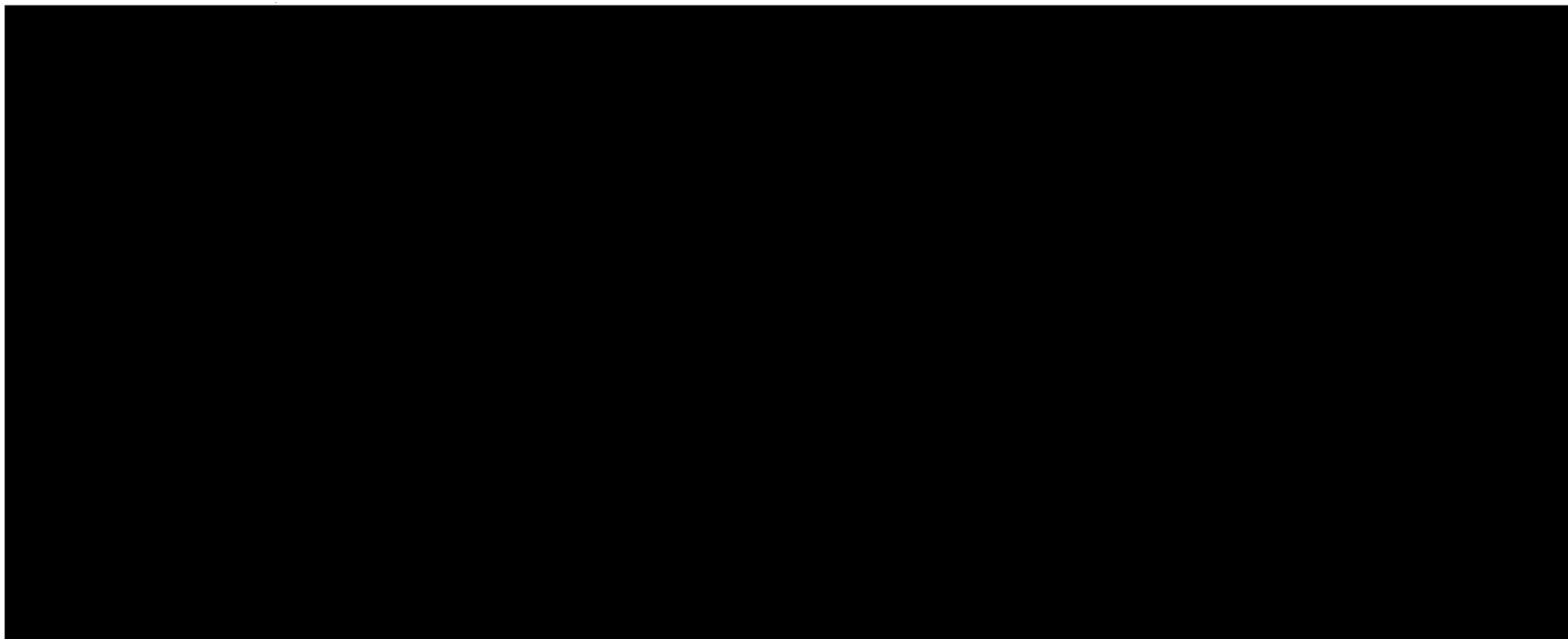
ンガラ地区

難民数	約29万人
活動機関	・ICRC、WFP、UNICEF CARE、MSF等のNGO

- ・ 自己完結性をもった組織での援助活動が望ましい
- ・ 現地のニーズ(難民キャンプ・トイレの建設、医療、食糧配布、給水等)を踏まえ、積極的に検討

0 100 200 300 400km

ザイール派遣難民援助隊の編成



任 務
ザイール国において医療及び給水活動を実施して、難民等を援助する

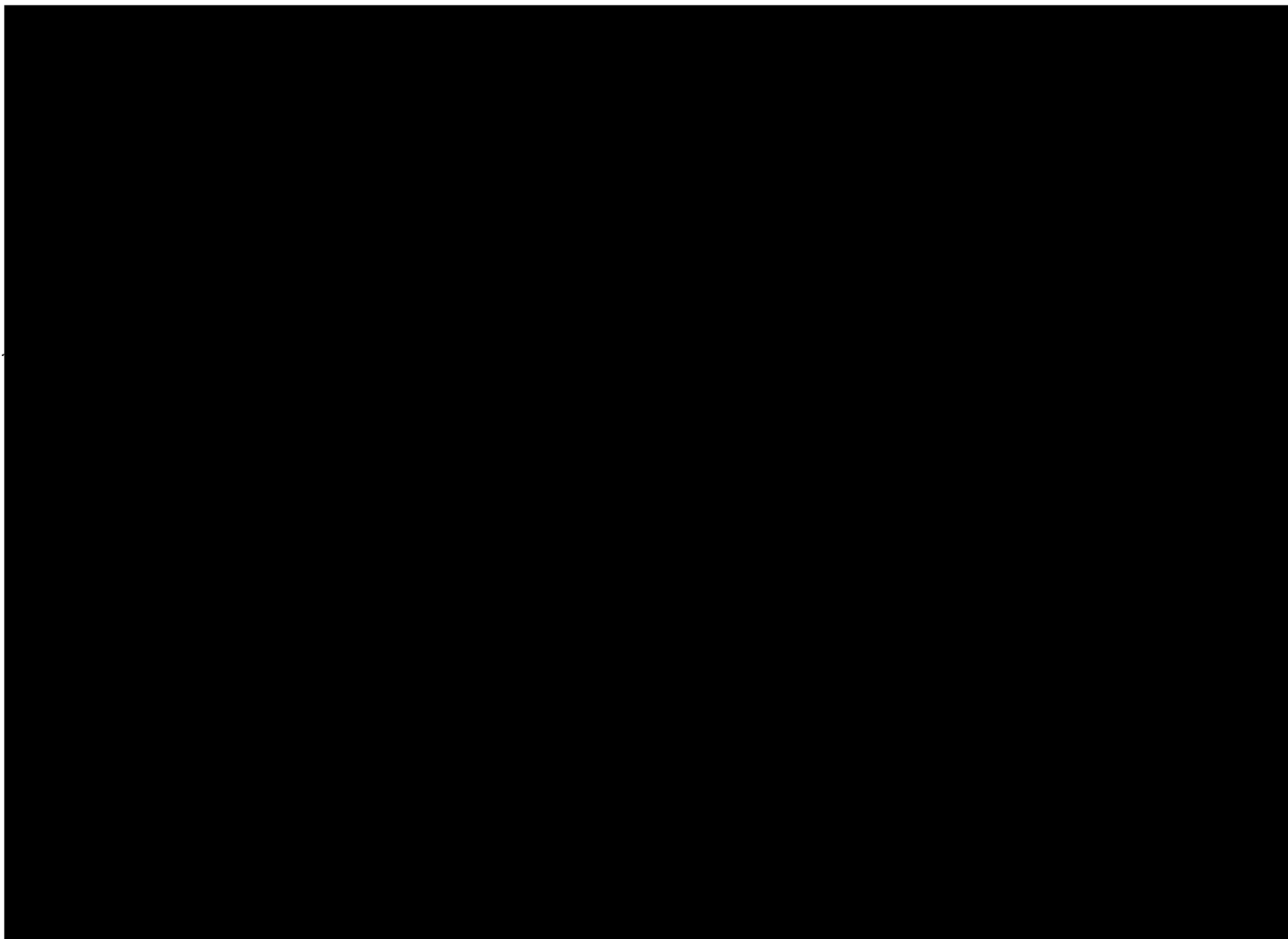
能 力 の 概 要
1 難民に対する応急治療 [Redacted]
2 限定的な防疫業務
3 難民等に対する給水活動 [Redacted]

援助隊派遣時程

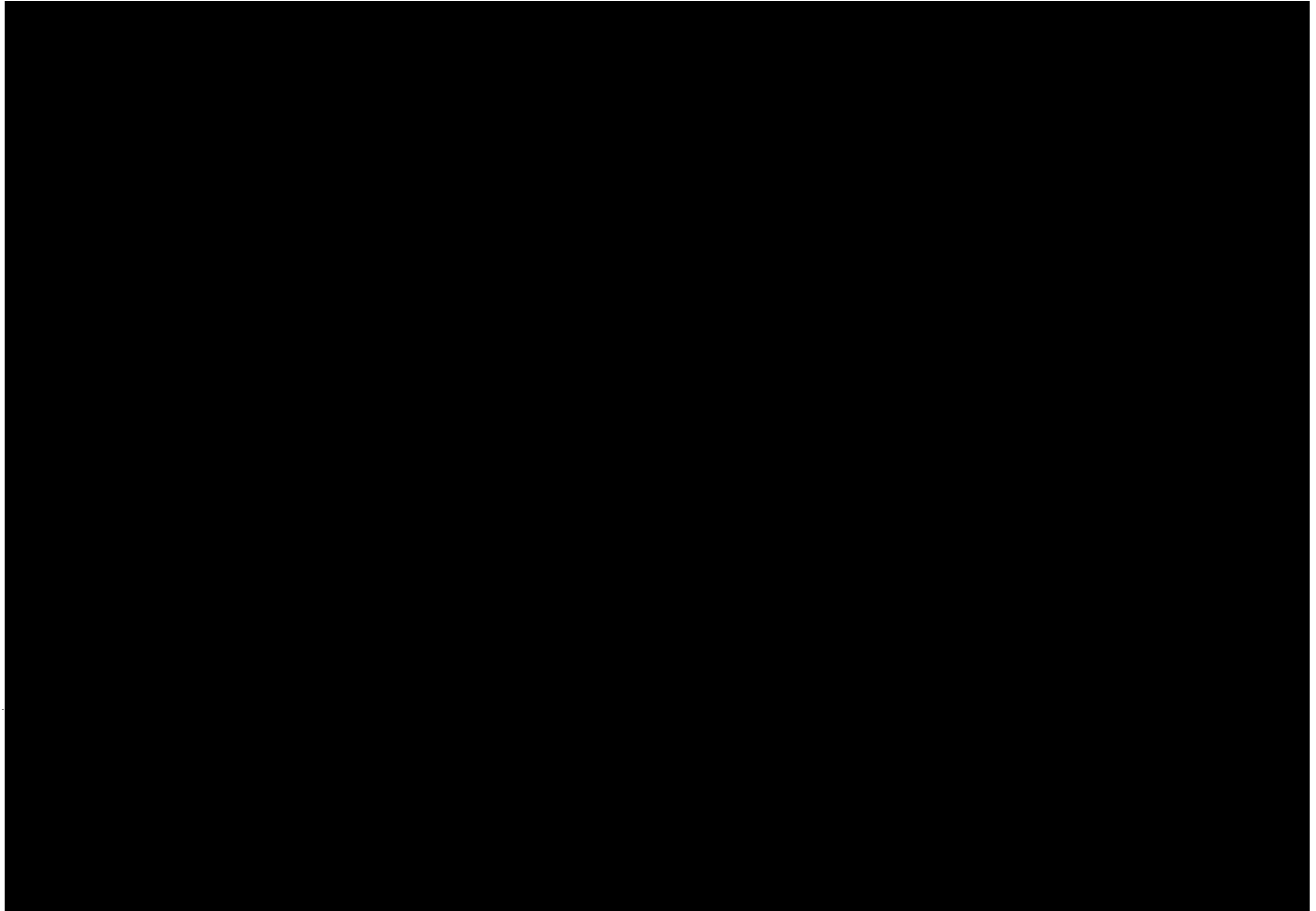
前提：8月中旬に政府が自衛隊派遣の検討を表明

	8 月		9 月			10 月	
	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬
政 府	検討 表明	①3省庁調整 ②調査団派遣	派遣 表明	閣 議 決 定			
陸上幕僚監部							
派遣部隊等							

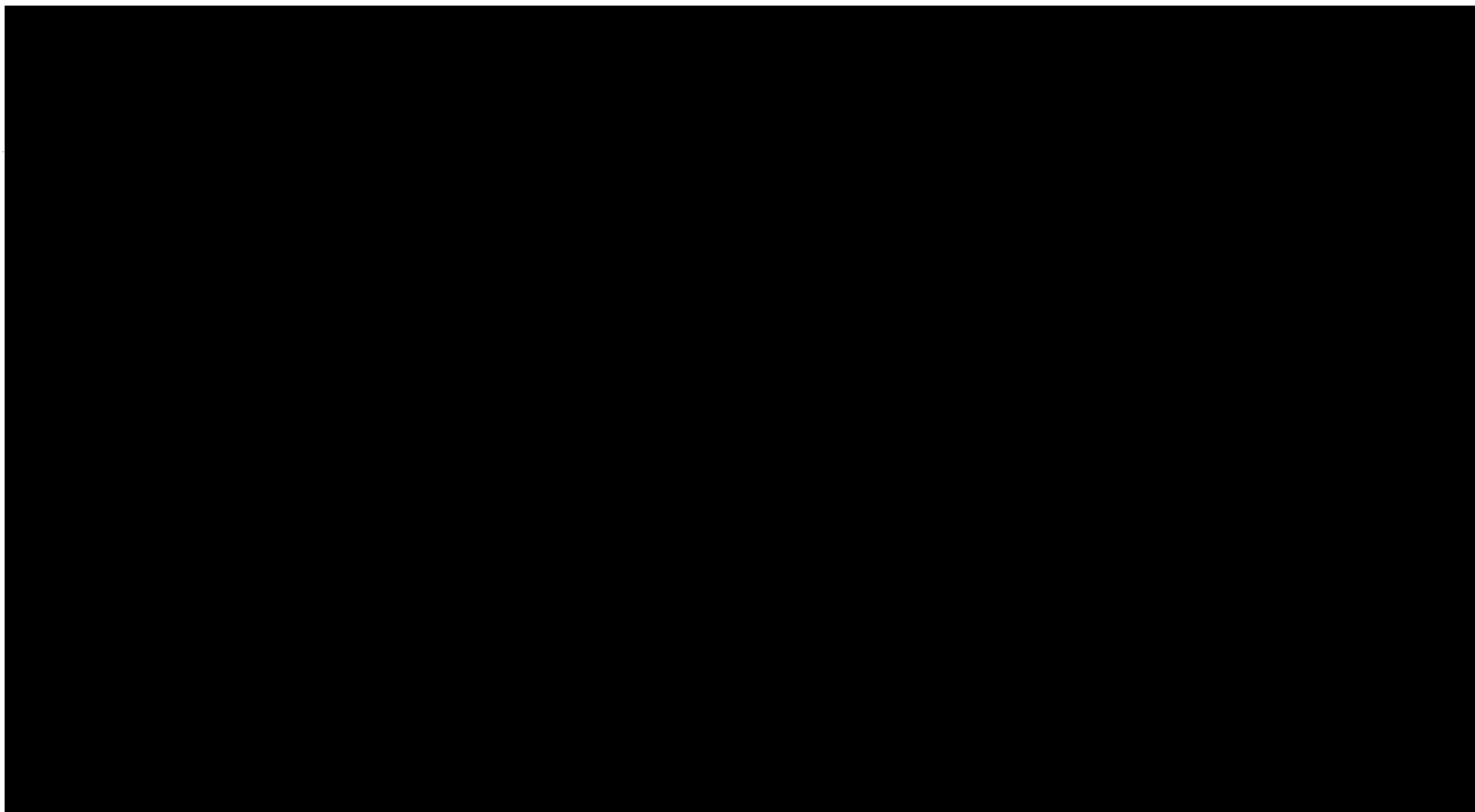
部隊の派遣要領



援助隊運用要領



派遣間の後方支援要領



調査団等に関する予防接種について

1 直ちに政府調査団として派遣する場合

(1) 派遣対象者

黄熱病既実施者から選考する。(接種後10日目より10年間有効。)

(2) 処置

コレラ予防接種(1回)およびA型肝炎(γグロブリン:1回)を接種して派遣する。この際、別紙第1の予防対策を実施しする。

2 10日程度の準備期間をもって専門調査団として派遣する場合

(1) 派遣対象者

別紙第1第3項の予防対策を行えば、次の予防接種を実施することで何れの者も派遣し得る。

(2) 処置

黄熱病、コレラ(2回)およびA型肝炎(1回)を接種

別紙第1「調査団等の予防接種・予防内服について」

3 派遣隊員として派遣する場合

(1) 国際緊急援助隊要員として予防接種を終了して1年未満の隊員を派遣する場合

ア 接種状況

破傷風、ポリオ、B型肝炎(衛生要員等一部の隊員)、日本脳炎、狂犬病(初回)を実施している。

コレラ、黄熱病、B型肝炎(衛生要員除く)、狂犬病(2、3回目)、A型肝炎は未実施

イ これから接種すべき予防接種および接種スケジュール

接種終了に約22日必要

別紙第2「予防接種・予防内服スケジュール」

(2) 予防接種未実施者を派遣する場合

接種終了に約50日必要

別紙第2「予防接種・予防内服スケジュール」

調査団等の予防接種・予防内服について

1 予防接種・予防内服スケジュール

(1) 黄熱病予防接種既実施者については、コレラ（A型肝炎を同時に接種）を接種して派遣する。

(2) 黄熱病未実施者

	1週	2週	1週	2週	1週	2週	3週	4週
コレラ	○	○						
黄熱	○							
A型肝炎		○						
マラリア		○	○	○	○	○	○	○

調査団等出発前の予防接種・予防内服所要日数は、10日間である。

2 上記スケジュール（派遣要員候補者のスケジュールとの相違）の理由

調査団等の活動期間及び活動形態から考慮して、狂犬病及びB型肝炎の予防接種の必要性は極めて低い。

黄熱とコレラの同時予防接種によるコレラ予防接種の効力減少については、問題点はあるものの、調査団等の活動期間及び活動形態から考えて、嚴重な予防施策の励行により、対策可能であると考えられる。

3 上記スケジュールの実施時の対策事項

- (1) 予防衛生教育の実施
- (2) 手指消毒用の消毒剤の個人交付及び使用の励行
- (3) 簡易浄水器及び浄水剤の携行
- (4) 日々の健康状況の把握の励行
- (5) 応急処置用医薬品の携行
- (6) ミネラルウォーター、戦闘糧食の携行

予防接種・予防内服実施スケジュール案

1 国際緊急援助隊要員としての予防接種を終了して1年未満の隊員

	1週	2週	3週	4週	1週	2週	13週	1週	2週	3週	4週
狂 犬 病		○				○					
B型肝炎		○				○					
コ レ ラ				○	○						
黄 熱	○										
A型肝炎			○								
マラリア				○	○	○	○	○	○	○	○

↑ ←ザイール→ ↑
出発 帰国

2 新規隊員の場合

	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	1週	2週	3週	4週	13週	1週	2週	3週	4週
破 傷 風						○				○							
狂 犬 病		○					○										
B型肝炎		○					○										
コ レ ラ				○	○												
ボ リ オ						○						○					
黄 熱	○																
A型肝炎								○									
マラリア								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

↑ ←ザイール→ ↑
出発 帰国

ザイールへの自衛隊派遣に際しての処置依頼事項

1 派遣先国及び関係各国に関する事項

- (1) 地位協定（派遣先国の便宜供与依頼）の協議、締結
別紙 「地位協定（派遣先国の便宜供与依頼）に含める内容」
- (2) 空自輸送機の関係各国の領空通過許可、飛行場の使用許可及び駐機許可
- (3) 現地国際機関、派遣先国政府等との連絡・調整組織の確立

2 関係各省庁に関する事項

- (1) 派遣間における現地支援チームによる支援（通訳を含む。）
- (2) 在ケニア日本大使館による支援
物資調達支援、関係国政府との連絡調整及び便宜供与依頼
- (3) 派遣経費の確保
防衛庁予算での対応は不可能（→政府予備費の充当及び早期示達）
- (4) 予防接種に関する便宜供与（特に、北海道地区における実施日時、実施場所等）
- (5) 検疫・防疫手続きの簡素化
（特に、帰国時現地で車両等の洗浄が困難なことが予測されるとともに、浄水装置が著しく汚染される。）
- (6) 外国航空機の千歳空港の使用許可（千歳空港を使用する場合）
- (7) 外務省（JICA）が調達した浄水装置の借用
（派遣部隊の生存のために浄水装置逆浸透型が必要であるが、現在自衛隊は可動数1機であることから、予備器材としてJICA器材の携行を要望）
- (8) 我が国NGO等の要員に対する自衛隊の支援の基準
- (9) 平和協力本部による難民に直接係る資材（医薬品、浄水薬剤等）の調達・輸送
（自衛隊医官の治療活動の容易性から、日本で使用している医薬品等を要望）
- (10) 国際緊急援助隊の

地位協定（派遣先国の便宜供与依頼）に含める内容

1 「活動」の地位

- (1) 日本 : 下記2点の義務遵守確保のための措置
 - ① 協定を尊重する義務
 - ② 現地法令を尊重する義務
- (2) 派遣先国: 「活動」の国際的目的を尊重することの約束

2 国旗及び車両標章

- (1) 活動地域における「活動」本部、宿营地、建物、車両における国旗の掲揚（掲示）
- (2) 「活動」車両等の識別標章の掲示

3 通信

- (1) 派遣先国の領域内相互間及び派遣先国と日本等との通信を実施するための施設・設備の設置・使用の権限の保持
- (2) 派遣先国の領域内における通信実施の自由
- (3) 派遣部隊、派遣隊員の郵便妨害・検閲の禁止
- (4) 派遣部隊装備無線送受信局の周波数の使用許可

4 旅行及び輸送

- (1) 派遣部隊、派遣隊員の移動の自由
- (2) 「活動」車両の派遣先国における登録・免許の免除

5 「活動」の特権及び免除

- (1) 日本国の認める医療従事者による難民等に対する医療活動
- (2) 日本国の認める浄水従事者による難民等に対する給水活動
- (3) 日本国の認める車両運転免許による派遣部隊装備車両の運行
- (4) 「活動」に供する装備品・補給品の輸入許可及び関税の免除
- (5) 派遣隊員の利益のための本部・宿营地での売店の設置・運営
ただし、派遣隊長は、派遣隊員以外の者への販売、売店の濫用防止のための必要な措置の実施

6 「活動」に対する便益

- (1) 「活動」の運用上、管理上必要な土地・建物の提供及び当該土地・建物の不可侵
- (2) 水・電気その他の便益
 - 可能な場合 無料
 - 不可能な場合 もっとも有利な料金での利用
- (3) 当該土地・建物における自家発電・送電の権利

7 糧食、需品、役務、衛生上の措置

- (1) 活動間、必要な糧食、需品その他の物品、役務の入手について派遣先国が援助
- (2) 現地での公用の購入時、一般的な取引税を免除

8 現地人の採用

必要人員を現地で採用

9 派遣隊員の地位、特権及び免除

- (1) 日本からの給与等の課税免除、課徴金等の免除
- (2) 身の回り品の無税輸入
- (3) 出入国手続の迅速処理のための特別の便宜

10 入国、滞在、出発

- (1) 査証に関する規則の適用除外
- (2) 入国、出国にあたっての検査・規則の免除
- (3) 外国人登録を含む在留に関する規則の適用除外

11 制服及び武器

- (1) 派遣隊員の任務遂行間の制服の着用
- (2) 派遣隊員の任務遂行間の武器の所持・携行
- (3) 派遣隊員の任務遂行間の正当防衛に基づく武器の使用

12 警務活動、逮捕及び身柄の引き渡し

- (1) 派遣隊長が指名する者が、当該土地及び建物の構内及び派遣隊員配置地域における警務活動を実施
- (2) 上記地域以外における警務活動の実施は、派遣隊員、現地採用者間の規律・秩序維持確保に必要な範囲内に限定して実施

13 裁判権

- (1) 派遣隊員は、公的資格で行った口頭・書面による陳述・行動に関し派遣先国からの責任追求の免除
- (2) 派遣隊員が被疑者の場合、日本の専属的裁判権の権利を保有

ルワンダ難民問題に関する人的支援

(連立与党政策調整会議及び石原官房副長官への結果連絡: 概要)

平成6年8月18日

国際平和協力本部事務局

1. 連立与党政策調整会議

(岩垂議員) 社会党の中央執行委員会での結論如何。

(関山議員) 午後1時の3役会議で岩垂先生より直接本件につき説明して頂いた後、午後1時半より開かれた中央執行委員会において本件を報告した。特に何の意見もなかった。

(山崎議員) 自民党については、本件につき加藤先生の一任を受けた保利先生と連絡をとり、また、党の主要なところとも連絡をとった結果、本件は了承するとの結論を得ている。

(三原議員) さきがけについても、鳩山先生に報告をし、党としても頑張ってやっていきたいということである。

2. 石原官房副長官への連立与党の調整結果連絡

連立与党側は、関山議員(社)、岩垂議員(社)、山崎議員(自)及び三原議員(さ)が出席。

(関山議員) かねて政府より相談を受けていたルワンダ難民支援調査団については、昨17日、連立与党の安保調整会議としての結論を得た後、各党持ち帰った上で本日3党の間で議論を行った。その結果、連立与党としては、本件については了承することとなった。

(石原副長官) ただいま承った結論を早速総理、官房長官に報告申し上げ、その御了承が頂ければ政府として直ちに実務調査団の派遣の準備にかかると共に、防衛庁に対し検討方指示することとしたい。

(関山議員) 連立与党としても議員調査団を派遣したいと考えているが、日程、団の構成等は未定である。

(石原副長官) 議員調査団が現地に赴く際には、十分な調査が実施し得るよう外務省に現地に同行させることとしたい。

(山崎議員) 政府の調査団については、議員調査団と日程を合わせる必要はなく、先行して貰った方が良く考える。

(関山議員) 然り。必ずしも一緒になくても構わないと考える。



報告・供覧

大臣	主管	保存期間							
秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年)							
		起案 平成 6 年 8 月 18 日							
		完結 平成 年 月 日							
		起案者 電話番号							
		松本 2346							
回覧先。82766 人斗屋 難民支援室長 印力第一課長 8061022 711351 報道課									
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。									
件名 ルワンダ難民支援（人的貢献：石原官房副長官発言）									
（別紙の要点等） 。本18日午後4時にルワンダ難民支援のための人的貢献に関する調査団派遣に関し、石原官房副長官より別添案の発言を行う予定。なお、^{本18日}8月18日、UNHCRより村山総理にルワンダ難民支援に関する要請が電話にて行われた。									
GA-7 (昭和63. 4. 1改正)		外務省 回覧番号							

1. 本18日、午後4時にルワンダ難民支援のための人的貢献に関する調査団（防衛庁を含む）派遣に関し、石原官房副長官より別添案（総理府作成）の発言を記者会見にて行う予定。自衛隊部隊をルワンダ難民に派遣することを検討することについては本日午後2時に与党側の了解が得られる見込み。

2. なお、本日午前8時40分より村山総理に緒方UNHCRより電話があり、これまでのルワンダ難民支援に関する日本の支援に謝するとともに、自己完結性をもった組織を現地に派遣することが必要である旨述べたところ、総理より（1）人の派遣については積極的に検討している、（2）自衛隊の派遣に関しては国民の間に理解が広がっている、（3）~~自衛隊~~の派遣~~の意思~~を行うならば早い方がよい旨UNHCRに伝えた。

（了）

エッセイ

アフリカ第一課長

石原官房副長官記者会見（8月18日） 発言（案）

（ルワンダ難民問題に対する人的支援策について）

- 1 ルワンダ難民問題については、現地の極めて悲惨な事態にかんがみ、これまで、国連難民高等弁務官事務所など国際人道援助機関への拠出や現地で活動するNGOへの財政支援を通じ資金面での支援を実施してきたほか、人道的な国際救援活動の分野に初めて国際平和協力法を適用して物資協力を行うなど、政府として積極的に取り組んでまいりました。

これに加え、我が国の人的支援の在り方については、先に帰国した「ルワンダ難民支援ミッション」の報告を受けて、その可能性をあらゆる角度から検討することとし、与党とも十分協議をしてまいりました。

- 2 現地の情勢や各国の支援の状況にかんがみれば、国際平和協力法に基づいた政府としての人的支援については、同ミッションの報告にもあるとおり、それ自体で自己完結性を持った組織が当該援助活動を行うことが最も望ましく、この求めに応え得る組織は、我が国においては自衛隊において他にないと考えられます。この点については、本日、緒方国連高等難民弁務官よりも村山総理に対し、積極的な対応を期待する旨要望があったところです。

国際平和協力法の下では、国連平和維持活動（いわゆるPKO活動）への協力のほかに、国際機関等が行う人道的な国際救援活動に対し自衛隊が部隊として協力する道も開かれております。今回のルワンダ難民問題についても、同法を適用して大量の難民が今なお留まっている隣接国のザイール共和国等に自衛隊の部隊を派遣することは可能と考えられます。但し、この場合も、派遣に当たり、「派遣先国の受入同意」など、いわゆる原則を遵守すべきことはいうまでもありません。

基本

3 自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力については、先程、その検討を開始することにつき与党側の了解を得た旨を総理、官房長官に御報告申し上げたところ、防衛庁も参加した形での現地への実務調査団を派遣し、更に検討を進めるよう指示がありました。この指示については、私から速やかに昌山防衛事務次官にも伝えたところであります。

4 なお、現地へ派遣される実務調査団については、その構成、日程等を政府部内で調整中ではありますが、現在のところ、山崎審議官^{隆一郎}（外務省総合外交政策局）^{審議官}を団長とし、外務省、総理府国際平和協力本部事務局及び自衛官数名を含む防衛庁職員からなる調査団が、8月22日（月）に本邦を出発し、ザイール共和国の難民キャンプ~~（ゴマ、ブカブ）~~視察を中心とした調査を約~~10日間~~^{10日間}にわたり実施する予定であります。

（了）

午後8時以降受付往電案

※総第 084035号049公館宛

平成 6年 8月 19日 19時 41分 秒受付

YYYYYY

電 信 案

電信課長 代マ

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	※発電係 1 起 案 平成 6年 8月 18日 起案者 電話番号 石田 2346
協議先		

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 全高デ公館	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件 名 事務連絡 ルワンダ難民支援(石原官房副長官発言)		
主管・文書記号 総平	※電番 の 合第16088号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号 大使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)
各館次席へ 角総平長より ルワンダ難民に対する人的支援策に関し 8月18日、石原官房副長官の記者会見発言 (8FAX信)		
※		
08403545 優先	BEI	等049 漢

GB-1

外 務 省

回覧番号

1229

(昭和六三・六・三十改正)

三
八
〇
字

ルワンダ難民に対する人的支援策に関する
8月18日の石原官房副長官記者会見発言を
~~（別FAX信）~~にて送付する。

本電宛て先：金高千公館。

(3)

午後8時以降受付往電案

※総第84036号049公館宛 GM4284-03
平成6年8月19日 日 秒 受付
※平成6年8月19日 日 秒 受付

GM:4284-
FAX信

電 信 案

YYYYY

FAX

電信課長代

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係 1 2
起案
平成6年8月18日
起案者 電話番号
石田 2346

協議先

(※印欄内は電信課記入)

在 全高テ公館

大使 総領事 あて

外務大臣 発

件名 1779 難民支援 (石原官房副長官発言)
事務連絡

主管・文書記号

※電番 FAX信

大至急 至急

パターン・コード

総平

FAX信

普通 (優先処理)

転電
転送 在
転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急 至急
普通 (優先処理)

往電総平令第16088号別FAX信。

※

08403658

優先

BEI

等049 F信

GB-1

外務省

回覧番号

1229

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

(昭和六三・六・三十改正)

石原官房副長官記者会見（８月１８日） 発言（案）

（ルワンダ難民問題に対する人的支援策について）

- 1 ルワンダ難民問題については、現地の極めて悲惨な事態にかんがみ、これまで、国連難民高等弁務官事務所など国際人道援助機関への拠出や現地で活動するNGOへの財政支援を通じ資金面での支援（約4200万ドル）を実施してきたほか、人道的な国際救援活動の分野に初めて国際平和協力法を適用して物資協力（１億９千万円相当）を行うなど、政府として積極的に取り組んでまいりました。

これに加え、我が国の人的支援の在り方については、先に帰国した「ルワンダ難民支援ミッション」の報告を受けて、その可能性をあらゆる角度から検討することとし、与党とも十分協議をしてまいりました。

- 2 現地の情勢や各国の支援の状況にかんがみれば、国際平和協力法に基づいた政府としての人的支援については、同ミッションの報告にもあるとおり、それ自体で自己完結性を持った組織が当該援助活動を行うことが最も望ましく、この求めに応え得る組織は、我が国においては自衛隊において他にないと考えられます。この点については、本日、緒方国連高等難民弁務官よりも村山総理に対し、積極的な対応を期待する旨要望があったところです。

国際平和協力法の下では、国連平和維持活動（いわゆるPKO活動）への協力のほかに、国際機関等が行う人道的な国際救援活動に対し自衛隊が部隊として協力する道も開かれております。今回のルワンダ難民問題についても、同法を適用して大量の難民が今なお留まっている隣接国のザイール共和国等に自衛隊の部隊を派遣することは可能と考えられます。但し、この場合も、派遣に当たり、「派遣先国の受入同意」など、いわゆる５原則を遵守すべきことはいうまでもありません。

GM:4284

- 3 自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力については、先程、その検討を開始することにつき与党側の了解を得た旨を総理、官房長官に御報告申し上げたところ、防衛庁も参加した形での現地へのルワンダ難民支援実務調査団を派遣し、更に検討を進めるよう指示がありました。この指示については、私から速やかに畠山防衛事務次官にも伝えたところであります。
- 4 なお、現地へ派遣される実務調査団については、その構成、日程等を政府部内で調整中ではありますが、現在のところ、山崎隆一郎・外務省総合外交政策局審議官を団長とし、外務省、総理府国際平和協力本部事務局及び自衛官数名を含む防衛庁職員からなる調査団が、8月22日（月）に本邦を出発し、ザイール共和国の難民キャンプ視察を中心とした調査を約10日間にわたり実施する予定であります。

(了)

(副)
石原 官房長官記者会見記録

平成6年8月19日
報道課

(副)
*18日(午前・午後)の官房長官記者会見記録を配布致します。

[外務省関連事項] ルワンダ支援

〈配布先一覧〉

大臣秘書官

次官秘書官

外務審議官(政)

外務審議官(経)

官房長

総括審議官

国会担当参事官

総務課長

総合外交政策局長

総務課長

国連政策課長

国際平和協力室長

アフリカ第一課長

外務報道官

審議官

報道課長

国際報道課長

取扱注意

石原内閣官房副長官記者会見記録

(官房長官代行)

報道室

○ 日 時 : 平成6年 8月18日(木) 16:04~16:20

○ 場 所 : 官邸 記者会見室

○ 概 要 :

I 官房副長官から

それではルワンダの難民問題に対する人的な支援に関連して申し上げます。

ルワンダの難民問題につきましては、現地の大変悲惨な事態にかんがみまして、政府としては、これまで国連難民高等弁務官事務所などの国際人道援助機関に対する拠出でありますとか、あるいは、現地で活躍しておられますNGOへの財政支援と、こういったものについて、資金面で総額4200万ドルの拠出を行っております。ほか、国際平和協力法を適用しての、いわゆる物資協力として1億9千万円相当の支援を行ってきております。

しかし、現地の状況など見まして、この際何らかの人的支援を必要ではないかと、こういうご意見も各方面から聞かれますので、先般、人的支援を行う場合に、どういうことが問題になるのかを調べる意味で、ルワンダ難民支援ミッションを派遣した訳であります。その報告を受けまして、人的支援の可能性について、あらゆる角度から検討してまいりまして、そしてこの点について与党とも今日まで協議をしてまいりました。

現地情勢でありますとか、あるいは各国の支援状況というのを見ますと、国際平和協力法に基づいた政府の人的支援については、先般派遣しましたミッションの報告にもありますとおり、例えばお医者さんとか、あるいは看護婦さんとかそういった人達を、それだけで派遣してもどうも実際の貢献活動は出来ない、やはり人的支援を行う以上はそれ自体自己完結性を持った組織でいくしかない。食料とか、運搬とか、いわゆる路地活動まで出来る組織体でいかないと効果的な支援は出来ないということがはっきりしてまいりました。で、もし、そのような自己完結性を持った組織による支援活動を行うといたしますと、我が国の現状においては自衛隊を派遣することしか現状では考えられないと思います。この点につきましては、今朝ほど、今帰国しておられます渚方国連難民高等弁務官から、直接村山総理にお電話がありまして、人的な支援の面で積極的な対応をお願いしたいという要望がありました。

現在の国際平和協力法の下では、いわゆるPKO活動への協力のほかに、国際機関等が行う人道的な救援活動に対して、自衛隊が部隊として協力する道も開かれております。今回のルワンダの難民支援問題についても、この国連平和協力法を適用して、大量の難民が今滞留しております、ルワンダの隣国のザイール共和国などに部隊を派遣することにつきましては、もちろん現地調査その他が前提になりますけれども、少なくとも法的には可能ではないかと考えております。しかしこの場合も、実際に派遣するということになれば、当然その派遣先国、具体的に言えばザイールであれば、ザイール政府の受入れの同意など、いわゆる5原則というものを満たさなければならないということは、当然なことであります。

そこで、自衛隊の部隊による人道的な救援活動への協力につきまして、先程、具体的には2時半頃になりましたでしょうか、この問題を検討していただいております与党側からも現地調査その他具体的な検討を進めることについて、与党としても異存がない旨の通知を受けました。この内容、趣旨を早速私から総理、官房長官にご報告申し上げましたところ、総理から出来るだけ早く、防衛庁の職員を含め形での現地への調査団の派遣を具体的に検討するようにご指示がありました。

そこで、このご指示を受けまして、つい先程であります、私か島山防衛庁の次官に対して、現地調査の準備に取りかかるように指示をいたしたところであります。

なお、現地へ派遣される実務調査団につきましては、その構成、あるいは日程等を政府部内で調整中でありまして、今のところでは調査団の団長としては、外務省の総合外交政策局の審議官をしております山崎隆一郎君を当てたいと思っております。その他、外務省、総理府の国際平和協力の本部の事務局、それから自衛官を含むところの防衛庁職員を構成員とする調査団を、出来ればこの8月の22日、月曜日に本邦を出発して、ザイール共和国の難民キャンプ等を調査させるつもりであります。また、予定としては大体10日間位の間に調査を完了して帰国するというようなことで、現在具体的な詰めを行っているところであります。以上であります。

質 疑

Q 調査団は10人程度でしょうか。

A 実は、現地に行くためには、黄熱病で言うんですか、その予防注射をした者でないと行けないんで、それが何人集まるかということもあります。正確に申し上げられないんですが、おそらく全体として、10人前後じゃないかと思えます。

Q カンボディアの場合は、武器というか小火器を持って行ったんですけれども、今度は
現実には。

Q ザイールに限定した理由は。

Q それは難民の流出先が同じザイルでもいろいろ分散されつつあるということに関連するのでしょうか。

Q 補給のための輸送経路の確保等も検討されるんですか。つまり自衛隊の輸送機の派遣とか、そういうこともやっぱり。

(以上)

午後8時以降受付往電案

GM: 4468

084609号049公館宛

GM4468-02

取扱注意

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

起案

平成6年8月19日

起案者

電話番号

石田

2346

協議先

在 全高テ"公館長

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

ルワンダ"難民支援 (自衛隊の派遣)

主管・文書記号

総平

※電番

合第16207号

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コー

転電

転送

転報

在

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

※

08460909

優先

BEI

等049 F電

GB-1

外務省

回覧番号

1233

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

GM: 4468

2

総平往電字第16088号に関し、

18日、政府はルワンダ難民支援を目的として国際平和協力法に基づき自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力を更に検討するため、現地にルワンダ難民支援実務調査団を派遣することとしたところ、貴館参考までに右協力に関する資料を別FAX信で送付する。

なお、報道等において一部混乱が見られるが、国際平和協力法に基づく人的支援としては、国連平和維持活動（PKO）に対する協力と人道的な国際救援活動（UNHCR等の活動）に対する協力の2つがあるところ、今次ルワンダ難民支援のための人的協力は後者でありPKOに対する要員派遣とは異なるので、右注意ありたい。

本電宛先：全高デ公館

（了）

午後8時以降受付往電案

GM: 4469

※総第084610号049公館宛 GM 4469-04

平成6年8月19日 午後8時37分 日秒受付

FAX 信 電 案

取扱注意

FAX

49

電信課長

3

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長

※発電係 1 ⑤ 2 太
起案
平成6年8月19日
起案者 電話番号
石田 2346

協議先

首席事務官

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 全高テ公館長

大使 総領事

あて

外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援(自衛隊の派遣)

主管・文書記号

総平

※電番

FAX 信
FAX 信
FAX 信

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送

転報

在

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

往電総平令第16207号別FAX信。

※

08461000

優先

BEI

等049 F信

GB-1

外務省

回覧番号

1233

(昭和六三・六・三十改正)

GM: 4469

ルワンダ難民に対する人的協力

平成 6 年 8 月
外 務 省
国際平和協力本部事務局

I. ルワンダ難民キャンプにおける状況とニーズ

1. ルワンダ周辺国の難民キャンプは、極めて悲惨な状況であり、資金、物資だけでなく、人的協力が必要。
2. 事態の緊急性に鑑み、一刻も早い人的協力が必要。現地のニーズは日々変化しているが、現時点でのニーズは、医療の他、衛生、難民キャンプ・トイレの建設、食糧配布、給水など。
3. 米、英、仏、独、加、イスラエル等各国政府とも、キャンプの厳しい状況（援助の受入れ体制、生活状況、治安状況等）を踏まえ、軍組織を活用した極めて効果的且つ効率性の高い支援を実施。我が国に関しても、緊急かつ自己完結性（住居、食糧、車両、燃料、通信手段等活動のための機材などの確保、補給等）の高い形での派遣が期待されている。
4. 今回の事態のような現地の劣悪な状況の下では、必ずしも十分な現地支援体制が期待できず、全て海外からの支援に頼らざるを得ないこと等に鑑みれば、自己完結性の低い組織を、国際平和協力法等に基づき、政府の責任において派遣することは困難。

II. どのような協力が可能か

1. 現地で活動している内外のNGOに対する支援の拡充。
⇒ 引き続き積極的な支援を行っていく。
2. 関連政府機関からの派遣や国連ボランティアへの人材派遣のスキーム等により現地で活動している国際機関への我が国人材の派遣。
⇒ この場合、リクルートの可能性、現地の劣悪な状況、支援体制等について慎重な検討が必要。
3. 国際平和協力法に基づく（「人道的な国際救援活動のための」）派遣
 - (1) 医師等文民の派遣
⇒ この場合、自己完結性が低いので、困難。
 - (2) 自衛隊部隊の派遣
⇒ この場合、自衛隊による現地調査団（防衛庁制服組）の派遣を通じたニーズの具体的把握、予防注射等諸般の準備に時間がかかることから、早急に方針を決定し、検討を開始する必要がある。

III. 政府としての対応

1. 自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力については、その検討を開始することについて与党側の了解が得られたことを踏まえ、8月18日、総理より実務調査団を派遣し、更に検討するよう指示が行われた。
2. 実務調査団（山崎隆一郎外務省総合外交政策局審議官を団長とし、外務省、総理府国際平和協力本部事務局及び自衛官数名を含む防衛庁職員の参加）を8月22日より派遣し現地調査を行う。

ルワンダ周辺国における自衛隊部隊による人道的救援活動の実施

平成 6 年 8 月
国際平和協力本部事務局

1. ルワンダ周辺国における各国の救援活動

- ザイール等ルワンダ周辺国に滞留しているルワンダ難民に対する救援については、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は我が国を含む各国に対し資金協力に加え、可能な限りの物的・人的支援を要請。
- 右要請を受け各国とも軍の活用等を中心に積極的な支援を実施。各国軍は護身用の武器を持参。
- 我が国も、これまでにUNHCR に対し 1 億 9 千万円相当の物資協力等を実施。

2. 国際平和協力法における 2 本の柱

- 国連平和維持活動に対する協力
⇒この場合、国連の指図の下に活動を行う。
- 人道的な国際救援活動に対する協力
⇒この場合、要請の範囲内において我が国政府が決定した範囲の活動を自主的に行う。
⇒これまで我が国が実施した実績はない。

3. 人道的な国際救援活動といわゆる 5 原則との関係

- 人道的な国際救援活動に対してもいわゆる 5 原則（注）が問題となるが、ザイール等ルワンダ周辺国における当該活動については、周辺国は紛争当事国ではないので、周辺国の受入同意があれば問題はない。

（注）停戦の合意、受入同意、中立性、派遣終了、必要最小限の武器使用。

4. 自衛隊部隊と人道的な国際救援活動

- 国際平和協力法においては、自衛隊部隊は国連平和維持活動に対する協力のみならず、人道的な国際救援活動に対しても協力し得ることになっている。

平成 6 年 8 月 1 8 日
国際平和協力本部事務局

(問) 本日の村山首相と緒方国連難民高等弁務官との電話会談の内容如何。

(答)

本日午前、緒方国連難民高等弁務官より、村山首相に電話があり、ルワンダ難民問題について、日本も自己完結性が確保された形での人的支援を実施するよう要望があった。

これに対して首相より、「我が国としても人の派遣を通じた支援を積極的に考えており、自衛隊の派遣について国民の理解が広がっている。また、人的支援を実施するのであれば速やかにこれを実施する必要がある」旨述べられたと聞いている。

(問) 自衛隊が派遣されるのはいつごろの見通しか。

(答)

自衛隊の派遣については、8月22日(月)に出発する自衛官も含めた政府の実務調査団の調査結果報告も踏まえて判断されることとなる。

(更問) 新聞報道では9月下旬に派遣されるとのことであるが、それでは遅すぎるのではないか。

(答) 国際平和協力法に基づき自衛隊を派遣するには、各種手続や準備にある程度の時間がかかるが、今回の政府の実務調査団の調査結果を踏まえ、自衛隊を派遣することとなれば、速やかにこれを行い、できるだけ早期に派遣できるようにしたいと考えている。

いずれにせよ 現地の状況は大変混乱しており、当分の間 人的支援の必要はあると考えている。

午後8時以降受付往電案

※総第084034号001公館宛

平成6年8月19日
※平成6年8月19日 秒受付

電 信 案

取注

YYYYYY

電信課長 付マ

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	※発電係 1 2 起案 平成6年8月18日 起案者 電話番号 松本 2346
協議先		

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	国連代	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	事務連絡			
主管・文書記号	※電番	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード
総平	第2443号			
転電 転送 転報	在 イスラエル 合	※転電番号	才392号	大至急 至急 普通 (優先処理)
(八〇字)				
往電総平第16088号に関し、				
高橋国連代公使へ 角国際平和協力室長より				
本18日貴地で予定されている小和田大使の				
記者懇談の際のルワンダ難民問題に関する発				
※				
08403432 優先 KOKUREN 漢				
GB-1 外務省				回覧番号 1230

(昭和六三・六・三十改正)

(三八〇字)

言要領については、本18日に行われた記者会
見での石原官房副長官発言（冒頭往電別FAX
信）をお願いします。

イスラエルに転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

PKO ~~24~~ 岩井氏.

電信写

08-018

大 政 事 外 外 儀 官
大 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長

外研長
総括審
査察大
環大使
經大使
北ア大
政代表

總儀対会要厚情研
察人(圖)在警史才凶

審判國際外ブ

文長 審一二

領移	参政保对旅外
----	--------

審總安平

長	企国
---	----

審軍不原料

地難人專行審

長	
了	審地中東

長 参北東西
一

北米	審日二保
----	------

南長

西口
西東

長	一
近	参一二アア

長

經	國漁總審
	國工經審

長 | 一不
經途

参海	審準
----	----

審政調国開無
案緊評技有理

審	規協條審
---	------

情長 参国析析調セ

総 番 号 R165285

月 17 日

平成 6年 8月 18日

ホ ノ ル ル 発

本 省 着

法 眼 総 領 事

主 管

報 際
公 平

ルアンダへの自衛隊派遣

第721号 至急

17日付ホノルルスターブレティン紙は「JAPANESE SOLDIERS TO AID REFUGEES」と題する東京発ロイター電を掲載し、連立与党は、ルアンダへの自衛隊員派遣で合意したと報じているところ、要旨次のとおり。

自民党の首のうは17日、連立与党は、ルアンダへの自衛隊員派遣で合意したと発表した。更に同首のうは、ルアンダへの派遣人員や時期は、同地域に実情視察チームを派遣した後に決定されることになるだろうと述べた。

日本は、1992年6月に国連のPKO活動に参加するため法律を整え、カンボジャPKOに自衛隊の人員を派遣し、その後モザンビーにも人員を派遣した実績を持つている。

ルアンダでの日本の部隊の活動は、衛生・いりよう分野に重点が置かれ、給水施設、難民キャンプ、トイレの設営等が考慮されている。日本は、すでにルアンダの難民救済に44.5百万ドルを拠出し、また、テント、毛布等1.9百万ドルの救援物資の空輸を行った。

同記事を別商用ファックスにて送付する。

本電のみ米に転電した。(了)

HL 2315

通番	HL 2315 - 2	平成6年8月17日付
件名	報隊宛	在ホノルル総発
件名	LPニタへの自衛隊派遣	

往電第 721 号別商用 F A X

Wednesday, August 17, 1994 ■ Star-Bulletin

(A-10)

HL 2315 2

Japanese soldiers to aid refugees

Reuters

TOKYO — Japan's ruling coalition agreed today to send troops to African countries bordering Rwanda to aid Rwandan refugees.

An official of the Liberal Democratic Party (LDP), the largest of the three coalition partners, said an agreement had been reached among the LDP, New Party Sakigake and the Socialist Party.

He added that details of the numbers involved and date of departure would be worked out after a fact-finding mission had been sent to the area.

It will be the first time Japanese military personnel have been sent overseas for international humanitarian relief work, the LDP official said. Japan's first troops to go overseas since World War II went to Cambodia in October 1992. Tokyo later sent military personnel to Mozambique.

In both cases, the aim was to help reconstruction after years of civil strife rather than immediate disaster relief.

The dispatch of troops overseas became possible only after Japan passed a Peace-Keeping Operations bill in June 1992.

Coalition party officials are focusing on hygiene and medicine for Rwanda, such as work to provide water, establish refugee camps and toilets, and distribute food. Japan has already pledged \$44.3 million in financial aid for Rwandan refugees, and to airlift aid worth \$1.9 million, including tents, blankets, water tanks and medical supplies.

ルワンダ情勢

平成6年8月19日

アフリカ第一課

1. 背景

ルワンダにおいては、16世紀以来、少数派部族ツチ族（9%）が多数派部族フツ族（90%）を支配する構造が続き、両部族間の対立が常に問題となっていたが、1973年にクーデターで政権をとったハビヤリマナ大統領（フツ）は部族間の融和に努め、内政は安定していたと見られていた。しかし、90年に隣国ウガンダに避難していたツチ族難民が北部国境を越えて侵入したことから、多数派部族フツ族を中心とする政府軍と少数派部族ツチ族を中心とするRPF（ルワンダ愛国戦線）との間で内戦が勃発した。

なお、この内戦の背景には部族対立のみならず、フツ族内部の融和派と強硬派、北部出身者と南部出身者の対立があると言われ、現にRPFには故ハビヤリマナ大統領に反対するフツ族出身者も多く参加している点注意を要する。

2. 最近の動き

（1）上記内戦の両当事者は、93年8月に一応の停戦合意（アルーシャ合意）に達したが、94年4月6日にハビヤリマナ大統領の搭乗機が撃墜され同大統領が死亡して以来、内戦は再発・激化し、国民の大量殺戮が発生した。右大量殺戮は、主に政府側の民兵組織の強硬派がツチ族及びフツ族融和派に対し行ったものと見られる。

内戦はRPFに有利に展開し、RPFは、7月18日、人命救助を目的として「ル」に介入していた仏軍が同国南西部に設定した「人道安全地帯」を除き、「ル」全土を制圧。翌19日には、首都キガリにおいて新「国民統一政府」（注）の樹立式典が行われた。

（注）同新「政府」（我が国は未承認）の構成は、未だ空席の3ポストを除く19ポスト（大統領を含む）のうち、部族別にはフツ11人に対しツチ8人、党派別にはRPFが大統領（ビジウム政治局長、フツ）、副大統領兼国防相（カガメ司令官、ツチ）等9人（うちツチは4人）となっている。

（2）上記アルーシャ合意を受けてルワンダに展開していた国連軍（UNAMIR）については、94年5月にその増強が安保理で決議されたが、その展開に時間がかかっていることから、6月23日以降、仏軍を中心とする多国籍軍がルワンダに介入、国民を殺戮から守るとの目的で同国南西部に「人道安全地帯」を設置した。同仏軍は、7月末より撤退を開始し、原則として8月21日までに撤退完了の予定。

（3）内戦によりこれまでに約50万人が殺害されたとされている（国連筋）ほか、内戦の末期以来ザイールのゴマ地区に100万人を越える難民が流出する等、ルワンダ（92年の人口731万人）国民の半数近い膨大な数の被災者が生じている。8月17日現在の難民、国内避難民の概数は次のとおり（資料：UNHCR）。

－難民総数 約201万人

（内訳）ザイール	130万人	タンザニア	39万人
ブルンディ	31万人	ウガンダ	1万人

－国内避難民 150万人

ルワンダ／ブルンジ難民・避難民数（8月17日現在）

	ルワンダ難民	ブルンジ難民	総数
ブルンジ	310,000		310,000
ルワンダ		60,000	60,000
タンザニア	387,000	40,000	427,000
ウガンダ	15,000		15,000
ザイール(フカ)	320,000		320,000
(ウザイラ)	130,000	120,000	250,000
北部	850,000		850,000
合 計	2,012,000	220,000	2,232,000

ルワンダ国内避難民数：150万人

各口派遺
調查

限定配布

極 秘

無 期 限

部 の 内
号

※総第 083990 号 003 公館宛

平成 6 年 8 月 17 日 18 時 52 分 秒 受付

3

電 信 案

大 至 急

電信課長

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 幹 総合外交政策局長 審 議 官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官 中近東アフリカ局長 参 事 官 アフリカ第1課長 協議先 初級参事官 難民支援室長	※発電係 1 2 起 案 平成 6 年 8 月 17 日 起案者 電話番号 松本 2346
---	--	---

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 寿府代	大 使 総領事 あて	外務大臣 発
件 名 ルワンダ 難民支援 (自衛隊派遣)		
主管・文書記号 総務局長	※電番 第 2266 号	大至急 至急 普通 (優先処理)
※転電 転送 在 ケニア大, 国連代 転報	※転電番号 合第 16076 号 大 使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)
(限定配布)		
※		
08399007 大至急 JUFUDAI 等003 漢 自暗		

(八〇字)

(昭和六三・六・三十改正)

GB-1

外 務 省

回覧番号 808

1. 現在、我が国はルワンダ難民支援のため国際平和協力法に基づき、自衛隊をザイール、ゴマ難民キャンプに派遣することを政府部内で検討中であり、そのための政府調査団（外務省、総理府、防衛庁）を22日より現地に派遣し、現地UNHCR関係者と細部につき調整したいと考えている。

我が国としては、現地のニーズに合致する形での貢献を行いたいと考えているが、自衛隊の能力を踏まえ、とりあえず政府部内では下記の援助が行えないか検討しているところ、かかる援助がUNHCRのニーズと合致するかにつきUNHCR側の考えを承知したいので、UNHCR側と協議の上、結果大至急回電ありたい。

(1) 派遣場所：主としてゴマ（ザイール）を想定

(2) 派遣期間：現在9月下旬から6か月間程度（3か月毎に要員交替）

2. 援助内容（以下は全て現段階での検討のものであり、我が国のコミットメントと受け取られることなきよう留意ありたい。）

(1) 規模：総数約300人

内訳：難民支援要員約100人、ロジ支援要員約100人（以上約200人、主としてゴマ駐屯を想定）、補給支援要員100人（主としてナイロビに駐屯を想定、C-130を常駐）

(2) 可能な業務の内訳（難民支援要員約100人によるもの）

(イ) 医療（約50人、医務官10人を含む。一日あたり約300人の患者に対応可能。簡易診療所を設置し、治療及び予防接種にあたる予定。）

(ロ) 給水（約40人、浄水装置2台及びタンク車10両を使用。一日あたり約50～60トンの給水が可能）

(ハ) 防疫（約10人）

ケニア大、国連代に転電した。

(了)

外務省 国際協力局 8月18日

限定配布

極 秘
無 期 限
部 内 号
大 至 急

※総第84017号011公館宛

⑪ 平成 21 年 8 月 18 日 秒 受付

電 信 案

電信課長 大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 総合外交政策局長 審 議 官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	※発電係 1 2 起 案 平成 21 年 8 月 18 日 起案者 電話番号 松本 2346
	協議先 ① アフリカ課 ② 難民支援室長	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 米、英、仏、加、イスラエル、寿府代 大使 総領事 あて 外務大臣 発			
件 名 ルワンダ難民支援(自衛隊派遣)			
主管・文書記号 総政局長	※電番 合第16084号	大至急 至急 普通 (優先処理)	パターン・コード 限定配布
転電 転送 転報 在 ケニア、タンザニア 国連代、OECD代	※転電番号 合第16085号	大至急 至急 普通 (優先処理)	
(ハ〇字)			
※			
08401749 大至急 BEI 等011 漢 自暗			
GB-1 外 務 省		回覧番号 807	

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

~~米、英、仏、加、イスラエル、政府代表往電（案）〔防衛庁コメントを含む〕~~

先般のルワンダ難民支援ミッションの調査の結果、ザイール等ルワンダ周辺国で難民支援活動に当たっている政府派遣団体、NGOは自らの活動への支援は全て自前で行っており、自己完結性がなければ現地では活動できないことが明らかとなったところ、右調査結果を踏まえ、我が方としては、国際平和協力法に基づく人的支援として自衛隊部隊を難民支援のために派遣する可能性を至急検討していくこととなった。

については、右検討を進めるにあたり参考としたいので、以下の事項につき責任国関係当局に対し照会の上、大至急回電ありたい。なお、我が国の自衛隊部隊の派遣の決定は最終的には現地の情勢をも見つつ行うので、責任国政府には最終決定ではない旨説明おきありたい。

内容及び右決定に至った経緯

1. 米大、英大、仏大、加大、イスラエル大

- (1) 責任国は、ザイールに難民救援のため軍隊あるいは軍人を派遣していると承知しているところ、これらの派遣要員・部隊の規模、編成の概要、展開地及び任務如何。また、活動期間は何時ごろまでを予定しているのか。また、今後どのような活動のニーズが生じることを予想しているのか。
- (2) 責任国の派遣要員・部隊は現地において如何なる法的地位（特権・免除）を享有しているのか。右地位（特権・免除）は派遣先国政府との関係ではどのように担保されているのか（派遣先国政府とMOU等何らかの合意文書がある場合には右提供方併せ依頼ありたい。また、派遣先国政府との間で何らの取極もない場合においては、現地で救援活動の調整を行っているUNHCR等国際機関との間で右に係る何らかのアレンジメントがなされているのかにつき照会ありたい。）。
- (3) 責任国派遣要員の武器携行の有無。携行している場合には、右武器の種類及び使用要領（RULES OF ENGAGEMENT）並びに右携行に関し派遣先国政府あるいはUNHCR等国際機関の了解を得ているのかにつき照会ありたい。
- (4) 責任国派遣要員・部隊と現地で救援活動を調整しているUNHCR等国際機関との関係如何。具体的には、責任国派遣要員・部隊の活動の契機（UNHCR等国際機関の要請等）如何。また、責任国派遣要員・部隊はどの程度当該国際機関の調整に服しているのか。例えば、派遣要員の撤収あるいは貴国の救援活動の中断に当たり国際機関の了解を得ることとなっているのか。

- (5) UNHCRはザイル等ルワンダ周辺国において各国政府及びNGOが行っている救援活動を調整していると承知しているところ、貴任国は具体的にどのような調整を受けたか。特に、UNHCRの現地における救援活動に関する調整は、貴任国としての活動実施に当たり十分なものと評価しているか。
- (6) 貴任国派遣要員については、派遣に当たりどのような予防接種^{予防接種}（内服）をどのような期間で実施しているのか。あるいは貴任国軍隊においては、一般的に、具体的任務如何に拘らず予め予防接種済であるのか。

2. 寿府代

- (1) UNHCRはザイル等ルワンダ周辺国において各国政府及びNGOが行っている救援活動を調整していると承知しているところ、右調整の具体的内容如何。具体的には現地において行われる救援活動に対しUNHCRはどの程度の調整権限を有しているのか、救援活動はUNHCRの調整の下に行われているが、UNHCRは個々につき具体的指示を出していないと承知しているところ、右理解にて差し支えないか。
- (2) UNHCRは現地の救援活動に対するニーズをどのように把握するのか。また、上記ニーズを踏まえ、UNHCRはどのように各国に各々役割を分担させているのか。特に各国の役割が競合した場合若しくは新たな現地ニーズが生じた場合等にはどのような対応をしているのか。
- (3) 各国政府からの派遣要員は現地において一定の地位を享有していると思われるが、右地位を確保するに当たりUNHCRは現地政府との関係で何らかの役割を果たしているのか。あるいは各国が個別に現地政府との間で合意を結んでいるのか。

ケニア、~~ザイール~~ ^{ザイル}、タンザニア、国連代、OECD代に転電した。

本電宛先：米、英、仏、加、イスラエル、寿府代

(了)

主管課長室 運用

極秘

大 政事外儀官
大 務務 典房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

総 番 号 R166688

主 管

政 北 経 原 査 総 外
代 ア 大 大 察 話 研
表 大 使 使 大 審 長

月 19日

寿 府 代 発

平成 6年 8月 20日

本 省 着

総合外交政策局長

総 議 対 会 要 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ 図

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣）

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

第4382号 極秘 大至急

総 審 総 安 策
長 企 図

(限定配布)

軍 審
審 軍 不 原 科

18日付貴電総長第2266号及び同合第16084号に関し、

国 審 専 人 報 地

1. 19日、三好は、UNHCR本部にルワンダ・オペレーション特別ユニットのDE ALMEIDA E SILVA上級職員を往訪し、冒頭貴電の調査事項につき照会すると同時に、自衛隊派遣等について協議を行なつたところその概要以下のとおり（先方：ササエ特別顧問同席）。

ア 審 地 中 東
長 参 北 東 西

(1) UNHCRが本部及び現地において行なっていることは、各国政府あるいはNGOと緊密な連絡をとり、情報を可能な限り集めて、これを調整することである。具体的には、どの地域・分野でニーズがあるか、あるいはなくなつたかを、現地事務所を通じはあくし各方面にお知らせすることで、個々の問題につき具体的な指示を出しているということではない。各国に支援をよびかけ協議を行なつてはいるが、役割分担の割り振りを行なうまでには至っていない（当館注：競合した場合は、要するに「早い者勝ち」というのが現状であり、UNHCRが割つてはいるまでにはなっていないのが現状）。

北 米 長
審 一 二 保

中 南 長
参 一 二

欧 審 西 口 洋
長 西 東

近 ア 長
参 一 二 ア 二

経 審 総 漁 国
長 審 経 エ 国

(2) 特権免除等については現地の実態を必ずしもはあくできていないので、現地調査される際、確認していただけるとありがたい（70年代等に各国に事務所を開設するに当たっては、一応相手国の同意を取り付けている山）。人道援助物資に対する課税等の免除については本年7月23日付ザイル副首相発オガタHCあて書簡の中で言及されているので同書簡の写し（別FAX信）をごらんいただきたい。（当方より米軍等の武器の携行につき照会し（のに対し）モザンビークでのオペレーション等と違い、今回のルワンダのオペレーションではサーヴィス・パッケージを自己完結型組織を有する各国にいわば「買つていただいている」ので、武器携行等の問題はそれぞれの判断に委ねており、米軍等は小型の武器は携行している由であるし、

経 審 経 エ 国
長 一 二 経 途

参 海 審 準
長 審 政 調 国 開 無

審 緊 評 技 有 理
長 審 条 協 規

情 参 国 析 折 調 セ
長 一 二

H
C
R

制服もそのまま着用している。

(3) 現時点でのニーズは率直に申し上げて、地域としてはゴマよりブカヴ／ウベラが高く、セクター別には水・いりよう分野より (i) 道路修復 (ii) キャンプ施設等の建設整備 (iii) 衛生分野 (地面が火山質でかたいところ、そこにトイレのためのあなをほる必要がある) (iv) 自給完結性のあるトラック輸送隊にプライオリティーがある。

(4) 22日の仏軍の安全地帯からの撤退後の情勢にもよろうが、オペレーションの重点は、取りあえずカンフル注射を打ったゴマから、ブカヴ／ウベラ方面へ移りつつある。すでにドイツのいりよう関係者250-260人がゴマからブカヴに移動し始めているし、またアルゼンチンから10-15人のいりよう関係者が新たにブカヴに派遣される見通しである。AN124が離着陸できるゴマ空港、またC5の離着陸するキガリ空港と違い、ブカヴの空港はC130がせいぜいのところであり、装備品等運び入れるにはキガリから陸路輸送するか (この道路は比較的よい)、ゴマから陸路輸送するか、キヴを経由でゴマから運ぶしかない。他方、ゴマからブカヴへの道路は部分的に相当破かいされており、この道路の修復を行なつていただくと (仏がゴマ空港のかつ走路の修復を行なっているのみ) 人道援助関係者にとっては大変ありがたいものとなる。みずうみ経路については現にWFPが食りよう輸送のためボートを少なくとも3そう有している (一そう当たり500トンとう載可) と承知している。

(5) C130については現在独、英、ニュージーランド、加、オランダ、UNAMIR等から8機の提供を受けているが、ニュージーランドからの提供が8月末を以て終わるほか、他国からの提供も9月初めに相次いで期限切れとなるところ、日本にも助けていただけるとありがたい。

(6) (ゴマでの水分野の米国の活動が9月始めには終わるやに出いてているが、その後をだれが引き継ぐことになつているのかと照会したところ) 現在まさにUNHCRと米同等の間で協議を行なっている最中であり、最終決定には至っていないものの米側は民間会社に委ねるようなことを言っている (当館注: ゴマでの水の分野は取りあえずニーズが満たされているものの、米国とバイで引き継ぎにつき協議する余地はあると思われる)。

2. なお、後刻ササエ特別顧問より、前々日オガタHCの指示に基づきUNHCRの活動のうち優先度の高い地域・分野について、ヴァルター副高等弁務官、フイーナ官房長を交え内部で協議を行つた際、副高等

極秘

弁務官が以下の通り述べていた旨連絡越したところご参考まで。

(1) 日本政府に対しては、率直に現地のニーズにつきご説明する必要がある。他方で、最終的には政府がお決めになることであり、いずれにせよUNHCRはできるだけの協力をおしまない所存である。

(2) 近く第2次調査団が現地入りされると聞いているので実際のところをよく見ていただくのがよからう。
本電のみ米、英、仏、カナダ、イスラエル、ケニア、ザイール、タンザニア、国連代、OECD代に転電した。(了)

GV5998

FAX信

大至急

秘

総番号 R166674

月 19日

平成 6年 8月 20日

寿府代 発
本省 着

主管

総平

外務大臣殿

遠藤大使

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣）

FAX信 秘 大至急

往電第4382号別FAX信

（以下FAX送信 GV5998-03）

94年 8月19日 22:13

事務局代表部B

INCOMING
FAX MAIL

GV5998JBW- 01/ 03

NATIONS UNIES
HAUT COMMISSARIAT
POUR LES RÉFUGIÉS

Délégation régionale
pour l'Afrique Centrale



GV : 5998- 1
UNITED NATIONS
HIGH COMMISSIONER
FOR REFUGEES

Regional Office
for Central Africa

FAC-SIMILE
FEUILLE DE TRANSMISSION

A : UNHCR-GENEVE

DATE : le 23 juillet 1994

ATTENTION : Mr. FOUTINAT

41 22 739 8735

FAX No. : 41 22 739 8440
41 22 739 9546

cc: M. BWAKIRA, M. LIRIA FRENCH, AKUDJENOU, TSHITUNGU

DE : H. EDONGO, Délégué Régional pour
l'Afrique Centrale, Zaïre.

NOMBRE DE PAGE(S) : 2

KINFAX REF : ZRE/HCR/FAX/0137
VOTRE REF :

OBJET : Lettre de Mme le Haut-Commissaire au Président MOBUTU

TEXTE :

Comme suite à notre fax ref. zre/hcr/fax/0136 de ce 23 juillet 1994
relatif au sujet en objet je vous prie de trouver en annexe copie d'une
lettre que je viens de recevoir du Vice Premier Ministre. L'original vous
parviendra par valise.

Je vous remercie de votre attention et de votre collaboration.

AC: AF00

CHC 100-AF40

100-AF40

100-AF40

100-AF40

HCS0

REDIGE PAR :

DACT. PAR :

AUTORISE PAR :

République du Zaïre
Vice-Présidence chargée des Réformes Institutionnelles
Ministère de la Justice et
Garde des Sceaux



Le Cabinet
du Vice - Premier Ministre

GV: 5998- 2

Kinshasa, le 23/07/94.

Transmis copie pour information :

- A Monsieur le Secrétaire Général
des Nations Unies à
NEW YORK
- A la Mission Permanente du
Zaire à GENEVE / SUISSE.
- A la Mission Permanente du
Zaire à
NEW YORK.-

A Madame SADAOKO OGATA
Haut Commissaire des Nations
UNIES pour les Réfugiés.
P O Box 2 500
C E - 1 211 GENEVE 2
Dépôt - SUISSE

Madame le Haut Commissaire,

Le Gouvernement de Transition de la République du Zaïre a été saisi de la lettre que vous avez bien voulu adresser au Président de la République le 21 juillet 1994 en rapport avec le drame qui frappe le Rwanda et le flot massif des Réfugiés qui arrivent dans l'Est du Zaïre, ajoutant ainsi à la détresse déjà très grande et plaçant notre Pays dans une situation des plus difficiles.

Le Gouvernement remercie Madame le Haut Commissaire des Nations Unies pour les Réfugiés, non seulement pour l'hommage rendu à l'attitude généreuse des Autorités et du peuple zaïrois qui ont ouvert et entendent maintenir ouvertes leurs frontières aux Réfugiés, en dépit des conséquences, mais aussi pour les efforts déployés par votre Office pour porter secours aux victimes de ce drame.

Le Gouvernement a décidé d'accéder à votre requête et d'autoriser non seulement une augmentation du trafic aérien humanitaire à GOMA, mais aussi de donner priorité aux vols des avions acheminant l'assistance en nourriture, en biens d'assistance et en médicaments.

De même il a été décidé que l'importation de l'assistance humanitaire soit exemptée des droits et taxes, des royalties et autres frais.

94年 8月19日 22:15

寿府代表部B

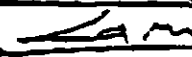
GV5998JB- 03/ 03

GV: 5998- 3

- 2 -

Je vous prie de croire, Madame le Haut Commissaire,
en l'assurance de ma parfaite considération.-

POUR LE 1er MINISTRE


Gérard KAMANDA wa KAMANDA

Vice-Premier Ministre
Garde des Sceaux.-

(3)

大 使 席
次 務 参 事 官

通 番	-	日 付	平成 6 年 8 月 19 日
受 信 者	外務省 国際平和協力室 松本様宛 FAX番号 ()-()-()		
発 信 者	在ジュネーブ代表部 三好 啓 (MIYOSHII)		
件 名	事務連絡		

ミッションに出られる方のスケジュールに合わせたいと思ひ。
送らせたいところもある。――

19/08/94 16:37 UNHCR GVA - FUND RAISING - 047883811

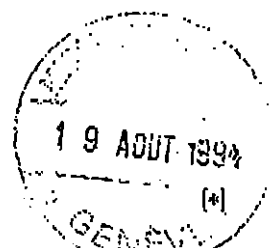
NO.012 P001

TO: Mrs. Miyoshi

Rwanda Burundi Emergency

Update 14 - 18 August, 1994

1. UNHCR/Bukavu confirmed at the end of the afternoon that 7,000 Rwandese crossed the border today (18 Aug) - 2,000 did so yesterday. In order to increase the quantity of relief items available for a possible larger influx into Bukavu and for possible distribution within Southwestern Rwanda, a special UNHCR airlift to Kigali starts this Saturday. French and US-donated aircraft as well as UNHCR-chartered planes will transport water tankers, plastic sheeting, soap, blankets and kitchen sets from different locations in Europe and Africa into Kigali (jerry cans will be trucked from Kampala). Thirty-three aircraft will be involved in this operation, which will be concluded by 28 August. The special airlift effort is in addition to the regular airlift into Kigali, Goma and Bukavu with aircraft contributed by several donor countries.
2. There are 42 UNHCR international staff in Rwanda deployed in five offices: Kigali, Gisenyi, Gikongoro, Butare and Cyangugu. A sixth office, in Kibungo, opened yesterday (17 Aug) and a presence in Byumba is under consideration. Action in Rwanda is coordinated with UNAMIR, UNRWO, other UN agencies, ICRC, IOM, NGOs and UN human rights observers and monitors. Such a humanitarian network is necessary to ensure proper assistance and protection of returnees, particularly those belonging to vulnerable groups.
3. Today (18 Aug) UNHCR trucks delivered medical kits in Gikongoro (within the security zone in the South West), while five others went to Butare with blankets, jerry cans, plastic sheeting and high protein biscuits. CARE distributed the medical kits and the sisters of Mother Tereza are assisting vulnerable cases in Gikongoro, the only people currently in the town. African Humanitarian Aid is providing medical care and final health screening near Kigali for those returnees coming from Ruhengeri to the Rwandese capital.
4. UNAMIR, UNRWO, UN agencies and NGOs are in Cyangugu, to where large numbers of Rwandese, mostly Hutus who have been in the South-Western security zone, have flocked. In an interview today (18 Aug) SRSG Khan said that there is a significant humanitarian operation in the Cyangugu region with shelter, food, water, transport and health facilities for 150,000 people. 'We hope we can persuade them to stay rather than go over to Bukavu,' he said. The SRSG called the crisis 'critical but not yet



catastrophic.'

5. In order to counter the campaign - mostly by word of mouth - spread by people coming from the camps in Zaire, delivering messages of fear to those in the security zone, UNAMIR is starting to distribute leaflets in the local language. The UN-facilitated visits to the area by Ministers of the new Rwandese government continued and yesterday (17 Aug) three of them addressed crowds in the Gikongoro area, receiving a much friendlier reception than they had in Kibuye on Sunday (14 Aug). UNAMIR troop building continued and Ethiopian soldiers (300 had already arrived in Kigali by 17 Aug) are to be deployed almost immediately to the zone. The prospect is that UNAMIR will have 3,000 troops in Rwanda by 22 August.

6. Meanwhile in Bukavu and Uvira (now with 19 and 15 international staff, respectively) actions continue to improve the conditions of those refugees already there and to prepare for new arrivals. Of the estimated 320,000 refugees in Bukavu, 100,000 are in need of immediate assistance. Of these, 50,000 are in nine camps and the others in Bukavu town. As a result of WFP food airlift and use of land routes, the food situation is improving, but the pipeline needs to be more firmly established and distribution has to reach a larger number of beneficiaries. With that objective, corn soya blend (CSB) is going to be used to start a soup kitchen in town to assist vulnerable groups.

7. The implementation of assistance has gained momentum with a break-through in the identification of new and larger sites. However, more are needed and UNHCR site planners have been discussing with local authorities the identification of new areas and looking into ways to overcome physical limitations. Refugees are anxious to move to camps, as reported by Bukavu Emergency Team Leader A. Moussa: 'with the onset of the rainy season, refugees want to move to sites in order to receive plastic sheeting and food.' Water is a problem in existing sites and distribution is not properly organized. While UNHCR has been transferring refugees to current available sites, only 22 trucks are available and more are necessary both to transport non-food items and refugees.

8. RBA Director Morjane left Geneva last night (17 Aug), after chairing an information meeting with Geneva-based Missions. This afternoon he had a meeting in Kigali with the Rwandese Prime Minister. After Kigali he will proceed to Bukavu and Goma. On 23 August he will be in Bujumbura to meet UNHCR representatives in Rwanda, Zaire, Burundi, Tanzania, Uganda as well as heads of offices in Goma and Bukavu. The mission concludes with meetings in Kinshasa and with the OAU in Addis Ababa.

9. Security of refugees and of humanitarian aid workers in the Goma region has become an issue of serious concern. As previously reported, last week's unrest in Goma town left eight local inhabitants dead. As a result of food riots, food

distribution was suspended for one day at Kibumba camp last week and yesterday (17 Aug) at Katale and Kibumba camps after looters attacked those camps and refugee youths looted a food storage.

10. In addition, there are protection problems which arise from the presence of Rwandese Military Forces (FAR) in camps and surrounding areas. Such heavy military presence has had a negative impact on food distribution as well as on refugees' attitudes towards repatriation. UNHCR is discussing with local Zairean authorities and ICRC, as well as FAR representative, an alternative camp site for the military.

11. During the information meeting held yesterday (17 Aug) RBA Director asked for the observation of a minute of silence in honour of UNHCR Field Officer Jose Lopez Herrera, killed in northern Burundi last Saturday (13 Aug). A similar homage took place at UNHCR Headquarters during a meeting of the Senior Management Committee (SMC) chaired by the DHC.

12. Priorities for donors' in-kind contributions were listed by FRS: long-haul air transport capacity from Europe to region, jet A1 aviation fuel, self-contained truck fleets, heavy equipment for site preparations and burials, plastic/rubber water bladders, light vehicles and ambulances 4x4, and essential drugs and medical supplies. The 'Guidelines on Contributions to UNHCR for the Rwanda/Burundi Emergency' was also distributed.

極秘

米

大 政事(外儀)官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

総議対会要厚情研
察人(信在警史オ図)

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移 参政保対旅外

審 審総安平

長 企(国)

審 審軍不原料

(国) 審行専人難地

長 ア 審地中東

長 参北東西

(北米) 審一二(保)

(中南) 参一二

長 審西ロ洋

長 西東

(近ア) 参一二(ア)

長 審総漁国

経 審経エ国

長 一ネ二

経途

参海 審準

経協長 審政調関開無

審緊評技有理

(参長) 審条協規

(情長) 参国析析調セ

総 番 号 R166800

月 19日

平成 6年 8月 20日

米 国 発
本 省 着

主 管

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民支援 (自衛隊派遣)

第7294号 極秘 大至急

(限定配布)

貴電総長合第16084号に関し、

1. 本件についてはなお国防省側に照会中のところ、取りあえず派遣要員の現地ステータスにつき同日本部
サコダ部員が回答越したところ次のとおり。

法的地位については、ルワンダ、ウガンダ及びザイールとの間に口上書の交換による合意が存在しているが、
同地における米軍のプレゼンスは一時的なものである、同合意も一時的 (ルワンダの場合には3ヶ月間。
更新可) かつ基本的な内容となっており、米軍が駐留するに際して通常結ぶいわゆる地位協定の形とはなつ
ていない。

2. 同部員より送付越したウガンダ及びザイール各政府あて口上書発出訓令、7月27日付けルワンダ政府
(首相名にて署名) 回答、及び在ザイール米大よりザイール政府が本口上書を受理し7月22日付けで合意
が成立した旨の報告を別FAX信 (本省接到後極秘に指定換え願いたい) にて送付する。

本電のみケニア、ザイール、クンザイニア、国連代、OECD代、英、仏、加、イスラエル、ジュ府代に転
電した。(了)

WS7253

FAX信

大至急

総番号 R166816

月 19日

平成 6年 8月 20日

米 国 発
本 省 着

主 管

総 平

外務大臣殿

栗山大使

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣）

FAX信 秘 大至急

（以下FAX送信 WS7253-0.4）

94年 8月19日 21:09

在米大使館 A

WS7253JAW- 01/ 04

(在ウガンダ米大使館訓令)

CONFIDENTIAL

WS:7253

往電第 7294 号別FAX信

JOINT STAFF
INFO SERVICE CENTER

CONFIDENTIAL

SUBJECT: PROPOSED AGREEMENT IN CONJUNCTION WITH
HUMANITARIAN CRISIS CAUSED BY THE OUTFLOW OF REFUGEES FROM
RWANDA.

REF: A) USCINEUR DTG 200035Z JUL 94

1. CONFIDENTIAL - ENTIRE TEXT.
2. THIS IS AN ACTION MESSAGE. SEE PARAGRAPHS 5 AND 6.
3. SUMMARY: EMBASSY IS REQUESTED TO PROVIDE A DIPLOMATIC
NOTE (PARA 5) TO THE GOVERNMENT OF UGANDA TO OBTAIN
ADMINISTRATIVE AND TECHNICAL STATUS FOR U.S. PERSONNEL
DEPLOYED TO UGANDA IN SUPPORT OF THE HUMANITARIAN RELIEF
OF RWANDAN REFUGEES. SEE PARAGRAPHS 5 AND 6. USCINEUR
HAS CLEARED AN EXECUTE ORDER FOR SITE ASSESSMENT TEAM TO
ENTEBBE KAMPALA AND OTHER POTENTIAL SITES IN UGANDA IS
CONNECTION WITH THIS OPERATION. DEPARTMENT WISHES TO
ENTER INTO A STATUS OF FORCES AGREEMENT WITH THE
GOVERNMENT OF UGANDA. END SUMMARY.
4. BACKGROUND. AS PART OF THE CONTINUING HUMANITARIAN
CRISIS IN AND AROUND RWANDA HUMANITARIAN RELIEF EFFORTS
WILL OPERATE FROM AGREED SITES IN UGANDA.
5. ACTION REQUEST: DEPARTMENT REQUESTS EMBASSY DELIVER A
DIPLOMATIC NOTE BELOW TO APPROPRIATE UGANDA GOVERNMENT
OFFICIALS PROPOSING TO EFFECT A GOVERNMENT-TO-GOVERNMENT
STATUS OF FORCES AGREEMENT FOR THESE HUMANITARIAN EFFORTS
IN UGANDA. DEPARTMENT WANTS TO COMPLETE EXCHANGE OF NOTES
AS SOON AS POSSIBLE. U.S. FORCES ARE ALREADY ON THE
GROUND AT ENTEBBE AND MORE ARE ARRIVING EACH DAY.

BEGIN TEXT:

(COMPLIMENTARY OPENING)... I HAVE THE HONOR TO REFER TO

RECENT DISCUSSIONS BETWEEN OUR TWO GOVERNMENTS REGARDING
THE STATUS OF U.S. MILITARY PERSONNEL AND CIVILIAN
EMPLOYEES OF THE DEPARTMENT OF DEFENSE WHO MAY BE PRESENT
IN UGANDA IN CONNECTION WITH HUMANITARIAN EFFORTS
INCLUDING THOSE PRESENTLY ONGOING AND OTHERWISE WITH
RESPECT TO THEIR OFFICIAL DUTIES AS WELL AS FUTURE
ACTIVITIES. I HAVE THE HONOR TO PROPOSE THAT SUCH
PERSONNEL BE ACCORDED A STATUS EQUIVALENT TO THAT PROVIDED
TO THE TECHNICAL AND ADMINISTRATIVE STAFF OF THE U.S.
EMBASSY. IF THE FOREGOING IS ACCEPTABLE TO YOUR
GOVERNMENT, I HAVE THE FURTHER HONOR TO PROPOSE THAT THIS
NOTE TOGETHER WITH YOUR REPLY, SHALL CONSTITUTE AN
AGREEMENT BETWEEN OUR TWO GOVERNMENTS EFFECTIVE FROM THE
DATE OF YOUR REPLY. (COMPLIMENTARY CLOSE). END TEXT.

6. UGANDA RESPONSE SHOULD READ AS FOLLOWS:

A. I HAVE THE HONOR TO BRING TO EMBASSY NOTE (NUMBER AND
DATE) WHICH READS AS FOLLOWS: (TEXT OF US NOTE). I HAVE
THE FURTHER HONOR TO ACCEPT YOUR PROPOSAL ON BEHALF OF MY
GOVERNMENT. THEREFORE THIS NOTE AND YOUR NOTE CONSTITUTE
AN AGREEMENT BETWEEN OUR TWO GOVERNMENTS, WHICH SHALL BE
EFFECTIVE THIS DATE.

7. DEPARTMENT REQUESTS THAT EMBASSY REPORT UGANDAN
RESPONSE AND CONFIRM THAT THE PROPOSALS FOR AN
GOVERNMENT-TO-GOVERNMENT AGREEMENT ARE ACCEPTABLE TO THE
GOVERNMENT OF UGANDA. END ACTION REQUEST.

8. UPON EXCHANGE OF NOTES, EMBASSY IS REQUESTED TO SEND
ORIGINAL OF THE UGANDAN NOTE AND CERTIFIED COPY OF THE US
NOTE TO DEPARTMENT OF STATE L/T ROOM 5420 (ATTN: LALLDER).

9. DEPARTMENT OF STATE POINT OF CONTACT ARE

CONFIDENTIAL

PAGE 1 OF 1
231840Z JUL 94

94年 8月19日 21:09

在米大使館 A

WS7253JAN- 02/ 04

(在ザール米大使館訓令)

CONFIDENTIAL

JOINT STAFF
INFO SERVICE CENTER

WS:7253-

EMPLOYEES OF THE DEPARTMENT OF DEFENSE WHO MAY BE PRESENT IN ZAIRE IN CONNECTION WITH HUMANITARIAN EFFORTS. AND OTHERWISE WITH RESPECT TO THEIR OFFICIAL DUTIES, PRESENTLY ON GOING NOW. I HAVE THE HONOR TO PROPOSE THAT SUCH PERSONNEL BE ACCORDED THE SAME STATUS AS PROVIDED TO THE TECHNICAL AND ADMINISTRATIVE STAFF OF THE U.S. EMBASSY. IF THE FOREGOING IS ACCEPTABLE TO YOUR GOVERNMENT I HAVE THE FURTHER HONOR TO PROPOSE THAT THIS NOTE, TOGETHER WITH YOUR REPLY, SHALL CONSTITUTE AN AGREEMENT BETWEEN OUR TWO GOVERNMENTS EFFECTIVE FROM THE DATE OF YOUR REPLY. (COMPLIMENTARY CLOSE). END TEXT.

6. ZAIRE RESPONSE SHOULD READ AS FOLLOWS:

A. I HAVE THE HONOR TO BRING TO EMBASSY NOTE NUMBER OF DATE, WHICH READS AS FOLLOWS: (TEXT OF US NOTE)' YOUR PROPOSAL. I HAVE THE FURTHER HONOR TO ACCEPT YOUR PROPOSAL ON BEHALF OF MY GOVERNMENT. THEREFORE, THIS NOTE AND YOUR NOTE CONSTITUTE AN AGREEMENT BETWEEN OUR TWO GOVERNMENTS WHICH SHOULD BE EFFECTIVE THIS DATE.

7. DEPARTMENT ALSO REQUESTS THAT EMBASSY REPORT ANY ZAIRE RESPONSE AND CONFIRM THAT THE PROPOSALS FOR AN GOVERNMENT-TO-GOVERNMENT AGREEMENT ARE ACCEPTABLE TO THE GOVERNMENT OF ZAIRE. END ACTION REQUEST.

8. UPON EXCHANGE OF NOTES, EMBASSY IS REQUESTED TO SEND ORIGINAL, ZAIRE NOTE AND CERTIFIED COPY US NOTE TO DEPARTMENT OF STATE, L/T ROOM 5420 (ATTN: LALLDER).

9. DEPARTMENT OF STATE POINT OF CONTACT ARE

CONFIDENTIAL

SUBJECT: MEMORANDUM OF UNDERSTANDING (MOU) IN CONJUNCTION WITH HUMANITARIAN CRISIS CAUSED BY THE ONGOING CONFLICT IN RWANDA

F: A) USCINEUR DTG 200035Z JUL 94

CONFIDENTIAL - ENTIRE TEXT.

2. THIS IS AN ACTION MESSAGE WITH A CRITICAL CANCELLATION (CCD) OF 22 JULY 94. SEE PARAGRAPHS 5 AND 6.

3. SUMMARY. EMBASSY IS REQUESTED TO PROVIDE A DIPLOMATIC NOTE TO THE GOVERNMENT OF ZAIRE IN CONJUNCTION WITH THE HUMANITARIAN CRISIS CAUSED BY THE ONGOING CONFLICT IN RWANDA, AND OTHER DEPLOYMENTS OF PERSONNEL TO ZAIRE. SEE PARAGRAPHS 5 AND 6. USCINEUR HAS CLEARED AN EXECUTE ORDER FOR SITE ASSESSMENT TEAM TO GOMA, ZAIRE. IN CONNECTION WITH THIS EXECUTE ORDER AND OTHER DEPLOYMENTS OF PERSONNEL WITHIN ZAIRE. DEPARTMENT DESIRES A GOVERNMENT-TO-GOVERNMENT MEMORANDUM OF UNDERSTANDING (MOU) AGREEMENT. END SUMMARY.

4. BACKGROUND. AS PART OF THE CONTINUING HUMANITARIAN/THREAT SITUATION WITHIN RWANDA THE EXECUTE ORDER AND HUMANITARIAN RELIEF EFFORTS ARE TO OCCUR IN AND AROUND GOMA, ZAIRE.

ACTION REQUEST: DEPARTMENT REQUESTS EMBASSY DELIVER DIPLOMATIC NOTE BELOW TO APPROPRIATE ZAIRE GOVERNMENT OFFICIALS PROPOSING TO EFFECT A GOVERNMENT-TO-GOVERNMENT AGREEMENT FOR THESE HUMANITARIAN EFFORTS IN ZAIRE. DEPARTMENT WANTS TO COMPLETE EXCHANGE OF NOTES BY 22 JULY 94.

BEGIN TEXT:

(COMPLIMENTARY OPENING)... I HAVE THE HONOR TO REFER TO RECENT DISCUSSIONS BETWEEN OUR TWO GOVERNMENTS REGARDING THE STATUS OF U.S. MILITARY PERSONNEL AND CIVILIAN

23

20

CONFIDENTIAL

PAGE 1 OF 1
2022432 JUL 94

94年 8月19日 21:09

在米大使館 A

WS7253JAW- 03/ 04

84- 1-27 : 13:02 : JNANIR - MINZAK

RAD13400M: 2

(ルワンダ政府(国))

WS:7253-

2/2

REPUBLIQUE RWANDAISE
SERVICES DU PREMIER MINISTRE
B.P. 1134
KIGALI.

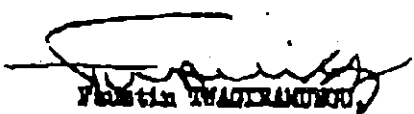
July 27, 1994.

Dear Mr. Ambassador,

I have the honor to respond to Embassy Note of July 26, 1994 which reads as follows : "I have the honor to refer to recent discussions between our two Governments regarding the status of U.S. military personnel and civilian employees of the Department of Defence who may be present in Rwanda in connection with humanitarian efforts including those presently ongoing and otherwise with respect to their official duties, as well as future activities. I have the honor to propose that such personnel be accorded a status equivalent to that provided to the technical and administrative staff of the United States Embassy."

I have the further honor to accept your proposal on behalf of my Government. Therefore, this note and your note constitute an agreement between our two Governments, which shall be effective this date for a renewable period of three months.

Sincerely,


Faustin TWAGIRAMUNGU
Prime Minister.

His Excellency
Mr. David HANSON
Ambassador of USA
KIGALI.

94年 8月19日 21:10

在米大使館 A

WS7253JA- 04/ 04

(在サミット米大報告)

UNCLASSIFIED

JOINT STAFF
INFO SERVICE CENTER

WS:7253

SUBJECT: MEMORANDUM OF UNDERSTANDING IN CONJUNCTION WITH
HUMANITARIAN CRISIS CAUSED BY ONGOING CONFLICT IN RWANDA

REF: A) USCINCEUR DTG 200035Z JUL 94 B) STATE 194346
DTG 202243 JUL 94

THE GOVERNMENT OF ZAIRE HAS RESPONDED AFFIRMATIVELY TO
OUR DIPLOMATIC NOTE (TEXT REFTEL B) REQUESTING AN
AGREEMENT ACCORDING THE SAME STATUS TO U.S. MILITARY
PERSONNEL AND CIVILIAN EMPLOYEES IN ZAIRE TO PROVIDE
HUMANITARIAN ASSISTANCE AS IS PROVIDED TO THE TECHNICAL
AND ADMINISTRATIVE STAFF OF THE U. S. EMBASSY. EFFECTIVE
DATE IS JULY 22, 1994. FIRST PERSON NOTE TO THIS EFFECT,
(NOT HOWEVER CONFORMING PRECISELY TO THE PROPOSED ZAIRIAN
TEXT TRANSMITTED PARA 6 REFTEL B) RECEIVED AFTERNOON JULY
23. COMPLETE TEXT IN FRENCH WITH INFORMAL EMBASSY
TRANSLATION WILL BE TRANSMITTED TELEGRAPHICALLY MONDAY,
JULY 26 WITH ORIGINAL ZAIRIAN NOTE AND CERTIFIED COPY OF
EMBASSY NOTE TO BE TRANSMITTED BY FIRST AVAILABLE POUCH
THEREAFTER.

YATES

BT

19

UNCLASSIFIED

PAGE 1 OF 1
232043Z JUL 94

- 注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は横岡班（内線2171、2174）に連絡願います。

限定配布

電信写

大 政 外 儀 官
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 密 長 長

政 北 経 環 査 総 外 研
代 ア 大 大 察 括 長
表 大 使 使 大 審

儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 企 国

審 審 軍 不 原 料

国 長 審 行 専 人 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

長 審 一 二

南 長 審 一 二

長 審 西 口 洋
西 東

長 審 一 二

長 審 一 二

経 長 審 密 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途 二

参 海 審 準

経 協 長 審 政 調 国 開 無
審 緊 評 技 有 理

長 審 条 協 国

長 参 国 析 析 調 セ
一 二

総 番 号 R168889

主 管

月 23日

米 国 発

平成 6年 8月 24日

本 省 着

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣・米の回答）

第7367号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電総長合第16084号に関し、

23日、国防省サコダ日本部次長より当館イトウに説明のあつたところ、概要以下のとおり。

1. 2,000名の兵員が活動中。活動期間としては、10月上旬までにはほぼ任務を終えられると見ている。

議会は10月7日を期限として資金を打ち切るとしているが、これはわれわれの状況判断とは無関係であり、また資金を打ち切られたとしてもただちに活動を中止しなければならない訳ではない。（なお、現在未だ議会から認められた資金のうち75百万ドルが残っている。）ただ10月上旬以降もキガリ、ゴマの空港に少数を残しておくこととなろう。

2. 今後の活動のニーズに関して、UNHCRが支援パッケージとして示した8項目のうち、日本に対しては基本的には米の手当していない4項目（道路確保、キャンプ施設等の整備、調理用ねん料の供給、衛生施設建設）におけるこうけんが期待されるであろう。ただし自分（サコダ）は米の手当てしていない分野がどのような状況にあるか承知していないので、全体の状況を見ているUNHCRのTOUSIGNANT司令官に照会すべきである。なお、米の担当している4項目のうち、水の確保については問題はほぼ解決された。

3. 武器は、ライフル、ピストル程度の小火器を携行している。使用に関しては、平時用のルールが適用されており、具体的には、生命の危険があつた場合に限り応戦が許される。携行に関しては派遣先国政府、UNHCR双方の了解を得ている。

4. 部隊派遣・活動の契機はUNHCRが支援パッケージとして示した要請である。全ての活動はUNHCRの調整の下にある。撤収・活動停止に際し、国際機関の了解が必要かは存じていない。UNHCRの現地

- 注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

秘
密

電信写

における調整は効果的である。UNHCRと米軍との連絡は、ゴマに米軍の設置したCIVIL MILITARY OPERATIONS CENTERで行われており、調査団もここを訪問することをお勧めする。

ケニア、ザイール、タンザニア、国連代、OECD代、英、仏、加、イスラエル、ジュ府代に転電した。

(了)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

合利工し

秘

電信写

08-034

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

長 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

審 審軍不原料

長 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

ア 審地中東

長 参北東西

長 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

長 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

長 審一二

長 審西口洋

長 西東

長 参一二

長 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

長 審総漁国

長 審経エ国

長 一ネ

長 経途

長 参海 審準

長 審政調国開無

長 審緊評技有理

長 審図協

総 番 号 R168859

月 23日

平成 6年 8月 24日

米 国 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民支援（米軍の予防接種）

第7368号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総長合第16084号に関し、

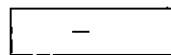
23日、国防省サコダ日本部次長より、当館イトウヘルワンダにおいて活動中の米軍用のいりよう・予防接種関連の資料を手交したところ、別FAX信にて送付する。

本電のみケニア、ザイール、タンザニア、国連代、OECD代、英、仏、加、イスラエル、ジュ府代に転電した。（了）

WS7376

F A X 信

秘



総 番 号 R168860

月 23日

平成 6年 8月 24日

米 国 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民支援（米軍の予防接種）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 WS7376-18）

往電第7368 号別FAX信

WS:7376 -1

TABLE OF CONTENTS

The Biggest Risks to U.S. Soldiers	2
How to Prevent Those Risks	3
Specific Information on the Medical Threat and Prevention	5
Safety	5
Infectious Disease	5
Diarrhea & Intestinal Problems	6
Malaria	7
Other Diseases Transmitted by Insects	8
Diseases Transmitted in Water and Soil	10
Diseases Transmitted by Animals	11
Diseases Transmitted by Human Blood and Body Fluids	11
Respiratory Disease	12
Stress	13
Climate	14
Hazardous Creatures	15
Immunization and Prophylaxis Chart	16-17

WS:7376 - 2

Quick Reference to Preventive Measures

Water & Food Precautions	6-7
Malaria Pills	7-8
Repellents & Bed Nets	8-9
Personal Hygiene	9-10
HIV & STD Prevention	11-12
Rabies Prevention	11
TB Screening	13
Stress	13-14
Immunizations	16-17

WS : 7376 - 3**THE BIGGEST RISKS TO U.S. SOLDIERS****INJURIES**

Can kill or hurt you.

IMPURE WATER

Local water is highly contaminated with life-threatening cholera and other germs that cause stomach cramps and severe diarrhea. These germs easily get on your hands.

LOCAL FOOD

Can cause serious illness and may contain parasites.

MALARIA

Is a killer!

INSECTS

Transmit many life-threatening diseases in this part of the world.

HIV (AIDS)

Will kill you slowly; you get it through sex, infected needles, and blood.

**HUMAN BODY
FLUIDS & WASTE**

Hepatitis and other diseases can be spread by contact with human waste, blood, and body fluids.

ANIMALS

May transmit rabies and other life-threatening diseases to humans.

RIVERS, LAKES

May contain parasites that penetrate unprotected skin and cause serious illness.

WS : 7376 - 4

HOW TO PREVENT THOSE RISKS

Safety first. Be alert and be cautious.

Do NOT drink or use untreated water or ice. Always wash your hands before eating.

Do NOT eat local foods. Eat only U.S. military-approved foods.

Take malaria pills as prescribed.

Use DEET repellent on exposed skin. Treat bed nets and clothing with permethrin spray. Sleep under a bed net.

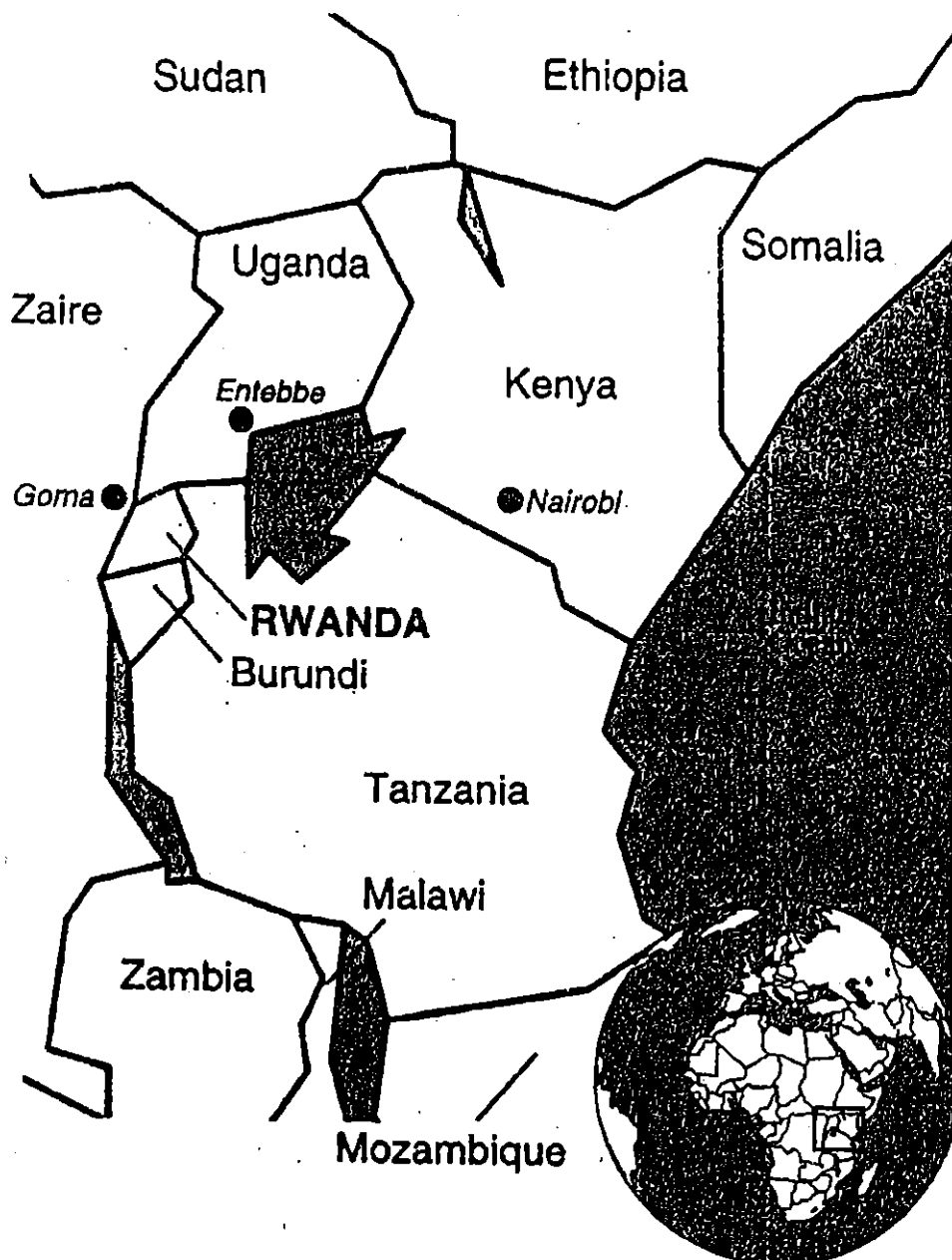
Avoid sex. Saying "no" will save your life. Wear gloves when handling blood or body fluids.

Wear gloves when handling blood, body fluids, or feces.

Avoid contact with all animals. If bitten or scratched, seek medical attention immediately.

Do NOT swim or bathe in ponds, streams, rivers or lakes. If you must wade in fresh water, make sure your skin is not exposed directly to the water.

WS:7376-5



Countries in sub-Saharan Africa have the highest concentration of serious diseases in the world. Visitors who do not take precautions will become sick. Nearly all of the health problems that are discussed in this booklet can be prevented if the following simple measures are frequently and forcefully emphasized. *Preventing disease and promoting safety are indicators of good soldier discipline.*

WS : 7376 - 6

SPECIFIC INFORMATION ON THE MEDICAL THREAT AND PREVENTION

Safety

Accidental injuries can disable or kill soldiers quickly. Heavy machinery and equipment, loaded weapons, nighttime air traffic, and motor vehicles are all opportunities for disaster if safety is not constantly emphasized.

You may experience jet lag during your first week in country. Jet lag occurs because the normal bodily rhythms are disrupted by changes in time zones. Fatigue, irritability, headache, reduced efficiency, and early morning wakefulness occur after landing. Exhaustion and impaired judgement may be present. These symptoms usually go away within a week.

The situation in this area is unpredictable. Soldiers need to practice a high degree of vigilance and caution while deployed.

Other Safety Tips:

Petroleum products stored in cans must be vented in warm weather. This prevents expansion of the container and explosions that cause significant injuries.

Containers used for potable water should be labeled "potable water." They should only be used for storing potable water. Never use containers that have had petroleum products in them for storing drinking water.

Grain (drinking) alcohol from nonapproved sources is often tainted with wood alcohol or other substances that can cause kidney failure, blindness, and other problems. Never consume alcohol from nonapproved sources.

Infectious Diseases

During almost all military activities, including war, large numbers of soldiers are affected by disease. Often disease will cause more casualties than bullets. Why? War and other disasters disrupt sanitation and displace large numbers of people.

WS:7376-7

This is particularly true in sub-Saharan Africa, the area you are now in. So be particularly careful. *Practice disease prevention and report immediately to medical personnel if you feel ill.* What you believe to be diarrhea or the flu may be a serious illness that needs immediate attention. Recently in Somalia, the great majority of U.S. military personnel remained healthy by preventing disease and getting medical help early.

The following are the diseases most likely to affect U.S. troops in Rwanda, Zaire, or Uganda.

1. DIARRHEA AND OTHER INTESTINAL PROBLEMS

This is the problem most likely to affect deploying personnel, if precautions are not taken. Diarrhea can be caused by bacteria (cholera, salmonella, shigella, ETEC), viruses (hepatitis A, hepatitis E), protozoa (agents that cause amoebiasis, giardiasis, cryptosporidiosis), worms (ingested as worm eggs), or toxins (food poisoning). People usually get infected by consuming food or beverages contaminated by microscopic amounts of feces. Usually there is no way to tell whether a particular meal or drink is contaminated by looking at it or smelling it.

Symptoms are diarrhea, stomach cramps, nausea, and vomiting. These can lead to severe dehydration. Diseases like typhoid fever and shigellosis can cause very high fevers. People who are sick may be contagious and should seek medical care, for themselves and to prevent other people from becoming ill.

Prevention

Treat all water for the proper amount of time before use unless it is carbonated, recently boiled, or known to be adequately purified by iodination or chlorination. Keep storage containers covered or capped and guarded. Use bottled water *only* if the seal is unbroken.

Do not use ice cubes unless their source and handling is known to be safe.

Eat only U.S.-military-approved foods. Although foods provided by natives may be intended as gifts, their safety to military personnel is doubtful. Meat, eggs, milk products, and uncooked vegetables are particularly dangerous. Fruits may be safe if you peel them yourself.

WS:7376 - 8

Only go to the bathroom in constructed latrines or other areas prepared for proper burial or destruction of wastes. Wash your hands after each use of the latrine and before eating.

Every unit should have its own field sanitation team made up of personnel from the unit itself. For further guidance on field sanitation see Army Regulation 40-5 and Field Manual 21-10.

2. MALARIA

This is one of the most important subjects. MALARIA CAN KILL!

All four types of human malaria occur in this area throughout the year. They are transmitted by mosquitoes. The most common type of malaria in this region is also the most dangerous and is called falciparum malaria. It is caused by *Plasmodium falciparum*. Malaria pills should be taken on time during and after deployment, exactly as directed, to prevent malaria.

Most soldiers do not have experience with personal protection against disease-carrying insects in this part of the world. Still, our experience in Somalia shows that with *careful prevention* and use of insect repellents, the vast majority of military personnel will return home safe and healthy.

Prevention

Take antimalarial medication on time. If you are taking doxycycline (which is on a once-a-day schedule), do *not* miss a day. If you forget to take one tablet, you cannot make up for it by taking two the next day. If you are taking mefloquine (which is on a once-a-week schedule), you should take your tablet on the same day each week to help you remember. Taking medicines on time can be life-saving.

Some soldiers have reported stomach upset when they take either mefloquine or doxycycline. These soldiers found that taking the pills with a whole glass of water or food worked well in preventing stomach upset. Some people may find that mefloquine makes them dizzy or affects their sleep. Usually these symptoms go away on their own. If you believe you are having side effects to the medication or have an allergic reaction to the medicine, seek medical advice as soon as possible. Stopping the medicine on your own significantly increases your chances of getting malaria.

WS:7376-9

Taking malaria pills will not provide 100% protection against malaria. You must also use repellents and bed nets to help prevent mosquitoes from biting you and transmitting malaria. Proper use of repellents and bed nets and proper wearing of the uniform will also protect you from many other insect-borne diseases.

Army-issue DEET insect repellent lotion for skin (NSN 6840-01-284-3982), in the green tube, is to be applied as a thin layer to all exposed parts of the body. This includes ears, face, and neck. Avoid getting it into your eyes or mouth.

Permethrin insect-repellent spray (NSN 6840-01-278-1336) in the yellow can, also known as Permanone, is to be used on clothing or fabric but *not* skin. Always follow the label instructions on the can. Permethrin should be sprayed on the outside of the uniform until it looks wet. Allow the uniform to dry completely before putting it on. Your uniform is now insect-proof for six washings or six weeks, whichever comes first. At that time, you must repeat the process to safeguard yourself against disease.

Bed nets should also be sprayed with permethrin for added protection. Bed nets should be sprayed thoroughly every two weeks. Make sure that bed nets completely surround the bed and are tucked in under the bed or sleeping bag so that insects cannot enter. All of these products are safe and effective when used correctly.

3. OTHER DISEASES TRANSMITTED BY INSECTS

a. Mosquito-Borne Diseases

Besides malaria, mosquitoes in this area transmit many other serious diseases: dengue (breakbone) fever, Rift Valley fever, chikungunya fever, West Nile fever, sindbis fever, O'nyong nyong fever, and yellow fever. Your yellow fever shot will only protect you from yellow fever.

Prevention of all mosquito-borne disease requires proper wearing of the uniform, use of Army-issue DEET repellent, and use of bed nets. Applying Permethrin to uniforms and bed nets provides additional protection. The specific recommendations are identical to those used for malaria prevention.

b. Diseases Transmitted by Flies and Fleas

Sand flies may transmit cutaneous or visceral leishmaniasis if they are carrying the parasite that causes these diseases. Cutaneous leishmaniasis

WS:7376 -10

shows up as a skin ulcer that requires medical attention. Visceral leishmaniasis produces a more generalized infection with fever, weakness, headache and muscle aches. Sand flies are more active from dusk to dawn and during the dry season. They are very tiny and do not travel far. Avoid, when possible, areas where they are active, such as animal burrows, cracks in dried mud, tree holes, and other moist, dark crevices.

Tsetse flies may transmit East African trypanosomiasis (sleeping sickness). This is another treatable disease that causes severe illness.

Onchocerciasis is transmitted by infected black flies that tend to live along fast-flowing rivers. Prolonged, untreated infection can cause skin nodules and blindness.

Flea-borne typhus and plague have been reported recently in some areas. The infected fleas are usually transported on rodents. In areas where grain is stockpiled, the potential for typhus and plague will be high unless rodent control is strictly enforced.

Although these diseases are treatable if recognized early, they are difficult to diagnose and the treatments have significant side effects. To reduce the number of rodents and insects around a bivouac site, soldiers should promptly and properly dispose of garbage and other wastes. Prevention is identical to that for mosquitoes—appropriate use of insect repellents and use of bed nets at night. Proper wearing of the uniform, in addition to using repellent properly, will provide nearly complete protection against insect-borne diseases. Seek medical attention early if you become ill, especially if you have a fever.

c. Diseases Transmitted by Lice

Lice can transmit another form of typhus called epidemic typhus. They also transmit a disease called louse-borne relapsing fever. In crowded refugee camps, people can become infested with disease-carrying lice.

Prevention and Personal Hygiene

Flies and lice breed in unclean environments. Doing what you can to keep the environment and yourself clean may help reduce this problem.

Maintenance of personal hygiene is the mark of a professional soldier. This includes bathing (in approved, safe water) as often as practical.

WS:7376 - 11

frequent hand-washing, proper dental care, and the maintenance of clean, dry clothing. If a shower is not available, sites of perspiration should be washed with a wash cloth daily. Foot powder may help prevent fungal infections.

Use of insect repellents and bed nets can help prevent transmission of louse-borne diseases. Follow the instructions on page 9.

d. Diseases Transmitted by Ticks

Ticks can transmit tick-borne relapsing fever, African tick typhus and Crimean-Congo hemorrhagic fever.

Prevention

Wear the BDU properly and use DEET and permethrin, especially when walking through grassy or wooded areas. See page 9 for instructions.

Daily personal checks and buddy checks should be done to look for ticks. If found, a tick should be removed by grasping it as close to the skin as possible and pulling gently with a steady force, taking care not to leave mouth parts in the skin. Notify your medical personnel if you have a real problem with ticks, lice, or rodents in your area.

4. DISEASES TRANSMITTED IN WATER AND SOIL

Several kinds of parasite in water and soil can penetrate human skin directly. Schistosomiasis is a disease which occurs in humans when the larval form of the parasite, which grows in freshwater snails, burrows through the skin of bathers. The larvae, after entering the skin, migrate to the person's bloodstream. They eventually grow into small worms in the blood supply of the person's abdominal cavity. There they mate with another worm of the opposite sex and produce eggs. The eggs are released into the person's intestines and are expelled with feces. When the feces of infected persons reach fresh water, the eggs are taken up by the snails, where they mature and are then ready to infect another person.

Leptospirosis, also known as mud fever, is obtained by consuming or contacting water contaminated with infected animal urine.

Hookworm and other soil parasites also penetrate human skin and have their own complicated life cycles.

WS:7376 - 12

Prevention

Avoid swimming, wading, or bathing in bodies of water. If you must wade, make sure that you wear rubber boots, BDUs and boots, or other impervious materials to avoid direct contact with the water. Also avoid going barefoot or lying directly on the ground.

5. DISEASES TRANSMITTED BY ANIMALS

Rabies is common in animals in sub-Saharan Africa, including dogs and livestock. Rabies is transmitted directly by the animal through a bite or scratch. If an animal bites or scratches you, seek medical attention as soon as possible.

Wild and domestic animals can transmit other diseases to humans either by direct contact, by releasing particular germs or parasites into the water and soil, or by being consumed as food. Brucellosis, also known as undulant fever, is found in inadequately cooked meat and unpasteurized milk, cheese, and other dairy products. Tapeworms and other parasites may also be present in meat and cannot be detected by most individuals. Q fever and anthrax can occasionally be obtained through contact with animals in the area.

Prevention

Disease transmission from animals can best be prevented by avoiding animals whenever possible, avoiding their areas of habitat or burrows and not adopting "pets." When animals must be handled, use rubber or latex gloves.

6. DISEASES TRANSMITTED BY HUMAN BLOOD OR BODY FLUIDS

Sexually Transmitted Diseases

Acquired Immunodeficiency Syndrome (AIDS) is very common in this part of the world, and especially in prostitutes. Getting AIDS will kill you! One local study found that 3 out of 4 prostitutes had HIV (human immunodeficiency virus, the cause of AIDS). Other sexually transmitted diseases are common. Gonorrhea and other forms of urethritis or "drip," syphilis, chancroid, warts, herpes, and hepatitis B infection occur at a very high rate.

WS : 7376 - 13

Abstaining from sexual contact will completely prevent sexually transmitted diseases. In this part of the world, not having sex may save your life.

Other Diseases Transmitted by Blood or Body Fluids

HIV is the disease most known to Americans for being transmitted by blood or body fluids. Viral hepatitis, particularly types B and C, are also transmitted this way and even more easily than HIV. Hepatitis is an infection of the liver, and its symptoms, which last 1 to 3 weeks, include fever, intestinal discomfort, diarrhea, and jaundice (yellow skin). Many infected people will continue to carry the virus long after they recover and can pass hepatitis on to others, usually through sexual or blood contact.

Other less common but deadly viruses, such as Ebola and Marburg viruses, may be transmitted by blood and body fluids. These two agents cause the disease known as African hemorrhagic fever.

Prevention

The same precautions doctors and nurses use for handling blood and body fluids will also work successfully for you. Avoid contact with another person's blood or body fluids when possible. If this is not possible, wear latex or rubber gloves to handle this material.

Avoid tattoo parlors and needles (other than used by U.S. medical personnel) and avoid sharing toothbrushes, shaving items, or eating and drinking utensils. Handle sharp objects with care. If you are accidentally cut or stuck with a contaminated needle or other sharp object, immediately wash the area with clean water and report for medical care.

The hepatitis B vaccine is very effective. All health care and graves registration workers should have received the 3-shot series. Others who are at high risk of infection, for example because of sexual contacts, should receive the vaccine.

7. RESPIRATORY DISEASE

Respiratory diseases can be highly contagious, particularly in crowded conditions. Some diseases can be transmitted rapidly by the respiratory

WS:7376 -14

route, such as colds and sore throats. Others, like tuberculosis (TB), can slowly progress so that you may not be aware of them until months or years after the initial contact. In sub-Saharan Africa, tuberculosis is common among the local populace.

Meningococcal disease is also spread by the respiratory route. Tiny droplets from the nose or throat of infected persons contain the bacteria that can be transferred to uninfected persons. These bacteria can be carried by the bloodstream throughout the body, causing a severe infection. It can also produce meningitis by infecting the lining that normally protects the brain and spinal cord.

Prevention

Respiratory transmission of disease is hard to prevent but can be reduced if individuals avoid coughing or sneezing on others. Sleeping head to toe with roommates is more effective than sleeping head to head in preventing the spread of respiratory illnesses.

At the time of deployment, soldiers should have the results of a TB skin test (PPD) recorded on their medical records within the last year and get re-tested at least 3 months after leaving Africa.

The meningococcal vaccine given to U.S. soldiers protects against the strains of meningococcus that most often cause epidemics in sub-Saharan Africa.

STRESS

Everyone is subject to stress and reacts to it. Stress can affect us physically and mentally, thereby affecting individual and unit performance. Managing stress effectively can promote success. However, prolonged stress or very stressful events may erode our ability to cope. Intense events, such as involvement with dead, dying, or suffering people, are among those situations that soldiers may find most challenging. Even the most tough or seemingly stable among us may be deeply affected by these types of events. Others may seem to manage them more easily. Home problems, troubled relationships, economic strain, general uncertainty, and other concerns may affect most of us sometimes and may contribute to overall stress during deployment. Stresses do not replace each other—they add to one another.

WS:7376 15

Individual stress can be managed effectively. It is important to personally identify those situations that are most stressful. The care, concern, and interest of leaders and other unit members is a powerful tool for lessening the effects of stress. Discuss the issues you are most concerned about with someone you trust, such as a friend, chaplain, or medic. Communications by phone or letter with those who are important to you back home can help resolve lingering worries. Find positive ways of relieving or balancing stress, such as through sports, games, or hobbies. Achieving some moments of relative privacy and taking advantage of opportunities for MWR can be valuable for some individuals. Even a moderate change in daily routine can help relieve stress and boost one's ability to cope.

High amounts of stress can also sometimes undermine unit cohesion and contribute to tension, misconduct, lowered performance, and even substance abuse. The source(s) of stress and problems related to it must be addressed. Debriefing and command sensing sessions are excellent opportunities for leaders and soldiers to talk with each other and to develop closer working relationships. Clear information and adequate mission knowledge are essential preventive tools in the management of stress within units. In the case of a challenging humanitarian mission, soldiers may cope best if they feel that their participation makes a meaningful difference.

No two soldiers or units will manage stress in the exact same manner. However, it is important to take an active role in managing stress in ways that best serve you and your unit.

CLIMATE

Although Rwanda, Uganda and Western Zaire are near the equator, their mountainous terrain causes the temperature to be moderate. July-September and January-March are dry seasons and the other two seasons are wet with frequent flooding.

Prevention

Avoid dehydration and heat injuries. Be alert to drink more fluids when the weather is warm or hot. Reduce problems related to sun exposure by using sunglasses, sunscreen (SPF 15 or higher) and lip protection.

WS : 7376 - / 6

Cold temperatures can occur in the higher elevations, particularly at night, so extra warm, dry clothing may be important. Never sleep inside a closed vehicle or tent while a heater is on without making sure that there is adequate ventilation.

HAZARDOUS CREATURES

Poisonous snakes are found in Zaire, Uganda and Rwanda and include the green mamba, the boom slang, and various adders, vipers and cobras. Centipedes, scorpions, brown recluse spiders and black widow spiders are also found in this area.

Prevention

Avoid all snakes and venomous insects. Military personnel should not go barefoot, sleep directly on the ground, or put their hands or feet in crevices or holes. Keeping these animals as pets is prohibited. If a soldier is bitten by a snake, being able to describe the snake is sometimes helpful. Some snakes are extremely aggressive. Therefore, do not try to capture the snake for identification purposes.

All snake bites and scorpion stings need to be reported immediately to medical personnel because they can be rapidly fatal.

WS:7376 17

IMMUNIZATIONS AND PROPHYLAXIS

Tetanus vaccine	A booster is recommended every 10 years; every 5 years when treatment is given for a "dirty" wound.
Typhoid vaccine	A booster is required if more than 3 years (for the shot) or 5 years (for the oral vaccine) since the last dose.
Yellow fever vaccine	A booster is required if more than 10 years since last dose.
Immune globulin	It should be given to all deployed to prevent hepatitis A.
Hepatitis B vaccine	All health care workers and grave registration workers must receive this 3-shot series. Others at high risk of infection are encouraged to receive it as well.
Rabies vaccine	Animal handlers and Special Forces personnel should receive the pre-exposure rabies vaccination series.
Meningococcal vaccine	Once as an adult (for most soldiers, this was given in basic training).
Measles & Rubella vaccine	A one-time booster is recommended for soldiers born after 1956. They are currently given during basic training.
Polio vaccine	A one-time adult booster is recommended for soldiers, which is usually given during basic training.

These vaccines are currently not recommended.

Cholera vaccine	The licensed cholera vaccine is not very effective, requires a prolonged series of shots, has bothersome side effects, and interferes with yellow fever immunization.
Plague vaccine	Plague vaccine is currently not available.

WS:7376

Prophylaxis

MALARIA

Multi-drug resistant
P. falciparum malaria

Mefloquine (250 mg) tablet once a week; or doxycycline (100 mg) capsule once a day for pilots. UNTIL MORE INFORMATION IS AVAILABLE, WOMEN SHOULD AVOID BECOMING PREGNANT WHILE TAKING MEFLOROQUINE OR DOXYCYCLINE.

Relapsing *P. vivax* and
P. ovale malaria

Primaquine (15 mg) one tablet once a day for 14 days after leaving the malarious area.

TUBERCULOSIS

Soldiers should receive a skin test (PPD) for tuberculosis before deploying and 3 months after returning to CONUS. The pre-deployment test is not necessary if a skin test result has been documented in the last 12 months.

Soldiers who are pregnant or immunodeficient should contact medical personnel as soon as possible. Immunodeficiency can be caused by some types of medicines, certain medical conditions, or by having had your spleen removed.

(3)

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外 報 官 審報際内外プ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 審総安平 (限定配布)

長 企国

審 審軍不原科

国 長 審行専人難地

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保

南 審一二

長 審西ロ洋

長 西東

近 参一二アア
ア 二二

経 審総漁国

長 審経エ国
一ネ二
経途二

参海 審準

経 審政調国開無

長 審緊評技有理

条 審条協規

情 参国析析調セ
長 一二

総 番 号 R170601

月 25日

平成 6年 8月 26日

米 国 発

本 省 着

主 管

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民支援 (自衛隊派遣・米の回答)

第7408号 極秘 大至急

(限定配布)

貴電総長合第16084号、往電第7367号に関し、

25日、当館イトウが国務省軍事・政治局国際安全保障・平和維持部ウオートン部員、国防省統合参謀本部

第5部ボルテイモア課長に照会したところ、先方説明振り以下のとおり。

1. ウオートン部員

(1) 24日時点で、エンテベに約900人、キガリに200人以上の兵員があり、航空管制・配布に従事している。ゴマでは約100人が救援物資の空輸を補助し、水その他の供給を行っているが、25日にはU
NHCRがこれを引き継ぐ。モンバサには400人があり、ロジを補助している。更に少数の補助要員がハ
ラレとナイロビにいる。

(2) 部隊の規模・編成等は米軍欧州司令部 (EUCOM) によつて決定された。EUCOMはこれらを決
定するための調査団をこの地域に派遣した。

(3) ゴマよりの撤退の後、キガリよりの1、2週間中の撤退もありうる。

(4) 議会では、10月7日を撤退期日とするBYRD修正条項が審議中である。

(5) 要員の撤収について国際機関の了解は必要ないが、任務の円かつな引き継ぎのため国際機関と緊密に
協力している。

2. ボルテイモア課長

(1) 米軍の撤退について、期日は設定していないが、国際機関等へ引き継ぐことが可能となり次第順次撤
退する方針である。

室長
席
↓ 下村へ

米

極秘

(2) ゴマにおいて救援活動をUNHCRに引き継いだ後も、CIVIL MILITARY OPERATION CENTER等に少数の要員が残留する。

(なお、別途ジアラ日本部長は、米軍は国際機関の下には位置していないが、国際機関の調整は受け入れており、円かつに活動している旨述べていた。)

ケニア、ザイール、タンザニア、国連代、OECD代、英、仏、加、イスラエル、ジュ府代に転電した。

(了)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報については照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

限定配布

極秘

電信写

大政官外儀
大務務典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査
代ア大大察
表大使使大審
外研
長

儀対会要厚情研
察人得在警史オ図

外報官
審報際内外ブ

文長
審一二

領移
参政保対旅外

長
総安
企

審
審軍不原料

長
審行専人地

ア
審地中東
参北東西

北米
審一二保

中南
参一二

長
審西ロ洋
東

近ア長
参一二

経
審総漁国
審経エ国
一ネ
経途

参海 審準

経協長
審政調国開無
審緊評技有理

長
審条協

情長
参国析析調セ
一二

総番号 R165793

主管

月 18日

英 国 発

平成 6年 8月 19日

本 省 着

総合外交政策局長

外務大臣殿

藤井大使

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣：英回答）

第2798号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電総長合第16084号及び往電第2718号に関し

18日、当館ヤマダが英外務省せき道アフリカ部ホームズ次長に照会したところ、先方は、わが国（英）は、UNAMIRに対して部隊（ロジ及びいりよう）を派遣しているのみで、ザイール等しゅうへん諸国への別途の派遣は行っていないとしつつ、概要以下の通り右部隊の任務等につき説明越した。

1. 英部隊は、UNAMIRの一部を構成するものであり、UNAMIR司令官の指きに服している。部隊の規模は615名であり、今週末には全部が現地に到着する予定。

2. 任務は、ロジが中心であり車の整備、はし・道路の復旧等を行っているが、いりよう部隊は現地に野戦病院を設置し、国内避難民のしつ病治りようを行っている。展開地はキガリしゅうへんを主としている。

3. 派遣決定は、国連による緊急アピールを受けて決定されたもの。展開期間は、3-4ヶ月を予定しているが、実際には現地の状況及びそれに対する国連側の判断によつて左右されることになるだろう。

4. 英部隊はUNAMIRの一部であるから、特権免除については、国連と接受国との取極でアレンジされているものと思う。

5. 武器携行については、本件部隊派遣が平和維持活動ではなく、純すいな緊急人道援助活動を目的としたものであるから、せいぜい小じゅう・ナイフといった護身用武器程度しか携行していないと思う。

（先方よりわが国（日本）からの人道援助参加につき質問越したので、当方より、しゅうへん諸国への派遣を検討している旨冒頭貴電に従い説明したところ、さらに先方より、ルワンダ及びしゅうへん諸国の難民・避難民の状況は切迫しており、国際社会として早急に大規模な援助を行う必要があるところ、ぜひ貴国（日

外務省

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘密

電信写

本) からも援助部隊を早急に派遣してほしい旨述べた。)

米、仏、加、イスラエル、ジュ府代、ケニア、タンザニア、国連代、OECD代に転電した。(了)

2. 以上とは別に、英対外援助庁緊急援助部トロイ部員によれば、ルワンダ及びしゅうへん国にボスニア方式の人道援助要員（兵隊ではない）が派遣されているところ、参考までに概要以下の通り（上記ナンバリングに対応）。

（1）タンザニアのエンガーラにロジ要員3名、キガーリに援助物資（主に水）配給要員2チーム計10名（最近までゴマで活動していたものを同地に移動させているところ。24日に活動開始予定）を派遣。共にUNHCRの要請を受け、UNHCRに代わって行っているもの。本派遣は毎月継続するか否かを検討しており、今後何時まで活動するかは予断できない。現在支援が必要な地域としては、（イ）仏の保護区域一般及び（ロ）ブカブ（BUKABU）しゅうへんであり共に難民の流入が激しくなっている。具体的分野としては、いりよう支援、衛生支援、水の供給である。

（2）支援要員は、UNHCRに代わって支援活動を行っているがUNHCRに雇用されているわけではないので国際公務員としての地位はきよう受していない。

（3）武器は携行しない。

（4）UNHCRからの助言等は現地で必要に応じ受けているが、要員の具体的な活動は専横的に英政府の指示に基づいている。

（5）現地ではUNHCRからはアドホックな形で情報供給及び助言を得ているのみである。要員による支援内容も英政府が判断している。

（6）詳細は承知していないが、要員に予防接種を行^みっているはずである。

ケニア、ザイール、タンザニア、国連代、OECD代、米、仏、加、イスラエル、ジュ府代に転電した。

（了）

主管課緊急処理用

極秘

大 政事外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総議対会要厚情研
察人(在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移官 参政保対旅外

審(総安平)

企国

審軍不原料

審行専人(地

ア 審地中東

参北東西

北米 審一二保

中南島 参一二

審西ロ洋

西東

近ア長 参一二ア

審総漁国

審経エ国

一ネ二 経途

参海 審準

経協長 審政調国開無

審緊評技有理

審条協規

情長 参国折折調セ

総 番 号 R166631

月 19日

平成 6年 8月 20日

フ ラ ン ス 発

本 省 着

主 管

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

矢田部 大 使

ルワンダ難民支援 (自衛隊派遣・仏の回答)

第4024号 極秘 大至急

(限定配布)

貴電総長合第16084号に関し、

19日、本件に関しリゴ国防省アフリカ・海外けん・海外領土担当大臣補さ官(大さ)に対し往訪した当館増島より照会したところ、先方の回答ふりとりあえず以下の通り。

1. 現在総計で1700人がトルコ石作戦の一かんとしてルワンダ及び近りん諸国に展開されている。その内訳は、350人がルワンダ、190人がザイルのブカブ、174人がザイルのキサンガニ、980人がザイルのゴマに展開している。また、キガリにはUNAMIRに4人が仏軍より出向している。

2. ルワンダからは、21日正午に全員撤退する(キガリの4名も含む)。これは、RPF側が仏軍がルワンダ領内に残ることを一切認めないためである。撤退から数日後にはゴマに約500名を残してザイルからも撤退する。キサンガニには空港維持のために若干名を残すつもりである。同空港は、万が一に備え(ゴマ空港などが使えなくなるなど) 確保するつもりである。

3. 今後のニーズについては、特にゴマ地区で衛生、いりよう分野でのニーズが引き続き大きい。率直に言つて、ゴマの現在の状況は、う期に入つたためかいめつ的である。同地にいるルワンダ難民にルワンダ帰国をよびかけているが、うまくいつていない。おそらくゴマには数か月の単位で残らなければならないかもしれない。どのような資格で、どのようなアレンジで行つたのか自分は承知していないが、ノルウェー、イスラエルは病院の建設を行つている。自分たちも10万人にのうせきすいまくえんのワクチンを行つた。ザイルの問題は、海路からの輸送ができないので、空路で行わなければならないが、そのために輸送費がばく大なものになってしまうことである。

極秘

もう一つの仏軍投入地区は、ブカブである。ここでは、仏軍が設置した人道安全地帯から大量の避難民がでれば大変なことになるが、現在のところ最悪の事態は避けられているが、将来にわたって避けられるという保証はない。うわさがたてば大量の避難民が発生することはいつでもありうる。(当方よりラジオをふ及するなどして正しい情報を流せばかかる事態は防ぎえるのではないかと述べたのに対して) アフリカは非合理の世界であり、ラジオ等は役にたつかも知れないが、それでうまくいくという保証はない。すでに仏NGO「国境の無いジャーナリスト」がかかる分野での援助を行っている。仏軍撤退前にかかる事態がおこることはほとんどないと現在は考えている。もし人道安全地帯から1-1.5百万人が逃れてきたら、ブカブの空港はC130HERCULESしか離着陸できないので難しいことになる。この地区への輸送はブジュンバラからおこなわざるを得ない。

4. 仏軍の活動は、すべて国連安保理決議に基づいている。同時に、ザイール政府に対しても、外交的デマルシュを行って了解を得ている。

5. UNHCR、せき十字国際委員会、WFPとトルコ石作戦司令部の間では現地レベルできちんと意思の通ができています。特に、現在すべての人道活動を現地で調整するマンデートをもつたUNHCRについては、現地にいる職員もよくやっており、また、オガタ高等弁務官に対してはわれわれはその指導力にけい意をもっている。トルコ石作戦司令部の人道援助部が国際機関及びNGOとの調整にあたっているが、率直に言ってNGOとの関係はあまりよくない。

6. 予防接種については、仏軍はひとつひとつの作戦と関わりなく、一般にコレラ、おう熱病、A型及びB型かんえん、のうせきずいまくえんのワクチンを全員が受けている。

米、英、加、イスラエル、ジュ府代、ケニア、ザイール、タンザニア、国連代、OECD代に転電した。

(了)

主管課緊急処理用

極秘

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査總 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移
参 政 保 対 旅 外

総 長
審 総 安 平

企 国

審 軍 不 原 料

国 長
審 行 専 人 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

長

北 米
審 一 二 保

中 南 米
参 一 二

欧 審 西 口 洋
西 東

長

近 ア 長
参 一 二 ア ア
一 二

経 密 総 漁 国
審 終 エ 国
一 ネ 二
終 途
一

長

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 無
審 緊 評 技 有 理

条 長
審 条 協 規

情 長
参 国 折 折 調 セ
一 二

総 番 号 R 1 6 7 6 4 0

月 2 2 日

平成 6 年 8 月 2 3 日

フ ラ ン ス 発

本 省 着

総合外交政策局長

主 管

外 務 大 臣 殿

河 村 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣、仏の回答）

第 4 0 3 6 号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

貴電総長合第 1 6 0 8 4 号及び往電第 4 0 2 4 号に関し、

22日、外務省人道活動室ガランシャー室長代理に、冒頭貴電1.（2）（3）に関し当館増島より照会したところ、先方の回答は以下の通り。

1. 仏とザイールの間では、今回のトルコ石作戦による仏兵のザイール駐留に関し合意があるが、これは正式に書面の形でなされたものではないと聞いている。トルコ石作戦は国連決議に基づいていたものなので、その兵士を決議遂行のために受け入れるのは加盟国の義務であり（注：先方発言のまま）、ザイールも例外でない。それ故仏は独自にザイール政府と細部にわたって交渉する必要を感じなかった。

2. （当方より国連が定めた撤退期限21日以降についてはどうするのかと質問したのに対し）それだからこそ仏は期限が切れる前に撤退をした。ザイールに残った500人の兵士については、特にザイール当局と特別のアレンジをしたとは聞いている。500人の仏兵はピストル等けい武装しているが、彼らはルワンダへの人道目的のためにいるのであり、ザイール当局との間で特に問題が起こるとは思わない。ザイールは仏の植民地であつたことはないが、仏とは長年特別な関係をもってきたのでいろいろなことが比較的容易にできる。しかし、われわれはかかる関係をらん用しないように気をつけている。また現在ザイールと仏の間には、仏が一方的に廃棄したため協力協定（特に軍事）が存在しておらず、一種の法的空白があることは事実である。

3. UNHCR等と武器の携帯、特権等に関して特別のアレンジはなされていないと思う。ただ、ゴマ等では定期的にUNHCRなど人道機関とあらゆる問題について緊密に協議しているので、その場で話し合われ

仏

たことはあるのかもしれない。

米、英、加、イスラエル、ジュ府代、ケニア、ザイール、タンザニア、国連代、OECD代に転電した。

(了)

注意 限定配布

電報の取扱いは慎重に願います。

電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

極秘

電信写

大 政 務 外 務 省
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外
代 ア 大 大 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

総 儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 安 企 国

審 審 軍 不 原 料

国 長 審 行 専 人 地

ア 長 審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長 審 一 二 保

南 長 参 一 二

長 審 西 口 洋
西 東

近 ア 長 参 一 二

経 長 審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ
経 途
二

参 海 審 準

経 協 長 審 政 調 国 開 無
審 緊 評 技 有 理

参 長 審 条 協 規

情 長 参 国 析 析 調 セ
一 二

総 番 号 R165996

主 管

月 18日

カ ナ ダ

発

平成 6年 8月 19日

本 省

着

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

中 平 大 使

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣）（回答）

第1166号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電総長合第16084号及び往電1159号に関し、

18日、冒頭貴電の加政府に対する照会を、土本が国防省国際政策課ティンペロン中さ（ルワンダ問題担当）を往訪の上行つたところ、先方の回答次のとおり。

1. 派遣要員・部隊の規模等

ルワンダ難民に対する支援のため、加は「オペレーション・パッセージ」と名づけた活動を実施している。

派遣部隊の構成は、司令部要員27名、いりよう部隊123名、警備小隊37名、管理小隊36名、施設小隊25名、総計248名である。

これらの要員のうち、246名はルワンダ北西部のMARERU（ザイル・ゴマより約20kmの地点にあるとの由）に駐留し、残りの2名はキガリの司令部に駐留している。

右部隊の主要任務は、ルワンダ難民に対するいりよう支援と真水の提供であると考えてもらつてよい。

右部隊の活動期間に関しては、現時点の計画では、30日から60日間駐留することを予定しているが、個人的には10月中旬まで（60日間の駐留）となるのではないかと考えている。

（個人的見解であることわつた上）今後の活動のニーズに関しては、現在、加はC-130を人道的救援物資の空輸のため、UNHCRのコントロールの下、ナイロビ空港をコアとして運用しているが、地上の輸送は主としてNGOのトラックを利用している。かかる事情をふまえれば、地上輸送を円かつに実施するため、輸送部隊の派遣の必要性が生じることが考えられる。

2. 派遣部隊の法的地位

- 注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

電信写

ルワンダ政府との間で、特権・免除等を内容とする合意文書は、現時点では、締結されていない。当初、加は右内容の合意文書の締結をルワンダ政府に求めたが、同政府はいわば混乱状態にあるため、加の求めに未だ返答がない状態にある。

なお、7月下旬（時期は正確なものではないとの由）の段階では、具体的派遣地域が確定していなかったため、事前にザイール政府との間で派遣取極を締結したことがあるが、この交渉は、比較的スムーズにいった。

（UNHCR等国際機関との特権・免除に係るアレンジメントの有無については、「テ」中さは承知していないとの由）。

3. 武器

SELF DEFENCEのため、9mmけんじゅうを携行している。右携行に関し、ルワンダ政府等より了解を得ているとは聞いていない。

4. UNHCR等との関係及び調整の内容

活動の契機については、自分（「テ」中さ）の承知している範囲では、次のようなプロセスであつた。7月の時点で、UNHCRから加にルワンダにおける人道的支援に関し、同機関を支援する旨のリクエストがあり、加は野戦いりよう部隊や工兵部隊等を提供することに合意した。その後、3-4週間前と承知しているが、ルワンダ難民の状況が危機的なものとなつたことをふまえ、加はUNHCRに対し、更なる支援を行う旨提案し、上記派遣規模となつた。

（当方より、加外務省より「自発的派遣」であると聞いている旨質したところ）

後段の側面をとらえ、自発的派遣と述べたと考えられる。

UNHCRとの間の調整については、いりよう部隊は同機関と調整を行つていると考えられるが、細部は承知していない。なお、前述のC-130の空輸について言えば、空輸先や空輸する物資の内容等に関しUNHCRと十分調整の上、当該業務が行われていると承知している。

業務の中断や要員の撤収は、先に述べたように派遣期間が定められているため、そもそも、かかる事態が生起するとは考えていない。したがって、撤収等の了解を得るといつた議論はしていない。

5. 予防接種

今回のルワンダ派遣に際しては、派遣約2週間前に、コレラ等の予防接種を施したと承知している。

- 注意
1. 電報の取扱いは慎重に願います。
 2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

極秘

電信写

6. その他

なお、ルワンダしゅうへん国の状況について言えば、ブルンジに注意する必要がある。現在ブルンジは、種族間の争いにより、ルワンダ同様、不安定（UNSTABLE）な状況にある。

米、英、仏、イスラエル、ジュ府代、ケニア、ザイール、タンザニア、国連代、OECD代に転電した。

（了）

23/08:08

9661 03/04 P01 R167717

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

PKO 岩田氏
防 鶴岡氏

極秘

電信写

04-018

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 審報際内外プ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

審 審 企
長 国

審 審軍不原料
長

国 審行専囚難地
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審 二保
米 長

南 参一二
長

審西口洋
長 西東

近 参一二
ア 長

審総漁国
長 審経エ国
経 一ネ
長 経途

参海 審準

審政調関開無
長 審緊評技有理

審経協

参国析研調セ
長 一二

総 番 号 R167717

月 22日

平成 6年 8月 23日

カ ナ ダ 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

中 平 大 使

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣）

第1173号 極秘 至急（ゆう先処理）

往電第1166号に関し、

22日、加国防省より、加国防軍ルワンダ派遣に関する資料（同省運用課作成）を入手したところ、右資料を別FAX信（接頭後極秘に指定換え願いたい）にて送付する。何ら御参考まで。（了）



外 務 省

OT5397

FAX信

秘

-

総番号 R167719

月 22日

平成 6年 8月 23日

カナダ 発
本省 着

主管

総 平

外務大臣殿

中平大使

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣）

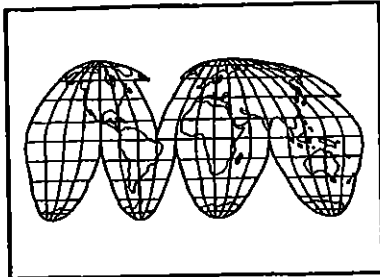
FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 OT5397-08）

(別FAX付)

OT5397 1

往電第6034号別FAX信

SECTION 16
TO CHAPTER 3MISSION FACT SHEETUNITED NATIONS ASSISTANCE MISSIONIN RWANDAUNAMIR - OP LANCELOCATION: Uganda - RwandaBACKGROUND:

1. Authority: Security Council resolution 846, 22 Jun 93 and resolution 872 dated 5 Oct 93.
2. UNSC Res 846, 22 Jun 93 created United Nation Observer Mission Uganda Rwanda (UNOMUR) to monitor the Uganda/Rwanda border from the Ugandan side to verify that no transit or transport of lethal weapons and ammunition occurs by road or vehicle tracks. On 4 Aug 92, the Arusha peace treaty, signed by the RWANDA government (RGF) and Front Patriotique Rwandais (RPF) required a revised mandate for UNOMUR. UNSC Res 972, 5 Oct 93, established a larger UN military force with expanded mandate powers that would now operate from within Rwanda. Objections by Uganda to the establishment of UNAMIR required that UNOMUR be administratively integrated within UNAMIR. With the victory by the RPF, UNOMUR is scheduled to be closed at the end of Aug 94.
3. Further mandate adjustments have been made in UNSC Res 912, 12 Apr 94 and UNSC Res 918, 21 Apr 94.
4. Initial Canadian Commitment: Canada provided the Force Commander and one UNMO. ONUMOZ loaned several UNMOs, including one Canadian, to assist in the initial set up of UNOMUR.

MANDATE/TASKS:

5. UNAMIR MANDATE. Original mandate has been modified several times and now calls for the force to:
 - a. contribute to the security and protection of displaced persons, refugees and civilians at risk in Rwanda, including the establishment, where feasible, of secure humanitarian areas;

OT5397 2

SECTION 16
TO CHAPTER 3

- b. provide security and support for the distribution of relief supplies and humanitarian relief operations;
- c. to take action in self-defence against persons or groups who threaten protected sites and populations, United Nations and other humanitarian personnel or the means of delivery and distribution of humanitarian relief; and
- d. expire 9 Dec 94.

6. TASK: Force is to monitor/enforce the mandate in RWANDA.

CANADIAN TASKS:

- 7. To provide:
 - a. the Force Commander (FC);
 - b. UNMOs and headquarter staff officers; and
 - c. for six months, a headquarter and signals regt to include signals, logistical, air traffic control, defence and support elements.

COMMANDERS:

- 8. Force: MGen R. Dallaire (Canada) will be replaced by MGen R. Tousignant (Canada) about 18 Aug 94.
- 9. Contingent: LCOL Hanrahan, CO 1CDHSR, will be replaced by Col Arp, HQ UNAMIR, about the end of Aug 94.

MISSION HEADQUARTER LOCATION: Kigali, Rwanda

FORCE/UNIT - SIZE/COMPOSITION:

10. Force Current force is approximately 1250 from a previous high of approximately 2400 tps from 19 countries. Previous force composition was:

- a. old UNOMUR force (UNSC Res 846, 1993) of 81 UNMOs plus 17 civilians from 11 countries (73 UNMOs deployed) is under operational and administrative control of UNAMIR;

OT5397 3

SECTION 16
TO CHAPTER 3

b. Neutral Mil Observer Group (NMOG II) force of 137 tps from 3 countries has been absorbed into UNAMIR; and

c. 2 Battalions (up to a max of 800 tps) INF, 1 QRF (wheeled APC coy), engineer company, log company, medical support element and Force HQ.

11. The expanded UNAMIR II force of 5,500 troops will be composed of (possible contributing countries):

- a. five infantry battalions (Ethiopia, Ghana, Nigera, Tunisa, Zambia with companies from Malawi, Mali & Nigeria; a francophone composite battalion with companies from Chad, Congo, Guinea Bissau, Niger and Senegal);
- b. a logistics unit (UK);
- c. a signal squadron (Canadian);
- d. a headquarters group (UK, Canadian);
- e. medical unit (Australia);
- f. a helicopter squadron (Russia);
- g. an engineer squadron (UK); and
- h. 350 UNMOs from 15 countries.

12. Contingent: 1 FC, 8 HQ staff officers, 12 UNMOs and 422 signal unit personnel.

13. As of 10 Apr 94, Canada increased its participation in UNAMIR by one UNMO and eight staff officers. Due to the urgency of the deployment, three of the staff officers were temporary redeployed from UNOSOM II for six weeks. On 21 Jul 94, the first of the 1st Canadian Division Headquarters Signal Regiment (1 CDHSR) arrived in Kigali.

RESERVE PARTICIPATION: 2

ROTATION PLAN: Force Commander, UNMO and HQ officers will rotate in spring and summer of 95. There is no plan to replace the Canadian signal unit beyond the initial six month period.

OT5397 4

SECTION 16
TO CHAPTER 3NATIONAL MAJOR/SPECIAL EQUIPMENT DEPLOYED: Nil

14. Weapons: small arms.
15. Communications: INMARSAT, MM4, secure telephone and fax.
16. Vehicles: heavy and light
17. Other: ROWPU,

REMARKS:

18. Current Situation: The current situation in Rwanda is an uneasy calm. The Broad Based Transitional Government (BBTG), to have been established by 6 Jan 94, was not formed and increased pressure on the existing fragile Arusha Peace Treaty. On 6 Apr 94, the shooting down of the Rwanda President's airplane resulted in a three month civil war. On 14 Jul 94, the victorious RPF established the BBTG with elements of both Hutu and Tutsi tribes. The BBTG is encouraging more than two million refugees and displaced persons to return to their former homes in an effort to reestablish the devastated Rwanda economy.

19. UN Plans: On 15 to 17 Apr 94, the UN withdrew approximately 2,100 troops due to the civil war. On 27 Jun 94, in a humanitarian effort to prevent further bloodshed, France unilaterally deployed approximately 2,500 troops into Goma (Zaire) and south western Rwanda. France has established a safe haven in the south western Rwanda for Hutu and Tutsi refugees. To assist UNAMIR deployment, France has extended the stay of it's troops until 25 Aug 94.

20. Approximately 25 troop contributing countries have indicated their support for a UNAMIR II expanded operation. It was hoped that all troops would be fully deployed by end Aug 94. Full deployment is not expected until the end of Sep 94.

21. Upon deactivation at the end of Aug 94, UNOMUR forces will be assimilated into UNAMIR.

22. Future Canadian Commitment: Canada's present commitment of Military Observer/staff HQ officers is to the end of Dec 95. Canada has agreed to provide a 350 man (100 man surge) Signal Regt for a six month period until the UN can assemble its own signal force. The Signal Regt should be fully deployed by the end of Aug 94.

94年 8月22日 14:19

在カナダ大使館A

OT5397JAN- 05/ 08

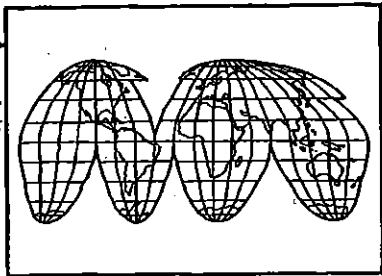
OT5397 5

SECTION 16
TO CHAPTER 3

23. Under a bi-lateral arrangement with the new Rwandan government, Canada has agreed to send approximately 240 members of a Field Ambulance (FD Amb) unit (OP PASSAGE) to assist in humanitarian work for 60 days. The Fd Amb will be located within Rwanda, approximately 15 km east of Gisenyi at Little Mareru. The FD Amb unit should be fully deployed by mid Aug 94.

Prepared by: Maj W.G. Sundman, J3 Ops (Pk) 2-2, 995-2536
Updated: 10 Aug 94

OT5397 6

SECTION 24
TO CHAPTER 3MISSION FACT SHEETCF HUMANITARIAN RELIEF OPERATION2 FD AMB (RWANDA) - OP PASSAGELOCATION: RwandaBACKGROUND:1. Authority:

2. Initial Canadian Commitment: Request received Jul 94 for humanitarian aid to assist UN High Commission for Refugees (UNHCR) in Rwanda. Canada has agreed to provide:

- a. a field medical unit (2 Field Ambulance (Rwanda));
- b. an engineer element with a water purification capability; and
- c. an integral security element (elem of 3 Commando).

3. Reconnaissance/advanced party of 12 deployed on 29 Jul 94.

MANDATE/TASKS:4. OP PASSAGE Mandate:

- a. provide medical support to UNHCR in relief of the Rwandan refugee crisis; and
- b. duration is 30-60 days commencing Aug 94.

5. OP PASSAGE Task is to provide medical assistance to Rwandan refugees.

CANADIAN TASK:

6. To provide CF personnel to OP PASSAGE.

OT5397 7

SECTION 24
TO CHAPTER 3COMMANDER:8. Contingent: LCol Anderson.MISSION HEADQUARTER LOCATION: Little Mareru, approximately 15 km east of Gisenyi (western Rwandan border).FORCE/UNIT - SIZE/COMPOSITION:9. Force: Nil.10. Contingent: approximately 240 all ranks.RESERVE PARTICIPATION: Two.ROTATION PLAN: Nil.NATIONAL MAJOR/SPECIAL EQUIPMENT DEPLOYED:11. Weapons: Small arms and ammo.12. Communications: INMARSAT, fax.13. Vehicles: TBA.14. Other: Two ROWPU units, laundry unit.REMARKS:

15. Current Situation: Rwanda situation is calm. Newly established Rwanda government and UNHCR are encouraging Rwanda refugees in Zaire to return to their homes in Rwanda. 2 FD AMB continues to establish a base at an abandoned dairy complex. Difficulties in moving supplies and equipment from Kigali and Entebbe air heads to Mauaru are slowing this process.

16. UNHCR Plan: UNHCR continues to solicit countries to assist in providing humanitarian aid to support the returning refugees. The US will provide a logistical infrastructure based in Kigali for distribution of aid items throughout Rwanda. The US hopes to have a basic logistical structure established by the end of Aug 94.

OT5397 8

SECTION 24
TO CHAPTER 3

17. Future Canadian Commitment: DND is authorized to provide approximately 240 military persons. Unit Main Body deployed on 8 Aug 94 with remainder of the unit to follow within two weeks. Subject to problems outlined, 2 Fd Amb (Rwanda) should be operational by mid Aug 94.

18. Under UN control, Canada has also committed Military Observer/staff HQ officers to the end of Dec 95 and a 350 man (+100 man surge) Signal Regt for a six month period until the UN can assemble its own signal force.

Prepared by: Maj W.G. Sundman, J3 Pk 2-2, 995-2536
Updated: 10 Aug 94

注意 限定配布

電報の取扱いは慎重に願います。

電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

極秘

電信写

大 政 事 外 儀 官	大 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 長 長	
政 北 経 環 査 総 外 研 長	代 ア 大 大 察 括 表 大 使 使 大 審
総 儀 対 会 要 厚 情 研	察 人 在 警 史 オ 図
外 報 官	審 報 際 内 外 プ
文 長	審 一 二
領 移 長	参 政 保 対 旅 外
長	安 平 企 図
審	審 軍 不 原 科
国 長	審 行 専 人 地
ア 長	審 地 中 東 参 北 東 西
北 米 長	審 一 二 保
中 南 長	参 一 二
長	審 西 口 洋 西 東
ア 長	二 二 ア 二
経 長	審 総 漁 国 審 経 エ 国 一 二 経 途
	参 海 審 準
経 協 長	審 政 調 国 開 無 審 緊 評 技 有 理
長	審 条 協 規
情 長	参 国 析 析 調 セ 一 二

総 番 号 R165776

主 管

月 18日

イスラエル 発

総合外交政策局長

平成 6年 8月 19日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

馬 淵 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣）（回答）

第1294号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電総長合第16084号に関し、

18日、冒頭貴電1. に関し、当館カトウがIDF情報局渉外部長ナアマン大さに照会したところ、先方の回答要旨以下の通り。

1. 7月24日、IDFは機動野戦病院施設と衛生部門の将兵約80人（20人が軍い、その他がかん護兵）をザイールのゴマに派遣し、主としてルワンダ難民・兵士の治りように当たっている。

「イ」は当初アンゴラに初めてのPKOミッションとしてIDFいりようチームの派遣の検討を進めてきていたが、ルワンダ情勢が極めて深刻となってきたため、7月22日、急きよ、ラビン首相は人道的見地からルワンダ難民等の治りようのための派遣に切り換える決定を行つた。

IDFいりようチームの派遣はいつまでになるか予想できないが、セキュリティを担当する仏軍部隊が撤退した場合には、まるごしのIDFいりようチームの安全確保ができなくなるため、「イ」は派遣を中止することになる。現在の「イ」の立場にかんがみ、安全確保のために更にIDF武装部隊を在外に派遣することは困難である。

2. IDFいりようチームの派遣に当たり、「イ」はUNHCR及びザイール政府と調整を行い、IDF野戦病院がルワンダ難民・兵士及びゴマのザイール病院にはん送されるザイール非居住者の治りように当たることを口頭合意した（特権・免除の法的地位については特に取り決められていない）、IDF野戦病院は後方及びいりように関し、UNHCRのジュネーブの事務所を通じUNHCRと全面協力を行っており、UNHCRの調整も満足しうるものと考えている。なお、派遣要員の撤収等についての細部取り決めは特になさ

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

極秘

電信写

れていない。

3. 「イ」は難民キャンプの子供たちのはしかの予防接種のため、8万人分のワクチンをUNICEFに寄
ぞうした。また、現地においては整形外科の治りようを要するかん者もかなりいることから、整形外科いと
同関連機材の派遣が必要であると考えている。

4. IDFいりようチームは派遣前に各種予防接種を行つたが、派遣決定から派遣まで3日間しかなかった
ため、いくつかの予防接種については効き目があらわれる前に派遣されてしまった。

米、英、仏、加、ジュ府代に転電した。（了）

3

※総第085832号003公館宛
平成6年8月24日
※平成15年8月24日
秒受付

取注

電信案

電信課長	大臣秘書官	主管	総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	※発電係	1 <i>vw</i> 2 <i>zw</i>
	政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長			起案 平成6年8月23日 起案者 電話番号 <i>田中</i> 2386	
協議先					

*山口雅夫長
政西2長*

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	スウェーデン	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名 ルワンダ難民問題(調査指令)				
主管・文書記号	※電番	※電番	至急 優先処理	パターン・コード
総平	第300号	普通	至急 優先処理	
転電 転送 転報	在 新時代、サール	※転電番号 合第16423号	大使・総領事あて	至急 優先処理
(入○字)				
※				
08583267 優先 SUEEDEN 等003 漢				

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第1122号に関し、

責任国にはSwedish National Rescue Boardなる機関が存在すると承知するところ、ルワンダ難民支援問題などをめぐる今後のわが国とUNHCRとの協力の在り方を検討する上で参考としたいので、同機関の概要（組織、目的、要員派遣の条件、根拠法、要員派遣の基本方針等）につき調査の上、大至急結果回電ありたい。寿府代、ザイールに転電した。

(了)

対外資料
根回し資料

我が国による対ルワンダ支援

平成6年8月22日
アフリカ第一課

<現在まで決定済みのもの>

1. 資金協力

(1) 6月10日、難民等援助のため、国際機関へ総額900万ドル拠出。

(内訳) UNHCR: 645万ドル
ICRC: 240万ドル
WHO: 15万ドル

(2) 7月7日、UNAMIRの活動に対し300万ドル。

(「国連平和維持活動支援強化基金」から)。

(3) 7月26日、難民等援助のため、国際機関へ追加的に総額約3,230万ドル拠出を決定。

(内訳) UNHCR: 2,000万ドル
WFP: 約1,100万ドル
ICRC: 100万ドル
IOM: 10万ドル
UNV: 20万ドル

2. 物資協力

国際平和協力法に基づくUNHCRに対する物資供与(約1億9,000万円相当)。

3. 「ルワンダ難民支援ミッション」派遣

8月2日より11日まで、人的貢献等の支援の検討するにあたり必要な現地の事情の把握、現地受入れ機関等との事前打合せ等を目的として援助活動地域に対し派遣。

4. 民間援助団体(NGO)への財政支援

(1) 7月から8月にかけて、NGO事業補助金として合計約4,040万円。

(内訳) アジア医師連絡協議会(AMDA): 1,501.5万円
アフリカ教育基金の会(AEF): 1,440万円
難民を助ける会: 1,100万円

更に本件支援事業に携わるNGOに対し、1,000万円余の追加交付を行う予定。

(2) 7月から8月にかけて、草の根無償資金協力として合計約4,800万円。

(内訳) 国境なき医師団: 約995万円(7月27日決定)
国境なき薬剤師団: 約980万円(同上)
アフリカ教育基金の会: 約1,000万円(7月28日決定)
タンザニア赤十字社: 約970万円(同上)
CAREインターナショナル・ザール: 約850万円(8月5日決定)

<現在検討中のもの>

◎人的協力

国際平和協力法に基づく自衛隊部隊の派遣を検討中。そのための「実務調査団」を22日より現地に派遣。

(了)

I. 調査の目的

1. 「ルワンダ難民支援ミッション」は、現下のルワンダ情勢における緊急事態に鑑み、同国の難民・避難民に対する人的支援等を行うにあたり、必要な現地の事情（難民支援活動の実態、生活環境、治安等）についての情報を把握するとともに、現地の関係機関等との協議を行うことを目的として派遣された。
2. 一行は、8月3日から8日にかけて、ナイロビの他、エンテベ（ウガンダ）、ゴマ（ザイール）、キガリ（ルワンダ）、ンガラ（タンザニア）の各地を訪問した。ルワンダ難民キャンプや各地の状況を視察し、国連ルワンダ緊急対策室（UNREO）、国連ルワンダ支援団（UNAMIR）その他の国連関係機関及びNGO、主要国軍隊等の事務所・施設を訪問し意見交換を行い、ルワンダ難民・避難民の状況及び現地のニーズ、援助活動上の問題点（活動内容、活動への支援体制等）の把握に努めた。

II. 調査結果の概要

1. ルワンダ難民支援活動の全般的状況

- (1) ルワンダ難民支援活動は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が中心となって行われている。UNHCRは、ルワンダ難民所在の各地区に現地事務所を設け、ジュネーヴの本部よりの指示を仰ぎつつ、支援活動実施諸団体間の調整、キャンプ運営等の総合調整にあたっている。その他、難民支援活動にあたっているのは、国際機関、各国政府派遣隊、NGO等である。
- (2) ザイールのゴマ地区においては、赤十字国際委員会（ICRC）、世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）等の国際機関及びCARE、MSF、CONCERN、OXFAM、我が国のアジア医師連絡協議会（AMDA）などのNGOが支援活動に当たっている。他に、スウェーデンの緊急援助チームがサイト・ビルディング等を、また、独のGTZ派遣団（150名程度）が医療及び水供給、並びにイスラエル医療団が医療活動をそれぞれ実施している。
タンザニアのンガラ地区においては、ICRC、WFP、UNICEF、CARE、MSF、CONCERN、OXFAM、我が国のアフリカ教育基金の会（AEF）等少なくとも15団体が支援活動に当たっている。
- (3) 各国軍による難民支援活動に関しては、米軍がUNHCRと調整を行いつつ、750名の軍人を派遣し（今後4000名に増強予定）、エンテベにタスク・フォースを設置している他、ゴマでは約300名が空港整備及び水の供給、また、キガリで空港運営、ハラレ、ナイロビ、モンバサで空輸及びロジ支援活動を行っている。更に仏は、ルワンダに展開した部隊のうち500名がザイール国内でロジ支援及び医療支援を行っており、ルワンダから撤退後も残留する予定である。この他に、カナダが200名の医療部隊、イスラエルが100名の軍医療チームを派遣しており、

米、英、ニュージーランド、加、独、ベルギー、伊が軍の輸送機を提供している。

2. 各地域の現状（訪問順）

（1）エンテベ（ウガンダ）（各種援助機関の補給中継基地等）

米軍は、エンテベまで、KC-10、C-5で輸送し、更に、ゴマへは主としてC-130等による空からの再輸送を実施している。米軍は、7月31日にキガリ空港が再開されたこともあり、中継基地を8月10日頃を目途にキガリに移す予定。UNHCRも物資輸送の基地をキガリに移すことも考えている由。

（2）ゴマ（ザイール）（難民キャンプ）

現地の米軍、仏軍部隊やUNHCR等の関係者によれば、難民数は約70～80万人（一般には100万人を越えるとも言われるが、現地の医療を総括するUNHCRも正確な統計は有していない）。

疾病としては、下痢性感染症（コレラ、赤痢等）、呼吸器感染症、麻疹、マラリア、栄養失調、髄膜炎などが見られ、赤痢が広がってきている。

堅い地盤であるため、井戸が掘れず、水が不足している。米軍がキブ湖より浄水した水をMSFなどが供給しているが、不十分である。水の供給については、米軍や仏軍、OXFAMの協力もあり、浄水施設等の整備が進み絶対量の確保という面では改善が見られてきているが、浄水施設の維持管理や効率的な末端難民への給水システムの確立が必要。

衛生面については、トイレの不足が深刻な問題となっており、簡易トイレ設備の整備（最低6万個程度）が緊急に必要。

食糧供給については、WFP及びUNHCRの管理の下でNGOが難民キャンプでの配給を実施しているが、食糧の不足はかなり激しく、倉庫は現在空の状態に近づいている。

キャンプ内の医療体制については、赤十字やMSF等のNGO関係者及び米軍、イスラエル医療チーム等の努力によりある程度漸く整備されてきてはいるが、実際には、医師を含めた医療スタッフは未だ不足している。キャンプ内の衛生管理や麻疹等の予防接種のための人員も不足している。

日本のNGOであるAMDAもキブンバ・キャンプ内に診療所を設け、活動を開始した。

（3）ンガラ（タンザニア）（難民キャンプ）

難民数は約29万人。ルワンダ難民関連キャンプは、現地のUNHCRによれば資金不足の状況。物資としては、食糧（特にオイル、コーン・ソヤ・ブレンドの不足が深刻）、井戸掘削機、水用大タンク等を必要としている。

この他、衛生、サイトプランニング、栄養管理、介護サービス、教育等の分野の援助を必要としている。

また、国連ボランティア（UNV）については、援助食糧の管理、倉庫の管理運営等の分野で、人員の派遣を求める。

MSF、ICRC及び我が国のAEFなどのNGOの病院が機能している。

(4) キガリ(ルワンダ)(各種援助機関の基地、調整事務所等)

水、電気、通信等のインフラは完全に停止している。インフラの破損箇所等を早急に復旧する必要があるが、逆に今後難民・避難民の帰還が始まるにつれて、市内の混乱、治安の悪化が起こる可能性は排除されない。

イタリアのNGO等の援助でキガリ中央病院が、8月3日に再開されたが、内戦中殆どの機材が略奪されており、医療スタッフ、医薬品とも殆どない模様。

3. 全般的観察

- (1) ルワンダ難民支援活動に携わる現地のNGOや政府派遣団体は自らの活動への支援は全て自前で行っており、自己完結性がなければ、現地では活動できないのが実情である。すなわち、住居、食糧、車両、燃料、通信手段等活動のための機材などの確保、補給等は自ら行う必要がある。
- (2) 具体的支援策を考えるに当たっては、現在及び将来のニーズをよく考えつつ、迅速にこれを行う必要がある。時間を要する場合には、将来のニーズをも見越して内容を決定することも必要である。因みに、現在ゴマ地区では医療の他、衛生、水供給、サイト・ビルディング、輸送力などの確保が緊急の課題となっている。
- (3) 難民援助については、今後いずれ難民の帰還促進への支援(受入れ体制の確立等)が問題となってこよう。

Ⅲ. まとめ

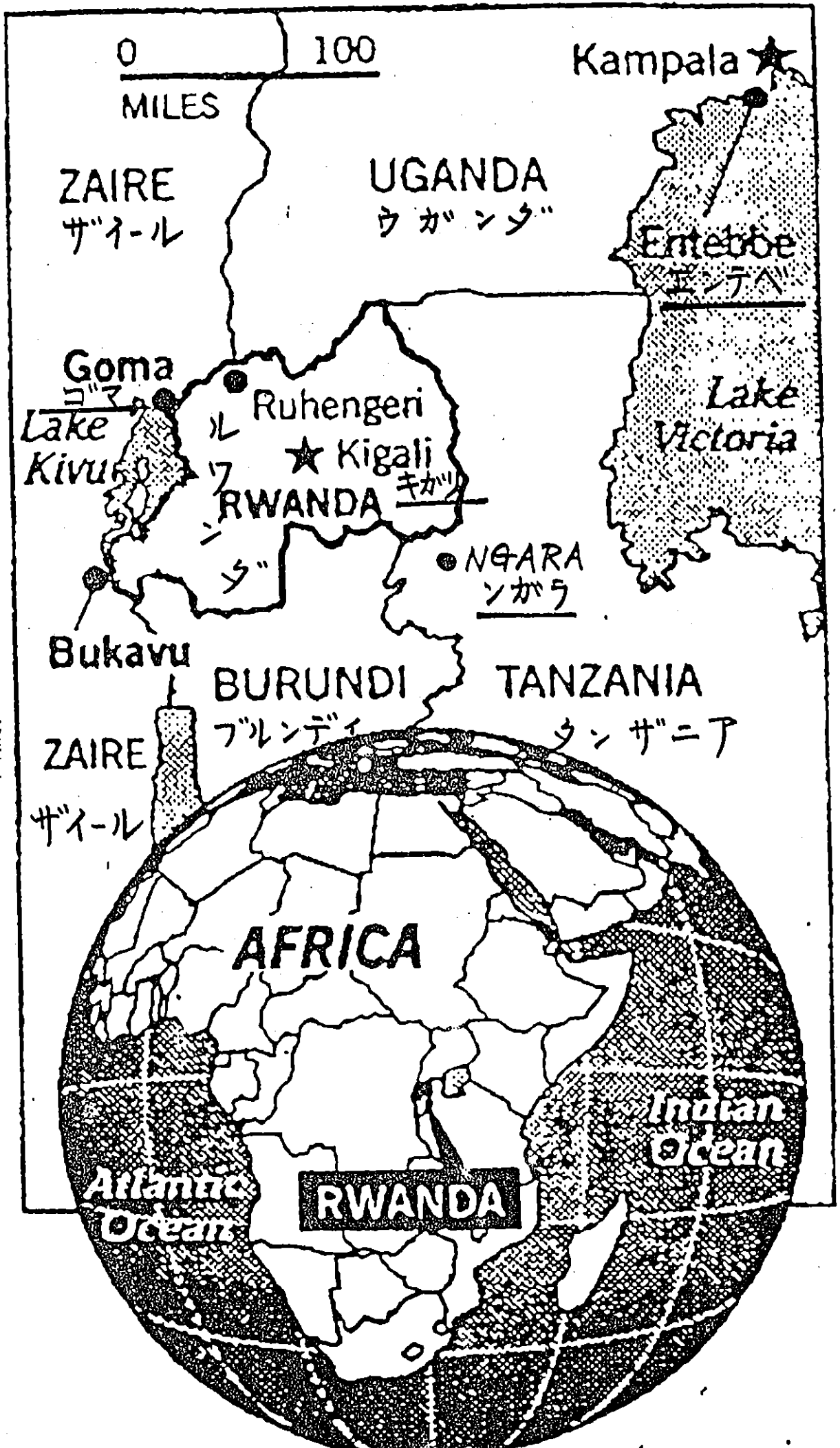
以上のように、ルワンダ難民・避難民の状況は極めて悲惨なものである。既にゴマ、ンガラのカンパに入っている各国及び国際機関が相互補完しつつ援助を実施しているが、未だ十分な援助体制が確立されているとは言えず、このまま放置しておけば益々被害が拡大することが予想される。このような状況に鑑みれば、我が国としても、現地のニーズ、状況を十分に見極めた上で、これまで実施してきた資金協力、物的協力に加え、次の通り可及的速やかに効果的な人的貢献を行うことが必要であると考えられる。なお、現地では、我が国の財政的支援への感謝はいたるところで聞かれたが、目につくNGOや国際機関の職員はほとんどが欧米人ないしアフリカ人であり、日本のプレゼンスが極めて弱いとの印象は拭えなかった。また、国際機関等から、この面での日本の貢献への強い期待が表明された。

- (1) 既に現地で活動している我が国を含む内外のNGO及び今後活動を予定しているNGOに対する支援を拡充していくことが必要である。特に我が国NGOの献身的な努力には大きな感銘を受けたが、これに対する支援は今後とも引き続き強化していく必要がある。
- (2) 関連政府機関からの派遣や国連ボランティアへの人材派遣のスキーム等により現地で活動している国際機関に派遣することも検討する必要がある。その際、リクルートを含め、緊急に実現する必要性を念頭におきつつ、志望者の状況、現地の劣悪な状況、派遣地、必要とされる支援体制について慎重な検討が必要となる。国際平和協力法に基づく国際平和協力隊員として民間関係者を政府の責任において派遣す

ることについては、我が国が独自に一定の支援体制を整備することが不可欠と考えられる。しかし、今回の事態のような現地の劣悪な状況の下では必ずしも十分な現地支援体制が期待できず、すべて海外からの支援に頼らざるを得ないこと、政府派遣については、特に自己完結性の高い参加が期待されており、仮に自己完結性の低い組織を派遣した場合、被派遣者にとっても大きな負担がかかることが予想されること等に鑑みれば、そのような派遣は困難と考えられる。

- (3) 米、仏、独等各国とも、キャンプの厳しい現状（援助の受入れ体制、生活状況、治安状態等）を踏まえ、様々な国際機関・NGO等に対する支援と併せ、軍隊及び軍用機等の軍組織を活用して極めて効果的且つ効率的な難民支援を行っている。上記の現地の状況に鑑みれば、現地においてはそれ自体で自己完結性を持った組織が当該援助活動を行うことが最も望ましいこと、及び当該援助は緊急に実施されなければならないこと等を考慮しつつ、我が国としても、現地のニーズ（医療、衛生、難民キャンプ・トイレの建設、食糧配布、給水など）などを充分踏まえてそのような貢献の可能性につき積極的に検討して行くことが望ましいと考えられる。

(了)



御説明資料

(ルワンダ難民問題に対する人的支援策)

資料1: 石原官房副長官記者会見(8月18日)発言資料

資料2: ルワンダ難民救援活動への人的協力について
(連立与党防衛調整会議作成)

資料3: ルワンダ難民支援実務調査団の主な日程

資料4: ルワンダ難民支援実務調査団一行名簿

資料5: ルワンダ難民に係る物資協力の実施について

平成6年8月22日

総理府国際平和協力本部事務局

資料 1

石原官房副長官記者会見（8月18日） 発言（案）

（ルワンダ難民問題に対する人的支援策について）

- 1 ルワンダ難民問題については、現地の極めて悲惨な事態にかんがみ、これまで、国連難民高等弁務官事務所など国際人道援助機関への拠出や現地で活動するNGOへの財政支援を通じ資金面での支援（約4200万ドル）を実施してきたほか、人道的な国際救援活動の分野に初めて国際平和協力法を適用して物資協力（1億9千万円相当）を行うなど、政府として積極的に取り組んでまいりました。

これに加え、我が国の人的支援の在り方については、先に帰国した「ルワンダ難民支援ミッション」の報告を受けて、その可能性をあらゆる角度から検討することとし、与党とも十分協議をしてまいりました。

- 2 現地の情勢や各国の支援の状況にかんがみれば、国際平和協力法に基づいた政府としての人的支援については、同ミッションの報告にもあるとおり、それ自体で自己完結性を持った組織が当該援助活動を行うことが最も望ましく、この求めに応え得る組織は、我が国においては自衛隊をおいて他にないと考えられます。この点については、本日、緒方国連難民高等弁務官よりも村山総理に対し、積極的な対応を期待する旨要望があったところです。

国際平和協力法の下では、国連平和維持活動（いわゆるPKO活動）への協力のほかに、国際機関等が行う人道的な国際救援活動に対し自衛隊が部隊として協力する道も開かれております。今回のルワンダ難民問題についても同法を適用して大量の難民が今なお留まっている隣接国のザイール共和国等に自衛隊の部隊を派遣することは、今後更に調査を行う必要はありますが、可能と考えられます。但し、この場合も、派遣に当たり、「派遣先国の受入同意」など、いわゆる5原則を遵守すべきことはいうまでもありません。

3 自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力については、先程、その検討を開始することにつき与党側の了解を得た旨を総理、官房長官に御報告申し上げたところ、防衛庁も参加した形での現地へのルワンダ難民支援実務調査団を派遣し、更に検討を進めるよう指示がありました。この指示については、私から速やかに畠山防衛事務次官にも伝えたところであります。

4 なお、現地へ派遣される実務調査団については、その構成、日程等を政府部内で調整中ではありますが、現在のところ、山崎隆一郎・外務省総合外交政策局審議官を団長とし、外務省、総理府国際平和協力本部事務局及び自衛官数名を含む防衛庁職員からなる調査団が、8月22日（月）に本邦を出発し、ザイール共和国の難民キャンプ視察を中心とした調査を約10日間にわたり実施する予定であります。

(了)

資料 2

ルワンダ難民救援活動への人的協力について

平成6年8月17日

防衛調整会議

1. 史上最大の規模と言われるルワンダ難民（総数203万人）の救援活動に対して、国際社会の広範な参加と協力が進められている。これに対して日本は、これまでに4,430万ドルと1億9,000万円相当の物資協力を行ってきたが、現地での人的な参加・協力がきわめて重要であり、国際機関などからもそのことが強く要請されてきた。したがって日本として、人道的国際協力の発展のために人的協力を速やかに行う必要がある。
2. UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）など関連機関の情報や、先に派遣された外務省の調査団の報告でも明らかなように、UNHCR、WFP（世界食糧計画）、UNICEF（国連児童基金）、WHO（世界保健機構）などの多数の国連関係機関はもちろん、ICRC（国際赤十字委員会）、MSF（国境なき医師団）、OXFAM（イギリスのNGO）など、多くの国際NGOが現地で活動しており、日本のNGOもその一翼を担っている。しかし、この種の国際協力の体制としては、日本はきわめて貧弱かつ不十分な状態にあり、官民両面から早急に国際的な人道救援体制を確立する必要がある。
3. 当面ルワンダをめぐる緊急状態に対しては、政府、地方自治体、日本赤十字、民間、NGOなどの人的協力の奨励と具体的支援を継続的に進めるべきである。
4. 防衛庁の調査団派遣については、すでに成立したPKO法の「人道的な国際緊急救援活動」に限られること、ルワンダ難民の状況が人道上緊急かつ深刻であることにかんがみ、これを了察する。今後については、調査結果を待って改めて検討するがその対応は医療・衛生を中心に、給水、難民キャンプの設営、食料の配布、トイレの建設などの活動が考えられる。その際、日本赤十字、NGO等の民間と協力した救援活動を推進することを提案する。
また、武器の携行については、多数の国際機関やNGOが全くの「非武装」で活動していることを考慮すべきであるが、隊員の安全確保という観点から現地の状況を踏まえて慎重に判断すべきものとする。
5. ルワンダ難民の救援活動をさらに拡充し、具体化するため、与党国会議員による調査団の派遣を提案する。

資料 3

ルワンダ難民支援実務調査団の主な日程（予定）

平成 6 年 8 月 1 9 日

国際平和協力本部事務局

8月22日（月）

成田発

23日（火）

ケニア（ナイロビ）着（ロンドン経由）

ケニア到着後、28日までの間、以下の調査を実施

○国連ルワンダ緊急対策室（UNREO）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等国連関係者との協議

○米軍、仏軍、ザイール政府、主要NGO等との協議

○ナイロビ周辺調査

○エンテベ空港及び周辺調査

○ゴマ（ザイール）の調査

・難民キャンプ

・空港

・生活基盤（宿营地、水源等）等

○ブカブ（ザイール）の調査

28日（日）

ナイロビ発

30日（火）

成田着（ロンドン経由）

ルワンダ難民支援実務調査団一行名簿

資料 4

1. 総合外交政策局審議官 ^{やまざき}山崎 ^{りゅういちろう}隆一朗
2. 総理府国際平和協力本部事務局参事官 ^{きんわか}貞岡 ^{よしゆき}義幸
3. 総合外交政策局国際平和協力室事務官 ^{まつもと}松本 ^{たかし}太
4. 中近東アフリカ局アフリカ第1課事務官 ^{おおく けん}大久保 ^{たけひろ}雄大
5. 防衛庁防衛局運用課部員 ^{なかむら}中村 ^{よしとし}吉利
6. 防衛庁 ^{たかはし}高橋 ^{かずあき}和明 2等陸佐
7. 防衛庁陸上自衛隊防衛部運用課 ^{しんどう}師富 ^{としお}敏夫 2等陸佐
8. 防衛庁陸上自衛隊 ^{か が た}加賀田 ^{ゆたか}豊 3等陸佐
9. 防衛庁陸上自衛隊装備部装備計画課 ^{かわまた}川又 ^{ひろみち}弘道 3等陸佐
10. 防衛庁海上自衛隊防衛部運用課 ^{たけなか}竹中 ^{まこと}信 1等海佐
11. 防衛庁航空自衛隊航空支援集団司令部 ^{あ べ}阿部 ^{みつる}三男 1等空佐
12. 防衛庁航空自衛隊第1術科学校 ^{きむら}木村 ^{くにかず}邦一 2等空佐
13. 在ケニア日本大使館 ^{たむら}田村 ^{かつよし}勝義 1等書記官
14. 在フランス日本本大使館 ^{ますじま}増島 ^{けん}健 専門調査員

資料 5

ルワンダ難民に係る物資協力の実施について

平成 6 年 8 月 2 2 日

総理府国際平和協力本部事務局

1. ルワンダ共和国においては、本年 4 月内戦が再発して以来、8 月 17 日までに約 223 万人の難民が発生している。

特に、隣接国のザイール共和国には、7 月 13 日より新たに 100 万人以上の難民が流入しており、同国ゴマ地区の難民キャンプではコレラ及び赤痢の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況にある。

2. この悲惨な状況に対し、我が国は、国際平和協力法第 25 条第 1 項の規定に基づき、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）の要請に応え、現在、ザイール共和国、ウガンダ共和国、タンザニア連合共和国においてルワンダ難民に対し行われている UNHCR の活動に協力するために必要な以下の物資を無償で供与することを、平成 6 年 8 月 12 日の閣議にて決定した。

(1)医薬品等	1 セット
(2)緊急ヘルスキット	5 ユニット
(3)大型テント	43 張
(4)スリーピングマット	2,600 枚
(5)毛布	3,550 枚
(6)簡易水槽	213 個
(7)シャベル	1,000 個

3. この閣議決定を受け、8 月 12 日直ちに UNHCR 駐日代表への贈呈式を行い、同日から輸送を開始した。

供与物資の第 1 便は 8 月 16 日午前 4 時 10 分（現地時間）にウガンダ共和国エンテベ空港に到着し現地の UNHCR に引き渡された。

1. 警備隊の枠組みと適用
(経協局)

2. PKO法

(PKO本部)

党 会 合 出 席 依 頼

3. ルワンダへの派遣

(PKO本部)

① バッチ 車手配 (警備用)

~~総務課出席者~~

~~資料は?~~

~~国会班出席者~~

正報

平成 6 年 8 月 6 日

大 臣
政 務 次 官
事 務 次 官
官 房 長
総 括 審 議 官
国会担当参事官
会 議 名

総合外交政策局長 経済協力局長 中近東アフリカ局
国際平和協力室長 政策課長 審 議 官
難民支援室長 技術協力課長 アフリカ課長
国際緊急援助室長

総 務 課 長
首 席 事 務 官
総 括 補 佐
国 会 班

自民党政調 外交調査会

日 時
場 所

8 月 25 日 (木) 13 : 00
自民党本部 702 号 (控) 室

議 題

ルワンダ支援問題 (医療援助中心)

中山調査会長としては、今回は医療援助については、国際緊急援助隊法は災害が対象、PKOは国連の要請が必要と大々に関係があるため実施の遅れなどの報道があるため、議員立法による法改正も念頭にあり、この問題を検討しその意向

出 席 者

総政局長、国際平和協力室長 難民支援室長
経協局長 技術協力課長、国際緊急援助室長
近ア局長、審議官、アフリカ課長
(総務) 総括審議官、国会担当参事官

資 料
備 考

100 部 (24日(水) 16:00 迄に国会班へ提出、又々当日 12:00 迄に党本部 702 号室へ持参)

後半

国会班

(当日の式次第以下のとおり)
とて各党の連絡あり

外交調査会

平成6年8月25日(木) 13:00~

党本部 702号室

○開 会 中山太郎 会長

○議 事

・ルワンダに対する国際緊急医療援助について (説明)

ルワンダ調査団
報告を兼ねた
ルワンダ情勢

外務省 重家俊範 中近東アフリカ局参事官
国際平和協力本部事務局 鈴木勝也 局長
国際医療センター 喜多悦子 派遣協力課長

○質 疑

○閉 会

◎出席者

外務省大臣官房 阿部知之 総括審議官
—— 今井正 国会担当参事官
中近東アフリカ局 重家俊範 参事官
—— 四宮信隆 アフリカ第一課長
経済協力局 上田秀明 審議官
—— 石川薫 技術協力課長
—— 和田章男 国際緊急援助室長
防衛庁長官官房 伊藤康成 防衛審議官
国際平和協力本部事務局 鈴木勝也 局長
国際医療センター 喜多悦子 派遣協力課長

④ 小林正

強約に → 見直しとては
なりなすのか?

② 佐藤 (角田)

武器件 → かつて方向
物資協力 →

① 笹田 (平成の会)
182151

④
後に基づいていくと
いくべき → 問題は
ない

党 会 合 出 席 依 頼

③ 伊藤 (民社)

⑤ 坂口 (公明)

可 / 不可 / 不明

アフリカ課長

安全は十二分に確保して

平成 6 年 8 月 18 日

同日

大 臣
政 務 次 官
事 務 次 官
官 房 長
総 括 審 議 官
国会担当参事官
会 議 名

中近東アフリカ局長

総合外交政策局長

アフリカ第一課長

国連政策課長

総 務 課 長

首 席 事 務 官

総 括 補 佐

国 会 班

改革推進政策幹事会 (旧連立与党政幹事会)

日 時
場 所

8 月 22 日 (月) 14:00 ~ 14:30

衆 議 院 議 事 館 B2 号 (控) 室

議 題

ルワンダ PLO 派遣 について

- 1. ルワンダの現状
- 2. PLO 派遣

中近東アフリカ局長 アフリカ第一課長
総合外交政策局長 国連政策課長
総括審議官 国会担当参事官

出 席 者

資 料
備 考

45 部

担当 民社党政審議室

総務府 政務官 出席予定

(22日(月) 10:00 迄は国会班へ提出又可
13:30 22-1 直接担当課より指示あり)

根回し

日本社会党国会対策委員会

理事員
委員長
委員
顧問

決算	予算	環境	科学	保安	建設	労働	通信	運輸	商工	農水	厚生	文教	大蔵	外務	法務	逓行	内閣	委員会
会田	中西	矢田	今村	岩垂	松本	永井	大木	近左	後藤	村石	森井	岡本	日野	伊藤	坂上	上野	田口	部長
小森	堀原	田中	川橋	一	田	庄司	川橋	湖上	早川	石橋	今井	奥石	山本	清水	永井	山崎	崎	副部長
○橋崎弥之助	○佐藤 規樹 伊東 秀子 細川 律夫	○田中 昭一	○今村 修	○岩垂壽喜男 橋崎弥之助	○松本 龍 沢藤礼次郎	○岩田 順介 永井 孝信	○田中 昭一 吉岡 賢治	○井上 一成 左近 正男	○大島 章宏 早川 勝	○竹内 猛 石橋 大吉	○加藤 万吉 五島 正規	○嶋崎 謙 沢藤礼次郎	○日野 市朗 中村 正男	○秋葉 忠利 松前 仰	○小森 龍邦 山花 貞夫	○北沢 清功 永井 哲男	○田中 恒利 田口 健二	○山元 勉
小森 龍邦	○中西 悟介 坂上 富男 三野 優美	金田 誠一	辻 一彦	金田 誠一 横光 克彦	今村 修 堀込 征雄	山元 勉 池田 隆一	大木 正吾 横光 克彦	細川 律夫 細川 方	関山 信之 松本 龍	遠藤 登 前島 秀行	土肥 隆一 網岡 健一	濱田 健一 奥石 東	秋葉 忠利 山崎 泉	伊藤 茂 山崎 泉	坂上 富男 永井 哲男	島山 健治郎 池田 隆一	上原 康助	
日野 市朗	○後藤 茂 外呂 吉雄	後藤 茂		左近 正男	佐々木秀典	田邊 誠	山崎 栄	赤松 広隆	島山 健治郎 和田 貞夫	池端 清一 止 一彦	森井 忠良	佐藤 泰介	永井 哲男 渡辺 嘉蔵	濱田 隆一	佐々木秀典	池田 隆一		
会田 長栄	○三上 隆雄 一井 淳治 日下部福代子	○梶原 敬祐 矢田 理	○科学特委 福村 稔夫	○国際問題 谷畑 孝	○種田 誠 佐藤 三吾	○庄司 中 浜本 万三	○森 暢子 川橋 幸子	○堀 利和 櫻井 規順	○谷畑 孝 村田 誠醇	○野別 隆俊 中尾 則幸	○久保田真苗 久保田真苗	○肥田美代子 肥田美代子	○山本 正和 鈴木 和美	○清水 澄子 清水 澄子	○糸久八重子 栗田 肇	○岩本 久人 大淵 桐子	○三重野栄子	
中尾 則幸	○今井 登 稻村 稔夫	○角田 義一 矢田 理	○川橋 幸子 福村 稔夫	○松前 達郎 谷畑 孝	○青木 新次 佐藤 三吾	○千葉 景子 細谷 昭雄	○山田 健一 山口 哲夫	○山田 健一 櫻井 規順	○一井 淳治 村田 誠醇	○谷本 隆雄 野別 隆俊	○日下部福代子 久保田真苗	○本岡 昭次 肥田美代子	○前畑 幸子 鈴木 和美	○大淵 雅子 清水 澄子	○栗原 君子 糸久八重子	○岩崎 昭 大淵 桐子	○上野 雄文 三重野栄子	
堀 利和	○清水 澄子 喜岡 淳	○北村 哲男 角田 義一	○三上 隆雄 福村 稔夫	○深田 登 谷畑 孝	○小川 仁一 青木 新次	○西岡瑠璃子 細谷 昭雄	○及川 一夫 山田 健一	○喜岡 淳 櫻井 規順	○角田 義一 村田 誠醇	○菅野 久光 野別 隆俊	○菅野 久光 久保田真苗	○久保 亘 本岡 昭次	○志苦 裕 鈴木 和美	○北村 哲男 大淵 雅子	○竹村 泰子 栗原 君子	○上野 雄文 大淵 桐子	○瀬谷 英行	

□ の部分を外務省でお願ひします。

146.8.12
19. 8. 27

根回し先リスト

〔社会党〕

久保 亘 (書記長) 参-402
前島秀行 (副書記長) 1-306
五島正規 (") 1-234
関山 信之 (政審会長) 1-739
岩垂 寿喜男 (安保部会長) 2-402

〔自民党〕

加藤 紘一 (政調会長) 2-711
山崎 拓 (副幹事長) 2-624

〔さきがけ〕

菅 直人 (政調会長) 2-732
鳩山由紀夫 (代表幹事) 1-334
小沢鋭仁 (防衛部会長)

田口健二 (社 内閣部会長) 1-627

伊藤 茂 (社 外務部会長) 1-305

虎島和夫 (自 内閣部会長) 2-214

大野功統 (自 国防部会長) 1-432

田中直紀 (自 外交部会長) 1-511

中谷 元 (自) 1-736

中山太郎 (自) 1-516

尾辻秀久 (自) 参-530

鈴木宗男 (自) 1-224

武村正義 (自) 又-208

事務所



関係議員の反応

平成6年8月15日(月)

〔社会党〕

久保 亘 (書記長)	・話は聴いている。 ・18日(木)に自分も出席して党内で議論する。
前島 秀行 (副書記長)	・了解した。総理は早く決断すべきだ。
五島 正規 (")	・現地の事態に対しては、自衛隊でなければ役に立たないことは理解する。 ・伝染病の予防については、自衛隊の部隊がノウハウを持っており、貢献し得る点が多いのではないか。いずれにしても、どの分野で何をやるのかははっきりさせる必要がある。 ・書記長を交え18日(木)に議論して決めたい。
関山 信之 (政審会長)	・岩垂、山崎(拓)間の検討結果を踏まえ、関山、加藤(保利政調会長代理)の間で決めたい。
岩垂 寿喜男 (安保部会長)	・安保部会メンバー、内閣、外務両部会の正副部会長と連絡を取るのに苦労しているが、1両日中には結論を出したい。
田口 健二 (内閣部会長)	・人的協力の必要を理解する。 ・自衛隊を出す場合の国際平和協力法上の根拠を明確にして欲しい。(詳細説明済み。)
伊藤 茂 (外務部会長)	・了解した。

〔自民党〕

☆加藤 紘一 (政調会長)	・ 自分は良いと思う。関山先生に連絡する。
☆山崎 拓 (副幹事長)	・ 自分はもともと自衛隊を出すべきだと思っていた。岩垂先生に連絡する。

〔新党さきがけ〕

武村 正義 (代 表) (※秘書官を通じて説明)	・ 自衛隊の部隊派遣については異存はないが、5原則との絡みや今後想定されるPKO活動への参加を念頭に置いて、十分議論して派遣を決めるべきだ。 ・ 自分としても十分関心を持っていきたい。
菅 直人 (政調会長) (※ケニア滞在中)	・ (自衛隊を出すことに) 趣旨は大賛成。 ・ 自衛隊がなし崩し的に出ていくような印象を与えないよう、国際平和協力法上の位置づけを国民に分かるように示して欲しい。
☆鳩山由紀夫 (代表幹事)	・ 自分は良いと思う。遅きに失しないよう、とにかく急いでくれ。 (小沢鋭仁防衛部会長に連絡、了解を得る。)

(注) ☆印の者については、8月12日(金)に説明を行った。

◎ その他の資料配付先

保利耕輔 (自 政調会長代理)
虎島和夫 (自 内閣部会長)
大野功統 (自 国防部会長)
田中直紀 (自 外交部会長)
中谷 元 (自 国防部会長代理)
中山太郎 (自)
尾辻秀久 (自)
小沢鋭仁 (さ 防衛部会長)
宇佐美登 (さ 総理・総務部会長)

※ この他、岩垂安保部会長の指示に基づき、社会党安保部会メンバー、内閣・外務
の両副部会長に資料配付中。

越谷補佐殿

外務省 松本より

最新ヴァージョンです。

1994・8・15

国際平和協力室

根回し先リスト（外務省関係分追加）

- 合計437 秘密力
- ✓ 渡辺美智雄（自民、元外務大臣）3508 7426 トリコン W 0287 36 0055 0287 36 1455
- ✓ 武藤嘉文（自民、元外務大臣）3508 7029 [REDACTED] 25日帰国 [REDACTED] 212-先 ヲエス、
[REDACTED] 1田CR-69
- ✓ 中山太郎（自民、元外務大臣）3580 0066 [REDACTED] 小ナレ タニエリ. 00L 39
41-526
20!
- ✓ 柿沢弘治（自民、前外務大臣）[REDACTED] DANLELI.
- 小杉隆（自民、衆議院、外務筆頭）3508 7116 外中
- ✓ 野沢太三（自民、参議院、外務筆頭）3508 8639 [REDACTED]
- ~~松前達郎（自民、参議院、外務筆頭）~~
212
- ✓ 福田康夫（自民、衆議院、外務）3508 7181 3508 3611
- ✓ 成瀬守重（自民 参議院、外務）3508 8511 [REDACTED]
- 前原誠司（さきがけ、衆議院）3508 7171 712

改革推進協議会

平成6年7月25日

改革推進首脳会議

(野党)

◇党首 (9名)

羽田 孜 (改新 新生党)
 石田幸四郎 (公明党)
 細川 護国 (改新 日本新党)
 米沢 隆 (改新 民社党・新党クラブ)
 鹿野 道彦 (新党みらい)
 柿澤 弘治 (改新 自由党)
 西岡 武夫 (改新 改革の会)
 中村 鋭一 (参・民主改革連合)
 野田 毅 (高志会)

◆代表者 (9名)

小沢 一郎 (改新 新生党)
 市川 雄一 (公明党)
 松岡満寿男 (改新 日本新党)
 中野 寛成 (改新 民社党・新党クラブ)
 太田 誠一 (改新 自由党)
 北川 正恭 (新党みらい)
 鳩山 邦夫 (改新 改革の会)
 池田 治 (参・民主改革連合)
 保岡 興治 (高志会)

改革推進選挙対策本部

◇代表者 (9名)

小沢 一郎 (改新 新生党)
 市川 雄一 (公明党)
 松岡満寿男 (改新 日本新党)
 中野 寛成 (改新 民社党・新党クラブ)
 太田 誠一 (改新 自由党)
 北川 正泰 (新党みらい)
 鳩山 邦夫 (改新 改革の会)
 池田 治 (参・民主改革連合)
 保岡 興治 (高志会)

◆選挙対策委員 (9名)

中西 啓介 (改新 新生党)
 太田 昭宏 (公明党)
 初村謙一郎 (改新 日本新党)
 長谷川 清 (参・民社党)
 新井 博敬 (改新 自由党)
 坂本 剛二 (新党みらい)
 笹川 豊 (改新 改革の会)
 古川太三郎 (参・民主改革連合)
 野呂 昭彦 (高志会)

改革推進幹事会

◇政務幹事 (11名)

船田 元 (改新 新生党)
 神崎 武法 (公明党)
 海江田万里 (改新 日本新党)
 青山 丘 (改新 民社党・新党クラブ)
 山本 拓 (改新 自由党)
 堀子 輝彦 (新党みらい)
 大石 正光 (改新 改革の会)
 石井 一二 (参・新緑風会)
 片上 公人 (参・公明党)
 栗森 善 (参・民主改革連合)
 今津 寛 (高志会)

◆政策幹事 (11名)

中島 術 (改新 新生党)
 坂口 力 (公明党)
 今井 宏 (改新 日本新党)
 伊藤 英成 (改新 民社党・新党クラブ)
 佐藤 静雄 (改新 自由党)
 佐藤 敬夫 (新党みらい)
 笹川 豊 (改新 改革の会)
 小林 正 (参・新緑風会)
 風間 潤 (参・公明党)
 津島 雄二 (高志会)
 萩野 浩基 (参・民主改革連合)

ルワンダ難民支援根回しリスト

資料配付 8月9日

- ~~羽田 孜 (紐 1-324)~~
- ~~小沢一郎 (紐 1-605)~~
- ~~熊谷 弘 (紐 1-326)~~
- 愛知和男 (紐 2-310)
- 中西啓介 (紐 1-541)
- ~~北村直人 (紐 2-509)~~
- ~~田村秀昭 (紐 参 434)~~
- 月原茂皓 (紐 2-203)
- ~~松田岩夫 (紐 1-588)~~
- 山田正彦 (紐 2-205)
- ~~前田武志 (紐 1-885)~~
- 石田幸四郎 (公 1-618)
- ~~市川雄 (公 1-411)~~
- 山田英介 (公 2-606)
- 日笠勝之 (公 1-624)
- ~~員沼次郎 (公 1-525)~~
- 山口 聡男 (公 1-524)
- 東 祥三 (公 2-733)
- 若松謙維 (公 2-524)
- ~~赤松正雄 (公 1-412)~~
- 米沢 隆 (民 2-637)
- ~~中野寛成 (民 2-419)~~
- 神田 厚 (民 2-635)
- 西村眞悟 (民 2-417)
- 吉田之久 (民 参 705)
- ~~細川護国 (日 2-240)~~
- ~~稀沢弘治 (船 1-418)~~
- 遠藤乙彦 (公 2-216)

米田敏官

結構です

局長

説明不要

1700

明

8/9 14:30~

8/9 17:30~

8/9 18:00~

海外出張 8/24

局長 8/18 13:15

クリントン・村山書簡

総理秘書官

官房長官秘書官

官房副長官秘書官

報告・供覧

秘
無 期 限

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 中近東アフリカ局長 参 事 官 アフリカ第一課長 地 域 調 整 官 首 席 事 務 官 総 務 班 長 総 務 班	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 7 月 25 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 田原 2778
回 覧 先 総務課長 外務報道官 広報担当審議官 報道課長 国際報道課長	総合外交政策局長 審 議 官 総政局総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 北米局長 審 議 官 北米第一課長	国際社会協力部長 参 事 官 国連行政課長 専門機関行政室長 人権難民課長 難民支援室長 欧 亞 局 長 審 議 官 西欧第一課長 経済協力局長 参 事 官 参 事 官 政 策 課 長 調査計画課長 国際機構課長 開発協力課長 無償資金協力課長 国際緊急援助室長 技術協力課長 有償資金協力課長
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		国際情報局長
件 名 クリントン米大統領発山総理あて親書 (ルワンダ難民支援)		参 事 官 国際情報課長 分析第二課長 調 査 室 長
(別紙の要点等) 25日、在京米大使館にて送付越したもの。 米政府として、これまでヒューストン難民救済支援策に つぎ説明するとともに、我が国に対して① UNMIRへの 自衛隊の派遣、②国連及びNGOに対する資金援助を 要請越している。我が国へ対応決定次第、返答を発生することについて、 (3)		中近東第一課長 中近東第二課長 アフリカ第二課長

1994年7月22日

内閣総理大臣閣下

ルワンダにおける難民危機に対する我々の支援努力につき通報申し上げますとともに、この悲劇を克服するため大きく拡大された国際的支援努力に対して、閣下のご支援を賜るべく、一筆啓上申し上げます。

今朝、私は、7千5百万ドル相当の資金及び物資の追加供与を含む緊急且つ大幅に拡大した米国の支援策を発表いたしました。

私は、また、国防総省に対しウガンダ国内に24時間体制で難民に対する救援物資を輸送するための中継基地を設置・運営することを命令するとともに、ウガンダ政府と右につき協議を開始しております。

更に私は、軍に対して、ゴマ及びブカブの難民キャンプ周辺にある飛行場の24時間使用を可能とする要員・装備の配置により、物資空輸オペレーションの拡大を支援するよう指示いたしました。我々の目標は食糧、医薬品及びその他の物資を必要としている人々に対して一刻も早く届けることにあり、そのために、これら飛行場における物資の受領・輸送・配給能力を高めなければなりません。

最後に、私は軍に対し安全な飲料水の確保及び危機的な状況にある人々への可能な限りの供給を行うよう指示いたしました。安全な飲料水の確保は、難民に対して脅威を与えているコレラをはじめとする様々な病気の蔓延を押さえるためには不可欠なものであります。

これらの支援努力は、国連難民高等弁務官事務所により「支援パッケージ」として示された8つの重要項目の内、4項目について対応するものに過ぎず、救済策の全体は民間支援組織、米及び仏軍部隊が行い得る量を超えております。特に、国連は、道路整備及び道路警備、支援基地設営、国内における燃料供給並びに衛生施設の設営を「支援パッケージ」の新たな重要項目として提示しております。仮に貴国が、米軍及び仏軍とともに「支援パッケージ」を実施し得るか、米国が既に支援を表明したこれらパッケージの一部を実施するための支援を行うことができ、右に加えて、または、その他の人道支援（医療や土木分野など）を行い得る部隊を有するならば、貴国の軍司令官に対して国連難民高等弁務官及び米軍欧州司令部のジョージ・ジョウルワン大將に即座に連絡を取るようご指示いただきたいと思います。更に私は、この危機に応えている国連及び非政府組織に対して、日本として可能な財政支援を行っていただきたいと存じます。

第二に、我々は難民が一刻も早く帰還できるよう努力をしなければなりません。彼らが安全に帰還できるとの自信を持てるためにも、国連平和維持軍たる国連ルワンダ支援団（UNAMIR）は完全に機能しなければなりません。しかし、残念ながらUNAMIRに対して参加を表明したアフリカ諸国の装備不足を一因として、その展開に長い時間がかかっております。米国は、参加諸国がアフリカ諸国の部隊と対になって活動することで、これら諸国の部隊の装備を確実なものとし、且つ配備し得る「部隊養子」計画を提案いたしました。右を受けて、我々はガーナ部隊と活動をともにしており、また、先月には彼らのために50両の兵員輸送車を提供いたしました。私は、閣下が、単独でまたは他国と協調して、貴国軍隊の平和維持部隊をUNAMIRに対して派遣する旨、または、本活動に参加を表明しているアフリカ部隊と共同して活動し彼らに装備を提供する旨、国連に対し表明していただきたく存じます。今日UNAMIRが完全に機能していないことは、明日難民が帰還できないことを意味しているのです。その結果、彼らの多くが難民生活がもたらした劣悪な状況の下、亡くなっていくのです。

このような状況に対する閣下の甚大なお配慮に深く感謝申し上げます。

敬 具

（署 名）

ビル・クリントン

日本国内閣総理大臣
村山富市閣下



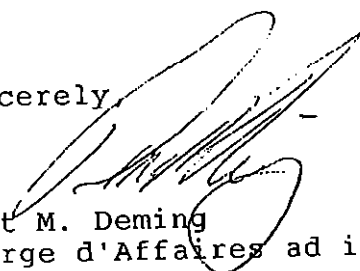
Embassy of the United States of America

Tokyo
July 25, 1994

Dear Mr. Prime Minister:

I have the honor to deliver the enclosed letter to
you from President Clinton.

Sincerely,



Rust M. Deming
Charge d'Affaires ad interim

His Excellency

Tomiichi Murayama,

Prime Minister of Japan,

Tokyo.

(参考)

(クリントン大統領様)

July 22, 1994

Dear Mr. Prime Minister:

I write to inform you of our efforts to assist in the international response to the Rwandan refugee crisis and to urge you to support a greatly enhanced international effort to deal with this tragedy.

This morning I announced an immediate and massive increase in the American response, including an additional \$75 million in cash and commodities to assist in the relief effort.

I also ordered our Defense Department to establish and manage an airlift hub in Uganda, which will be used as a staging area for around-the clock shipments of relief supplies to the refugees. Consultations are underway now with the Government of Uganda.

I directed our military to assist in expanding airlift operations near the refugee camps in Goma and Bukavu by providing personnel and equipment to enable airfields to operate on a 24-hour basis. We must increase the capacity to receive, transfer and distribute goods at these airfields, as our aim is to move food, medicine and other supplies to those in need as quickly as possible.

Finally, I directed the military to establish a safe water supply and to distribute as much water as possible to those at risk. Safe water is essential to stop the outbreak of cholera and other diseases that threaten the refugees.

These efforts only address four of eight essential "Service Packages" identified by the United Nations High Commissioner for Refugees, and the overall relief task is more than the civilian relief organizations and the U.S. and French military units can handle. In particular, the UN has identified road servicing and road security, site preparation, provision of domestic fuel and sanitation facilities as additional essential "Service Packages." If you have military units that can operate with ours and the French to deliver these packages, assist in providing and delivering parts of the packages to which the U.S. has already committed, and/or provide other humanitarian relief (such as medical care and engineering services), I urge you to have your military commander immediately contact the United Nations High Commissioner for Refugees and General George Joulwan at the U.S. European command. I also urge that you make financial assistance available to the UN and non-governmental organizations which are responding to this crisis.

His Excellency

Tomiichi Murayama,

Prime Minister of Japan,

Tokyo.

— 秘 —

ルワンダ難民援助に関する 2 2 日付クリントン米大統領発村山総理あて親書（25
日在京米大より送付越したもの）に対する総理返書を別紙のとおりと致したい（同邦
文訳別添）。（了）
（し、在米大より転達すること）

（参考資料別添：クリントン大統領親書・同邦文仮訳、官房長官発言・応答要領）

August 3, 1994

Dear Mr. President:

Thank you for your message of July 22 informing me of additional measures taken or to be taken by the United States to address the worsening refugee crisis in Rwanda, a crisis of quite unprecedented proportions.

We fully recognize that this tragic crisis is the most urgent humanitarian challenge facing the international community. Japan will continue to be actively involved in every possible aspect of the relief effort.

Early last month, the Government of Japan pledged \$9 million in financial assistance to international organizations concerned in the relief effort. Following intensive deliberation on further measures to contribute to the ongoing international effort, on July 26th, I instructed the Chief Cabinet Secretary to announce an additional relief package of \$32.3 million. This package was decided upon in response to appeals from the UNHCR and other international organizations currently operating in the affected areas. I believe that that assistance will significantly help those organizations to ensure that urgently needed relief goods and services will reach those who need them.

I fully appreciate that our efforts should not be limited to financial assistance, but should also address the diverse needs in the affected areas in other ways. I have, therefore, directed the relevant government agencies to look into the

possibilities for providing other forms of relief, including provision of relief supplies and dispatch of relief personnel, utilizing to the full the various existing disaster-relief schemes available.

The Japanese Government is to provide financial assistance in the amount of ¥70 million for non-governmental organizations which have sent their relief staff to the refugee camps, with a view to assisting their humanitarian activities. Additionally, provision of relief supplies and the dispatch of personnel are also under consideration by the government agencies concerned. For this purpose, the Government yesterday sent a fact-finding mission, consisting of government officials and a medical doctor who is experienced in the relief operation of this kind, to Rwanda and its surrounding countries.

Ardently desiring that those displaced may be able to return to their homes in safety and dignity at the earliest possible moment, I am determined to do everything possible to contribute to ending this tragic crisis, working closely with the other members of the international community.

Yours sincerely,

(signed)
Tomiichi Murayama

His Excellency
The President of the United States
Washington D.C.

(参考：邦文仮訳)

1994年8月3日

大統領閣下、

深刻化するルワンダでの未曾有の難民危機に対する貴国の拡大追加支援策につき通報いただきましたことに感謝いたします。

私は、今回のルワンダにおける緊急事態は、現在国際社会が直面する最大級の人道上の問題であるものと深く認識しております。従って、我が国としても、積極的な総合的支援努力に引き続き取り組んで参る所存であります。

先月はじめ、日本政府は国際機関に対する9百万ドルの資金援助を表明いたしましたが、その後も、救済努力を続ける国際努力に応えるため、引き続き追加貢献策につき検討を行って参りました。その検討の結果を受け、7月26日、私は内閣官房長官に対し、現地で救援活動に当たっている国連難民高等弁務官事務所及びその他の関係国際機関の要請に応えるため、3千230万ドルを追加拠出する旨発表するよう指示いたしました。私は、この支援策は、これら機関が現在最も必要とされている物資及び役務が難民に到達する上での一助となるものと信じております。

また、我々の支援は、資金援助にとどまらず多角的に行われるべきとの観点から、私は関係省庁に対し、既存のスキームの範囲で、物資供与及び人的支援等を含む他の分野における追加支援の可能性について取り組むよう指示いたしました。

日本政府は、まず現地難民キャンプにて活動している非政府組織に対して、これら組織の人道活動を支援するとの観点から、総額約7千万円の資金の供与を行うことといたしました。更に、物資供与及び邦人の派遣につきましても、現在関係省庁において積極的に検討されているところであり、このような分野での協力の可能性を探るため、本日、政府職

員及びこの種の救援活動に経験を有する医師からなる調査団を、ルワンダ及びその周辺国に派遣したところであります。

私は、避難民が安全且つ厳然として可能な限り早期にそれぞれの土地に帰還できるよう希望しつつ、国際社会との密接な協力を通じて、この悲惨な危機の解決に貢献し得る可能な限りの協力を行っていく所存であります。

敬 具

(署名)

村 山 富 市

アメリカ合衆国大統領

ビル・クリントン閣下

3

総理秘書官

総理府 PKO本部

秘
無 期 限

官房長官秘書官

官房副長官秘書官

報 告 ・ 供 覧

局内終了後コピー配布

8/19

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 中近東アフリカ局長 参 事 アフリカ第一課長 地 域 調 整 官 首 席 事 務 官 総 務 班 総 務 班	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 年 月 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号) ± 原 2778
回 覧 先 総括審議官 総合外交政策局長 国際社会協力部長 経済協力局長 国際情報局長 国会担当参事官 審 議 官 審 議 官 審 議 官 参 事 官 総 務 課 長 総政局総務課長 国連行政課長 政策課長 国際情報課長 外務報道官 国連政策課長 専門機関行政室長 調査計画課長 分析第二課長 広報担当審議官 国際平和協力室長 人権難民課長 国際機構課長 調査室長 報道課長 北米局長 欧亜局長 無償資金協力課長 中近東第一課長 国際報道課長 審 議 官 審 議 官 有償資金協力課長 中近東第二課長 北米第一課長 西欧第一課長 技術協力課長 アフリカ第二課長 国際緊急援助室長		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件 名 クリントン米大統領発村山総理あて親書 (ルワンダ難民支援)		
(別紙の要点等) 18日、在京米大統領に送付されたもの。 (8月3日付村山総理発「米大統領あて親書」に対する返書)		

(1)

(153R)

平成6年8月17日

内閣総理大臣閣下、

8月3日付の閣下の書簡にて、日本政府がルワンダの悲惨な難民の状況に応え既に取り
れた追加支援策及び今後取られる追加支援策を決定した旨御通報いただきましたことに深
く感謝申し上げます。私も、この悲劇は国際社会が直面する最も緊急的な問題であるとの
閣下のお考えに意を同じくするものであります。貴国政府がかかる支援で果たされた役割
は賞賛されましょう。

我々両国は、ルワンダやその他のアフリカ諸国において、人道危機に対し非常に効果的
な協力を行って参りました。私は、世界の二大援助国たる我々の間で、この極めて重要な
協力を行えることを喜ばしく思います。現在、国際災害援助に対する米国政府の特別コー
ディネーターであるブライアン・アトウッド国際開発庁長官は、外務省の平林経済協力局
長とルワンダにおける今後の共同支援策につき連絡をとっております。

最後に、日本政府の寛大な判断に対して改めて謝意を申し述べますとともに、このよう
な緊急事態において引き続き貴国と協力していきたいと存じます。

敬 具

(署 名)

ウィリアム J. クリントン

日本国内閣総理大臣

村山富市閣下

August 17, 1994

Dear Mr. Prime Minister:

Thank you very much for your message of August 3 informing me of additional measures taken or to be taken by the Government of Japan in response to the disastrous refugee situation in Rwanda. I agree that this tragedy is the most urgent humanitarian challenge facing the international community. Your government should be commended for its role in this effort.

Our countries have enjoyed very effective cooperation in humanitarian crises, such as that in Rwanda and in other countries of Africa. I am pleased that we have been able to foster this extremely important cooperation between the world's two largest aid donors. The U.S. Government's special coordinator for international disaster assistance, USAID Administrator Brian Atwood, is in contact with Mr. Hiroshi Hirabayashi of the Ministry of Foreign Affairs regarding future coordinated efforts in Rwanda.

In closing, let me again express my appreciation for your government's generosity, and I look forward to continued cooperation in such emergency situations.

Sincerely,

/s/

William J. Clinton

His Excellency
Tomiichi Murayama,
Prime Minister of Japan,
Tokyo.



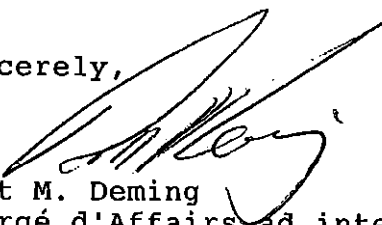
Embassy of the United States of America

Tokyo
August 17, 1994

Dear Mr. Prime Minister:

I have the honor to deliver the enclosed letter to
) you from President Clinton.

Sincerely,

)
)

Rust M. Deming
Chargé d'Affaires ad interim

)
)
His Excellency

Tomiichi Murayama,

Prime Minister of Japan,

Tokyo.

August 17, 1994

Dear Mr. Prime Minister:

Thank you very much for your message of August 3 informing me of additional measures taken or to be taken by the Government of Japan in response to the disastrous refugee situation in Rwanda. I agree that this tragedy is the most urgent humanitarian challenge facing the international community. Your government should be commended for its role in this effort.

Our countries have enjoyed very effective cooperation in humanitarian crises, such as that in Rwanda and in other countries of Africa. I am pleased that we have been able to foster this extremely important cooperation between the world's two largest aid donors. The U.S. Government's special coordinator for international disaster assistance, USAID Administrator Brian Atwood, is in contact with Mr. Hiroshi Hirabayashi of the Ministry of Foreign Affairs regarding future coordinated efforts in Rwanda.

In closing, let me again express my appreciation for your government's generosity, and I look forward to continued cooperation in such emergency situations.

Sincerely,

/s/

William J. Clinton

His Excellency
Tomiichi Murayama,
Prime Minister of Japan,
Tokyo.